

平成25年度版

# 環境白書

2013



奈良県

平成25年度版

# 環境白書

2013

奈良県

• 表紙の写真 •

左上 桜並木が眺望できる佐保川・奈良県図書館付近（奈良市）  
右上 二上山を正面に眺望できる檜原神社境内（桜井市）  
左下 十三重塔を望む談山神社境内（桜井市）  
右下 藤ノ木古墳を眺望できる法隆寺周辺（斑鳩町）  
いずれも記紀・万葉をテーマに登録。

県では平成23年度より「奈良県景観資産」制度を開始しました。

この制度は県内の景観的な価値のある建造物や樹木、優れた景観を眺望できる地点を奈良県景観条例に基づき登録するものです。平成23年度は「四神八景」をテーマに県下を4つに分け、それぞれから8点、合計32点。平成24年度は、「記紀・万葉」をテーマに、日本書紀や万葉集などにゆかりのある箇所、合計22点を登録しました。

県では今後、奈良県景観資産を増やしていきますので、皆様よりのご推薦をお待ちしています。

本制度の詳細はインターネットで「奈良県景観資産」にてキーワード検索してください。



奈良県景観資産シンボルマーク

この白書は、平成24年度の奈良県の環境の現状と施策について、まとめたものです。構成は、新奈良県環境総合計画の施策体系に沿った内容としております。本書が、皆様に広く活用され、環境問題に対する認識と理解を深めていただく一助となれば幸いです。





# 目 次

## 特 集 \*トピックス\* 24年度県の環境施策の概況

<b>第1部 環境行政の総合的推進</b>	(担当課・室)
<b>第1章 環境行政の動向</b> .....	1 (環境政策課)
<b>第2章 奈良県環境基本条例の施行</b>	
第1節 条例の背景及び基本理念 .....	2 (環境政策課)
第2節 条例の構成 .....	2 (環境政策課)
<b>第3章 新奈良県環境総合計画等の推進</b>	
第1節 新奈良県環境総合計画	
第1 計画の趣旨及び期間 .....	4 (環境政策課)
第2 計画の概要 .....	4 (環境政策課)
第3 計画の特色 .....	4 (環境政策課)
第4 環境指標と進捗状況 .....	6 (環境政策課)
第2節 新奈良県廃棄物処理計画	
第1 計画の趣旨及び期間 .....	11 (廃棄物対策課)
第2 計画の概要 .....	11 (廃棄物対策課)
第3 計画の推進に向けた取組 .....	12 (廃棄物対策課)
第3節 奈良地域公害防止計画	
第1 計画の趣旨 .....	12 (環境政策課)
第2 計画の概要 .....	12 (環境政策課)
第4節 環境影響評価制度	
第1 環境影響評価の制度化 .....	14 (環境政策課)
第2 環境影響評価条例の概要 .....	15 (環境政策課)
第3 環境影響評価の実施状況 .....	15 (環境政策課)
<b>第4章 環境施策の推進体制</b>	
第1節 奈良県環境審議会 .....	16 (環境政策課)
第2節 奈良県自然環境保全審議会 .....	18 (自然環境課)
第3節 奈良県古都風致審議会 .....	20 (風致景観課)
第4節 奈良県景観審議会 .....	21 (風致景観課)

## 第2部 豊かな自然及び歴史的文化遺産と県民生活との共生

### 第1章 優れた自然環境の保全

- 第1節 自然公園等の現状
  - 第1 自然公園……………23 (自然環境課)
  - 第2 自然環境保全地域及び保全地区等……………26 (自然環境課)
- 第2節 自然公園等の保全対策
  - 第1 自然公園及び保全地区等における法的規制……………28 (自然環境課)
  - 第2 大台ヶ原における保全対策……………29 (自然環境課)

### 第2章 多面的機能を持つ森林・農地の保全と活用

- 第1節 森林・農地の現状
  - 第1 森林の現状……………30 (林業振興課)
  - 第2 農地の現状……………30 (地域農政課)
- 第2節 適切な森林管理・整備の推進
  - 第1 適切な森林管理……………31 (林業振興課)
  - 第2 放置林対策……………31 (森林整備課)
  - 第3 森林造成事業及び治山事業……………32 (林業振興課  
森林整備課)
  - 第4 森林病虫害等の防除……………32 (森林整備課)
- 第3節 県産材需要の拡大
  - 第1 奈良県地域材認証制度の普及支援……………32 (奈良の木ブランド課)
  - 第2 県産材生産促進事業……………32 (林業振興課)
  - 第3 木材の新利用技術・森林林業技術の開発……………33 (森林技術センター)
- 第4節 農村環境の保全と利用
  - 第1 担い手の確保……………33 (地域農政課)
  - 第2 中山間地域等直接支払制度などの活用……………34 (地域農政課  
農村振興課)
  - 第3 農村資源の保全対策……………34 (地域農政課)

### 第3章 多様な生物の保全

- 第1節 野生鳥獣の保護管理……………35 (森林整備課)
- 第2節 大切にしたい野生動植物の保護……………36 (自然環境課)
- 第3節 水辺の生物の保全……………36 (河川課)

### 第4章 自然と人とのふれあいの推進

- 第1節 ふれあいの場づくり
  - 第1 自然公園の施設整備……………37 (自然環境課)
  - 第2 里山林の整備……………37 (森林整備課)
  - 第3 森林とのふれあい推進事業……………38 (森林整備課)

第4	親水空間の整備	38	(河川課) (農村振興課)
第2節	ふれあいの機会づくり		
第1	山の日・川の日普及啓発事業	38	(森林整備課)
第2	都市と農山村の交流	38	(農村振興課)
第3	ふれあいのための情報提供等	38	(環境政策課)
第3節	ふれあいのための人づくり		
第1	森林環境教育指導者の養成	39	(教育研究所) (森林整備課)
第2	自然公園指導員の活用	39	(自然環境課)

## 第5章 優れた歴史的文化遺産の保護と活用

第1節	歴史文化への誇りと継承		
第1	文化財の保護	40	(文化財保存課)
第2	世界遺産の保存管理等	40	(文化振興課) (文化財保存課)
第2節	地域の活性化への活用		
第1	伝統的なまちなみ及び文化的景観の保存	40	(文化財保存課)
第3節	活用ネットワークの構築		
第1	自転車の利用促進	41	(道路環境課)

## 第3部 快適・安全な生活環境の創造

### 第1章 優れた歴史的文化遺産の保護と活用

第1節	歴史文化と一体となった魅力ある緑地の創出		
第1	風致地区等の指定	43	(風致景観課)
第2	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園等の整備	45	(公園緑地課) (平城宮跡事業推進室)
第2節	憩いのある緑の空間の創造		
第1	本県における都市公園の現況	46	(公園緑地課)
第2	代表的な都市公園整備事業	46	(公園緑地課) (奈良公園室)
第3節	緑を育てる仕組みづくり		
第1	県民への意識啓発	47	(協働推進課) (農業水産振興課)
第2	事業者等への意識啓発	47	(環境政策課)
第4節	市街地内農地の活用	47	(地域農政課) (都市計画室)

### 第2章 奈良らしい景観の保全と美しい都市景観の保全と創造

第1節	歴史的景観の形成		
第1	緑の保全対策パトロール	48	(風致景観課)
第2	歴史的風土保存のための買い入れ地の保全	48	(風致景観課)
第3	電線類の地中化推進	48	(道路環境課)
第2節	田園・里山景観の形成		
第1	棚田の景観保全	48	(農村振興課)

第2	里山の景観保全	48	(森林整備課)
第3節	都市景観の形成		
第1	良好な景観づくりのための整備事業の推進	49	(地域デザイン推進課)
第2	美化啓発・実践活動の促進	50	(協働推進課)
第3	奈良県景観条例・奈良県景観計画の制定と効果的運用	50	(風致景観課)
第4	「奈良県景観資産」の情報発信	52	(風致景観課)
第5	ふるさと奈良景観づくり市町村連絡会議の開催	52	(風致景観課)
第4節	沿道景観の形成		
第1	違反屋外広告物の是正活動の推進	53	(風致景観課)
第2	地域が育てる道づくりの推進	53	(道路管理課)
第3	屋外広告物関係機関連絡会議の開催	53	(風致景観課)

### 第3章 大気環境の保全

第1節	大気汚染の現状		
第1	硫黄酸化物	54	(環境政策課)
第2	浮遊粒子状物質	54	(環境政策課)
第3	光化学オキシダント	55	(環境政策課)
第4	窒素酸化物	56	(環境政策課)
第5	一酸化炭素	56	(環境政策課)
第6	炭化水素	57	(環境政策課)
第7	微小粒子状物質	57	(環境政策課)
第8	降下ばいじん	58	(環境政策課)
第2節	大気汚染の防止対策		
第1	大気汚染常時監視体制	58	(環境政策課)
第2	工場・事業場等の固定発生源対策	60	(環境政策課)
第3	自動車等の移動発生源対策	62	(環境政策課 県警交通規制課)
第4	光化学オキシダント対策	62	(環境政策課)
第5	騒音・振動・悪臭の現状と対策	63	(環境政策課 道路管理課)

### 第4章 水環境の保全

第1節	公共用水域の状況		
第1	監視測定状況	67	(環境政策課)
第2	水質保全に係る各種連絡会議等	74	(環境政策課)
第2節	生活排水対策の推進		
第1	下水道の整備	75	(下水道課)
第2	浄化槽の整備	76	(環境政策課)
第3	農業集落排水の整備	76	(農村振興課)
第4	各種啓発の実施	76	(環境政策課)

第3節	工場・事業場等の排水対策の推進	
第1	工場・事業場への排出規制	77 (環境政策課)
第2	畜産事業場への指導	78 (畜産課)
第3	ゴルフ場への農薬適正使用の指導	78 (環境政策課)
第4節	河川愛護運動の推進	
第1	河川愛護の啓発事業	78 (河川課、環境政策課)
第2	「地域が育む川づくり」活動の推進	79 (河川課)

## 第5章 化学物質対策等の推進

第1節	化学物質の総合的なリスク対策の推進	
第1	P R T R制度	80 (環境政策課)
第2	リスクコミュニケーション	80 (環境政策課)
第2節	重点的に進める化学物質対策の推進	
第1	アスベスト対策	81 (環境政策課)
第2	ダイオキシン類対策	83 (環境政策課)
第3	P C B廃棄物対策	83 (廃棄物対策課)
第3節	環境ホルモン対策の推進	83 (環境政策課)
第4節	土壌保全対策の推進	
第1	農用地における土壌保全	84 (農業水産振興課)
第2	一般環境中の土壌保全	84 (環境政策課)

## 第4部 持続的発展が可能な循環型社会の構築

### 第1章 「ごみゼロ奈良県」に向けた廃棄物対策の推進

第1節	廃棄物処理の現状	
第1	一般廃棄物の状況	85 (廃棄物対策課、環境政策課)
第2	産業廃棄物の状況	87 (廃棄物対策課)
第2節	廃棄物の発生抑制・循環的利用の推進	
第1	県民への啓発活動	87 (環境政策課)
第2	リサイクル認定制度	88 (廃棄物対策課)
第3	事業所のゼロエミッション取組の促進	88 (廃棄物対策課)
第4	産業廃棄物の排出抑制に係る技術開発等に対する支援	88 (廃棄物対策課)
第3節	循環型社会構築のためのネットワークづくり	
第1	廃棄物情報交換システム	88 (廃棄物対策課)
第2	循環型社会推進協議会	89 (廃棄物対策課)
第4節	適正処理の推進	
第1	未然防止	89 (廃棄物対策課)

第2	早期発見	89	(廃棄物対策課)
第3	早期解決	89	(廃棄物対策課)
第4	産業廃棄物処理施設	90	(廃棄物対策課)

## 第2章 多様なエネルギーの有効利用

第1節	エネルギーの効率的利用		
第1	家庭・企業等における省エネ活動の推進	91	(環境政策課 エネルギー政策課)
第2	県の省エネ率先行動の推進	91	(環境政策課)
第3	住宅の省エネの推進	91	(住宅課 環境政策課)
第4	交通円滑化の推進	91	(道路建設課 県警交通規制課)
第2節	再生可能エネルギーの活用		
第1	住宅用太陽光発電設備設置の推進	92	(エネルギー政策課)
第2	公共施設での新エネルギーの利用	92	(エネルギー政策課 水道局)
第3	バイオマスエネルギーの利用促進	93	(奈良の木ブランド課)

## 第3章 健全な水循環の確保

第1節	水源涵養機能の強化	94	(森林整備課 水道局)
第2節	保水機能の保全・回復	94	(農村振興課 河川課)
第3節	合理的・循環的な水利用の促進	94	(地域政策課 下水道課)

## 第4章 環境ビジネスの振興

第1節	環境ビジネスに対する支援		
第1	融資制度による支援	95	(地域産業課)
第2	産廃税を活用した支援	96	(廃棄物対策課)
第2節	環境低負荷製品等の市場拡大		
第1	グリーン購入の推進	96	(環境政策課)
第2	環境にやさしい買い物キャンペーン	97	(環境政策課)

## 第5部 地球環境保全への取組の推進

### 第1章 温室効果ガスの発生抑制

第1節	地球温暖化対策の総合的な推進		
第1	地球温暖化の現状	99	(環境政策課)
第2	ストップ温暖化県民運動の展開	99	(環境政策課)
第3	県地球温暖化防止推進センター及び県ストップ温暖化推進員	100	(環境政策課)

第2節	二酸化炭素排出抑制対策の推進	
第1	温暖化防止に向けた県の率先行動	101 (環境政策課)
第2	グリーンニューディール事業の実施	104 (エネルギー政策課)
第3	地球温暖化防止対策地域協議会の設置促進	104 (環境政策課)
第4	地球温暖化防止に係る普及・啓発の推進	104 (環境政策課) (道路環境課)

## 第2章 温室効果ガスの吸収源対策

第1節	健全な森林の整備	
第1	森林吸収量確保推進計画	107 (林業振興課)
第2	森林環境税を活用した取組	107 (森林整備課) (学校教育課) (教育研究所)

## 第3章 オゾン層保護・酸性雨被害への取組

第1節	オゾン層保護の推進	109 (環境政策課)
第2節	酸性雨対策の推進	109 (環境政策課)

# 第6部 参加と協働による環境保全への取組の推進

## 第1章 環境教育・環境学習の推進

第1節	環境教育・環境学習を担う人材育成と活用	
第1	ストップ温暖化推進員の養成	111 (環境政策課)
第2	環境アドバイザー派遣及びどこでもエコ教室の講師派遣	111 (環境政策課)
第3	森林環境税を使った人材養成事業	111 (教育研究所) (森林整備課)
第2節	環境教育・環境学習のプログラムの整備	112 (学校教育課) (環境政策課)
第3節	環境教育・環境学習の機会と場の提供	
第1	こどもエコクラブ	112 (環境政策課)

## 第2章 環境保全に向けた県民・事業者・行政の協働促進

第1節	環境に配慮した事業活動や日常行動の推進	
第1	環境月間行事	113 (環境政策課)
第2	自然公園等における美化推進活動	115 (自然環境課)
第3	親切・美化県民運動における環境美化活動	116 (協働推進課)
第4	みんなで・守ロード事業	116 (道路管理課)
第2節	環境配慮に向けた制度とネットワークの展開	
第1	環境マネジメントシステム	116 (環境政策課)
第2	連携の仕組みづくり	118 (環境政策課)

## 第7部 共通の基盤施策の推進

### 第1章 環境情報の提供と情報共有の促進

- 第1節 環境情報の提供 ……121 (環境政策課)
- 第2節 環境に関する公聴
  - 第1 公害苦情の発生状況 ……121 (環境政策課)
  - 第2 公害苦情の処理状況 ……123 (環境政策課)
  - 第3 奈良県公害審査会 ……124 (環境政策課)

### 第2章 県の試験研究機関等における環境関連技術等の研究開発

- 第1節 保健環境研究センター ……125 (景観・環境総合センター)
- 第2節 工業技術センター ……127 (産業振興総合センター)
- 第3節 農業総合センター ……128 (農業総合センター)
- 第4節 森林技術センター ……128 (森林技術センター)

## \* トピックス \* 24年度県 の環境施策の概況

ここでは、奈良県環境総合計画の5つの重点プロジェクトの項目を中心に、環境の現況と24年度の県の主な取り組みについて記載しています。

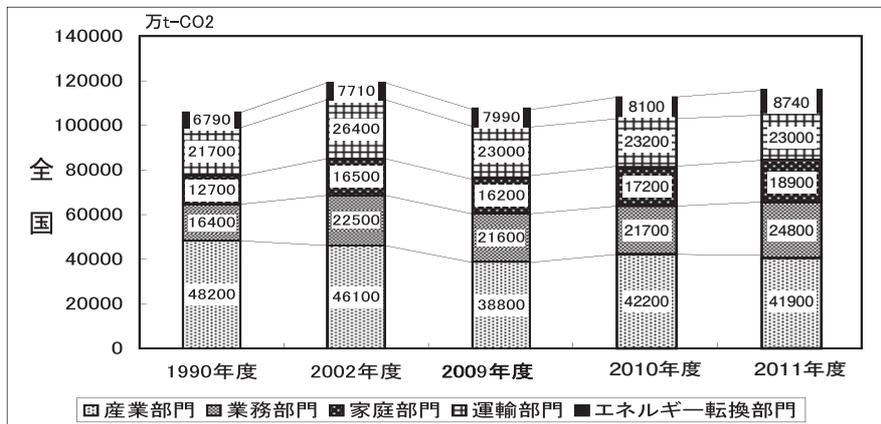
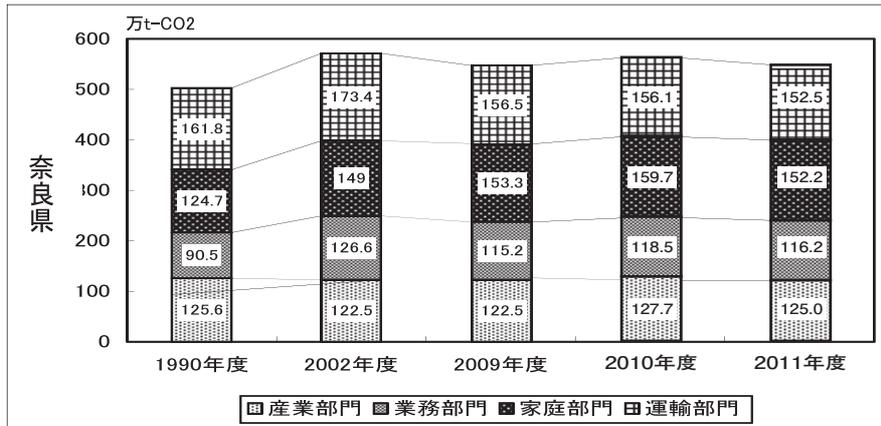
### 1. ストップ温暖化の環の拡大

#### 奈良県の二酸化炭素排出量の状況

○地球温暖化の主要な要因である二酸化炭素の23年度（2011年度）の排出量（エネルギー起源値）は、日本全体では1,173 百万トン-CO<sub>2</sub>であり、基準年度（1990年度）に比して10.8%の増加となっています。特に業務部門や家庭部門での伸びが大きくなっています。一方、奈良県の23年度の排出量は545.9 百万トン-CO<sub>2</sub>で、基準年度比8.6%の増加となっています。

○県の排出源別の内訳をみると、産業部門、業務部門が占める割合が小さく、民生家庭部門、運輸部門の割合が全国と比較して大きい傾向があります。

エネルギー起源の二酸化炭素排出量の推移（奈良県及び全国）



## 奈良県の地球温暖化防止対策

### (1) 地球温暖化対策の総合的推進

#### ①ストップ温暖化県民運動の展開

○県の地球温暖化対策を計画的・総合的に推進するため、「環境県民フォーラム」を推進母体とし、県民・事業者・NPOが協力・連携して各種施策に取り組んでいます。



ストップ温暖化推進員養成講座の様子

#### ②地球温暖化防止推進センターの取組

○県民への温暖化防止に関する助言や情報提供等を行うストップ温暖化推進員の養成講座を実施し、新たに9名が推進員として委嘱されました。(合計167人)

また、推進員の地球温暖化防止に関する環境講座やイベントの活動実績はのべ1657人で、17000人以上に環境啓発を行いました。

○家庭のCO<sub>2</sub>削減の専門家として認定された「うちエコ診断員」が、各家庭のライフスタイルに合った効率的かつ効果的な省エネ・CO<sub>2</sub>削減のアドバイスを行う「家庭エコ診断」を県内105世帯に対して行いました。平成24年度は年間59.7tのCO<sub>2</sub>削減を達成しました。

○家庭からのCO<sub>2</sub>排出量を確認できる環境家計簿は、2008年からの累計参加数は1364家族に達し、参加家族は年々増加しています。平成24年度は年間23.2tのCO<sub>2</sub>削減を達成しました。

#### ③奈良県庁ストップ温暖化実行計画の取組

○県自らが行う事業活動の中で生じる環境への負荷軽減のため、県の全ての機関で温室効果ガスの削減に取り組んでいます。24年度は前年度比2.1%減となりました。

### (2) 地球温暖化防止に係る普及・啓発の推進

○ストップ温暖化啓発キャラクターを公募し、750点の応募作品の中から、「な～らちゃん」を決定し、啓発用グッズ等に活用することで広く県民運動の盛り上げを図っています。



な～らちゃん

### (3) 再生可能エネルギー利用の推進

○本県の地域特性にあった様々な取組主体による再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、電力不足時のみならず日常の中で無理なく省エネ・節電ができる生活スタイルの普及を目指して、「奈良らしい新たなエネルギー政策」として、平成25年3月にエネルギービジョンを策定しました。

### (4) 温室効果ガス吸収源対策の推進

○森林は二酸化炭素を吸収し炭素の形で長期間貯蔵するなど、地球温暖化防止のために大きな役割を果たしています。このため、県では森林環境税を活用し、施業放置林の整備に関する事業により、森林整備を進めています。

## 2. 美しいふるさと「奈良」の創生

### (1) 奈良県の森林整備・保全の状況

○本県の森林面積は24年度末で28.4万haとなっており、県土の77%を占め、森林面積の95%が民有林です。また、民有林のうち62%は人工林であり、全国的にも高い水準にあります。

○森林は、水源のかん養、保健、レクリエーションの場だけでなく、CO<sub>2</sub>の吸収・固定といった地球環境の保全機能など多様な公益的機能を持っていますが、木材価格の低下により、生産コストに見合う収益が見込めないことから、素材生産・造林・保育などの林業生産活動が減退し、森林の荒廃につながっています。



### (2) 奈良県の自然環境の状況

○本県には、8箇所の自然公園があり、県土に占める割合は、全国平均 14.4%を上回る 17.2%となっています。

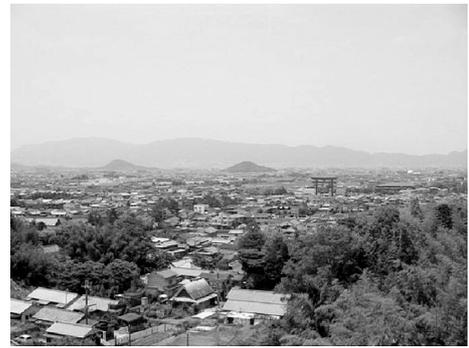
○良好な都市環境の提供や災害時の避難場所など、多目的な機能を有する都市公園については、23年度末現在県民1人当たり12.02 m<sup>2</sup>/人で、全国平均9.84 m<sup>2</sup>/人を上回る状況です。

○本県は、野生動植物の分類群によっては北方系と南方系の生物の分布が重なる地域であり、さらに地形や気候が変化に富んでいます。このことから本県は豊かな生物相を形成しており、およそ9,000種の野生動植物が確認されています。特に織管束植物の確認種数は約3,500種と極めて多く、日本で確認されている約7,000種のおよそ半数が存在しています。

○奈良県レッドリスト（脊椎動物 平成17年公表、植物・昆虫類 平成19年公表）に掲載されている希少な脊椎動物、昆虫類および織管束植物をあわせて1,115種であり、これは本県で確認されている脊椎動物、昆虫類および織管束植物の12%に相当します。この割合は他都道府県と比較すると高い方であり、本県は他地域に比べ生物多様性が損なわれやすい状況であるといえます。

### (3) 景観保全に係る県民意識など

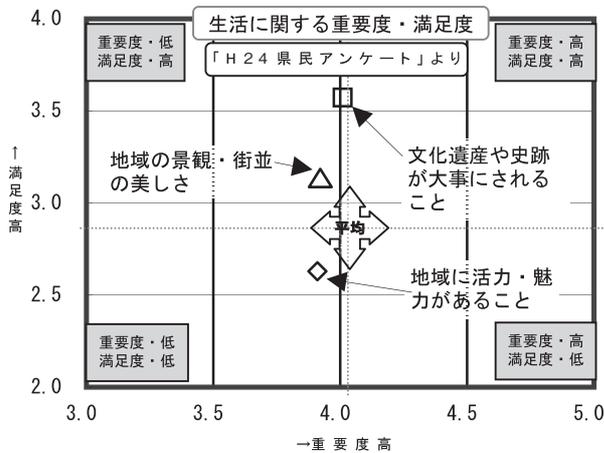
○奈良県は、世界に誇る多くの歴史文化遺産と豊かな自然環境、それらと一体をなす歴史的風土に恵まれた地であり、これらの歴史的風土などと人々の営みとを調和させようとするたゆまない努力によって美しい景観が守り育てられたところです。他方、奈良県においては、戦後になって都市化が急速に進み、北部地域は近畿圏においても有数の住宅市街地を形成しています。



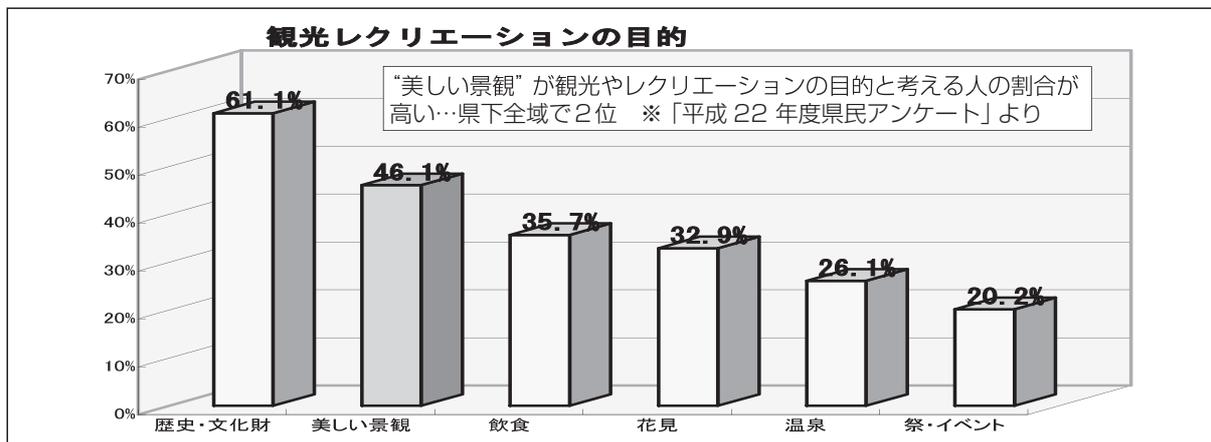
大美和の杜展望台（桜井市）  
～奈良県景観資産より～

○県民アンケート〈H 22～24〉によると、歴史文化遺産の保全や町並みの美しさなど、景観への満足度は比較的高い結果となっており、景観を観光・レクリエーションの目的と考える人の割合が相対的に高くなっています。

○一方、ゴミのポイ捨てなどモラルに関するもの他、電線類や看板などが、景観を損ねているものであると考えられています。



歴史文化遺産の保全や地域の景観・街並の美しさなど、景観についての満足度は比較的高い



“景観”を観光・レクリエーションの目的として考える県民が相対的に多く、県内全域で第2位

※北部（奈良・郡山・天理・生駒・山辺郡・磯城郡）／西部（生駒郡・広陵を除く北葛城郡）／中部（高田・橿原・御所・香芝・葛城・高市郡・広陵町）／東部（桜井・宇陀・宇陀郡）／南東部（野迫川・十津川を除く吉野郡）／南西部（五條・野迫川・十津川）

## 美しいふるさとづくりに向けた施策

### (1) 多様な生物と自然環境の保全

#### ① 森林環境税を活用した森林の保全

○県では、森林の荒廃を防ぎ、公益的機能の維持・増進を図るため、市町村、森林所有者の三者で協定を結び強度な間伐等を行っています。24年度は20市町村で1,003 ha実施しました。

○NPOやボランティア団体の協力を得て、里山林の景観や機能を回復するための整備を進めており、24年度は15市町村の19箇所において整備を行いました。



里山林整備の様子

#### ② 特定希少野生動植物カスミサンショウウオ保護管理事業計画の策定

○20年度に制定した「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」により指定されている特定希少野生動植物12種（動物5種、植物7種）のうち、24年度はカスミサンショウウオについて保護管理事業計画を策定しました。



カスミサンショウウオ

#### ③ 生物多様性なら戦略の策定

○生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として、「生物多様性なら戦略」を策定しました。

### (2) 憩える奈良の風土づくり

#### ① 農山村まるごと収穫体験&ウォークの開催

○24年度は11月4日に大淀町で開催しました。県内外より約700人が参加され、歩きながら収穫体験などを楽しんでいただきました。



収穫体験&ウォークの様子

### (3) 美しく風格のある奈良の景観づくり

#### ① 景観条例の制定

○美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かなくらしの創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、奈良県景観条例（平成21年3月27日）及び奈良県景観計画（平成21年5月1日）を定め、平成21年11月1日に全面施行しました。

#### ② 植栽景観整備指針の制定

○景観形成の重要な要素である植栽景観の整備のあり方について、平成25年3月に「植栽景観整備指針」を策定しました。平成24～25年度で同指針の具体的な実施計画である「奈良県植栽計画」を策定する予定です。全県を「庭」に見立て、既存の花の名所等の効果的な管理や植栽による新名所づくりに、市町村や地域団体等と連携しながら取り組んでいきます。平成24年度には、植栽計画の策定と並行して、14のエリアについて整備に着手しました。

#### ③ 景観保全型広告整備地区の指定

○奈良県景観条例と奈良県景観計画に基づく建築物の色彩やデザイン等に対する規制誘導の開始とあわせて、景観計画において特に重点的に良好な景観の形成に取り組むべき区域として定める法隆寺地域、山の辺地域及び主要インターチェンジ周辺の沿道を奈良県屋外広告物条例に基づく景観保全型広告整備地区に指定し、市町村と連携しながら、建築物等と一体となった良好な広告景観づくりを図っています。

### 3. ごみゼロ奈良の推進

#### 奈良県の廃棄物・リサイクルの状況

##### ①一般廃棄物

○23年度の県内の総排出量は、475千トンで、平成10年度の591千トンをピークに緩やかですが減少しています。また、1人1日当たりの排出量は923g（全国：975g）でピーク時に比べて約188g（全国：210g）減少しています。

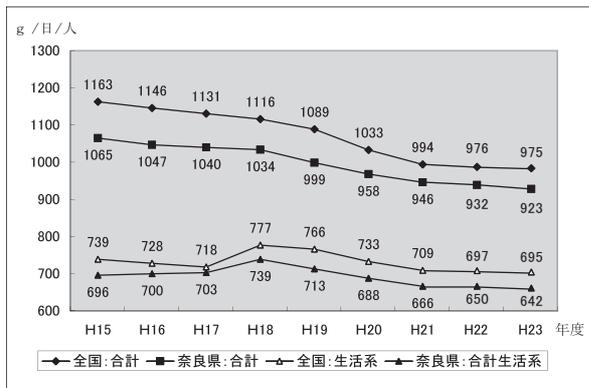
○23年度の再生利用量は65千トン、再生利用率は13.6%（全国：20.4%）となっています。県内各市町村の平均分別数は8.3で、全国平均に比べると少ない状況です。都道府県別のデータを見ると、平均分別数が多いほど再生利用率が高くなる傾向があるため、今後分別数の拡大が必要と思われます。

##### ②産業廃棄物

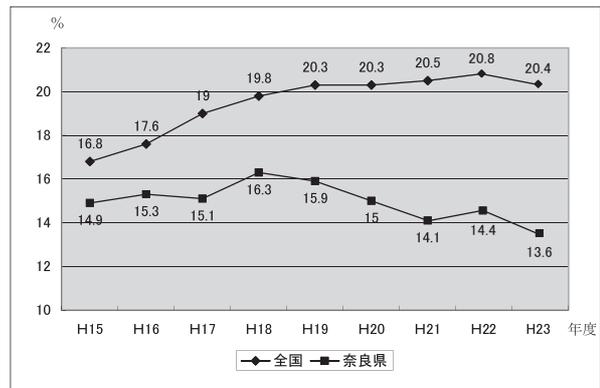
○本県における22年度の産業廃棄物の排出量は、1,539千トンで、前回（H17）の1,696千トンに比べ減少傾向となっており、種類では汚泥とがれき類で75%を占めています。

○22年度の処理状況を前回と比較すると、排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量のすべてが減少しています。

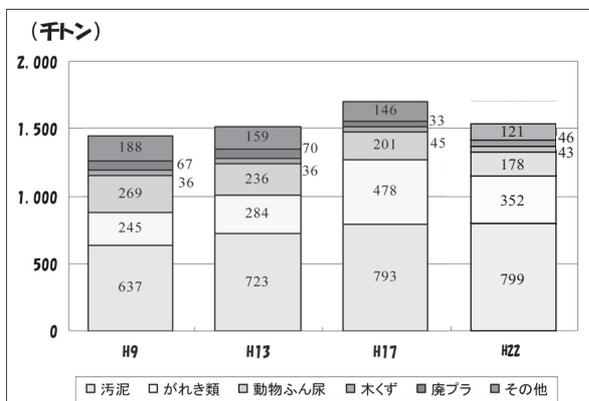
1人1日当たりの排出量の推移



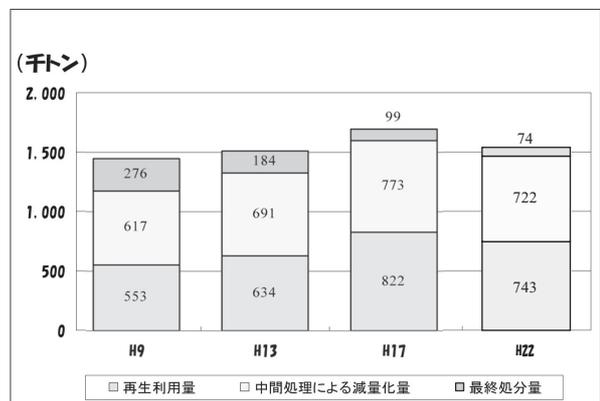
一般廃棄物のリサイクル率の推移



種別産業廃棄物排出量の推移



産業廃棄物処理状況の推移



## 奈良県の廃棄物処理対策

### (1) 廃棄物の発生抑制・循環利用の推進

#### ① 県民への啓発活動

○10月の3R推進月間にあわせ、買い物袋の持参を呼びかける「マイバックキャンペーン」を展開し、ザ・ビッグエクストラ大安寺店において買い物袋の配布等を行う街頭啓発を実施しました。

○県内で製造されたりサイクル製品の普及を図る「リサイクル製品認定制度」については、24年度新たに24品目の認定を行い、併せて広報及び県庁での積極購入に努めています。



マイバックキャンペーン街頭啓発の様子

#### ② 新奈良県廃棄物処理計画の策定

○循環型社会構築に向け、一般廃棄物については、平成29年度の1人1日当たり排出量を870g、総排出量を446千トン/年、最終処分量を46千トン/年を目標とする計画を策定しています。

### (2) 産業廃棄物処理対策の推進

#### ① 事業所のゼロ・エミッション取組の促進

○県では、事業者が工場等で発生する廃棄物を限りなく少なくするという、ゼロ・エミッションに向けた取組を支援しており、環境カウンセラーの派遣などを行いました。

#### ② 産業廃棄物の排出抑制に係る研究開発・設備導入への支援

○県では、県内事業所が循環資源を使った製品開発や、産業廃棄物の再生利用に係る設備機器の整備などを行うことを進めています。

### (3) 適正処理の推進

#### ① 未然防止

○県では処理事業者への立入指導だけでなく、事業者向けの各種研修を行っています。また、県民総監視の意識醸成のための不法投棄ゼロ作戦推進大会の開催をはじめ、新聞広告など各種キャンペーン活動を展開しました。

#### ② 早期発見

○不法投棄の早期発見のため、不法投棄ホットラインによる県民からの通報受付、景観・環境保全センターによるパトロールを行っており、24年度は年間362日のべ1,467回（ヘリコプターによるスカイパトロールを13回）実施しました。



キャンペーンのポスター

## 4. 万葉の清流再生

### 県内河川の監視測定状況

本県の公共用水域を水系別にみると、北部低地域を流域にもつ大和川水系、東部高原地帯を流域にもつ淀川（木津川）水系、県の中央部を東西に流れる紀の川（吉野川）水系、南部山岳地帯を流域にもつ新宮川水系の4つに大別されます。これらの水系は全て1級河川の水系で、それぞれの1級河川は大和川（158）、紀の川（72）、淀川（72）、新宮川（56）の計358河川となっています。

24年度は、公共用水域水質測定計画に基づき、4水系（大和川・紀の川・淀川・新宮川）、72河川、9ダム湖の計122地点で県、国土交通省、奈良市及び（独）水資源機構で常時監視を行いました。

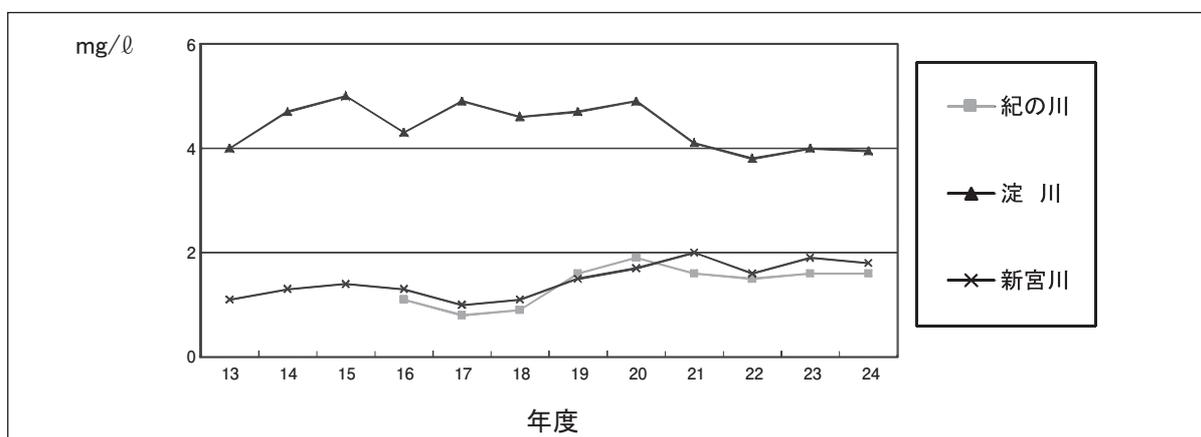
その結果、健康項目（カドミウム、ひ素、鉛など27項目）は、測定を行ったすべての地点で環境基準を達成していましたが、生活環境項目については、下記のようになお環境基準未達成地点があります。

平成24年度生活環境項目の環境基準達成状況（基準達成水域数／類型指定水域数）

	類型	基準値	大和川	紀の川	淀川	新宮川	計
河川	AA	1mg/l	—	1/1	10/14	1/5	12/20
	A	2mg/l	4/4	2/2	10/12	1/1	17/19
	B	3mg/l	2/2	1/1	—	—	3/3
	C	5mg/l	12/15	—	—	—	12/15
	小計		18/21	4/4	20/26	2/6	42/57
湖沼	A	3mg/l	—	1/1	0/2	4/4	5/7
合計			18/21	5/5	20/28	6/10	47/64

環境基準点は、新宮川水系の1水域2地点以外は1水域1地点

水系別の湖沼水質（表層）の推移（湖沼環境基準点のCOD平均値 mg/l）



## 水質保全に向けた主な取組状況

### (1) 水がきれいな川づくりの推進

#### ①豊富な水量の確保

○県では自然の保水機能の向上のため、遊休農地解消に向けた取組を行っています。また、24年度は5箇所において、水源養機能の低下した保安林等の整備を行いました。

○市街地での雨水の地下浸透を促すため、街路整備等に併せ一部の歩道の透水性舗装を実施し、健全な水循環の確保に努めています。

#### ②清らかな水質の確保

○県では、河川など公共水域の水質保全に効果的な下水道整備を順次進めています。平成23年度末での下水道普及率は75.4%で、全国14位となっています。

○下水道事業が及ばない地域には浄化槽設置を進めており、24年度には19市町村に対し338基の助成を行いました。

○また、大和川の水質汚濁要因の8割を家庭からの生活排水が占めることから、24年度は大和川水質改善強化月間キャンペーンにより流域住民への啓発を行いました。

○水環境の保全には、行政機関のみならず地域住民と協働した取組が重要であるため、県では住民と協働した河川愛護の啓発事業を行っています。24年度は95団体の河川美化活動に支援を行ったほか、地域住民が主体的に行う草刈等の河川維持管理活動を育み、その継続を図る「地域が育む川づくり」事業として50団体と協定を締結しました。

また、来訪者の環境美化の意識向上を訴える「吉野川マナーアップキャンペーン」を流域7市町村やボランティアの協力を得て7月28日に実施しました。



流域住民への啓発講座の様子



吉野川マナーアップキャンペーンの様子

### (2) 水辺に親しめる川づくりの推進

#### ①水とのふれあいの確保

○県では、身近な憩いの場や交流の場として河川の活用を図ることを目的として、水辺を利用した環境学習を実施しています。24年度は子どもや保護者を対象とした川の自然観察会である「みんなのかっぱ教室」や「リバーウォッチング」のサポート等を行いました。

○河川整備にあたっては、必要に応じ階段護岸や広場などの親水空間の創設に努めています。24年度は前年度に引き続き飛鳥川の整備を行いました。

#### ②生態系への配慮

○県では、法や生活環境保全条例等に基づき、事業所から排出される有害化学物質の規制を行い、規制対象事業所から流れ出る排水の適正管理に努めています。



リバーウォッチングの様子

## 5. 「地域環境力」の向上

### 奈良県の環境保全に係る活動状況

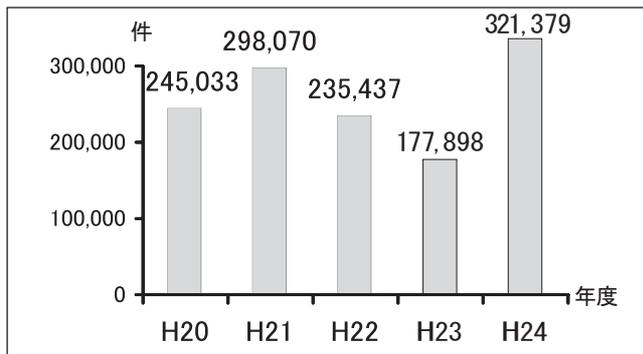
#### ①環境教育・環境学習

- こどもが誰でも参加できる環境活動クラブである「こどもエコクラブ」は、24年度、全国で2,369クラブ、117,792人が登録・活動していますが、県内では17クラブ、541人です。
- 平成18年度から森林環境税を活用し、県内の公立小学校を対象に森林環境教育体験学習を進めており、24年度は県内の公立小学校206校（全校）で実施しました。
- 県では、県民の皆さまへ幅広く環境情報を提供するため、平成15年度から環境情報サイト「エコなら」を開設しており、年々利用者が増大しています。

#### ②地域での環境保全活動

- 県内の環境保全活動に取り組むNPO法人数は、24年度は167団体で、NPOの活動分野を環境としている割合は全国とほぼ同じとなっています。
- 温暖化対策地域協議会の設置状況については、22年10月に本県5つめの地域協議会として「エコライフかしはら」が、平成24年10月に本県6つめの地域協議会として斑鳩町地球温暖化防止地域協議会「エコるが」が設置されましたが、他の都道府県の設置数と比較するとなお少ない状況にあります。

エコならのアクセス件数

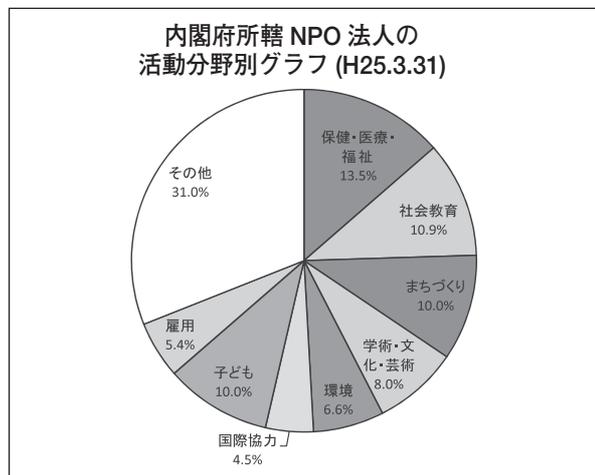
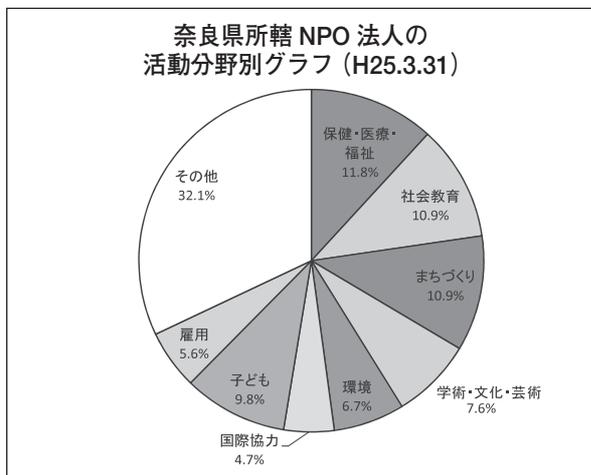


都道府県の地球温暖化対策地域協議会の登録数

設置数	都道府県数	設置数	都道府県数
10以上	14	5	6
9	4	4	3
8	3	3	2
7	3	2	1
6	7	1	2

※未登録2

NPO法人の主たる活動分野別グラフ（全国比率）



※H24年度より内閣府所管法人がなくなりましたので、全国値に変更しました。

## 地域環境力向上のための主な取組状況

### (1) 環境保全に積極的に取り組む人づくり

#### ① 森林環境税を活用した取り組み

○県では、森林を守り育てる意識を醸成するために指導者養成セミナーや体験学習等を行うとともに、その修了者を人材登録し、研修等の機会に派遣する事業を行っています。24年度は延べ 359人を登録し、73人を派遣しました。



指導者養成セミナーの様子

○学校において森林体験学習を実施するための、教員現地研修については、24年度7回実施し、593人の参加がありました。また、県内の小学5年生全員に森林環境教育の副読本を配布しました。

#### ② 環境アドバイザーやどこでもエコ教室の実施

○県では、自治会や婦人会など身近な環境学習機会への講師派遣も実施しており、24年度は1件の講師派遣を行いました。

### (2) 各主体が協働した環境保全活動

#### ① クリーンアップならキャンペーンの実施

○「落書きやゴミ・タバコのポイ捨てのない、美しいまちづくり」をすすめるため、企業、民間団体、行政が協働した美化活動を毎年実施しています。

24年度は統一実践日（9月2日）に、県内20コース約15,000人の参加を得てキャンペーン活動を展開したほか、月間中に延べ 57,000人の参加を得て県内各地でクリーン活動を行いました。



クリーンアップならキャンペーンの様子

#### ② 地元と協働した道路の美化活動の展開

○県では、地元自治会等が自主的に行う道路の草刈や清掃活動等への支援である「みんなで・守ロード事業」を行っており、24年度は、96団体に活動いただきました。



「みんなで・守ロード事業」の様子

### (3) 環境情報の提供・共有の推進

○県民や事業者の環境への関心を高め、環境への負荷低減に向けた取り組みを促進していくためには、環境に関する幅広い情報をわかりやすく、迅速に提供することが重要です。県では、インターネットを活用した環境情報サイト「エコなら」や広報誌など様々な媒体を通じて環境情報の提供を行っています。

## 6. その他

### その他の主な取組状況

#### ①継続的なアスベスト対策

これまで県では、県民への情報提供や各種相談窓口の開設、検診体制の整備、民間建築物の石綿分析・除去等の推進、廃棄物の適正処理強化等に取り組んでいます。

##### ○健康問題

石綿関連疾患は発症までの期間が長いことから、今後更に患者の増加が見込まれるため、平成 24年度には、アスベストに関する検診等現況調査を実施するとともに、環境省の委託による、第 2期石綿ばく露健康リスク調査を実施し、医学的所見の有無と健康影響に関する知見の収集に努めました。また、石綿による健康被害者の救済を図る「石綿健康被害救済基金」への拠出を行いました。

##### ○建築物問題

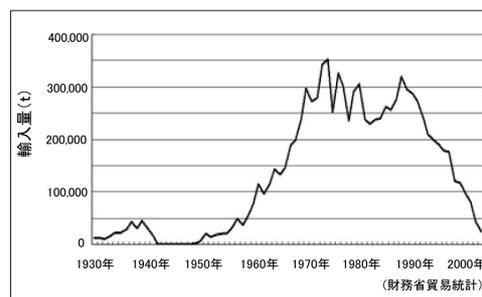
石綿の輸入量は、右図にあるとおり、1970年から 90年にかけて年間約 30万トンと大量に輸入されています。これらの石綿のうち 8割以上は建材に使用されてきたため、既存建築物については、今後も使用時や解体時の石綿飛散によるばく露を未然に防止することが必要です。

平成 24年度は、大気汚染防止法に基づく届出があった解体現場等26件中25件に対し、適正処理等の確認指導をする立入調査を行いました。

##### ○環境問題

一般環境中の石綿濃度について、県下 5地点で年 4回測定した結果、年平均 0.12本/ℓでした。

日本の石綿輸入量の推移



# 第 1 部

## 環境行政の総合的推進

## 第1章 環境行政の動向 (環境政策課)

本県は、古代律令国家誕生の地として、飛鳥・白鳳・天平など数多くの歴史的文化遺産を有するとともに、奈良盆地と美しい青垣の山並みに代表される景観、吉野等の山地が持つ雄大な自然など、「日本人の心のふるさと」としての恵まれた環境をいにしえから継承してきた。

かつて、昭和30年代からの高度成長期において、全国各地で環境の汚染や自然の破壊など、環境の悪化が進行し、大きな社会問題となった。

本県では、昭和44年4月に公害防止条例を制定し、法的な整備を進めるとともに、行政機構の整備充実、規制及び監視体制の強化を行うなどの公害対策を進めるとともに、昭和47年3月に自然環境保全条例を制定し、豊かな自然環境の保全に努めてきた。

これらの施策は、県民、事業者等の協力ともあいまって一定の成果を挙げ、本県の環境は全般的に良好に維持されてきた。また、最近では、身近な緑や水辺、歴史的風土と調和した景観など、生活に潤いや安らぎを与えるアメニティ（快適環境）へのニーズも高まってきている。

一方、都市化の進展、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動、ライフスタイルの変化等に伴う環境への負荷が増大し、本県でも、生活排水等による河川の水質汚濁、廃棄物の増大などいわゆる都市・生活型の環境問題が生じている。

また、地球の温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など地球的規模での環境への影響や将来の世代に対して影響を及ぼすような環境問題も起こっている。

本県では、このような状況に適切に対応し、地域社会における責任ある行政主体として、世界に誇るべき文化遺産や歴史的風土、恵まれた自然などの環境特性を踏まえた環境行政の体系的な推進を図るため、また、県民及び事業者がそれぞれの立場でより良い環境の保全と創造に向けた取り組みを進める際の環境づくりの指針として、平成8年3月に奈良県環境総合計画を策定した（平成18年3月に新計画に改訂）。

さらに、環境保全に対する新たな理念を定め、環境の保全と創造に関する新しい法的な枠組みとして、平成8年12月に奈良県環境基本条例を制定し、同時にこれに合わせて、従来の奈良県公害防止条例を全文改正した奈良県生活環境保全条例を制定した。

また、地方公共団体も地域における一事業者として、通常の家計活動の主体であるとの認識のもと、平成13年3月に「奈良県庁ストップ温暖化実行計画」を策定し、県自らの環境負荷の低減に率先して取り組むとともに、平成14年3月15日にはISO14001環境マネジメントシステムを認証取得した。

平成15年3月には、資源循環型の社会づくりを進めるため、6Rの推進を基調とする「奈良県循環型社会構築構想」、「奈良県廃棄物処理計画」を策定したほか、16年度からは「産業廃棄物税」、18年度からは「森林環境税」を導入して、財源面からも環境施策の推進を図っている。

17年度は、全国規模の社会問題となったアスベストによる健康被害問題が発生したが、本県ではいち早く「アスベスト問題対策会議」を設置し、環境・建築物・健康などの問題について、横断的な取り組みを行ってきた。

18年度は、喫緊の課題である地球温暖化防止に向け「ストップ温暖化アクションプラン」を策定し、県民・事業者・民間団体・行政が一体となった取り組みを進める基盤である「奈良県ストップ温暖化県民会議」を中心に今後取り組みを進めていくこととした。

19年度は、専門家等で構成する「ふるさと奈良景観づくり推進委員会」による景観計画・景観条例の策定に向けた検討を行い、また多様な野生生物の保全のためのレッドデータブックを作成した。

これらの取り組みをうけて、20年度は奈良県景観条例と奈良県希少動植物の保護に関する条例を制定し、21年度には、奈良県景観計画と奈良県希少野生動植物の保護に関する基本方針を策定。平成24年度は、「生物多様性なら戦略」、また第3次となる「新奈良県廃棄物処理計画」を策定した。

今後も新環境総合計画の基本理念である「豊かな自然・優れた歴史との共生、持続可能なくらしの創生」の実現に向け、施策の展開を図っていく。

## 第2章 奈良県環境基本条例の施行

この条例は、環境の保全と創造について、基本的な理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めるもので、県の環境関係例規の中心となる条例である。なお本条例は平成8年12月に制定し、平成9年4月から施行した。

### 第1節 条例の背景及び基本理念 (環境政策課)

都市・生活型環境問題や地球環境保全などの新たな課題の発生、快適環境に対する県民ニーズの増大など、環境をめぐる状況は刻々と変化している。

そこで、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、本県の歴史的風土や多様な自然環境を活かしながら、潤いと安らぎのある快適な環境を創造し、各主体が一体となって総合的・計画的な取り組みを進めていくため、次の4つの事項を基本理念としている。

- (1) 県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を受けることと将来にわたる維持
- (2) 全ての者が環境負荷の低減を行うことと持続的発展が可能な社会の構築
- (3) 歴史的風土や自然環境を生かした潤いと安らぎのある快適環境の確保
- (4) 地域環境が地球に及ぼす関わりを鑑みながらの地球環境保全への対応

### 第2節 条例の構成 (環境政策課)

図1-2-1のとおり、全文2章27条から成っている。

図1-2-1 奈良県環境基本条例の構成

奈良県環境基本条例	
前 文	
<b>第1章 総則</b>	
第1条 目的	第4条 県の責務
第2条 定義	第5条 市町村の責務
第3条 基本理念	第6条 削除
	第7条 県民の責務
	第8条 環境の状況等の公表
<b>第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策</b>	
<b>第1節 施策の基本指針</b>	
第9条 施策の基本指針	
<b>第2節 環境総合計画</b>	
第10条 環境総合計画	
<b>第3節 環境の保全及び創造のための施策等</b>	
第11条 県の施策の策定等に当たっての配慮	第18条 資源の循環的な利用等の促進
第12条 環境への配慮の促進	第19条 環境管理の促進
第13条 環境影響評価の推進	第20条 環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等
第14条 規制の措置	第21条 民間団体等の自発的な活動の促進
第15条 技術的助言等の措置	第22条 情報の提供
第16条 環境の保全及び創造に資する施設の整備等の推進	第23条 調査研究の実施
第17条 良好な景観の形成	第24条 監視等の実施
<b>第4節 地球環境の保全の推進</b>	
第25条 地球環境の保全の推進	
<b>第5節 推進体制の整備等</b>	
第26条 推進体制の整備	
第27条 国及び他の地方公共団体との協力	

# 第3章 新奈良県環境総合計画等の推進

## 第1節 新奈良県環境総合計画

### 第1 計画の趣旨及び期間 (環境政策課)

近年、少子高齢化の急速な進行や情報化、国際化の進展など、社会経済を取り巻く環境は大きく変化するとともに、経済の低成長に伴い心の豊かさを求める者が増加する中で人々の価値観も多様化し、ライフスタイルや仕事のあり方なども大きく変わりつつある。また、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題は極めて深刻であり、廃棄物の増大、ダイオキシン類等の化学物質による汚染など私たちを取り巻く今日の環境問題はますます複雑多様化している。

このような環境問題を解決していくためには、私たちの生活行動や経済活動のあり方そのものを環境の保全と創造のしくみが組み込まれたものに変えていくことが必要であり、「環境と経済の好循環」や「参画と協働」といった視点での取り組みが重要となっている。

そこで、前計画が平成17年度に期間満了となることを機に、今日の環境問題の態様の変化、内外の経済社会情勢の変化等に対応し、持続可能な循環型社会を構築し次の世代に恵み豊かな環境を引き継いでいくため、新しい課題にも的確に対応した施策展開を図ることを目的として「新奈良県環境総合計画」を平成18年3月に策定した。新計画の期間は、平成18(2006)年度から平成27(2015)年度までの10年間である。

### 第2 計画の概要 (環境政策課)

新計画では、持続可能な循環型社会の構築により、本県の豊かな自然環境と優れた歴史環境を将来にわたって継承し、快適な生活環境を保全することを目指して計画の基本理念を「豊かな自然・優れた歴史との共生、持続可能なくらしの創生」と定めるとともに、次の5つの基本目標を設定している。

- (1) 豊かな自然及び歴史的文化遺産と県民生活との共生
- (2) 快適・安全な生活環境の創造
- (3) 持続的発展が可能な循環型社会の構築
- (4) 地球環境保全への取り組みの推進
- (5) 参加と協働による環境保全への取り組みの推進

### 第3 計画の特色 (環境政策課)

上記5つの基本目標の達成に向け、計画の着実な推進への実効性を担保するとともに、県民の視点に立ったわかりやすい説明の仕組みを構築するため、新計画では新たに「環境指標」及び「重点プロジェクト」を設定した。

(1) 環境指標

将来の目標値を県民の皆様にわかりやすくなるよう、具体的に45項目の数値で示している。今後、この環境白書等を通じ県民の皆様に進捗状況を公表する。

(2) 重点プロジェクト

基本目標の達成に向け、県として戦略的かつ重点的に取り組むべき施策を「重点プロジェクト」として位置づけている。計画期間中に5つの重点プロジェクトを推進していく。

図1-3-1 新奈良県環境総合計画の構成



## 第4 環境指標と進捗状況 (環境政策課)

計画に記載している指標とその進捗状況は下記のとおりである。

### 基本目標Ⅰ 豊かな自然及び歴史的文化遺産と県民生活との共生 (11)

環境指標	単位	現況値 (H16)	直近値 (H24)	目標値 (H27)
○県土に占める自然公園の割合 (自然公園面積)	%	17.2 (63,328ha)	17.2 (63,328ha)	維持する
○自然豊かな広葉樹林等の割合 (森林における広葉樹林等の割合)	%	38 (H12)	37	40
○間伐実施面積(累計)	ha	5,126	30,023 (H18~22) 8,624 (H23~24) 38,647 (累計)	22,500 (H18~22) 25,000 (H23~27) 47,500 (累計)
○県内における県産材の利用割合 (県内木材需要に対する県産材の供給率)	%	50 (H15)	60	55
○奈良県版レッドデータブックにおける 希少動植物種数	—	1,115 (H19)	1,115	維持する
○県内で確認された渡り鳥(ガン・カモ)の種類数	—	14	16	減少させない
○ホタルが生息する河川延長の割合	%	10 (H15)	11.8	16.7
○奈良の自然とふれあった人の数 (中山間地域への来訪者数)	万人	735 (H15)	327 (H23)	845 (H15年度比15%増)
○里山林の整備箇所数(累計)	箇所	0	142	170
○県内で指定・登録されている文化財数 (国・県指定分の合計)	件	2,157	2,344	2,320
○歴史文化等の拠点エリアへの来訪者数	万人	3,507 (H15)	3,331 (H23)	3,770 (H15年度比7%増)

### 基本目標Ⅱ 快適・安全な生活環境の創造 (12)

環境指標	単位	現況値 (H16)	直近値 (H24)	目標値 (H27)
○一人あたりの都市公園面積〈担当：公園緑地課〉	m <sup>2</sup> /人	11.1	12.0 (H23)	12.3 (H23)
○花とみどりのまちづくり実践活動箇所数	箇所	5	11 (H23)	20
○奈良の景観を美しいと感じる人の割合	%	84.2 (H17)	未調査	90
◎奈良県景観資産登録数	箇所	0	54	100
○クリーンアップならキャンペーン参加者数	人	62,000	57,000	140,000
○快適で魅力ある沿道景観が創出された数(累計) (沿道地区のまちづくりに関するルール締結数)	—	23	84	50
○低公害車導入率	%	20	52	75
○公害苦情件数(騒音・振動・悪臭)	件	287	164 (H23)	200以下

環境指標	単位	現況値 (H16)	直近値 (H24)	目標値 (H27)
○清らかで安全な河川・湖沼の割合 (大和川水系) (環境基準達成率)	%	52.4 (11/21)	86.0 (18/21)	90.5 (19/21)
		75.0 (21/28)	71.0 (20/28)	89.3 (25/28)
(淀川水系)	%	80 (4/5)	100 (5/5)	100 (5/5)
		100 (10/10)	60 (6/10)	100 (10/10)
(紀の川水系)				
(新宮川水系)				
○汚水処理人口普及率	%	77.8	85.5 (H23)	87.6
○ダイオキシン類の環境基準達成率	%	100	100	100
○環境中に排出される化学物質の量	t	1,540 (H15)	656 (H23)	1,400
○PCBの適正処理実施率	%	0	44.1	100 (H28)

### 基本目標Ⅲ 持続的発展が可能な循環型社会の構築 (10)

環境指標	単位	現況値 (H16)	直近値 (H24)	目標値 (H27)	
○廃棄物排出量	(生活系一般廃棄物： 県民一人一日当たり)	g/日・人	700 (H15)	642 (H23)	650 (H24)
	(産業廃棄物)	千t	1,508 (H13)	1,539 (H22)	1,700 (H24)
○リサイクル率	(一般廃棄物)	%	14.8 (H15)	13.6 (H23)	25.0 (H24)
	(産業廃棄物)	%	42 (H13)	48 (H22)	48 (H24)
○埋立処分量 (最終処分量)	(一般廃棄物)	千t	86 (H15)	65 (H23)	58 (H24)
	(産業廃棄物)	千t	184 (H13)	74 (H22)	80 (H24)
○県民一人当たりのエネルギー消費量	原油L/ 年・人	1,261 (H15)	1,272 (H23)	1,043 (H12年度比-20%)	
○太陽光、風力発電出力量	kW	12,713	70,112 (H24)	147,571 (H27)	
○木質バイオマスエネルギー利用量	t	6,700	15,763	12,000	
○保水機能が高い水源涵養保安林 <sup>かん</sup> の面積	ha	59,733	63,105	60,228 (H22)	
○透水性舗装面積 (累計)	m <sup>2</sup>	112,350	205,704	172,350	
○環境をテーマにしたビジネスモデル認定件数 (累計)	件	30	46	100	
○環境にやさしい買い物キャンペーン参加店舗数	店	781 (H17)	781 (H17)	1,000	

※奈良県エネルギービジョンの策定に伴い、太陽光、風力発電出力量の目標値については、見直しを行っています

基本目標Ⅳ 地球環境保全への取組の推進（7）

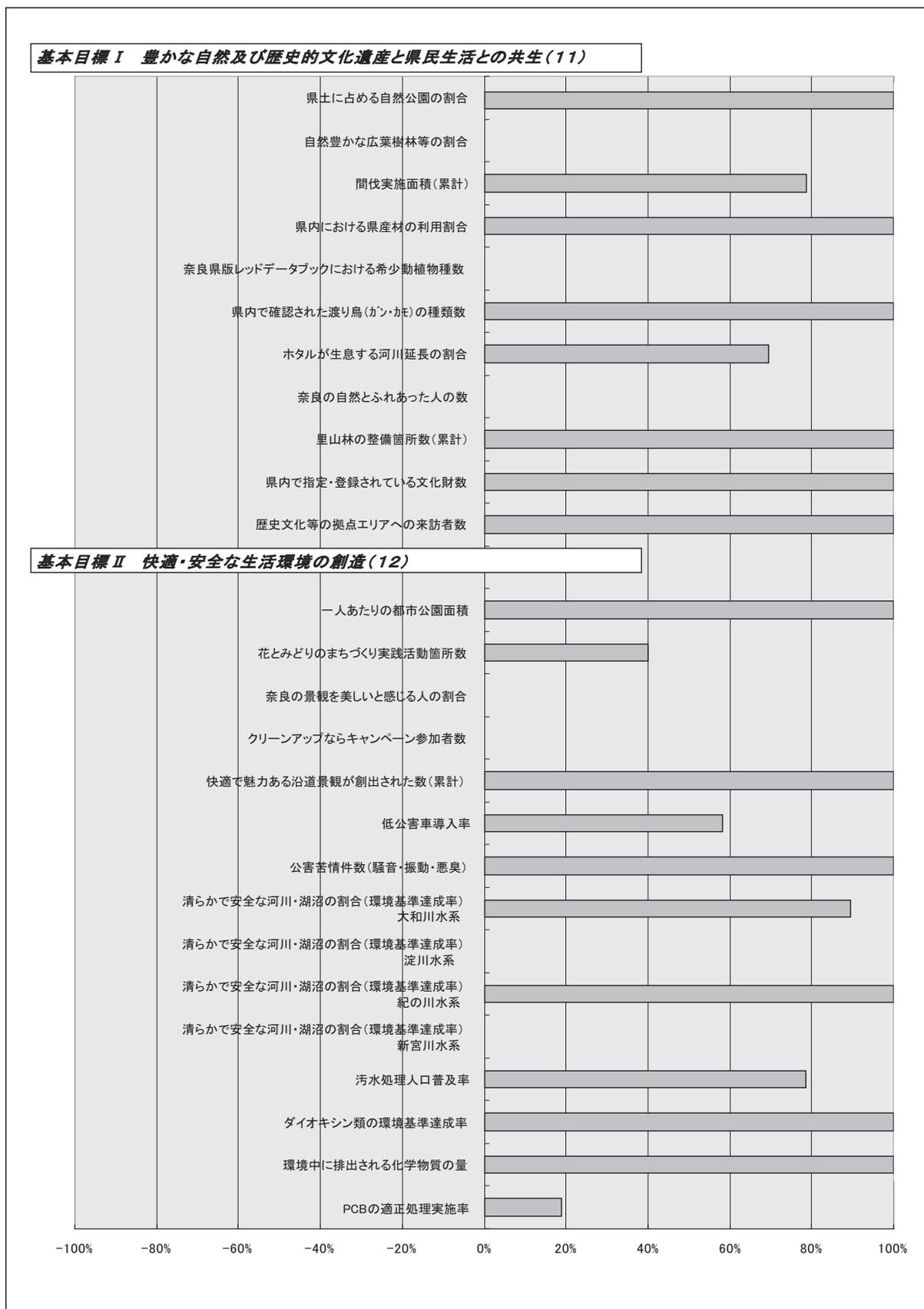
環境指標	単位	現況値 (H16)	直近値 (H24)	目標値 (H27)
○地球温暖化の主な要因であるCO <sub>2</sub> 排出量	万t	558 (H15)	546 (H23)	465 (H12年度比-20%)
○二酸化炭素の吸収源として整備された森林面積	ha	141,000 (H15)	168,000	172,000 (H22)
○県民等からの募金により新たに植樹された樹木数	本	1,138	7,628	10,000
○木質バイオマスエネルギー利用量（再掲）	t	6,700	15,763	12,000
○大気中のフロン濃度（フロン12）	μg/m <sup>3</sup>	3.2	2.6	悪化させない
○雨水のpH値	pH	4.8	4.8	悪化させない
○環境分野での海外からの研修員受け入れ者数 (累計)	人	1	10	15 (H18~H27)

基本目標Ⅴ 参加と協働による環境保全への取組の推進（5）

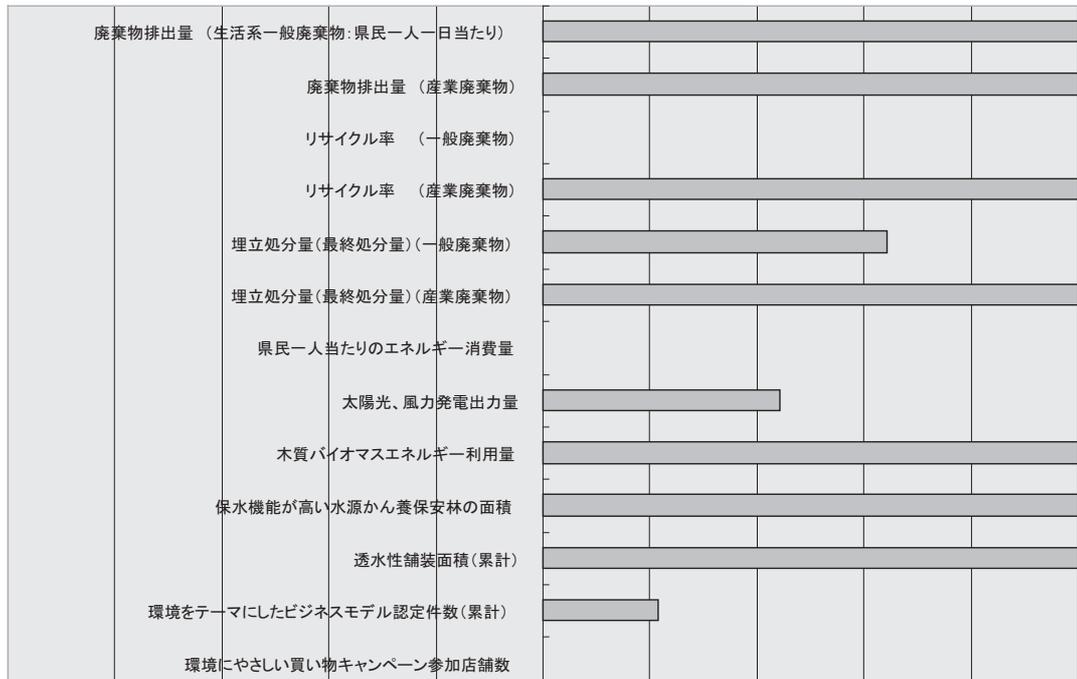
環境指標	単位	現況値 (H16)	直近値 (H24)	目標値 (H27)
○環境学習活動への講師派遣回数	回	44	1	60
○環境教育・学習に係る情報収集活動数	回	97,000 (H15)	321,379	200,000
○環境の保全を図る活動に取り組むNPO法人数	団体	51	167	140
○環境配慮活動に積極的に取り組む事業所数	事業所	96	215	250
○地球温暖化防止に向けた率先行動を行っている 県内市町村の割合	%	9 (4/46)	44 (17/39)	100

〈環境指標の目標値に対する達成率〉

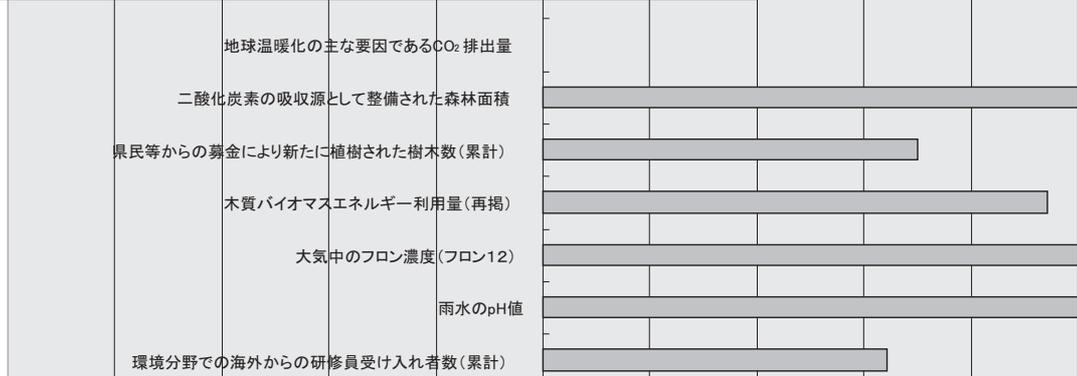
各指標について、27年の目標値と16年の数値の差を分母とし、平成24年時点の達成率を計算した。紙面の関係上、100%を超える達成率も一律100%と表記している。



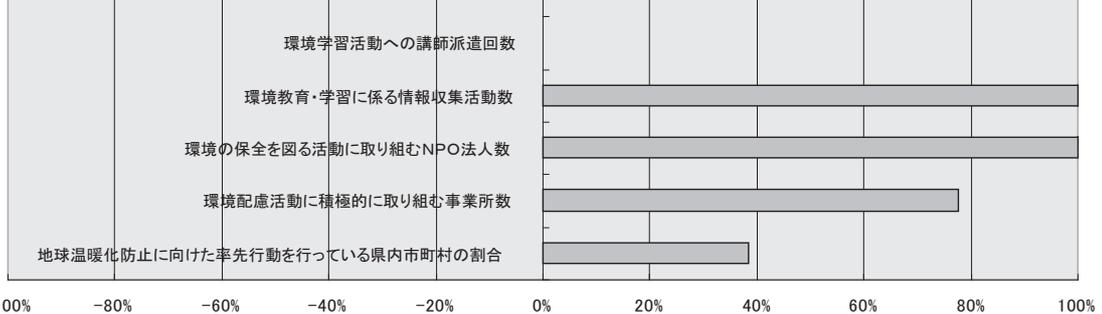
**基本目標Ⅲ 持続的発展が可能な循環型社会の構築(10)**



**基本目標Ⅳ 地球環境保全への取組の推進(7)**



**基本目標Ⅴ 参加と協働による環境保全への取組の推進(5)**



## 第2節 新奈良県廃棄物処理計画

### 第1 計画の趣旨及び期間 (廃棄物対策課)

県では、廃棄物の処理を通して、県民の生活環境の保全、県内産業の健全な発展に資することを目的に、3R（リデュース、リユース、リサイクル）をはじめ循環型社会形成を推進するため、県民、NPO、事業者、行政等の各主体が中長期的に取り組む基本的な方向を示すものとして、平成25年3月に「新奈良県廃棄物処理計画」を策定した。

地方分権推進とも相まって、廃棄物処理にかかる広域及び効果・効率的な観点から、県と市町村が連携・協働して各種施策を推進するための計画（奈良モデル※）として策定した。

本計画は、廃棄物処理法（以下「法」という。）第5条の5に基づき策定する計画であり、「新奈良県環境総合計画（改訂版：平成25～27年度）」を上位計画とし、「第2次奈良県廃棄物処理計画（期間：平成20～24年度。）」の進捗状況、及び県内市町村の一般廃棄物処理計画等を踏まえ、策定した。新計画の期間は、平成25年度～平成29年度までの5年間である。

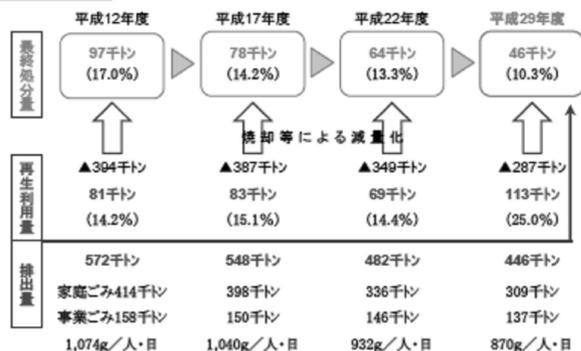
※奈良モデル：県と市町村の水平連携・垂直補完による事業推進スキーム

### 第2 計画の概要 (廃棄物対策課)

新計画では、「未来に生きる『ごみゼロ奈良県』の実現」を基本目標とし、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）をはじめ循環型社会推進の取り組みを“奈良モデル”として追及することにより、「美しく風格と和みのあるまちづくり」や「きれいな生活環境の創造」に資するとともに、それらを未来に継承していくことを目指す。

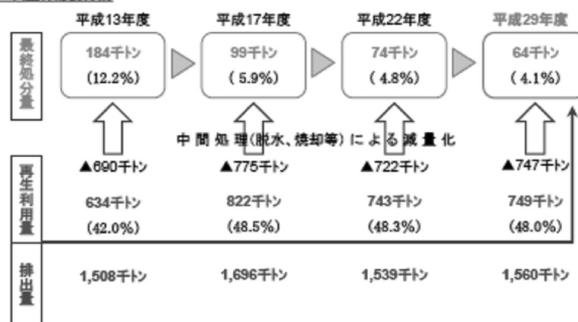
計画の数値目標は下図のとおりである。

(1)一般廃棄物



- 一人1日当たりのごみ排出量は全国平均に比べて5%少なく、全国15位の水準
- 再生利用率は全国平均（20.8%）に比べて6.4ポイント低い水準
- 再生利用率の目標値（25%）は、横ばいで推移している事業系ごみの再生利用促進、排出量の減が進んでいる家庭ごみの再生利用量の維持（実質の再生率アップ）により設定

(2)産業廃棄物



- 最終処分量は平成22年度実績（74千トン）で前計画目標値（80千トン）を達成
- 排出量の平成29年度目標値は平成22年度実績より約1%増に抑制する設定
- 再生利用量は下水汚泥の増（再生率低）、建設系廃棄物が横ばい（再生率高）の傾向のなか、再生利用率（48%）を平成29年度予測値（47.1%）より約1ポイント高くて設定

### 第3 計画の推進に向けた取組 (廃棄物対策課)

基本目標「未来に生きる『ごみゼロ奈良県』の実現」に向けて、廃棄物対策の取組みを通して、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の形成を推進することにより、県民が和みを感じ、愛着と誇りを持つことのできる“美しく風格と和みのあるまちづくり”に寄与していくことを目指す。このような考え方のもと、次に掲げる6項目を「施策の方向」として各事業を実施する。

- (1) 廃棄物の排出抑制の促進
- (2) 廃棄物の循環的利用の促進
- (3) 廃棄物の適正処理の推進
- (4) 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅
- (5) 災害廃棄物対策の推進
- (6) 県・市町村の連携・協働（奈良モデル）による施策推進

計画の推進にあたっては、県民、事業者、行政等が、相互に連携、協働するパートナーシップを構築しながら、それぞれの責務や役割を明確にし、主体的かつ積極的な行動を促進する。

## 第3節 奈良地域公害防止計画

### 第1 計画の趣旨 (環境政策課)

公害防止計画は、環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しいか、または著しくなるおそれのある地域であって、公害の防止に関する施策を総合的に講じる必要があると認められる地域について、都道府県知事が策定する地域計画である。

本県においては、昭和47年度に大和川流域公害防止計画を策定して以来（昭和62年度に奈良地域公害防止計画として再編）、8期にわたり公害防止計画を策定し、公害の防止に関する諸施策を推進してきたところである。その結果全般的に環境質の改善が見られるものの、大和川における水質汚濁、光化学オキシダントに係る大気汚染など依然として課題が残されていることから、実施期間を平成23年度から平成32年度とする第9次計画を平成24年3月に策定し、今後も引き続き総合的な公害防止施策を講じていく。

### 第2 計画の概要 (環境政策課)

#### 1 計画の基本的事項

##### (1) 地域の範囲

計画を策定している範囲は、次の大和平野5市1町（奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・生駒市・王寺町）である。

(2) 計画の目標

環境基準を超過している項目について、計画終了の平成32年度を目途に達成を図る。

(3) 計画の期間

平成23年度から平成32年度までの10年間とする。

(4) 計画の主要課題

大阪湾に流入する河川の水質汚濁対策

水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図り、併せて大阪湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素及び磷による富栄養化の防止を図る。

2 公害防止等に関する施策

(1) 公害防止施策

① 主要課題である大阪湾に流入する河川の水質汚濁対策

大和川のBODに係る水質汚濁対策として、排水基準・総量規制基準の遵守の徹底などの工場事業所対策、下水道・浄化槽・農業集落排水処理施設整備などの生活排水対策、畜産排水対策、非特定汚染源対策、河川浄化対策等を実施する。

また大阪湾のCODに係る水質汚濁対策として、COD、窒素及び磷に係る水質総量規制・汚濁負荷量の削減対策等を推進する。

② 主要課題以外の公害対策

その他の公害対策は、表1-3-1のとおりである。

表1-3-1 主要課題以外の公害対策

区 分	概 要
大 気 汚 染 対 策	光化学オキシダント対策
地 下 水 汚 染 対 策	水質の常時監視、汚染確認時の措置
土 壌 汚 染 対 策	土壌汚染の状況の把握、土壌汚染に関する情報の収集等
自 動 車 騒 音 振 動 対 策	発生源対策、交通流・交通量対策、道路構造対策
廃棄物・リサイクル対策	廃棄物の適正な処理の推進

(2) 奈良地域公害防止対策事業計画

公害財特法第 2 条の 2 第 1 項に基づき、公害防止計画において県及び市町が計画策定地域内で実施する同項に規定する事業に関する奈良地域公害防止対策事業計画を定めており、計画に定める事業は主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置づけている。

(3) 各主体の自主的積極的取り組みに対する支援施策

① 各主体の取り組み

循環と共生を基調とした地域づくりのため、地方公共団体、事業者、住民及び民間団体が主体別に取り組む。

② 環境教育・環境学習の推進

## 第 4 節 環境影響評価制度

### 第 1 環境影響評価の制度化 (環境政策課)

環境影響評価は、土地の形状の変更並びに工作物の新設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合の環境に及ぼす影響を総合的に評価するものである。国においては、平成 9 年 6 月 13 日に環境影響評価法が公布され、平成 11 年 6 月 12 日に施行された。

一方、本県においては「奈良県環境影響評価条例」を平成 11 年 12 月に施行した。また本条例の施行に先立ち、平成 11 年 9 月 21 日に、環境影響評価の項目並びに当該項目に係わる調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する事項及び環境の保全のための措置に関する事項を定める環境影響評価技術指針を告示し施行した。

## 第2 環境影響評価条例の概要 (環境政策課)

### 1 目的

この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、本県において環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に反映させるための措置をとること等により、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とするものである。

### 2 対象事業

道路の新設、廃棄物処理施設の設置、住宅団地の造成などの事業であって、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとし、その規模など詳細は平成 11年 6月 8日に奈良県環境影響評価条例施行規則で定め、平成11年12月21日に施行した。

### 3 手続

手続の概略は、方法書の作成、準備書の作成、評価書の作成、事業着手後の届出等であり、原則として事業者が行うものとしている。

## 第3 環境影響評価の実施状況 (環境政策課)

環境影響評価の実施状況は表1-3-2のとおりである。

表 1-3-2 環境影響評価の実施状況

事業名称	規模	事業主体	審査状況	根拠
京奈和自動車道(御所道路)	一般国道4車線 13.4km	建設省	平成3年度評価書終了	閣議要綱
京奈和自動車道(大和道路)	一般国道4車線 13.8km	建設省	平成8年度評価書終了	〃
(仮称)大和都市計画事業 高山土地区画整理事業	288ha	都市基盤整備公団	平成12年度評価書終了	閣議要綱及び環境影響評価法
シャープ天理事業所 都市ガスCGS導入計画	排出ガス量(最大) 現状約 38,000N m <sup>3</sup> /h 変更後約 260,000N m <sup>3</sup> /h	シャープ株式会社	平成13年度評価書終了	奈良県環境影響評価条例
三和澱粉工業株式会社 CGS導入計画(仮称)	排出ガス量(最大) 現状約 126,744N m <sup>3</sup> /h 変更後約 372,700N m <sup>3</sup> /h	三和澱粉工業株式会社	平成17年度評価書終了	奈良県環境影響評価条例
京奈和自動車道 (大和北道路)	一般国道(自動車専用道路)4車線 約12km	国土交通省	平成19年度評価書終了	環境影響評価法
二上採石場拡張事業	14.96ha	正田碎石	平成23年度方法書終了	奈良県環境影響評価条例

## 第4章 環境施策の推進体制

### 第1節 奈良県環境審議会（環境政策課）

環境問題への対策には、多方面にわたる専門的知識を必要とするとともに、広い視野に立った多角的な面からの判断を要請される。また、具体的な環境行政に地域の有識者等の意見を反映させる必要がある。

環境基本法第43条は、都道府県が一定の環境保全施策を定める場合、都道府県環境審議会に調査審議等させることを定めている。さらに、全国レベルでの環境行政の一定水準の確保及び審議の質的確保を図るため、審議事項について表1-4-1のとおり関係法令等で定められている。

本県では、昭和42年に奈良県公害対策審議会を設置し、昭和44年9月から奈良県公害対策審議会規則に基づく審議会に、昭和46年7月から奈良県公害対策審議会条例に基づく審議会に、平成6年8月からは奈良県環境審議会条例に基づく審議会として、本県の環境行政に対する基本的な重要事項を調査審議している。

なお、最近5年間の開催状況及び答申状況は、表1-4-2と資料編表1-4-1のとおりである。

表1-4-1 環境審議会の法定（条例によるものを含む）審議事項

区分	項目	根拠条文
環境全般	知事が環境総合計画を策定または変更しようとするとき	奈良県環境基本条例第10条
大気汚染	(1) 知事が指定ばい煙総量削減計画を策定または変更するとき (2) 知事がばい煙等発生施設、ばい煙等規制基準を定めまたは変更しようとするとき	大気汚染防止法第5条の3 奈良県生活環境保全条例第58条
水質汚濁	(1) 県の区域の公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項 (2) 知事が汚水等排出施設、排水基準を定めまたは変更しようとするとき	水質汚濁防止法第21条 奈良県生活環境保全条例第58条
騒音・振動	(1) 知事が騒音等発生施設、騒音等規制基準を定めまたは変更しようとするとき (2) 知事が特定建設作業、これに伴い発生する騒音・振動の基準を定めまたは変更しようとするとき	奈良県生活環境保全条例第58条 奈良県生活環境保全条例第58条
土壌汚染	(1) 知事が農用地土壌汚染対策地域を指定、変更または解除するとき	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条・第4条

土 壤 汚 染	(2) 知事が農用地土壌汚染対策計画の承認申請または変更申請するとき	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第5条・第6条
廃 棄 物	知事が産業廃棄物処理計画を策定するとき	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3
環境影響評価	(1) 環境影響評価技術指針を定め、または改定しようとするとき (2) 知事が環境影響評価法第10条第1項または法第20条第1項の規定により意見を述べるとき	奈良県環境影響評価条例第4条 奈良県環境影響評価条例第33条
そ の 他	(1) 施行者が公害防止事業に係る費用負担計画を策定または変更するとき (2) 知事が公害の防止に関する重要事項を定めまたは変更しようとするとき	公害防止事業費事業者負担法第6条・第8条 奈良県生活環境保全条例第58条

表1-4-2 奈良県環境審議会の開催状況（最近5年間）

年度	開催年月日	議 題 等
平成20年度	平成20年11月20日	(1) (仮称)奈良県希少野生動植物の保護に関する条例について (2) 景観条例の制定及び景観計画の策定に関するパブリックコメントの実施について (3) 新奈良県環境総合計画の進捗状況について (4) 平成19年度環境の現況について
	平成21年2月19日	(1) 平成21年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について (諮問)(答申) (2) 産業廃棄物税にかかる奈良県法定外税懇話会報告の概要について (3) 県有施設アスベスト再調査結果報告 (4) 平成21年度実施予定事業について
平成21年度	平成22年2月18日	(1) 平成22年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について (諮問)(答申) (2) 大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について (3) 新奈良県環境総合計画の進捗状況について (4) 環境関係4計画の見直し等について
平成22年度	平成22年4月27日	(1) 桜井市に所在する産業廃棄物処分場関連の要望について (2) 奈良県の環境関係4計画の見直しについて(諮問)(答申)
	平成22年9月2日	(1) 奈良県環境総合計画の見直しに関する中間報告
	平成22年12月3日	(1) 奈良県環境総合計画の見直しについて
	平成23年2月25日	(1) 平成23年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について (諮問)(答申) (2) 「新奈良県環境総合計画(改訂版)」(素案)について

平成23年度	平成23年11月7日 平成24年3月30日	(1) 水質総量規制基準の改定について(諮問)(答申) (1) 平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について(諮問)(答申) (2) 大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について (3) 第9次奈良地域公害防止計画の策定について (4) 疋田碎石二上採石場拡張事業に係る環境影響評価方法書に対する環境影響評価審査部会での審議の結果について
平成24年度	平成24年11月16日 平成25年2月14日	(1) 奈良県環境影響評価条例の一部改正について(諮問) (2) 環境影響評価審査部会の審議事項の変更について(諮問) (3) 第3次奈良県廃棄物処理計画の策定について(報告) (1) 平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について(諮問)(答申) (2) 奈良県環境影響評価条例の一部改正について(中間報告) (3) 新奈良県廃棄物処理計画の策定について(諮問)(答申)

## 第2節 奈良県自然環境保全審議会 (自然環境課)

この審議会は、奈良県自然環境保全条例に基づき、学識経験者・県議会議員・市町村長・関係行政機関の職員で組織され、奈良県立自然公園条例、自然公園法、奈良県立公園条例、奈良県希少野生動植物の保護に関する条例、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び温泉法の規定により、その権限に属する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議している。

なお、最近5年間の開催状況は表1-4-3のとおりである。

表1-4-3 奈良県自然環境保全審議会開催状況 (最近5年間)

年度	開催年月日	議 題 等
平成20年度	平成20年5月29日	温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分について
	平成20年6月20日	希少野生動植物の保護に関する条例について
	平成20年7月31日	希少野生動植物の保護に関する条例について
	平成20年11月14日	温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分について
	平成20年12月17日	(1) 奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画(第3次)の第2回変更について (2) 奈良県イノシシ特定鳥獣保護管理計画の策定について
	平成21年1月14日	希少野生動植物の保護に関する条例について
平成21年度	平成21年5月29日	(1) 温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分について (2) 温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分について
	平成21年10月22日	希少野生動植物の保護に関する条例について
	平成22年1月21日	(1) 奈良県自然環境保全審議会議長の選出について (2) 奈良県自然環境保全審議会の部会に属する委員の指名について (3) 特定希少野生動植物の指定について

平成21年度	平成22年3月19日	特定希少野生動植物の保護を推進するための指針の策定について
	平成22年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 奈良県ツキノワグマ保護管理計画(第2次)の第2回変更について</li> <li>(2) 奈良県イノシシ特定鳥獣保護管理計画の第1回変更について</li> <li>(3) 奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画(第3次)の第3回変更について</li> <li>(4) 第10次鳥獣保護事業計画の第1回変更について</li> </ul>
平成22年度	平成22年11月22日	温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分について
	平成23年2月9日	特定希少野生動植物ニッポンバラタナゴの保護管理事業計画の策定について
	平成23年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画のモニタリング報告について</li> <li>(2) イノシシ特定鳥獣保護管理計画のモニタリング報告について</li> <li>(3) ツキノワグマ保護管理計画のモニタリング報告について</li> <li>(4) 第10次鳥獣保護事業計画の第2回変更について</li> </ul>
平成23年度	平成23年9月2日	「(仮称)生物多様性なら戦略の策定」について
	平成23年9月6日	白川又特別鳥獣保護区の更新について
	平成24年2月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 奈良県自然環境保全審議会長の選任について</li> <li>(2) 奈良県自然環境保全審議会の部会に属する委員の指名について</li> <li>(3) 「(仮称)生物多様性なら戦略の策定」について</li> </ul>
	平成24年3月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画のモニタリング報告について</li> <li>(2) イノシシ特定鳥獣保護管理計画のモニタリング報告について</li> <li>(3) ツキノワグマ保護管理計画のモニタリング報告について</li> <li>(4) ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画の改定について</li> <li>(5) イノシシ特定鳥獣保護管理計画の改定について</li> <li>(6) ツキノワグマ保護管理計画の改定について</li> <li>(7) 奈良県第11次鳥獣保護事業計画の改定について</li> </ul>
平成24年度	平成24年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 温泉ゆう出を目的とする土地掘削の許可処分について</li> <li>(2) 温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分について</li> </ul>
	平成25年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「生物多様性なら戦略」(案)について</li> <li>(2) 「特定希少野生動植物カスミサンショウウオ保護管理事業計画」(案)について</li> </ul>

### 第3節 奈良県古都風致審議会 (風致景観課)

県の附属機関として昭和42年4月に奈良県古都風致審議会が設置され、委員16人以内をもって組織し、次のような事務を担当している。なお、最近5年間の開催状況は表1-4-4のとおりである。

- (1) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第3条第1項の規定による第1種歴史的風土保存地区及び第2種歴史的風土保存地区を含む。）の区域内における行為の規制に関する重要事項、並びに歴史的風土保存区域の指定・変更及び廃止についての調査・審議並びに建議に関する事務
- (2) 都市計画法に基づく風致地区の区域内における行為の規制に関する重要事項についての調査・審議並びに建議に関する事務

表1-4-4 奈良県古都風致審議会の開催状況 (最近5年間)

年度	開催年月日	議 題 等
平成20年度	平成20年8月29日	明日香村阪田地区における農業基盤整備事業について (現地視察、会議)
平成21年度	平成22年2月26日	石舞台古墳周辺の県道改良事業について (現地視察、会議)
平成22年度	平成22年11月30日	石舞台古墳周辺の県道改良事業について
	平成23年2月25日(現地) 平成23年3月23日	明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和について (現地視察、会議)
平成23年度	平成23年11月4日	会長の選任等について 県道多武峰見瀬線(島庄工区)の道路改良事業について(報告) 明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和の在り方について
	平成23年11月11日 (小委員会)	明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和の在り方について
	平成24年1月13日 (小委員会)	明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和の在り方について
	平成24年3月23日	明日香村阿部山地区における県営農地環境整備事業について 明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和の在り方について
平成24年度	平成24年5月23日 (懇談会)	明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和の在り方について 古都法及び風致地区条例に係る許可等事務の権限移譲について (報告)
	平成25年2月25日	古都法及び風致地区条例に係る許可等事務の権限移譲について 明日香風致地区の見直しについて (報告、意見照会)

## 第4節 奈良県景観審議会 (風致景観課)

奈良県景観条例(平成21年3月27日制定)の規定に基づき良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議する奈良県景観審議会が平成21年4月に設置され、委員15人以内をもって組織し、次の事項に関する調査審議を行っている。なお、開催状況は表1-4-5のとおりである。

### (1) 奈良県景観条例に規定する事項

- ① 奈良県景観計画の策定又は変更に関する意見
- ② 計画提案を踏まえた奈良県景観計画の策定又は変更をしないことに関する意見
- ③ 奈良県景観計画区域内における行為の届出に係る事前の助言に関する意見
- ④ 奈良県景観計画区域内における行為の届出に対する勧告及び勧告に従わない場合の公表に関する意見
- ⑤ 奈良県景観計画区域内における行為に対する必要な措置等の命令に関する意見
- ⑥ 奈良県公共事業景観形成指針の策定又は変更に関する意見

### (2) 良好な景観の形成に関する重要事項

知事から諮問し、奈良県景観審議会から答申を得るべき、県の景観行政の推進にあたっての重要事項

表1-4-5 奈良県景観審議会の開催状況

年度	開催年月日	議 題 等
平成21年度	平成21年4月13日 平成21年7月6日(専) 平成21年10月23日	会長等の選任、専門部会の設置について 奈良県景観計画の策定について(諮問) 奈良県公共事業景観形成指針について 奈良県公共事業景観指針の策定について(諮問)
平成22年度	平成22年11月29日	届出制度について 公共事業景観形成指針に基づく景観検討の試行について 景観住民協定認定制度について 主要交差点周辺における屋外広告物規制の強化について 市町村の景観行政団体への移行促進について
平成23年度	平成23年12月21日	奈良県景観審議会会長及び副会長の選任 奈良県景観審議会審査指導部会委員の選任 奈良県景観条例と景観計画の運用について その他の景観施策について 奈良県景観資産登録候補の審査について
平成24年度	平成24年12月19日	奈良県景観条例と景観計画の運用について その他の景観施策について 奈良県景観資産登録候補の審査について

(注) 開催年月の(専)は専門部会である。



## 第 2 部

豊かな自然及び  
歴史的文化遺産と  
県民生活との共生

# 第1章 優れた自然環境の保全

## 第1節 自然公園等の現状

### 第1 自然公園（自然環境課）

自然公園法に基づく本県の自然公園は、図2-1-1のとおり国立公園1ヶ所・国定公園4ヶ所・県立自然公園3ヶ所の計8ヶ所である。県土に占める割合は、全国平均14.4%を上回る17.2%で、規模・景観の質・設置目的等においてそれぞれ特色を持っている。

#### (1) 吉野熊野国立公園【昭和11年2月1日指定 面積31,313 ha】

本公園は、十和田八幡平・富士箱根伊豆・大山隠岐と並び昭和11年に指定された我が国でも歴史の古い国立公園である。吉野山の桜と史跡、大台ヶ原山・大峰山系の山岳と優れた自然が代表的な景観である。特別地域の占める割合は約30%と非常に低く、また吉野林業地帯に属し、公園区域のほとんどが民有地であることから、保護管理上種々の問題点を持っている。

なかでも、普通地域をも含めて大峰山系・大台ヶ原地区の原生林保存の問題が重要視されている。

#### (2) 金剛生駒紀泉国定公園【昭和33年4月10日指定 面積4,880 ha】

本公園は、大和青垣国定公園・県立矢田自然公園とともに奈良盆地周辺の青垣山を形成し、付近住民の健康の維持・休養・野外教育の場所として重要なものとなっている。

都市部に近い地理的条件から住宅建設等が多く行われ、今後、本公園の良好な自然環境を維持するために、これらの行為等に対する調整が最も重要である。

なお、平成8年10月に大阪府・和歌山県側への公園地域が拡大され、名称が「金剛生駒紀泉国定公園」に改められた。

#### (3) 大和青垣国定公園【昭和45年12月28日指定 面積5,742 ha】

本公園は、昔から青垣山と称せられている奈良盆地の四周を囲む山地のうち、盆地の東部の山並の景観を保護・整備するため指定された公園である。

この公園内及びその周辺には、数多くの古社寺及び古墳が存在し、森林・田園景観とも調和し、良好な自然環境を維持している。

特に、本公園の北端に接する春日山及び本公園南部の与喜山は、高位な暖地性原生林で学術上特に重要である。

土地利用面については、古都保存法・文化財保護法・風致地区条例等の諸法令の規制と重複する地域が多く、総合的な環境の保全に努めている。

#### (4) 室生赤目青山国定公園【昭和45年12月28日指定 面積12,744 ha】

本公園は、鎧岳・屏風岩などの室生火山群、高見山地のブナ及びウラジロモミなどの自然林、倶留

尊高原の草原など優れた自然と景勝地が多い。

また、本公園は林業地帯であるので、特に林道の開設、森林伐採など林業との調整及び地域振興に関連した諸事業との調整が重要である。

#### **(5) 高野龍神国定公園【昭和42年3月23日指定 面積5,156 ha】**

本公園は、伯母子岳・荒神岳及び護摩壇山を中心とする地域で、特に伯母子岳は、モミ・ツガ及びブナの自然林並びにツツジ類の群落が見られ、豊かな自然が展開している。

関係村は、野迫川村及び十津川村であり、林道の開設、森林伐採など林業との調整が重要である。

#### **(6) 県立自然公園**

県立自然公園は、二次的な自然林・人工林などのなかに農耕地及び集落が混在して調和のある良好な自然環境を維持しているが、農林業地帯でもあり、それら生業との調整を図りながら自然環境の保全をすすめている。

##### **① 県立矢田自然公園【昭和42年3月7日指定 面積524 ha】**

本公園は、最高 330 m のなだらかな矢田丘陵が主軸で、豊かな森林に覆われ、都市化がすすむ奈良盆地の中にあって貴重な里山として自然環境の保全と整備が図られている。

##### **② 県立吉野川津風呂自然公園【昭和47年4月28日指定 面積2,462 ha】**

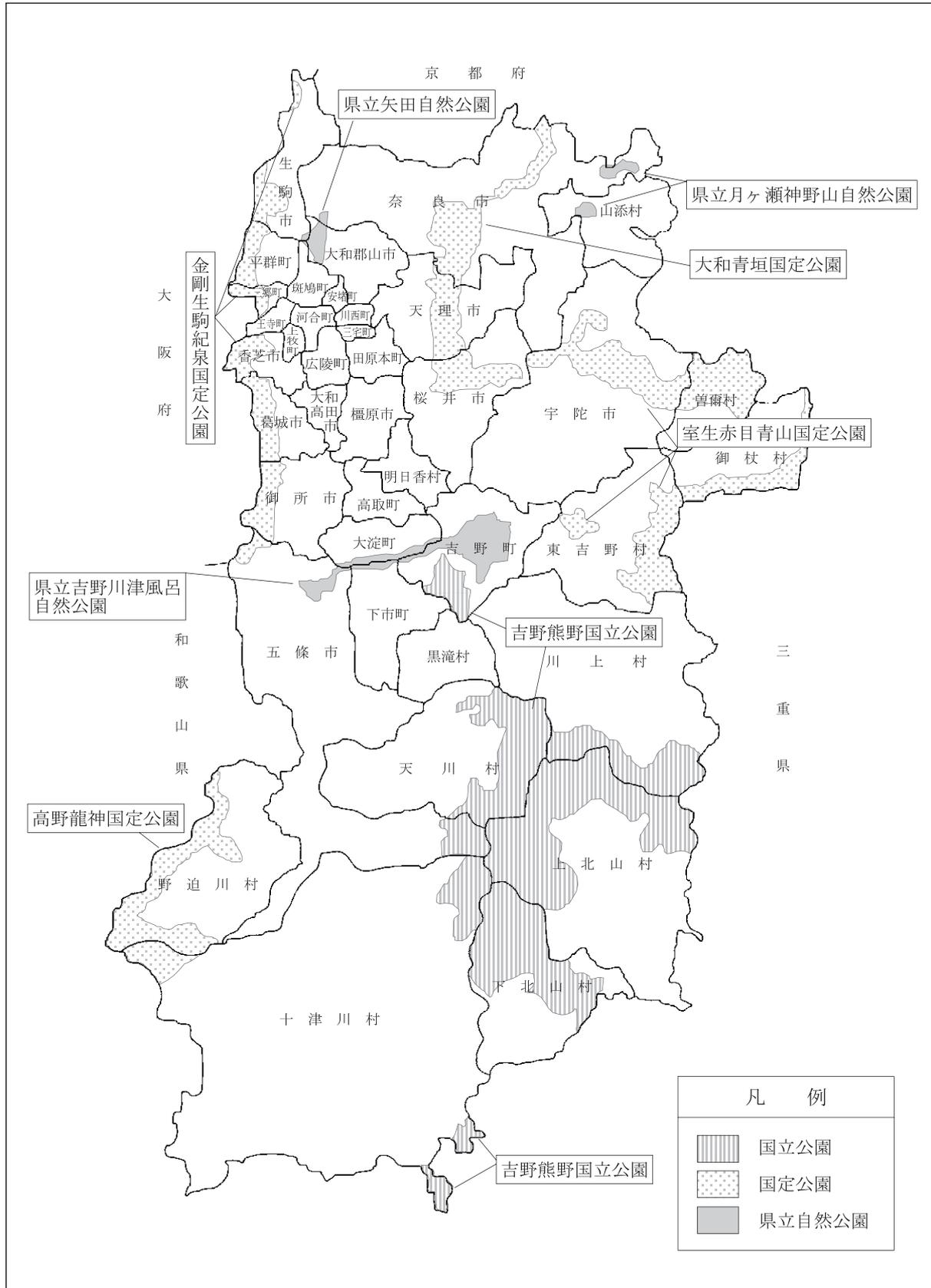
本公園は、海を持たない本県にあって水辺の公園として、水と親しむことのできる貴重な場所であり、吉野川の清流を保護し、津風呂湖とともに貴重な水辺の景観を保存すべく指定された公園である。

##### **③ 県立月ヶ瀬神野山自然公園【昭和50年7月1日指定 面積507 ha】**

本公園は、梅の名所月ヶ瀬及びつつじの名所神野山を中心として指定されており、自然環境を保護するとともに、多くの人々が自然とふれあう場として利用のため指定された公園である。

図 2-1-1 自然公園地域

(平成 25 年 3 月 31 日現在)



## 第2 自然環境保全地域及び保全地区等 (自然環境課)

本県の自然環境保全地域及び保全地区等は、表 2-1-1の区分によって、県自然環境保全地域 1ヶ所92 ha、景観保全地区 11ヶ所9,962 ha、環境保全地区 9ヶ所2,680 ha が指定されている。これらの合計は、21ヶ所12,734 ha であり、県土面積の3.5 %を占めている。

保護樹木は、県内に46本を指定している。

表 2-1-1 自然環境保全地域及び保全地区等の区分

区 分	概 要
県自然環境保全地域	高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域、優れた天然林が相当部分を占める森林区域等
景 観 保 全 地 区	森林、草生地、山岳、高原、丘陵、古墳、溪谷、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区
環 境 保 全 地 区	道路の沿道、市街地及びこれらの周辺で良好な環境を保全するために、積極的に緑化等の推進を図ることが必要な地区
保 護 樹 木	由緒・由来のある樹木及び地域住民に親しまれてきた樹木

自然環境保全地域及び保全地区等の指定状況は、図2-1-2のとおりである。

### (1) 玉置山県自然環境保全地域

十津川村に位置する当保全地域は、自然植生ないし自然植生に近いブナ・モミ・ツガ・ミズナラ等の温帯性天然林からなり遷移途上形態を呈している。

また、山頂近くの玉置神社境内には推定樹齢 500年から 600年以上、境内隣接地には推定樹齢200年程度の杉の巨木林を形成している。

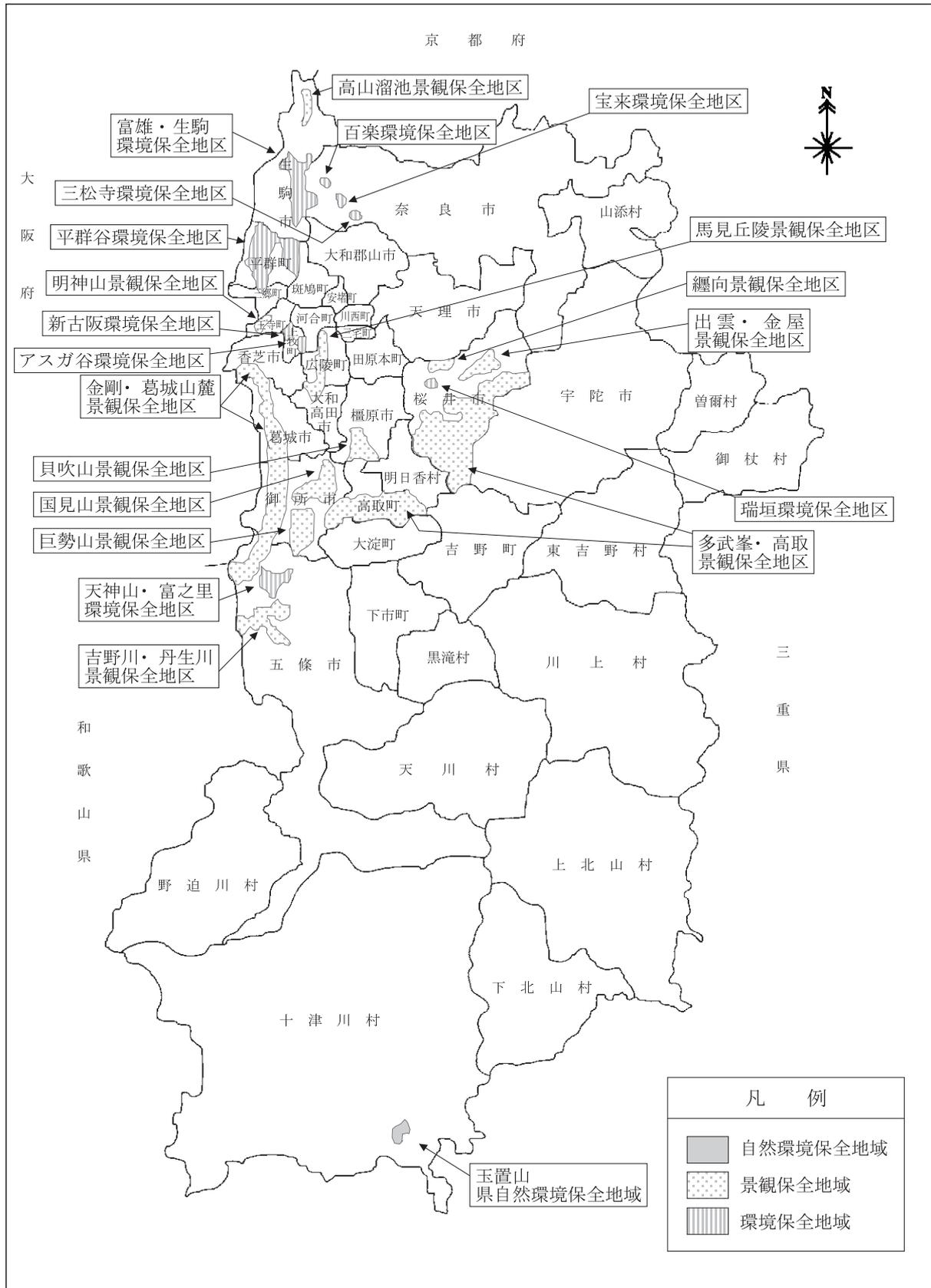
この良好な自然を保護するため昭和 54年 11月に県下で初めての県自然環境保全地域に指定された。

### (2) 保全地区及び保護樹木

県内の自然景観及び良好な環境を保全する目的で、昭和 47年に奈良県自然環境保全条例が制定され、現在、景観保全地区11地区、環境保全地区9地区及び保護樹木46本が指定されている。

図 2-1-2 自然環境保全地域及び保全地区等

(平成 25 年 3 月 31 日現在)



## 第2節 自然公園等の保全対策

### 第1 自然公園及び保全地区等における法的規制 (自然環境課)

自然公園法及び奈良県立自然公園条例による平成24年度中の許認可取り扱い件数は、表2-1-2のとおり185件である。また諸行為のうち工作物の新增改築が142件(77%)を占めていることが特徴的である。

また、平成24年度の奈良県自然環境保全条例に基づく景観保全地区及び環境保全地区内の届出件数は、表2-1-3のとおり240件である。届出のうち、工作物の新增改築が211件(88%)とほとんどを占めている。

表2-1-2 自然公園許認可等件数

#### ① 公園別許可等件数(平成24年度)

自然公園名	件数	備考
金剛生駒紀泉国定公園	50	うち届出1
高野龍神国定公園	16	うち協議6
大和青垣国定公園	47	うち届出2 協議1
室生赤目青山国定公園	22	うち届出1 協議2
県立矢田自然公園	2	
県立吉野川津風呂自然公園	39	うち届出3 協議5
県立月ヶ瀬神野山自然公園	9	
合計	185	

#### ② 行為別許可件数(平成24年度)

行為の種類	件数
工作物の新改増築	142
土地の形状変更	5
木竹の伐採	8
その他	30
合計	185

表 2-1-3 奈良県自然環境保全条例に基づく届出件数（平成 24 年度）

行為の種類	件数
工作物の新改増築	211
土地の形状変更	21
土石の採取	5
その他	3
合計	240

## 第2 大台ヶ原における保全対策（自然環境課）

大台ヶ原はトウヒ群落を主とする「東大台地区」と、ウラジロモミープナ群落を主とする「西大台地区」に大別される。西大台地区は相対的に良好な自然が残されているが、利用圧の増加による自然環境への負荷の増大、利用マナーの低下などによる自然環境への影響が懸念されている。そこで、公園管理者である国（環境省）は、検討協議会等の開催を通じて地元関係者等の利用調整に向けた合意形成を図り、立ち入り規制による利用量のコントロールや質の改善を図ることを目的に西大台利用調整地区の指定を告示し、平成19年9月1日から利用調整を実施している。

## 第2章 多面的機能を持つ森林・農地の保全と活用

### 第1節 森林・農地の現状

#### 第1 森林の現状 (林業振興課)

本県の森林面積は28万4千haで、県総面積36万9千haの77%を占め、うち民有林の面積は27万1千haで森林面積の95%となっており、そのほとんどが私有林である。国有林は13千haと5%に過ぎない。また、本県の民有林のうち人工林面積は16万8千haで人工林率は62%と全国でも高い水準にある。

このように、本県は自然的条件に恵まれ、古くから林業が発達し、紀の川(吉野川)流域を中心として全国的に傑出した林業地帯を形成している。森林は、木材等の生産のみならず、水資源のかん養、県土の保全、自然環境の保全形成、保健・文化・教育的利用、さらには二酸化炭素を吸収し貯蔵する機能など多くの公益的機能を有し、県民の生活に深く結びついている。

本県の森林がもっている機能ごとの面積を森林計画区別に示すと表2-2-1のとおりである。

表2-2-1 機能別の森林面積 (平成25年3月31日現在) (単位千ha)

森林計画区	木材等生産機能	水源かん養機能	山地災害防止機能	生活環境保全機能	保健文化機能	対象となる森林の区域
大和・木津川	63	49	31	32	28	奈良市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・宇陀市・山辺郡・生駒郡(安堵町を除く)・宇陀郡・高市郡・北葛城郡
吉野	66	77	34	6	13	五條市・吉野郡(吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・川上村・東吉野村)
北山・十津川	95	125	48	—	32	吉野郡(天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村)
計	224	251	113	38	74	

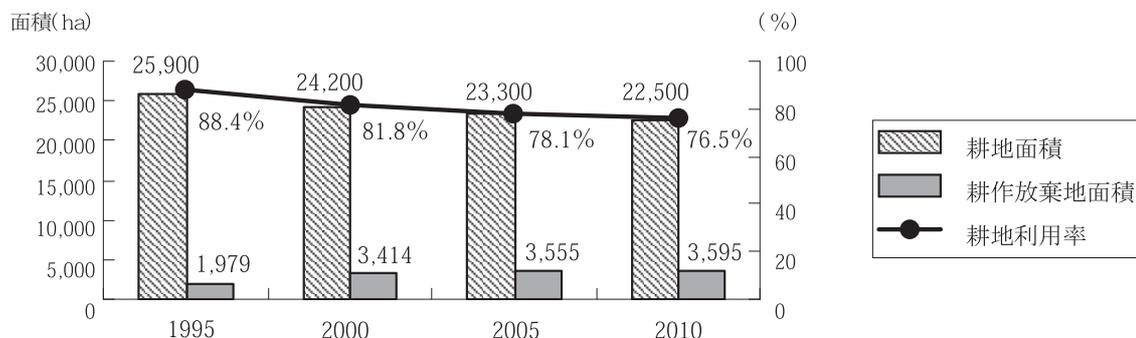
(注) 地域森林計画の対象とする森林である。  
 機能が重複しているものは、それぞれに計上している。  
 計と内訳が一致しないのは四捨五入によるものである。

#### 第2 農地の現状 (地域農政課)

2010年度の農林業センサス等によると、図2-2-1のとおり、本県の耕地面積は22,500ha、耕作放棄地面積は3,595ha、耕地利用率は76.5%となっている。15年前の1995年度に比べると、耕地面積が約13%減少し、耕作放棄地面積は約1.8倍になっている。農地には、自然環境の維持、農村景観の

形成などの多面的な機能があるため、耕作放棄地の解消・活用は県政の喫緊の課題となっている。

図 2-2-1 耕地耕作放棄地面積及び耕地利用率の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」、「作物統計調査」

## 第 2 節 適切な森林管理・整備の推進

近年、都市化の進展や県土の開発などに伴って、良好な生活環境の保全形成、水資源のかん養など森林の持つ公益的機能に対する要請が一段と高まっている。

このような中で、本県においては、保安林の整備、森林造成事業や治山事業の推進、放置林対策、森林病虫害の防除、林野火災の防止及び林地の開発規制等の森林保全対策を積極的に実施し、健全な森林の維持造成に努めている。また、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、22 年度に奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例を制定した。

### 第 1 適切な森林管理 (林業振興課)

24 年度は、森林整備地域活動支援交付金を 14 市町村に交付し、森林施業の実施に必要な森林経営計画の作成促進、作業路網の改良活動などの地域活動を支援した。

### 第 2 放置林対策 (森林整備課)

施業放置林の減少を図るため、県では施業放置林を調査し、その所有者に対して森林整備に活用できる各種制度の紹介や、森林が担っている多様な公益的機能についての普及活動を行う「施業放置林解消活動推進事業」を行っている。24 年度は 20 市町村で施業放置林整備マネージャー 43 名を選任し、施業放置林の調査と森林整備の普及啓発等を行った。また、施業放置林について、その森林所有者と県及び市町村が協定を締結し、強度な間伐等を実施する「施業放置林整備事業」では、20 市町村で 1,003 ha の整備を実施した。

一方、放置された里山林については、24年度、15市町村の19箇所において、NPOやボランティア団体による県民参加の森づくりを実施し、里山地域における優れた景観の回復に努めた。

### 第3 森林造成事業及び治山事業 (林業振興課・森林整備課)

森林の有する多面的機能の持続的発揮と、林業が主要産業である農山村経済の活性化を図るため、木材生産林育成整備事業により間伐や下刈り等の森林整備を促進している。24年度は、造林8ha、間伐1,344ha、枝打ち271ha、下刈り53haの整備を支援した。

治山事業では山地に起因する災害から住民の生命・財産を保全し、また、水源の涵かん養、生活環境の保全・形成等、国土保全対策のため24年度に、山腹崩壊地や荒廃した溪流を復旧・整備するため山地治山事業を4箇所、森林の多様な機能が低下している保安林の整備を6箇所、水源涵養機能の回復や増進のための森林整備を5箇所実施した。

### 第4 森林病虫害等の防除 (森林整備課)

森林資源の保続及び県民の生活環境、自然環境等の公益的に重要な松林を対策対象森林と位置づけ、これら松林を保全するため、樹幹注入、伐倒駆除等の事業を実施している。24年度の実績は、樹幹注入55本、伐倒駆除212m<sup>3</sup>である。

また、上記の対策対象森林区域外の松林においては、風致上保全すべき松林に対し樹幹注入を行うことにより、松くい虫被害の拡大を抑制し、松林の保全を図っている。24年度の実績は、樹幹注入205本である。

さらに、平成22年度より発生しているナラ枯れについて、平成24年度は、航空機を使用した被害調査を行うとともに、伐倒くん蒸27.62m<sup>3</sup>、ビニール被覆1,263本を行う等被害拡大を防ぐ対策を講じている。

## 第3節 県産材需要の拡大

### 第1 奈良県地域材認証制度の普及支援 (奈良の木ブランド課)

林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、県産材の需要拡大を図ることが重要であることから、消費者の求める品質・性質を備えた県産材の安定的な供給を目的として林業・木材業界が実施する「奈良県地域材認証制度」の普及のため、認証材の展示会等の取り組みに支援したほか、認証材を使用した新築住宅への助成を実施した。

### 第2 県産材生産促進事業 (林業振興課)

間伐材の安定供給を図るため、利用伐期となった未利用間伐材の搬出に要する経費の一部助成を実

施した。

### 第3 木材の新利用技術・森林林業技術の開発 (森林技術センター)

地域の林業や林産業を活性化させるため、木材生産コストを低減させ木材を安定的に供給するための効率的な搬出技術に係る調査を行った。

また、木材の需要拡大を図るため、木質耐力床などの新たな住宅資材の研究開発を行うとともに、それらの材料となる木材の適切な高温乾燥条件の検討などを行った。

さらに、研究機関や民間企業等との共同研究や受託研究及び技術指導などの実施により、木材の利用促進に向けた新たな生産技術の開発を支援した。

## 第4節 農村環境の保全と利用

県では、農地の持つ多面的機能の維持・増進や良好な田園空間の形成を図るため、農業者だけでなく、都市住民等多様な主体の参画による農地の活用や保全を図る事業を行い、遊休農地の解消・活用を進めている。

### 第1 担い手の確保 (地域農政課)

県では、農地の流動化や農作業受委託を円滑に促進するため、JAが中心となって行っている担い手バンクシステムを支援している。

これは、農業経営の規模拡大や、農作業の受託を望んでいる農家（受け手農家）と、奈良県内に所有する農地の維持管理に困っている人（出し手農家）を登録し、お互いの出会いをサポートするもので、平成24年には600アールのマッチングが行われた。

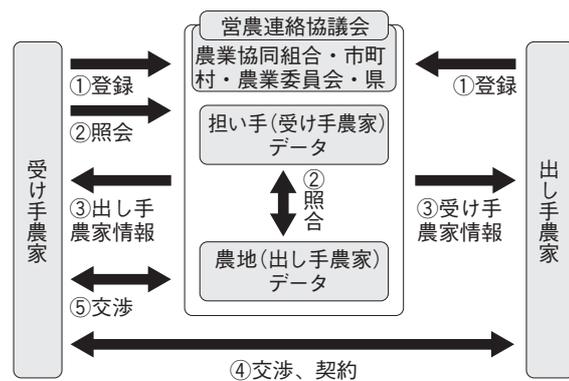


図2-2-3 担い手バンクシステムの概要

また、平成21年6月の農地法等の改正により、平成21年12月15日以降は、市町村農業委員会が農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積」を総会又は農地部会で議決し、定めた別段の面積を公示することで、原則50アールとされている農地の権利取得にあたっての下限面積を地域の実情に応じ弾力的に緩和できることになったため、この制度を活用し新たな担い手の育成、遊休農地の解消と発生防止を図っている。平成24年度には、32市町村において下限面積が緩和されている。

## 第2 中山間地域等直接支払制度などの活用 (地域農政課、農村振興課)

中山間地域等では、過疎化・高齢化が進行する中、平地地域と比べ農業の生産条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている。このため、農業生産活動等を通じ、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から、農業生産活動等を行う農業者等に対し直接支払いを実施している。24年度は14市町村において、320件の集落協定が締結され、2,757haの農用地での農業生産活動等が維持された。

また、中山間地域における土地改良施設の多面的機能の良好な発揮を図る「奈良県中山間ふるさと保全基金」により、農村の魅力をPRし、都市農村交流を推進する「農山村まるごと収穫体験&ウォーク」、生態系や環境に配慮した農業基盤整備事業の重要性をPRする「田んぼ水族館」などを実施している。

## 第3 農村資源の保全対策 (地域農政課)

農業の持続的発展と多面的機能の発揮を図り、農業及び農村の基盤となる農地・農業用水・農村環境等の資源を将来にわたり適切に保全管理する施策体系の構築に向け、その質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するため、農業者だけでなく、地域住民等多様な主体の参画を得て、地域ぐるみの共同活動を支援する「農地・水保全管理支払」を実施しており、24年度は、14市町村において131活動組織で3,815haの農地及び農業用施設が保全管理された。

併せて、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化を図るための活動への支援を上乗せしており、24年度は、11市町村96活動組織で取組が行われた。

## 第3章 多様な生物の保全

### 第1節 野生鳥獣の保護管理 (森林整備課)

野生鳥獣については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護法」という。)に基づく鳥獣保護事業計画を策定して、保護を図っている。中でも、野生鳥獣保護の重要な拠点となる鳥獣保護区は、第11次鳥獣保護事業計画(24年度～28年度)に基づいて既設保護区の内容充実を図るとともに、必要と認められる地域については設定期間を更新した。その結果、24年度末現在における鳥獣保護区は21ヶ所、38,548 ha(県土の10.4%)である。

鳥獣保護法に基づく狩猟等規制区域の区分は、表2-3-1のとおりである。

表2-3-1 鳥獣保護のための規制区域の区分

区 分	概 要
鳥 獣 保 護 区	鳥獣の保護繁殖を図る地区であり、国又は都道府県が、区域内の土地又は立木竹に鳥獣の生育や繁殖に必要な営巣、給水、給餌等の施設を設けることができる。
特 別 保 護 地 区	鳥獣保護区のうち、鳥獣の生育や繁殖を図るため、特に保護が必要な地区であり、保護繁殖に影響を与えるような水面埋立、立木竹伐採、工作物設置等の行為に許可制を採っている。
休 猟 区	一定の地域において、狩猟鳥獣が減少し、その増加を図るために、3年以内の期間を定めて設定される区域。
特定猟具使用禁止区域	危険予防等のため、特定の猟具を指定し、その使用を禁止する区域。
特定猟具使用制限区域	危険予防等のため、知事の承認がなければ指定された猟具を使用した狩猟ができない区域。
鉛 散 弾 規 制 地 域	水鳥の中毒事故を防止するため、鉛散弾による狩猟を規制した地域。
その他の鳥獣捕獲禁止区域	公道・自然公園法第14条1項の特別保護地区・都市公園・原生自然環境保全地域・社寺境内・墓地は、自然環境の保全・危険予防・社会秩序の維持などの観点から捕獲等は一般的に禁止される。

(※ 各区域の指定状況は資料編 表2-3-1～5のとおり)

県では、野生動物の保護のため、毎年1月中旬に行うガン・カモ類の生息数調査など、各種の調査を実施し、生息状況の把握に努めている。また、野生動物保護活動の様々な啓発事業も行っており、24年度は野生生物保護モデル校を10校指定したほか、野鳥観察会の開催、愛鳥週間のポスター募集等を実施した。また、傷病等により自力で生息できなくなった野生鳥獣を保護し、適切に治療を行い自然に復帰させる「傷病鳥獣保護活動」により、24年度は鳥類169個体、獣類20個体の保護・治療等を行った。

なお、これらの保護対策の実施によって野生動物の保護が図られているが、一方では農林業に被害を与える野生動物の増加も避けられないため、住民生活及び農林産物等に対する野生鳥獣による被害

の防止・軽減を目的として、市町村が駆除隊（猟友会各支部）を編成して有害鳥獣捕獲を行う経費を支援している。24年度は奈良市、大和郡山市、天理市をはじめ、26の市町村において実施した。

## 第2節 大切にしたい野生動植物の保護（自然環境課）

県では、地域の自然特性を明らかにし、県民の郷土愛の高揚や自然保護思想の普及啓発を図るため、平成15年度から5ヶ年の間調査を実施し、奈良県版レッドデータブック（平成17年度脊椎動物編、平成19年度植物・昆虫類編発刊）を作成した。

平成20年度には保護施策の枠組みである「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、平成21年度に「奈良県希少野生動植物の保護に関する基本方針」を策定した。この基本方針に従って、条例に基づく「特定希少野生動植物」として12種（動物5種、植物7種）を指定し、特定希少野生動植物ごとに「保護推進指針」を定めた。また、条例の内容を広く県民に啓発・普及するため、リーフレットの作成・配布や出前講座を実施した。

平成22年度には「特定希少野生動植物ニッポンバラタナゴ保護管理事業計画」を策定し、平成23年度からニッポンバラタナゴの保護管理事業を実施している。平成24年度には「特定希少野生動植物カスミサンショウウオ保護管理事業計画」を策定した。また、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として、「生物多様性なら戦略」を策定した。



図2-3-1 ニッポンバラタナゴ

## 第3節 水辺の生物の保全（河川課）

県では、河川環境の整備にあたっては、瀬や淵をつくり、流れに変化をもたせ、それぞれの区間でその川らしい植生となるよう水辺や護岸の緑化を図るなど、人と自然の共存を念頭に、自然な川の流れを基本として、多様な生物が生息・生育できるような多自然の河川環境づくりを行っている。24年度には、自然豊かな河川延長距離は92.43 kmとなっている。

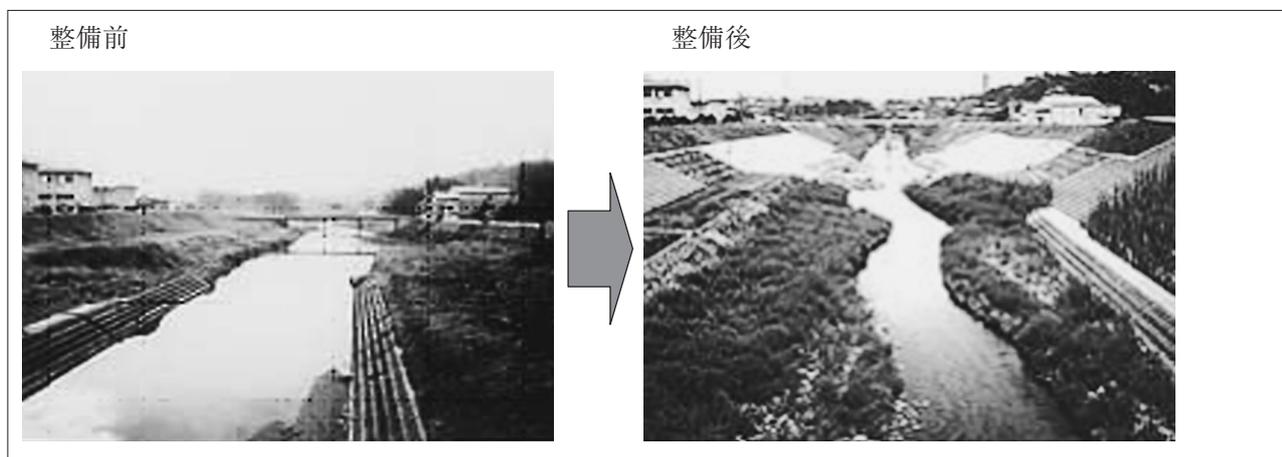


図2-3-2 多自然の河川環境づくりの例

## 第4章 自然と人とのふれあいの推進

### 第1節 ふれあいの場づくり

#### 第1 自然公園の施設整備 (自然環境課)

県では、自然公園を活用した県民の自然とのふれあいを促進するために、拠点施設、歩道、トイレなど利用者に必要な施設の整備を進めている。

24年度は、近畿自然歩道の公衆トイレ1ヶ所の再整備(香芝市)、県立矢田自然公園の水道給水管の更新(大和郡山市)などを行った。



図2-4-1 自然公園の施設整備事例 (写真は近畿自然歩道屯鶴峰公衆トイレ整備)

#### 第2 里山林の整備 (森林整備課)

身近な里山林が自然とふれあう場として、また緑が心にうるおいをもたらす場として評価が高まっている。県では、このような里山林に対する意識の高まりにこたえるために、NPOやボランティア団体の協力を得て、里山林の景観や機能を回復するための整備を進めている。

24年度は、15市町村の計19箇所で事業が実施され、二次林8.76ha、竹林3.90haの整備が行われた。

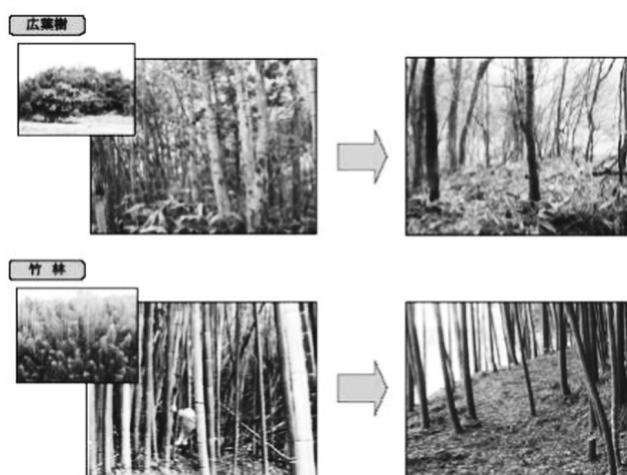


図2-4-2 里山林整備の事例

### 第3 森林とのふれあい推進事業（森林整備課）

多彩で豊かな森林の魅力を感じ、森林に親しむ気持ちを深めるために、「地域の特性を活かした魅力づくり」・「奈良の景観づくり」を推進する。

環境の基盤である森林を、「森林内への立入利用（ふれあい）」や「眺望活用（眺める）」を目的として整備し、地域の活性化にも寄与する。

24年度は、7市町村に委託し、散策路の整備、彩りのある樹木の植栽、不要木竹の伐採等の整備を行った。

### 第4 親水空間の整備（河川課、農村振興）

県では、市街地を流れる河川においては、河川の維持管理にあたり、階段護岸、広場、散策路等を整備するなど、川に興味を持ち川に近づき、川で遊び、川に親しむことができる環境づくりを行っている。

また、農村地域に存在する水路、ため池、ダムなどの農業水利施設の整備と一体的に水辺を活用した親水・景観施設の整備を実施している。

## 第2節 ふれあいの機会づくり

### 第1 山の日・川の日普及啓発事業（森林整備課）

県では、森林とのふれあい体験を通して、県民参加の森づくりの輪を広げることを目的として、18年度から夏休み期間を「山と森林の月間」と定め、さらに20年度から7月第3月曜日を「奈良県山の日・川の日」とする条例を制定し、県民に森林の大切さや木を使うことへの理解を深めてもらう体験学習や展示による普及啓発イベントを実施している。

24年度は、23年度に引き続き県立野外活動センター、川上村の森と水の源流館及び山幸彦のもくもく館において「森林体験 山もり・てんこ森」を実施し、参加者が木工クラフトや丸太切りなどを体験した。

### 第2 都市と農山村の交流（農村振興課）

県では、都市部の住民が農山村の自然や、地域の人々とふれあう機会を確保するため、都市と農山村の交流の一環として、グリーン・ツーリズムを推進している。24年度は、農業体験メニュー等を情報発信するためホームページを充実すると共に、農村資源を活用した取り組みに対する情報交換会（参加者200名）を行った。

### 第3 ふれあいのための情報提供等（環境政策課）

県の環境情報サイト「エコなら」等において、県主催のものだけでなく、民間団体等が主催する自

然とふれあうイベントの開催情報などを広く集めて掲載することで、地域における取り組み状況の発信を行っている。

## 第3節 ふれあいのための人づくり

### 第1 森林環境教育指導者の養成（教育研究所、森林整備課）

県では、18年度から導入された森林環境税を活用し、教員や森林ボランティア、県民を対象とした森林環境教育の幅広い指導者養成研修を行っている。

教員向けには、森林体験学習を実施できる指導者となる教員の養成を目的とした「教員現地研修」を実施し、24年度は7回、計593人が参加した。学校教育以外での森林環境教育では、基本的な指導者養成研修や実技中心の体験型研修などを内容とする「指導者養成セミナー」を実施しており、24年度は延べ12回、計115人が参加した。

### 第2 自然公園指導員の活用（自然環境課）

県では、自然公園の保護とその適正な利用の推進のため、県に協力して、自然公園利用者に対し公園利用の際の遵守事項、マナー、事故防止等の必要な助言及び指導を行う奈良県自然公園指導員の指導育成を行っている。また、環境省では国立・国定公園の適正な管理を行うため、自然公園指導員を委嘱しており、あわせて本県では68名の指導員が活動している。これらの指導員は、県内の自然公園の利用者に対しマナー指導、自然公園のパトロールを行っている。

## 第5章 優れた歴史的文化遺産の保護と活用

我が国の古代国家の中心地であった奈良県は、飛鳥・藤原・平城の宮跡をはじめとして、古墳等の遺跡や古社寺など数多くの文化遺産が県内に散在し、その数は1万ヶ所を越えるといわれている。本県は、世界に誇る貴重な文化遺産の宝庫であり、これらの文化遺産を保存活用していくためには、古来から継承されてきた良好な環境、歴史的風土の維持を図らねばならない。

### 第1節 歴史文化への誇りと継承

#### 第1 文化財の保護（文化財保存課）

県内の文化財の指定件数は、資料編表2-5-1～3のとおりである。建造物の国宝並びに史跡・名勝・天然記念物など記念物の国指定件数は、全国第1位である。県では、文化財保護法や文化財保護条例に基づき指定・登録された文化財の現状調査や管理、修理指導を行うほか、新たな文化財指定に向けた調査を行い、文化財の保護を行っている。（資料編表2-5-4参照）

#### 第2 世界遺産の保存管理等（文化振興課、文化財保存課）

本県では、平成5年に「法隆寺地域の仏教建造物」が、平成10年に「古都奈良の文化財」が、また平成16年に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産条約に基づく文化遺産として登録され、国内で唯一、県内に3つの世界遺産を持つ県となっており、これら世界遺産の適正な保存管理を行っている。平成21年度には、「紀伊山地の霊場と参詣道」登録5周年を記念し、文化遺産の保存と活用のあり方について世界遺産フォーラムを開催した。

なお、世界遺産暫定一覧表に記載されている「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」については、県内4番目の世界遺産登録に向けて、関係市村と連携した取り組みを行っている。

### 第2節 地域の活性化への活用

#### 第1 伝統的なまちなみ及び文化的景観の保存（文化財保存課）

城下町、宿場町、門前町などの歴史的な集落・町並みは市町村が都市計画もしくは条例により伝統的建造物群保存地区に指定しているが、その中でもさらに価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として国が選定している。県内での選定された地区は、橿原市今井町（平成5年）、宇陀市松山地区（平成18年）、五條市新町地区（平成22年）の3地区である。

また、平成23年9月には、明日香村飛鳥川上流域が、地域独特の集落景観や棚田形成の景観から、地形に即して営まれてきた居住の在り方と、農業を中心とした生業の在り方を示す価値の高い文化的景観として、「奥飛鳥の文化的景観」として重要文化的景観として選定された。

## 第3節 活用ネットワークの構築

### 第1 自転車の利用促進 (道路環境課)

県では、広域的な周辺観光を促し、県内における滞在型観光の拡大による観光振興や地域活性化を目指すとともに、県民の健康増進や環境にやさしいまちづくり等を進めるため、平成 22年 12月に「奈良県自転車利用促進計画」を策定した。

本計画では、周遊観光を楽しむために、大和平野だけでなく、山間地域も含む約 600 kmの広域的な自転車利用ネットワークを設定し、案内誘導及び注意喚起サインの設置や段差解消等に取り組んでいる。

また、幅広い利用者が快適に自転車を楽しめる環境を創出するため、利用者の利用レベルに応じたサービスの充実を図ることとしており、「宿泊施設と連携したおもてなしサービス」、「広域乗り捨て型レンタサイクル」などに取り組んでいる。

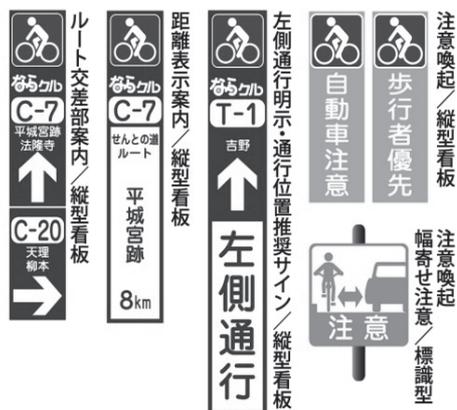


図2-5-2 サイン整備のイメージ



図2-5-4 斑鳩町 法起寺付近



図2-5-3 案内誘導サイン整備事例



図2-5-5 京都府と連携した広域マップ



## 第 3 部

# 快適・安全な生活環境の創造

# 第1章 優れた歴史的文化遺産の保護と活用

## 第1節 歴史文化と一体となった魅力ある緑地の創出

### 第1 風致地区等の指定 (風致景観課)

#### (1) 風致地区

歴史的に重要な文化遺産を数多く有する本県においては、その文化遺産とそれを取り巻く良好な自然環境を保全するため、表3-1-1のとおり県土の3.35%について風致地区指定を行っている。

(資料編3-1-1~4 参照)

表3-1-1 風致地区

(平成25年3月31日現在)

市 町 村 名	市 町 村 名	地区名面積 (ha)	指 定 年 次
奈 良 市	春 日 山	2,801.8	昭 和 45 年
	佐 保 山	488.8	昭 和 45 年
	平 城 山	576.0	昭 和 57 年
	あ や め 池	413.2	昭 和 45 年
	西 の 京	200.5	昭 和 45 年
	富 雄	247.6	昭 和 45 年
大 和 郡 山 市	郡 山 城 跡	67.0	昭 和 45 年
	矢 田 山	411.0	昭 和 45 年
生 駒 市	生 駒 山	1,010.0	昭 和 47 年
橿 原 市	耳 成 山	40.4	昭 和 45 年
	香 久 山	109.0	昭 和 46 年
	畝 傍 山	173.0	昭 和 46 年
	藤 原 宮 跡	48.9	昭 和 45 年
斑 鳩 町	斑 鳩	628.4	昭 和 45 年
天 理 市	山 の 辺	1,338.0	昭 和 45 年
明 日 香 村	明 日 香	2,418.0	昭 和 55 年
桜 井 市	三 輪 山 之 辺	835.6	昭 和 45 年
	鳥 見 山	423.1	昭 和 45 年
	磐 余	148.2	昭 和 45 年
計	19 地 区	12,378.5	

(注) この表における指定年次は、最終の変更年次である。

#### (2) 歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存区域

わが国往時の政治・文化の中心地として、歴史上重要な地位を有する古都としてのユニークな自然環境を保存するため、昭和41年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(以下「古都保存法」という。)が公布施行された。この法律に基づき、わが国の歴史上重要な意義を有する建造物・遺跡等が、それを取り巻く周辺の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、形成している土地を歴史的風土保存区域(以下「保存区域」という。)として、さらにこの区域の中で特に重要な地域については、歴史的風土特別保存地区(以下「特別保存地区」という。)として指定されている。

また、昭和 55年には「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備に関する特別措置法」(以下「明日香村特別措置法」という。)が公布施行され、明日香村全域がこの特別保存地区として指定されるに至った。

現在、本県の歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区は、表3-1-2の区分によって、4市1町1村に指定されている。(資料編表3-1-5 参照)

**表 3-1-2 歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の区分**

区 分	概 要	根 拠 法
歴 史 的 風 土 保 存 区 域	歴史上重要な意義を有する建造物・遺跡等が、周囲の自然的環境と一体となして古都における伝統と文化を具現・形成している区域	古 都 保 存 法
歴 史 的 風 土 特 別 保 存 地 区	歴史的風土保存区域の中で特に枢要な地区	
明 日 香 村	第 1 種 歴 史 的 風 土 保 存 地 区	古 都 保 存 法
	第 2 種 歴 史 的 風 土 保 存 地 区	明 日 香 村 特 別 措 置 法

保存区域内では、建築物その他の工作物の新築・改築又は増築、宅地の造成、土地の開墾その他の土地形質の変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立て又は干拓、屋外における土石・廃棄物又は再生資源の堆積の行為を行う際には、知事へ事前の届出が必要であり、また、現状維持を目的としている特別保存地区内においては前記の行為に加えて建築物その他の工作物の色彩の変更、屋外広告物の表示又は掲出の行為を行う場合には、事前に知事の許可を受けなければならない。特に全域が特別保存地区に指定されている明日香村においては、地域の特性に応じて二段階規制がなされている。

なお、保存区域及び特別保存地区の指定状況は、表3-1-3 と表3-1-4 のとおりである。

(資料編表3-1-6~8 参照)

**表 3-1-3 歴史的風土保存区域**

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

市 町 村 名	地 区 名	面 積 (ha)	指 定 年 次
奈 良 市	春 日 山	1,743	昭 和 41 年
	平 城 宮 跡	919	昭 和 57 年
	西 の 京	114	昭 和 41 年
斑 鳩 町	斑 鳩	536	昭 和 41 年
天 理 市	石 上 三 輪	1,060	昭 和 42 年
桜 井 市	石 上 三 輪	836	昭 和 42 年
	鳥 見 山	242	昭 和 42 年
	磐 余	148	昭 和 42 年
橿 原 市	大 和 三 山	426	昭 和 46 年
計		6,024	

(注) この表における指定年次は、最終の変更年次である。

表3-1-4 歴史的風土特別保存地区

(平成25年3月31日現在)

市 町 村 名	地 区 名	面 積 (ha)	指 定 年 次
奈 良 市	春 日 山	1,329.0	昭 和 57 年
	平 城 宮 跡	419.0	昭 和 57 年
	山 陵	17.0	昭 和 42 年
	聖 武 天 皇 陵	5.0	昭 和 57 年
	唐 招 提 寺	29.0	昭 和 42 年
	薬 師 寺	10.0	昭 和 42 年
斑 鳩 町	法 隆 寺	80.9	昭 和 42 年
天 理 市	石 上 神 宮	29.7	昭 和 43 年
	崇 神 景 行 天 皇 陵	52.5	昭 和 43 年
桜 井 市	三 輪 山	304.0	昭 和 43 年
橿 原 市	香 久 山	48.0	昭 和 43 年
	畝 傍 山	126.0	昭 和 43 年
	耳 成 山	16.0	昭 和 43 年
	藤 原 宮 跡	22.0	昭 和 43 年
明 日 香 村	飛 鳥 宮 跡 第 一 種 歴史的風土保存地区	105.6	昭 和 55 年
	石 舞 台 第 一 種 歴史的風土保存地区	5.0	昭 和 55 年
	岡 寺 第 一 種 歴史的風土保存地区	7.5	昭 和 55 年
	高 松 塚 第 一 種 歴史的風土保存地区	7.5	昭 和 55 年
	明 日 香 第 二 種 歴史的風土保存地区	2,278.4	昭 和 55 年
計		4,892.1	

(注) この表における指定年次は、最終の変更年次である。

## 第2 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園等の整備 (公園緑地課・平城宮跡事業推進室)

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園は、都市公園法第2条第1項第2号の「(ロ)国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地」に基づく公園（(ロ)号国営公園）で、文化的資産の保存・活用を目的とした国営公園である。そのうち「飛鳥区域」においては、現在、石舞台・高松塚周辺・祝戸・甘檜丘の4地区が供用されており、キトラ古墳周辺地区が現在整備中である。

また、特別史跡平城宮跡については、平成20年度から「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域」として、整備に着手されている。

なお、橿原市では古墳を利用した観光振興の拠点となる都市公園の整備の一環として、植山古墳公園の整備を進めている。

## 第2節 憩いのある緑の空間の創造

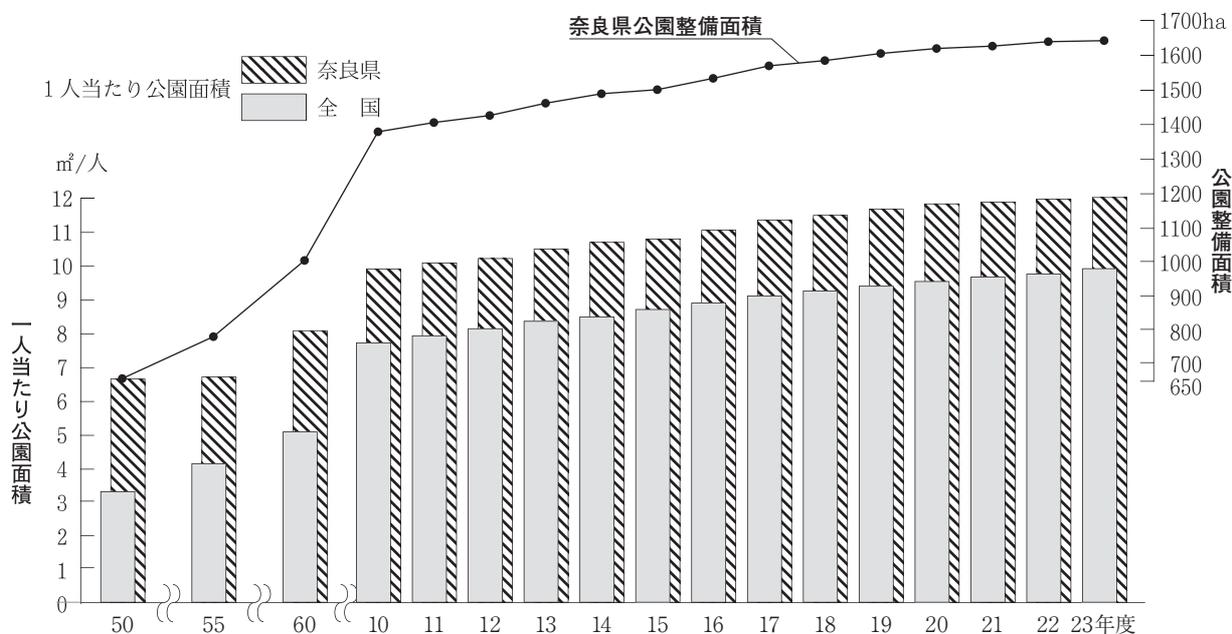
### 第1 本県における都市公園の現況 (公園緑地課)

人々の生活環境と密接な関わりを持つ、身近な緑の代表として都市公園があげられる。都市の中に緑とオープンスペースを確保する都市公園は、都市で生活する人々の憩いの場、レクリエーションの場であり、都市景観を潤いのあるものにする。また、騒音などの公害の緩和に役立ち、災害時の避難地ともなるなど、都市の生活環境として欠かすことのできないものである。

本県の都市公園の平成23年度末の状況を見ると、全体では2,230箇所、総面積1,655.62haであり、県民1人当たりの面積は12.02㎡/人(平成23年度末全国平均9.84㎡/人)となっている。

(資料編表3-1-9参照)

図3-1-1 都市公園整備の推移



### 第2 代表的な都市公園整備事業 (公園緑地課・奈良公園室)

#### (1) 奈良公園

奈良公園は明治13年(1880年)に開設され、市街地に隣接しつつ、周辺の社寺と一体となった都市公園である。世界遺産である「古都奈良の文化財」をはじめとして、数多くの自然、歴史・文化、公園資源とそれらが融合した独特の風致景観を有している公園で、年間1,000万人以上の来訪者が訪れる日本を代表する観光地である。

#### (2) 浄化センター公園(平成26年7月に「まほろば健康パーク」に名称変更予定)

老朽化の進んでいた浄化センター公園を、健康増進施設、競技施設、管理施設及び公園機能施設

として再整備し、維持管理・運営する事業に平成 23年度 10月に着手した。あらゆる年齢の誰もがいつでも気軽に健康増進に利用できる県民スポーツの中核的施設、県内の水泳競技の拠点施設とするとともに、公園全体に四季を感じ和んでいただける植栽、多くの人が憩える緑陰やベンチを設ける等により、自然を感じ、憩いあふれる公園とすることをめざしている。再整備の完了は、平成 26年7月を予定している。

### (3) 馬見丘陵公園

馬見丘陵公園は、わが国有数の古墳群と良好な自然環境を活用した「古墳と花と野鳥のとびかう公園」をコンセプトに昭和 59年に事業着手し、平成 24年度に全面開園した。今後は、園内の歴史遺産や自然環境に親しむ利用に加え、イベント等の開催による中南和の賑わいの拠点として、また、花と緑に関する講習会の充実やボランティアの育成等により、「花の都・奈良」づくりを推進する中核施設として活用する。

## 第3節 緑を育てる仕組みづくり

### 第1 県民への意識啓発（協働推進課、農業水産振興課）

県では、「全国都市緑化ならフェア」等をとおして県内各地で醸成された、花と緑を育てる活動が定着・発展することを目的として、地域での花いっぱい運動を支援するための活動団体を募集した（平成 24年度事業実施）。

### 第2 事業者等への意識啓発（環境政策課）

県では、オフィスで積極的に地球温暖化防止をはじめとする環境保全に取り組む事業所を「エコオフィス宣言」事業所として登録しているが、その取組項目に「緑化推進」を設け、民間施設における緑化を促進している。24年度は登録事業所の約25%が緑化推進に取り組んでいる。

## 第4節 市街地内農地の活用（地域農政課、都市計画室）

近年、都市住民と農村の交流、レクリエーション等の余暇活動として行う農作物の栽培、農作業を通じた教育や福祉等に活用する場として、遊休農地等を活用して市町村やJ Aが開設する市民農園の数が年々増加している。市民農園開設状況調査によると、「特定農地貸付法」又は「市民農園整備促進法」に基づく24年度末現在の県内開設数は35であり、うち市街化区域内では7ヶ所に開設されている。

また、市街化区域内にある保全すべき農地については「生産緑地」に指定し、農業生産活動に裏付けられた農地の緑地機能の保全を図っている。

## 第2章 奈良らしい景観の保全と美しい都市景観の保全と創造

### 第1節 歴史的景観の形成

#### 第1 緑の保全対策パトロール (風致景観課)

無秩序な開発による自然環境の破壊を防ぐため、主として風致地区及び歴史的風土特別保存地区における違反行為の早期発見・是正指導を目的として、毎月2回のパトロールを行っている。24年度の指導件数は、174件である。

#### 第2 歴史的風土保存のための買い入れ地の保全 (風致景観課)

県では古都保存法及び明日香村特別措置法に基づき、歴史的風土の保存上必要と認められるものについては申し出によって当該土地を買い入れている。この買い入れ地について、史跡地周辺、沿道沿いにおいて景観づくりを進めるため、草刈・樹木のせん定を行うほか、菜の花等の景観作物の栽培や樹木の植栽を行った。24年度は48箇所においてNPOとの協働による景観づくりを進めた。  
(※歴史的風土特別保存地区における土地買い入れ実績は、資料編表3-1-8参照)

#### 第3 電線類の地中化推進 (道路環境課)

県では、歴史的景観や都市景観の向上等を目的として、電線類の地中化を推進している。特に、歴史的景観保存地区、主要な観光拠点へのゲートウェイとなる区間や市街地の幹線道路等を中心として整備を行っており、24年度末時点で累計49.9kmの無電柱化整備を行った。

### 第2節 田園・里山景観の形成

#### 第1 棚田の景観保全 (農村振興課)

県では、地域独特の地形からおりなされる棚田の美しい景観を保全するため、「棚田地域水と土保全基金」を活用して棚田地域保全のための支援体制を構築し、持続的な棚田地域の保全を図っている。24年度は、棚田や地域資源の大切さをPRするため、田んぼの水族館や農村や都市の住民と共に農村景観を保全するための棚田ボランティア活動を実施した。

#### 第2 里山の景観保全 (森林整備課)

県では、放置された里山林の整備をNPOやボランティア団体による県民参加の森づくりとして実

施することにより、里山林の機能回復を図り里山地域における優れた景観を回復するため、18年度から、森林環境税を活用した「地域で育む里山づくり事業」を行っている。24年度は、大和郡山市・生駒市など15市町村の19箇所で整備を行った。

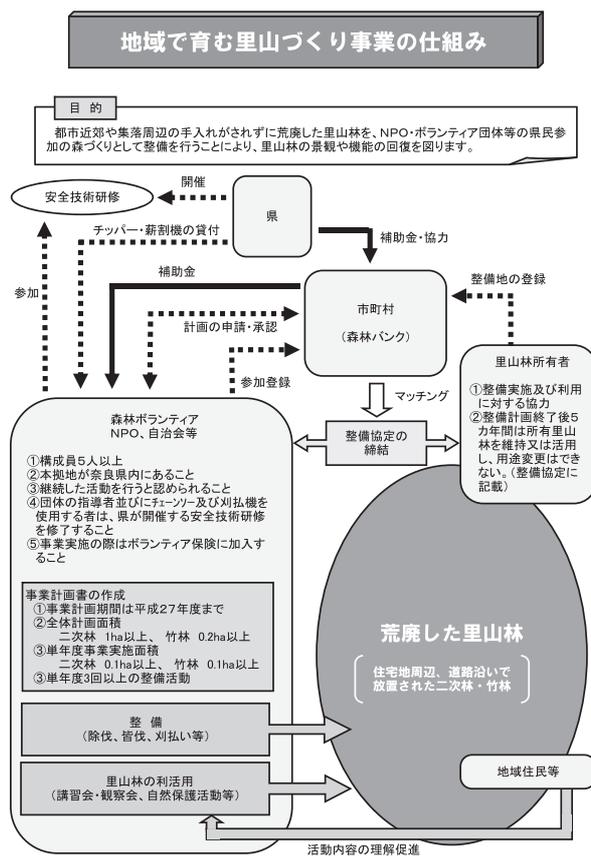


図 3-2-1 地域で育む里山づくり事業の仕組み

### 第3節 都市景観の形成

#### 第1 良好な景観づくりのための整備事業の推進 (地域デザイン推進課)

県では、地域の個性を生かした魅力ある都市景観の創出を目指し、主要な駅前や幹線道路沿道において景観形成の先導的展開を図るとともに、良好な景観形成の必要性や重要性、県の取組み等を広報することにより、県民及び市町村主体の良好な景観づくりを推進することとしている。奈良の玄関口となる奈良市の大宮通りでは「古都奈良を実感できる大宮通り」を景観整備のテーマとし、四季と自然を感じられる快適な道路空間を提供するとともに、景観まちづくりに対する機運醸成を図り、自主的な活動が出来る体制の確立及び活動の継続を図ることを目的に奈良市の協力により、月1回地域の自由な話し合いの場として「景観まちづくり井戸端会議」を設置するとともに、沿道の地域住民、企業の方の協力により、大宮通りの花いっぱい運動を進めている。

## 第2 美化啓発・実践活動の促進（協働推進課）

県及び親切・美化奈良県民運動推進協議会では、「クリーンな心でグリーンな奈良に」をモットーに全県的な県民運動を展開しており、9月を「クリーンアップならキャンペーン月間」と定め、集中的なポイ捨てゴミの美化活動を行うほか、クリーングリーン実践者の表彰やパネル展等啓発活動を行っている。

24年度は、統一実践日である9月2日に、県内20コース、約15,000人の参加を得てキャンペーン活動を展開したほか、月間中に延べ57,000人の参加を得てクリーン活動を行った。また、美化運動や花いっぱい運動などの親切・美化県民運動の優良実践者（クリーン・グリーン実践者）の日頃の取り組みをたたえるものとして、「クリーン・グリーン実践者表彰」を平成25年1月30日に行い、団体の部2団体を表彰した。

さらに県では「落書きのない美しい奈良県」を目指し、落書きをしない、させない県民意識の醸成を図るため、なら落書き防止ネットワーク加盟団体や自治会、ボランティア等との協働による「クリーンアップならキャンペーン」時の落書き消去活動の実施や、地域ぐるみで落書き消去活動に取り組むボランティア団体の活動促進を行っている。24年度は、9月のキャンペーン統一実践日に、約30名が参加し落書き消去の実践活動を行った。



図3-2-2 落書き消去活動の一場面

## 第3 奈良県景観条例・奈良県景観計画の制定と効果的運用（風致景観課）

美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな暮らしの創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、奈良県景観条例（平成21年3月27日）及び奈良県景観計画（平成21年5月1日）を定め、平成21年11月1日に全面施行した。なお新たに景観行政団体となった市町村が景観計画を策定した場合は適宜改正を行っている。

これにより、奈良県景観計画区域（市町村景観行政団体の区域を除く奈良県全域）における一定規模以上の建築行為などを行う際には知事への届出（公共事業の場合は通知）が必要となり、景観計画に定める景観形成基準（建築物の形態・意匠等）への適合について審査を行っている。

なお、届出制度の実効性を確保するため、景観・環境保全センター（現景観・環境総合センター、平成21年度に産業廃棄物監視センターを改組）が景観計画区域を巡回し、景観監視業務を行っている。

表 3-2-1 奈良県景観計画区域の区分

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

奈良県				市 町 村 景観行政団体
景観計画区域			一般区域	
重点景観形成区域				重点景観形成区域以外の区域
第1種特定区域	第2種特定区域	広域幹線沿道区域		
世界遺産など歴史文化遺産が集積する地域の沿道 ・法隆寺地域 ・山の辺地域	広域的な玄関口である主要インターチェンジ周辺の沿道 ・西名阪道路の郡山、法隆寺、香芝の各インターチェンジ	交通網を形成する広域幹線道路等の沿道 ・四車線の幹線道路等（整備中の区間も含む）の9路線		・奈良市 ・橿原市 ・明日香村 ・生駒市 ・斑鳩町 ・桜井市

表 3-2-2 奈良県景観計画区域内の行為の届出件数

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

区域	行為	建築物 建築物	工作物 建設等	開発 行為	土地形 質変更	物件 堆積	合計
一般区域		142	160	38	18	2	360
重点区域	第1種特定 (法隆寺・山の辺)	1	6	0	0	0	7
	第2種特定 (主要 IC 周辺)	5	0	0	0	0	5
	広域幹線沿道 (R24・中和幹線等)	17	3	16	0	0	36
合計		165	169	54	18	2	408

(届出件数には、公共事業の通知を含む)

\*届出対象(例:建築物)

一般区域 : 建築面積 1,000 m<sup>2</sup>超又は高さ 13 m 超

重点景観形成区域

- ・第1種・第2種特定区域: 建築面積 100 m<sup>2</sup>超又は高さ 10 m 超 (戸建専用住宅除く)
- ・広域幹線沿道区域 : 建築面積 500 m<sup>2</sup>超又は高さ 10 m 超

図3-2-2 規制誘導のイメージ例

【広域幹線沿道の景観形成イメージ】



県では、平成 23年度より景観への県民意識の向上と観光資源としての活用を目的として、県内の景観的な価値を有する建造物もしくは樹木または優れた景観を眺望できる地点等を登録する「奈良県景観資産」制度を開始した。

平成 23 年度は「四神八景」をテーマに募集を行い、県を 4つの地域に分割し、各地域より 8点、合計 32 点を選定、登録した。

平成 24 年度は「記紀・万葉」をテーマに日本書紀や万葉集などにゆかりの深い箇所合計 22 点を選定、登録した。

今後も毎年テーマを設定し、公募、選定を行うことで奈良県景観資産の登録数を増やすとともに、HP、パネル展示、PR冊子配布を通じ、県内外に普及を図っていく。

#### 第5 ふるさと奈良景観づくり市町村連絡会議の開催 (風致景観課)

景観法を活用した取組の促進、及び総合的な景観施策の展開を図ることを目的として、会議を開催。延べ 59 名の市町村職員の参加があり、県の景観施策や景観法の活用等について、意見交換を行った。

## 第4節 沿道景観の形成

### 第1 違反屋外広告物の是正活動の推進 (風致景観課)

県では、違反屋外広告物を追放し、美しく風格のある奈良の景観づくりを推進するため、違反屋外広告物を許さない県民意識の醸成を図っている。このため、屋外広告物適正化月間に歩道等に設置されている違反屋外広告物の簡易除却活動を県内一斉に実施している。また、市町村が地域住民等と協働して行う簡易除却制度の普及を推進している。

24年度は、キャンペーン期間中、26市町村で簡易除去活動や違反広告物パトロールが行われ、住民ボランティアや関係団体からの参加も含め574人が参加し、立看板やはり紙、はり札等合わせて868件の違反広告物を除去した。

また、市街地幹線沿道等の違反屋外広告物（野立て看板等）の集中的な是正指導等について、市町村と連携して取り組んでおり、特に平成22年4月に新たに禁止地区に指定された広域幹線沿道の信号機を有する交差点周辺30mの区域については、これまでに58件の屋外広告物が撤去され、平成25年9月末の経過措置期間の終了に向けた取り組みを展開している。

### 第2 地域が育てる道づくりの推進 (道路管理課)

県では、県民主導型の沿道景観の維持管理を進めるため、自治会・地域団体等と協定を結び、草刈り・清掃活動・種植をしていただくことで沿道の美化を推進する「みんなで・守ロード事業」を展開している。24年度は96団体と協定を結び、平均年2回程度、美化活動が実施された。

### 第3 屋外広告物関係機関連絡会議の開催 (風致景観課)

県では良好な景観の重要な構成要素である屋外広告物の適正化のため、県、市町村、関係機関・団体で構成する連絡会議を設置し、幅広く情報・意見の交換を実施している。24年度は、違反屋外広告物の指導・取締の状況や屋外広告物適正化月間の活動、その他屋外広告物の適正化に向けた対応等について報告を行い、意見交換を行った。

## 第3章 大気環境の保全

### 第1節 大気汚染の現状

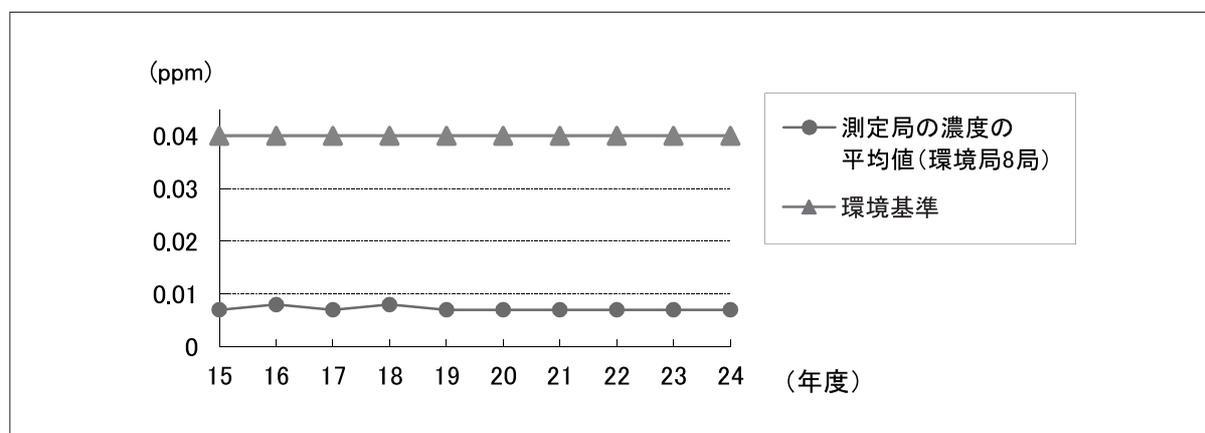
#### 第1 硫黄酸化物 (環境政策課)

硫黄酸化物には、二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)、三酸化硫黄 (SO<sub>3</sub>) などがあり、硫黄分を含有する燃料（主として重油）の燃焼に伴って発生する代表的な汚染物質である。

本県では、自動測定器による二酸化硫黄の測定を環境局については、昭和 46 年度に開始し、平成 24 年度は奈良市所管の 1 局を含め 8 局において、また、自排局については、平成元年度に測定を開始し、24 年度は 3 局において測定を行った。

平成 24 年度における環境局 8 局の環境基準評価値（日平均値 2% 除外値）は 0.005～0.009 ppm で、環境基準（日平均値 0.04 ppm 以下）を達成した。また、自排局 3 局の環境基準評価値（日平均値 2% 除外値）は 0.005～0.006 ppm で環境基準（日平均値 0.04 ppm 以下）を達成した。

図3-3-1 二酸化硫黄濃度の経年変化



#### 第2 浮遊粒子状物質 (環境政策課)

一般に、大気中に長時間存在する粒子状物質のことを浮遊粉じんといい、物質の燃焼加熱あるいは物質の破碎、選別及びたい積等の過程により発生する。特に 10 $\mu$ m 以下のものを浮遊粒子状物質と呼び、呼吸によって容易に肺胞や気道に入り込み、沈着して各種の呼吸器系疾患の原因となる。工場・事業場等の固定発生源や自動車排ガスのほか、土壌・海塩粒子等の自然界のものも発生源とされている。

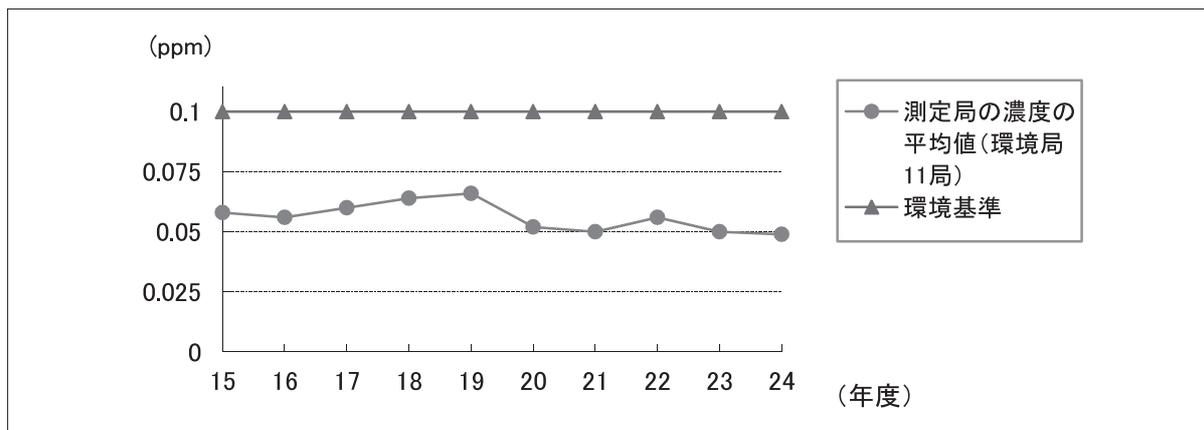
本県では、自動測定器による浮遊粉じんの測定を環境局については、昭和 63 年度に開始し、平成 24 年度は奈良市所管の 4 局を含め 11 局において、また、自排局については、平成元年度に測定を開始し、24 年度は 3 局において測定を行った。

平成 24 年度における環境局 11 局の環境基準評価値（日平均値の 2% 除外値）は 0.042 ～ 0.059

mg/m<sup>3</sup>で環境基準（日平均値 0.10 mg/m<sup>3</sup>以下）を達成した。

また、自排局 3 局の環境基準評価値は 0.039 ~ 0.057 mg/m<sup>3</sup>で環境基準（日平均値 0.10 mg/m<sup>3</sup>以下）を達成した。

図3-3-2 浮遊粒子状物質濃度の経年変化



### 第3 光化学オキシダント (環境政策課)

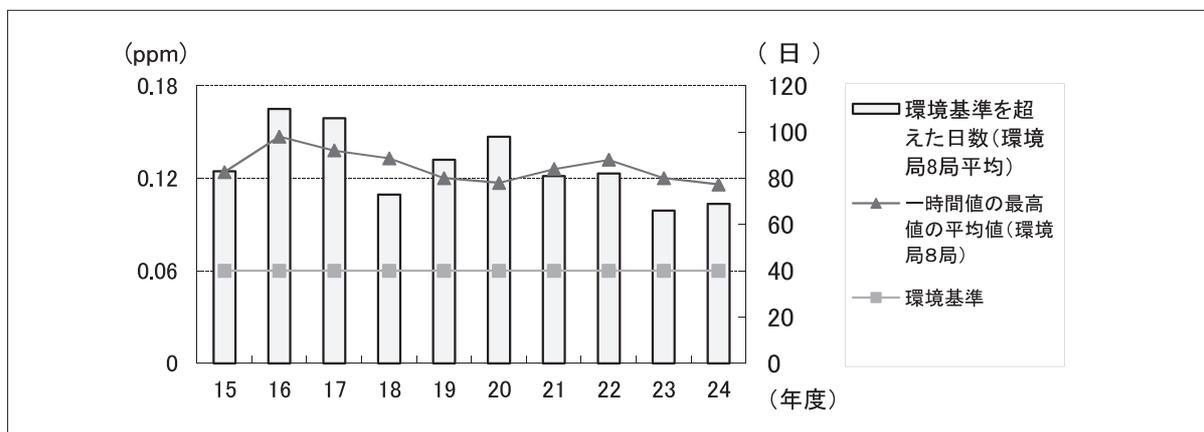
光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素等が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、生成される代表的な二次汚染物質である。

本県では、自動測定器による光化学オキシダントの測定を環境局については、昭和47年度に開始し、平成24年度は奈良市所管の1局を含め8局において測定を行った。

平成24年度における環境局8局の環境基準（1時間値 0.06 ppm以下）との対比では、基準値を超過した日数が50日~90日あり、全ての環境局が環境基準非達成であった。

なお、全国における環境基準達成割合は、平成23年度は一般局（環境局）で0.5%、自排局で0%と極めて低い水準となっている。

図3-3-3 光化学オキシダント濃度の経年変化



## 第4 窒素酸化物（環境政策課）

窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）とは、主として一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）をいう。

これらの物質は、特に人体への影響が注目されている。また、窒素酸化物は物質の燃焼に伴って必然的に発生し、その主たる発生源は工場及び事業場等の固定発生源と自動車等の移動発生源であるが、家庭からの排出も無視できず、また自然発生もあり、その実態把握が難しく、窒素酸化物の防止対策に困難な面がある。

さらに、窒素酸化物には、炭化水素、特に不飽和炭化水素の共存下で紫外線の影響により光化学反応を起こし、二次汚染物質としてオキシダントを生成するので光化学オキシダントの主要因子としても注目しなければならない。

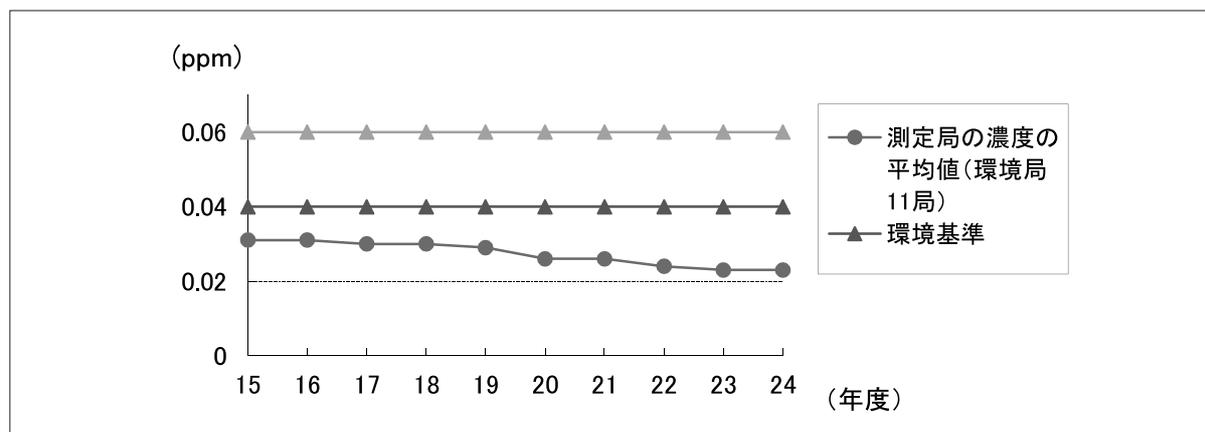
一般に、発生源から排出される窒素酸化物の大部分が一酸化窒素であり、それが大気中で酸化されて二酸化窒素となる。従って、排出後の時間経過に伴い二酸化窒素が増加し、一酸化窒素が減少するため、二酸化窒素濃度と窒素酸化物濃度との比は主要な発生源の日安となる。

本県では、自動測定器による測定を環境局については、昭和49年度に開始し、平成24年度は奈良市所管の4局を含め11局において、また、自排局については、平成元年度に開始し、24年度は3局において測定を行った。

平成24年度における環境局11局の二酸化窒素の環境基準評価値（日平均値の98%値）は0.017～0.028 ppmで、環境基準（日平均値0.04～0.06 ppmのゾーン内またはそれ以下）を達成した。

また自排局3局の環境基準評価値（日平均値の98%値）は0.023～0.024 ppmで、環境基準（日平均値0.04～0.06 ppmのゾーン内またはそれ以下）を達成した。

図3-3-4 二酸化窒素濃度の経年変化



## 第5 一酸化炭素（環境政策課）

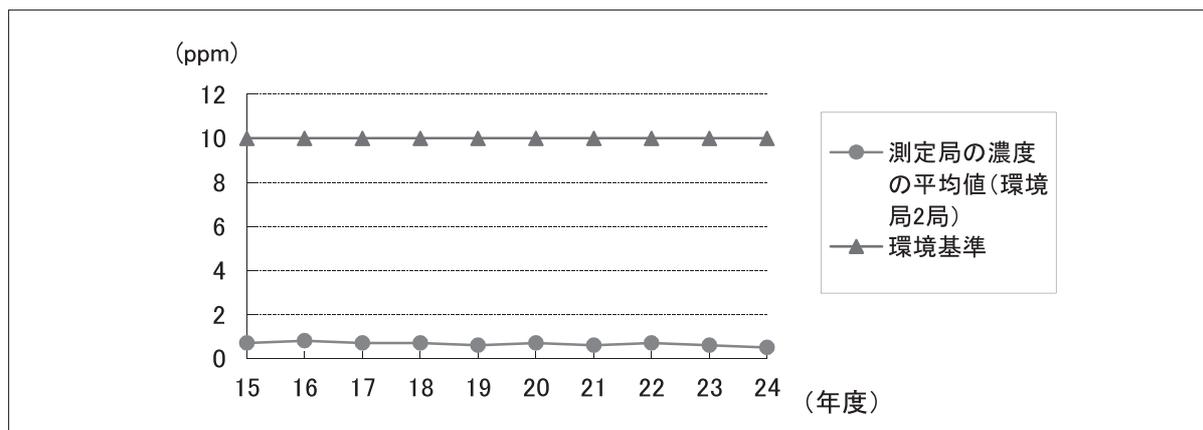
一酸化炭素の発生源には、固定発生源（家庭・工場等）と移動発生源（自動車等）があり、主として発生するのは移動発生源で、中でも自動車排ガスが問題となっている。なお、一酸化炭素濃度は自動車排ガス汚染の指標とされている。

本県では、自動測定器による測定を環境局については、昭和46年度に開始し、平成24年度は奈良市所管の1局を含む2局において、また、自排局については、平成元年度に測定を開始し、24年度は3局において測定を行った。

平成 24 年度における環境局2 局の環境基準評価値（日平均値の2 %除外値）はいずれも0.5 ppmで、環境基準（日平均値 10 ppm以下）を達成した。

また、自排局3 局は 0.5～0.6 ppmで、環境基準（日平均値 10 ppm以下）を達成した。

図3-3-5 一酸化炭素濃度の経年変化



## 第 6 炭化水素（環境政策課）

炭化水素は、炭素と水素から構成される有機化合物の総称で、安定物質のメタンと反応性に富む非メタン炭化水素に分類される。非メタン炭化水素は、パラフィン系・オレフィン系・芳香族系等の多種類にわたり、光化学スモッグの原因物質の一つと考えられており、その主要発生源には、固定発生源（溶剤関連工場・石油及び石油化学工場・ガソリンスタンド等）と移動発生源（自動車等）があり、その発生の仕方は、主として石油系燃料の不完全燃焼及び蒸発によるものとされている。

本県では、自動測定器による測定を環境局については、昭和 47年度より全炭化水素の測定を開始し、昭和 60年度よりメタン及び非メタン炭化水素の測定も開始した。平成 24 年度は奈良市所管の1 局を含め2 局において測定を行った。

### (1) 全炭化水素

平成 24 年度の年間測定結果において、午前 6 時～9 時の 3 時間平均値は 2.07 と 2.10 ppmCであった。

### (2)メタン及び非メタン炭化水素

「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（中央公害対策審議会答申）」により、非メタン炭化水素濃度は、午前6 時～9 時の3 時間平均値が 0.20 ppmCから0.31 ppmCの範囲内またはそれ以下であることとされているが、平成 24 年度の年間測定結果において、2 局とも0.31 ppmCを超える日が観測された。

## 第 7 微小粒子状物質（PM2.5）（環境政策課）

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は $1\text{mm}$ の千分の1）以下の小さな粒子のことで、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物（SOx）、窒素酸化物（NOx）、揮発性有機化合物（VOC）等のガス状大気汚染物質が、主として環境大気中での化学反応

により粒子化したものがあります。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもあります。

本県では、自動測定機による微小粒子状物質（PM2.5）の測定を環境局については、平成 22 年度に開始し、平成 24 年度は奈良市所管の 1 局を含め 2 局において、また、自排局については、平成 21 年度に開始し、24 年度は 1 局において測定を行った。

平成 24 年度における環境局 2 局の環境基準評価値の、年平均値は13.2と15.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の98%値は33.7と45.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、環境基準（1年平均値15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ1日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を1局で達成できなかった。

## 第 8 降下ばいじん（環境政策課）

大気中の粉じんのうち比較的粒子が大きく（粒径 20～50 $\mu$ 以上）、大気中に浮遊し続けることなく自重により自然降下あるいは雨水とともに降下する粒子物質のことを降下ばいじんという。

本県では、ダスト・ジャー法により測定を行い、1ヶ月単位・1 $\text{km}^2$ に換算したトン数で表している。

24 年度は、県内 1 地点（奈良市）で測定を行い、年平均値は、2.4 $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ であった。

## 第 2 節 大気汚染の防止対策

### 第 1 大気汚染常時監視体制（環境政策課）

大気汚染を防止するためには、大気汚染の実態を科学的かつ的確に把握することが必要である。大気汚染防止法第 22 条には、「都道府県知事は、大気汚染の状況を常時監視しなければならない。」とあり、大気汚染の常時監視は地方公共団体の責務とされている。

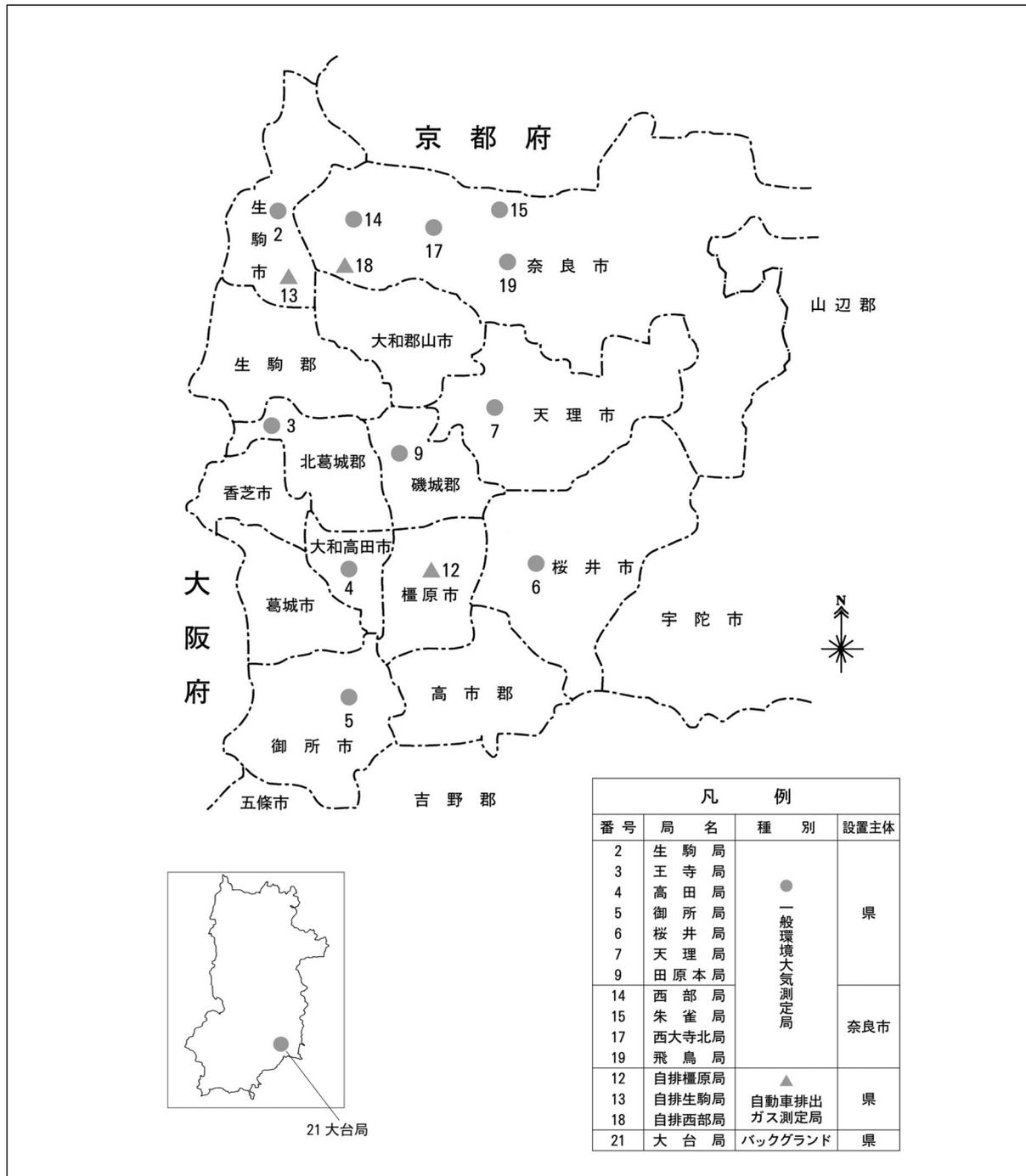
#### (1) 大気汚染常時監視測定網の整備状況

本県では、昭和 46 年度に奈良市大森町の県保健環境研究センター（当時の名称は衛生研究所）に大気汚染常時監視測定局を設置して以来、順次増設を図り、平成 7 年には磯城郡田原本町の県健康づくりセンター内に環境局を、平成 9 年には生駒市壺分町の晴光台第 2 公園と奈良市丸山 2 丁目の 2ヶ所に自排局を設置し、24 年度は奈良市所管の測定局も含め、図 3-3-5 のとおり環境局 11 局、自排局 3 局及びバックグラウンド局 1 局の計 15 局で大気汚染状況の常時監視を行った。

県所管の各測定局の測定項目は、環境局では二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・光化学オキシダント・窒素酸化物・一酸化炭素・炭化水素・微小粒子状物質・風向・風速・温度・湿度を、自排局では二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・窒素酸化物・一酸化炭素・風向・風速の測定を行っている。また、バックグラウンド局では、オゾン・窒素酸化物・風向・風速・温度・湿度を測定している。

図3-3-6 奈良県大気汚染常時監視測定網

(平成25年3月31日現在)



## 第2 工場・事業場等の固定発生源対策 (環境政策課)

### (1) 発生源の状況

大気汚染防止法（以下「法」という。）では、ばい煙発生施設に対し排出基準等が、一般粉じん発生施設に対し施設管理基準が、特定粉じん発生施設に対し規制基準が設けられている。これらの施設を設置または変更しようとする場合は、事前に届け出ることが義務づけられており、それぞれの届出書が提出された際に規制基準適合状況等の審査を行っている。なお、24年度のばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設の届出状況はそれぞれ表3-3-1、表3-3-2のとおりである。

表3-3-1 ばい煙発生施設設置届出件数等(平成24年度)

施設種別 (番号は令別表第一に掲げる 項番号を表す)	前年度末 の届出 施設数 (A)	設置届出 (法第6条) (B)	使用届出 (法第7条) (C)	使用廃止 届出 (法第11条) (D)	年度中の 増減 (E) = B+C-D	年度末の 届出施設数 (F) = A+E	構造の 変更届出 (法第8条) (G)	電気 工作物 (H)	ガス 工作物 (I)	合計 (J) = F+H+I
1. ボイラー	1,013	26	0	22	4	1017	0			1017
2. ガス発生炉・ガス加熱炉	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4
5. 金属溶解炉	25	0	0	0	0	25	0			25
6. 金属鍛造・圧延 加熱・熱処理炉	19	1	0	0	1	20	0			20
8の2. 燃焼炉	1	0	0	0	0	1	0			1
9. 窯業焼成炉・熔融炉	2	0	0	0	0	2	0			2
10. 反応炉・直火炉	3	0	0	0	0	3	0			3
11. 乾燥炉	18	1	0	0	1	19	0			19
12. 電気炉	2	0	0	0	0	2	0			2
13. 廃棄物焼却炉	169	0	0	1	-1	168	0			168
14. 銅、鉛又は亜鉛の精錬 の用に供する培焼炉、 焼結炉、溶鉱炉、転炉、 溶解炉及び乾燥炉	3	0	0	0	0	3	0			3
29. ガスタービン	0	0	0	0	0	0	0	30		30
30. ディーゼル機関	17	0	0	0	0	17	0	105		122
31. ガス機関	0	0	0	0	0	0	0		4	4
合計	1,272	28	0	23	5	1277	0	136	7	1420

表3-3-2 一般粉じん発生施設設置届出件数等(平成24年度)

令別 表第二 の項 番号	施設種別	前年度 末現在 の届出 施設数 (A)	年度中の設置・使用・廃止届出施設数				年度末 現在の 届出 施設数 (F) = A+E	年度中 の変更 届出 施設数 (法第18 条第3 項) (G)	電気工作物・ガス工作物・ 鉱山に係る施設たる 一般粉じん発生施設数			合計 (K) = F+H+I+J
			設置届 出(法 第18 条第 1項) (B)	使用届 出(法 第18 条第 2第 1項) (C)	使用廃 止届出 (法第 18条 第13 第2項) (D)	年度中 の増減 (E) = B+C-D			電気 工作物 (H)	ガス 工作物 (I)	鉱山に 係る 施設 (J)	
1	コークス炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	堆積場	29	3	0	0	3	32	0	0	0	0	32
3	コンベア	153	0	0	0	0	153	0	0	0	0	153
4	破砕機・摩砕機	54	0	0	0	0	54	0	0	0	0	54
5	ふるい	38	0	0	0	0	38	0	0	0	0	38
	施設合計	274	3	0	0	3	277	0	0	0	0	277
	工場・事業場数	45	0	0	0	3	48	0	0	0	0	48

法では、ばい煙発生施設として32種類の施設を定めているが、本県では全届出施設の約8割はボイラーで占められている。

本県の場合、ボイラーは工場の生産活動のための熱源を得る目的で使用される場合よりも非工業的な施設の暖房用として使用される割合が他府県と比較して大きい点、大多数の事業場が排出ガス量1万N/h以下の小事業場である点が特徴である。

また、法より小規模な施設及び法で規制されていない施設について、奈良県生活環境保全条例（以下、「条例」という。）に定められている。

## (2) 法律及び条例による規制

### ア. ばい煙に関する規制

法では、ボイラー等32項目にわたり「ばい煙発生施設」と定め、その設置及び構造等の変更にかかる事前の届出を義務づけている。そして、施設ごとに、①硫黄酸化物、②ばいじん、③有害物質の排出基準を定めてそれを遵守させることになっている。規制基準遵守の担保としては、排出基準に適合しないばい煙の排出者に対しては、法第33条及び第33条の2の規定に基づいて、直ちに罰則を課すること（直罰規定）が定められている。

また、排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあり、人の健康や生活環境に被害を生じると認めるときは、排出者に対して、法第14条の規定に基づいて、ばい煙発生施設の構造等の改善を命じ（改善命令）、または、使用の一時停止を命じること（一時停止命令）ができる。

条例では、主に歴史的風土保存区域及び風致地区で、法に定める施設より小規模のものに対し、ばいじんと硫黄酸化物の規制を行っている。

### イ. 粉じんに関する規制

平成元年度の法の改正において、粉じんのうち発がん性等の健康影響が社会問題化している石綿（いわゆるアスベスト）、その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質（現在は石綿のみ）を特定粉じんと定め、特定粉じん以外の粉じんを一般粉じんと定めた。

法では、鉱物又は土石の堆積場、ベルトコンベア、破砕機等5項目を一般粉じん発生施設と定め、解綿用機械等9項目を特定粉じん発生施設と定めている。

一般粉じん発生施設については、施設の種類ごとの散水設備によって散水が行われていること、防じんカバーでおおわれていること等の構造、並びに使用及び管理に関する基準を定め、この基準の遵守義務を事業者に課している（法第18条の3）。事業者がこの基準を遵守しない場合は基準に従うことを命じ（基準適合命令）、または当該施設の使用の一時停止を命ずる（一時停止命令）ことができる（法第18条の4）。

特定粉じん発生施設については、特定粉じんの規制基準として工場または事業場と隣地との敷地境界線における大気中の濃度の許容限度を定め（法第18条の5）、この基準の遵守義務を事業者に課している（法第18条の10）。事業者がこの基準を遵守しない場合は、当該施設の構造、使用の方法の改善及び特定粉じんの処理の方法、飛散防止の方法の改善を命じ（改善命令）、または当該施設の使用の一時停止を命ずる（一時停止命令）ことができる（法第18条の11）。

また、特定粉じんが排出される解体、改造、または補修する作業を施行しようとする者は、特定粉じんの使用状況等の事前調査を行い、一定の要件に該当する場合は届出及び飛散防止対策をとらなければならない（法第18条の15）、作業基準の遵守が義務付けられている（法第18条の17）。届出

に係る作業の方法が基準に適合しないときは計画の変更を命じ（計画変更命令）、施工者が作業基準を遵守していないときは当該作業について作業基準に従うべきことを命じ、または当該作業の一時停止を命ずる（作業基準適合命令等）ことができる（法第18条の16、18条の18）。

条例では、法を補完する意味で食料品等の製造に係る原料の精選施設、木製品の製造に係る切断施設等の8項目を本県条例独自の一般粉じんに係るばい煙等発生施設と定め、対象施設の規模及び種類の拡大（横出し）を図っている。規制方法は、法と同様構造等に関する基準によるものである。

### (3) 発生源の指導

大気汚染物質の発生源に対する規制の実効性を期するため、法及び条例の規制対象のばい煙発生施設及び粉じん発生施設を有する工場・事業場に対する立入検査を実施している。ばい煙発生施設については、排ガス中に含まれるばいじん・窒素酸化物等の濃度測定やばい煙の自主測定結果のチェック等を行い、粉じん発生施設については、施設の使用及び管理状況等の検査を行っている。

また、特定粉じん排出等作業について、平成24年度には26件の届出があり、うち25件について大気汚染防止法に基づく立入検査を実施した。

## 第3 自動車等の移動発生源対策（環境政策課、県警交通規制課）

大気汚染は自動車排ガスによっても引き起こされるため、県では低公害車の導入の促進やエコドライブの推進、自動車排ガスの貯留を防ぐための渋滞解消による道路交通流の円滑化に向けた取り組みを行っている。

20年度は、環境フェアにおいて低公害車を展示し県民への意識啓発を行ったほか、エコオフィス宣言事業所等の募集を通じ、事業所でのエコドライブの推進を図った。また24年度は、交通信号機を新たに6基設置したほか25基を改良するなどの整備を行い、自動車交通流の円滑化を図った。

## 第4 光化学オキシダント対策（環境政策課）

大気中に窒素酸化物と炭化水素が共存した場合、太陽光線中の紫外線の影響で光化学反応を起こして二次汚染物質が生成される。その大部分がオゾンで、ほかにパーオキシアセチルナイトレート、二酸化窒素等の酸化性物質、ホルムアルデヒド及びアクロレイン等の還元性物質がある。これら生成された物質のうち、二酸化窒素を除く酸化性物質が光化学オキシダントと称され、環境基準もこれにより規定されている。

平成24年度における環境基準（1時間値0.06ppm以下）との対比では、基準値を超過した日数が50日～90日で、すべての環境局において不適合となっており、全国的にも大都市やその周辺地域では基準達成が困難な状況にある。

また、24年度の光化学スモッグ広報発令回数は、表3-3-3のとおり予報5回、注意報0回であった。

光化学スモッグ防止対策としては、一次汚染物質である窒素酸化物や炭化水素の排出抑制が必要である。このため、固定発生源からの窒素酸化物については、二酸化窒素の環境基準が設定された昭和

48年の第1次排出規制から徐々に規制強化され、現在は昭和58年9月の第5次規制が適用されている。また、移動発生源である自動車排ガスについても、昭和48年規制にはじまり順次規制が強化されており、最近では平成17年6月に「自動車排出ガスの量の許容限度」が一部改正され、ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制の強化が図られ、更にガソリン・LPG特殊自動車新たに規制対象として追加された。

本県では、大気汚染防止法第23条の規定に基づき、光化学オキシダントに係る緊急時に対処するため「奈良県光化学スモッグ緊急対策要領」を定め、緊急事態の発生が予測される場合の「予報」、緊急事態が発生した場合の「注意報」「警報」「重大警報」の4段階に区分し、規制等の措置を講じている。また、万一、被害が発生した場合の措置として、平成7年2月に「奈良県大気汚染等被害発生時対策要領」を施行した。具体的には下記の措置を実施した。

①光化学スモッグ緊急連絡体制の実施

②光化学スモッグ緊急時の発令及び広報

本県においては、測定局の位置や気象要素から大和平野を3地域に区分して広報の発令を行っている。  
(資料編表3-3-1～4、図3-3-1参照)

表3-3-3 広報発令回数及び被害者届出数の経年変化

区分	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
予報	22	19	8	7	13	8	9	7	8	2	15	2	5
注意報	8	2	5	2	5	7	3	0	1	1	2	1	0
被害者届出数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 第5 騒音・振動・悪臭の現状と対策 (環境政策課、道路管理課)

(1) 騒音公害

①現状

騒音公害は、各種公害の中でも特に日常生活に密接な関係を有する問題である。

本県における騒音苦情の平成23年度新規受理件数は、74件であり、典型7公害に係る苦情件数に占める割合は15.2%である。また、74件の内訳は、工事・建設作業32件、産業用機械10件、家庭生活9件、飲食店営業4件などとなっている。

なお、県及び各市では騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音の状況を把握するため、24年度は県及び市で65区間の面的評価を行った。  
(資料編表3-3-10参照)

また、市町村は騒音規制法第21条の2に基づき、地域内の騒音の大きさを把握している。

**表 3-3-5 平成 24 年度一般地域（道路に面する地域以外の地域）における騒音調査結果**

（市町村測定分）

測定地点数	昼夜とも 環境基準以下	昼のみ 環境基準以下	夜のみ 環境基準以下	昼夜とも 環境基準超過
103 地点	97 地点 (94.1%)	5 地点 (4.9%)	0 地点 (0%)	1 地点 (1%)

※他 3 地点については、昼間のみ測定を実施し、いずれも環境基準を達成している。

（資料編表 3-3-11 参照）

**表 3-3-6 平成 24 年度自動車騒音面的評価結果**（市町村測定分）

測定地点数	昼夜とも 環境基準以下	昼のみ 環境基準以下	夜のみ 環境基準以下	昼夜とも 環境基準超過
37 地点	21 地点 (57%)	2 地点 (5.4%)	1 地点 (2.7%)	13 地点 (35.1%)

※他 1 地点については、昼間のみ測定を実施し、環境基準を超過している。

（資料編表 3-3-12 参照）

## ② 対策

騒音規制法は、昭和 43年に公布・施行され、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音に対する規制について定められ、昭和 45年の法改正により自動車騒音に係る要請限度等が定められた。

騒音規制法では、具体的な規制を行うための地域の指定や規制基準の設定について、知事（市においては市長）が定めることになっているため、平成 25年3月 31日現在 29市町村（当該町村については、都市計画法にいう工業専用地域を除く。）において指定している。

（表3-3-7 参照）

規制の対象は、著しい騒音を発生する施設であって金属加工機械、空気圧縮機及び送風機等政令で定める特定施設を有する工場・事業場となっている。また、これらはその位置する区域及び時間帯に応じ事業活動に伴う騒音発生の制限を受けている。

（資料編表3-3-5～6 参照）

さらに、くい打機又はびょう打機等を使用する特定建設作業は、一時的で短期間に終了すること、建設作業の場所に代替性がないことなどを踏まえ、騒音の大きさと同時に作業時間及び作業期間について制限を受けている。

（資料編表3-3-7 参照）

なお、騒音規制法の指定地域以外の地域については、奈良県生活環境保全条例（昭和 44年から平成8年度末までは奈良県公害防止条例）に基づき、騒音規制法と同様の規制を行っている。

騒音に係る環境基準は、環境基本法第 16条に基づき騒音に係る環境上の条件について維持されることが望ましい基準として定められている。平成 25年 3月 31日現在市を含め奈良県では28市町村が指定されている。

（資料編表3-3-8 参照）

自動車交通騒音に対する対策として、法による指定地域を有する市町村長は、地域の実情を把握するため自動車交通騒音実態調査を行い、その結果により道路管理者等の関係機関に必要な騒音防止対策の要請若しくは参考意見を述べることができる制度となっている。

（資料編表3-3-9 参照）

なお、県では 24年度に中和幹線で約 430mのリニューアルを行い、環境にやさしい低騒音舗装を行った。

表3-3-7 騒音規制法の適用される地域

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・宇陀市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町・吉野町・大淀町・下市町・山添村  
(ただし、当該町村については都市計画法にいう工業専用地域を除く。)

## (2) 振動公害

### ① 現 状

振動公害は、各種公害の中で騒音と並んで日常生活に関係の深い問題であり、近年におけるモータリゼーションの進行、工場などの機械施設の大型化、建設工事の増加に伴い振動による苦情が発生している。

本県における振動苦情の平成 23年度新規受理件数は、7件であり、これは典型 7公害に係る苦情件数の中では比較的少なく、その占める割合は、1.4%である。また、7件の内訳は、工事・建設作業3件、移動発生源（自動車等運行）2件であった。

### ② 対 策

本県では、奈良県生活環境保全条例（昭和 44年から平成 8年度末までは奈良県公害防止条例）に基づき、振動に対する規制を行ってきたが、昭和 51年に振動規制法が公布・施行され、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動に対する規制、道路交通振動に係る要請限度等が定められた。

同法に基づく具体的な規制を行うための地域の指定や規制基準の設定について、騒音規制法と同様知事が定めることになっているため、昭和 52年 12月に 34市町村に係る地域指定（市町村合併に伴い平成 25年 3月 31日現在 29市町村、表 3-3-8参照）、規制基準の告示とあわせて奈良県公害防止条例（平成 9年 4月、奈良県生活環境条例と改称）の改正を行い、昭和 53年 4月から施行している。

法令による規制の対象となるのは、著しい振動を発生する金属加工機械、圧縮機等政令で定める施設を有する工場・事業場であり、これらは、その位置する区域及び時間に応じて事業活動に伴う振動発生を制限を受ける。また、くい打機又は鋼球を使用する特定建設作業は、その作業が短時間であることや建築作業の場所等に代替性がないことなどを踏まえ、振動の大きさと作業期間を定め、地域区分に応じ作業時間を規制している。

自動車交通振動に係る対策としては、一次的には道路面の改善、二次的には車種・重量の抑制、走行速度・交通量の制限などがあげられる。

さらに、法の指定地域において市町村長は、自動車振動測定結果に基づき道路管理者等の関係機関に対し必要な振動防止対策をとるよう意見提出または要請することができる。

(資料編表3-3-13~16 参照)

表3-3-8 振動規制法の適用される地域

(平成25年3月31日現在)

奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・宇陀市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町・吉野町・大淀町・下市町・山添村  
(ただし、当該町村については都市計画法にいう工業専用地域を除く。)

### (3) 悪臭公害

#### ① 現状

平成23年度に新規受理した悪臭苦情件数は83件で、典型7公害に係る苦情件数の17.0%を占めており、前年度の102件に比べ、19件減少した。

発生源別苦情件数では、家庭生活が26件(悪臭苦情件数の31.3%)と最も多く、次いで、焼却(野焼き)8件(9.6%)、流出・漏洩7件(8.4%)、飲食店営業6件(7.2%)などとなっている。

都市化の進展などに伴い、悪臭問題は産業型から都市生活型への比重が大きくなっており、ますます複雑多様化の傾向にある。

#### ② 対策

悪臭の問題は、騒音・振動と同様、感覚公害であるため苦情も多く、この悪臭公害から生活環境を守るため昭和46年6月に悪臭防止法が制定された。規制対象となる特定悪臭物質として工場・事業場において排出されるアンモニア等22物質が指定されており、市を含め奈良県内では、25市町村を規制地域として指定し、特定悪臭物質の種類ごとの規制基準を定めている。

(資料編表3-3-17 参照)

# 第4章 水環境の保全

## 第1節 公共用水域の状況

### 第1 監視測定 of 状況 (環境政策課)

本県の公共用水域を水系別にみると、北部低地域を流域にもつ大和川水系、東部高原地帯を流域にもつ淀川（木津川）水系、県の中央部を東西に流れる紀の川（吉野川）水系、南部山岳地帯を流域にもつ新宮川水系の4つに大別される。これらの水系は全て1級河川の水系であり、それぞれの1級河川は大和川（158）、紀の川（72）、淀川（72）、新宮川（56）の計358河川である。

水質汚濁に係る類型指定は、昭和45年9月に大和川の2水域が指定されて以来、逐次追加指定がなされてきた。平成4年度には類型指定の見直しを行い、平成17年度末までに、河川57水域・湖沼7水域についてAA、A、BもしくはC類型の指定がなされた。また、平成18年度には、大和川水域について生物B類型の指定がなされ、平成22年度には、紀の川水域と大迫ダム貯水池について生物B類型の指定がなされた。

平成24年度は、公共用水域水質測定計画に基づき、4水系（大和川・紀の川・淀川・新宮川）、72河川、11ダム湖の計122地点で県、国土交通省、奈良市及び（独）水資源機構で常時監視を行った。

(資料編表3-4-1 参照)

表3-4-1 公共用水域水質測定地点数

市町村名	大和川	紀の川	淀川	新宮川	計	
河川	河川数	24	13	29	6	72
	地点数	51 (21)	16 (4)	34 (26)	9 (7)	110 (58)
湖沼	河川数	—	2	3	6	11
	地点数	— (—)	2 (1)	4 (2)	6 (4)	12 (7)
地点数合計		51 (21)	18 (5)	38 (28)	15 (11)	122 (65)

( ) は、環境基準地点数

### 1. 河川・湖沼の現況

#### (1) 健康項目

健康項目（カドミウム、ヒ素、鉛など27項目）は、測定を行ったすべての地点で環境基準を達成していた。

(資料編表3-4-2 参照)

#### (2) 生活環境項目

生活環境の保全に関する項目のうち、有機性汚濁の代表的指標であるBOD（湖沼においてはCOD）について、各水系毎の状況を以下に示す。

##### ① 大和川水系

大和川は、奈良盆地の東南隅より流出する初瀬川を主流とし、周辺の河川を合して生駒金剛山地の中央に位置する王寺町藤井から大阪府を経て大阪湾に注いでいる。

大和川水系における平成24年度水質測定は、大和川本川6地点及び支川45地点の合計51地点

で実施した。採水地点を図3-4-1に、環境基準点の環境基準達成状況を図3-4-2に示す。

大和川最下流地点の藤井でのBOD平均値は、3.0 mg/ℓ（平成23年度3.2 mg/ℓ）と低下した。

河川の環境基準地点21地点でのBOD平均値については、3.0 mg/ℓ（平成23年度3.2 mg/ℓ）と低下した。

図3-4-1 大和川水系採水地点

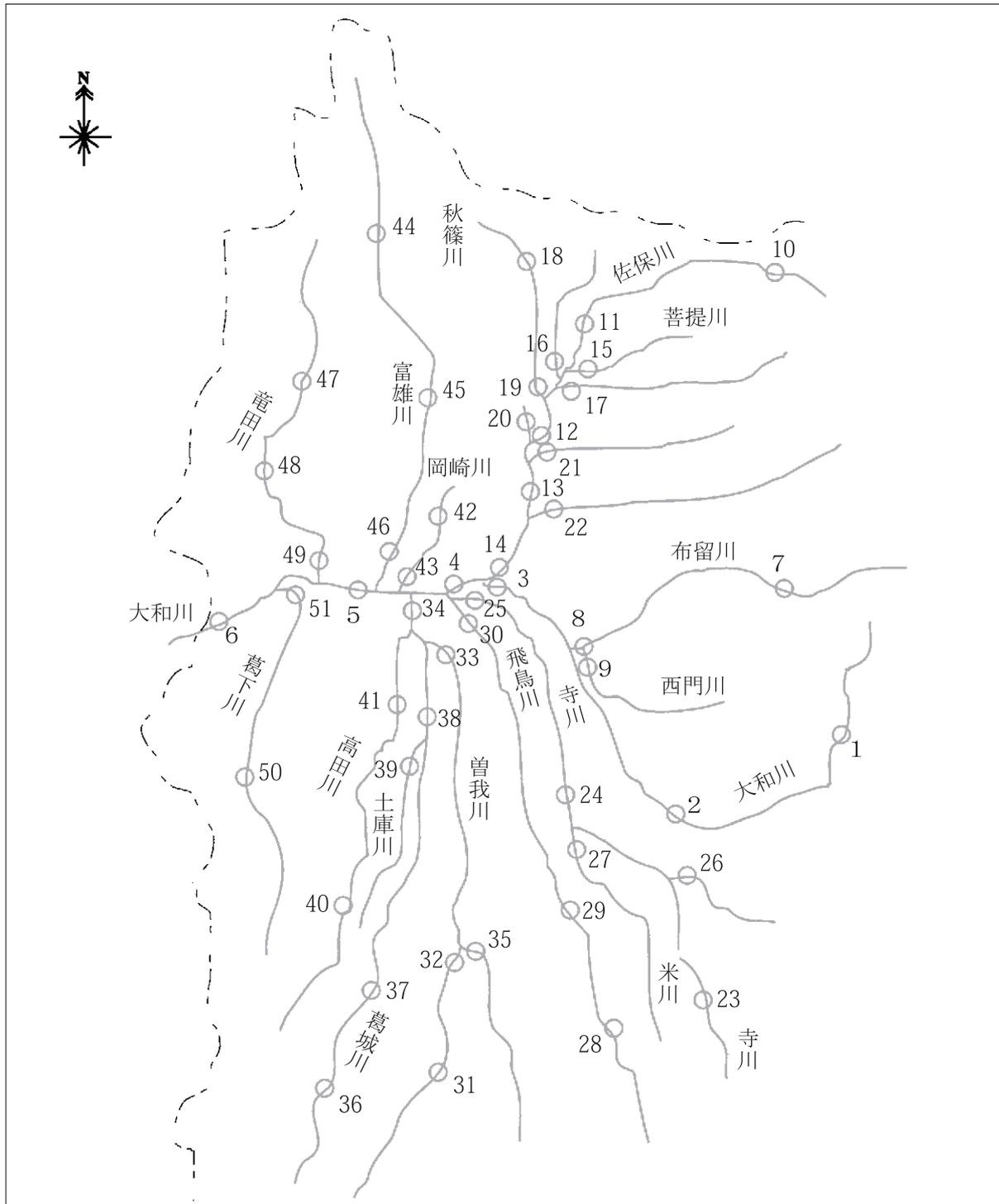
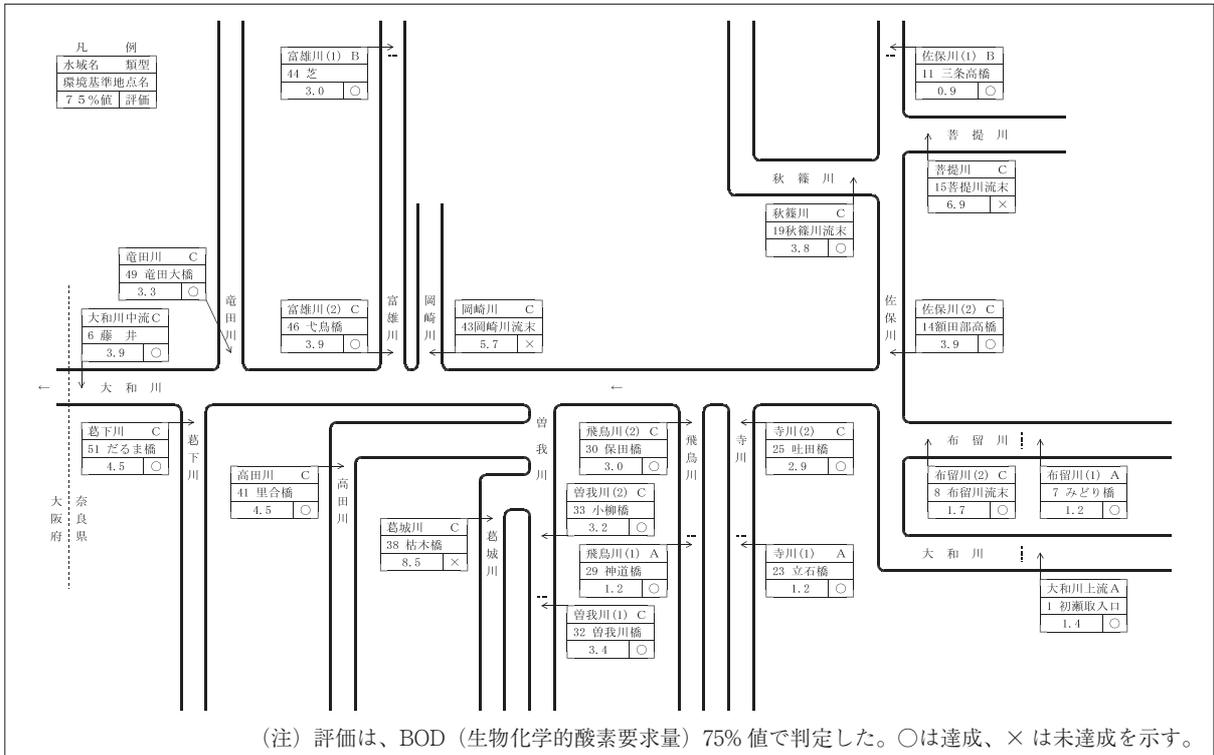


図3-4-2 大和川水系の環境基準達成状況（平成 24年度）

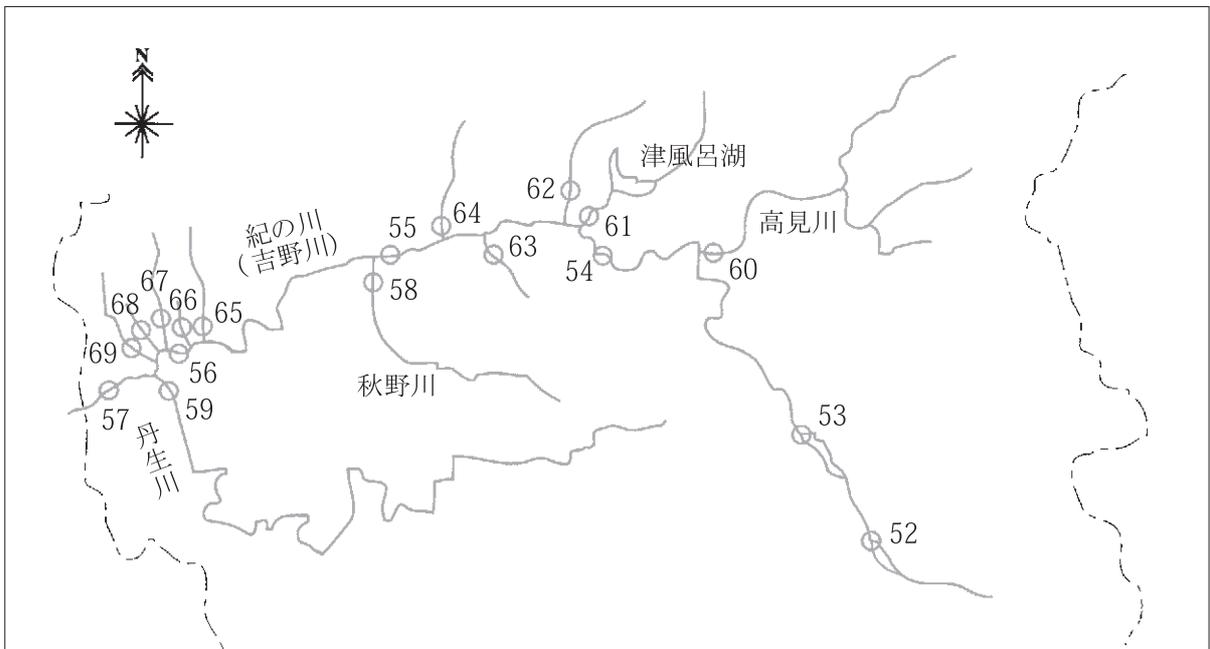


② 紀の川（吉野川）水系

紀の川は、県のはほぼ中央に位置し、地質学上の中央構造線に沿って西行し、和歌山県を経て紀伊水道に流れる河川で、流域の多くは山間部であるため、水量に恵まれ比較的良好な水質を保持している河川である。

紀の川水系における平成 24 年度水質測定は、河川 16 地点・湖沼 2 地点の合計 18 地点で実施した。採水地点を図3-4-3 に、環境基準点の環境基準達成状況を図3-4-4 に示す。

図 3-4-3 紀の川(吉野川)水系採水地点

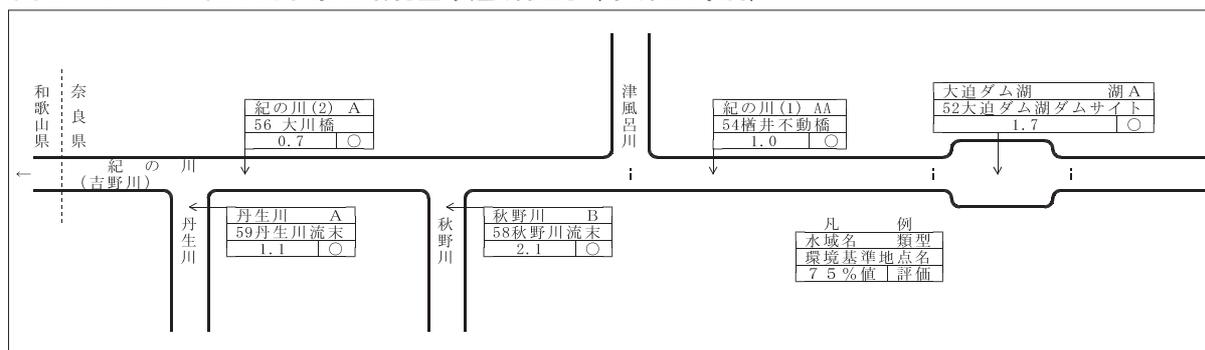


紀の川最下流地点の御蔵橋での BOD 平均値は、 $0.7\text{mg}/\ell$  (平成 23 年度  $0.7\text{mg}/\ell$ ) と良好な水質を維持している。

河川的环境基準地点 4 地点での BOD 平均値については、 $1.1\text{mg}/\ell$  (平成 23 年度  $1.1\text{mg}/\ell$ ) と良好な水質を維持している。

湖沼的环境基準地点 1 地点での COD 平均値は、 $1.6\text{mg}/\ell$  (平成 23 年度  $1.6\text{mg}/\ell$ ) と良好な水質を維持している。

図 3-4-4 紀の川水系の環境基準達成状況 (平成 24 年度)



### ③ 淀川 (木津川) 水系

木津川は、桂川・宇治川と並ぶ淀川水系の代表的な河川であり、伊賀上野盆地 (三重県) を流下する木津川本流と大台ヶ原山系に続く三峰山を源とした名張川に大別され、奈良県、三重県、京都府にまたがる河川である。この木津川に流入する河川で淀川水系を構成している。

すなわち、宇陀市の中央部を流れる宇陀川の流域、御杖村を流れ三重県で宇陀川を合流して山添村・奈良市月ヶ瀬を流れ京都府で木津川に流入する名張川の流域、木津川に流入する河川の流域がこれにあたる。

宇陀川は、紀の川 (吉野川) と並ぶ県営上水道源である室生ダム湖を有し、また、木津川支川である布目川等が奈良市の上水道源であるなど、当水域は、その利水上、特に重要である。

淀川水系における平成 24 年度水質測定は、宇陀川流域 30 地点及びその他の流域 8 地点の合計 38 地点で実施した。採水地点を図 3-4-5 に、環境基準点の環境基準達成状況を図 3-4-6 に示す。

宇陀川最下流地点の辻堂橋での BOD 平均値は、 $0.8\text{mg}/\ell$  (平成 23 年度  $0.9\text{mg}/\ell$ ) と良好な水質を維持している。

河川的环境基準地点 26 地点での BOD 平均値は、 $1.1\text{mg}/\ell$  (平成 23 年度  $1.2\text{mg}/\ell$ ) と良好な水質を維持している。

湖沼 2 地点の COD 平均値は、 $4.0\text{mg}/\ell$  (平成 23 年度  $3.6\text{mg}/\ell$ ) と低下した。

図 3-4-5 淀川 (木津川) 水系採水地点

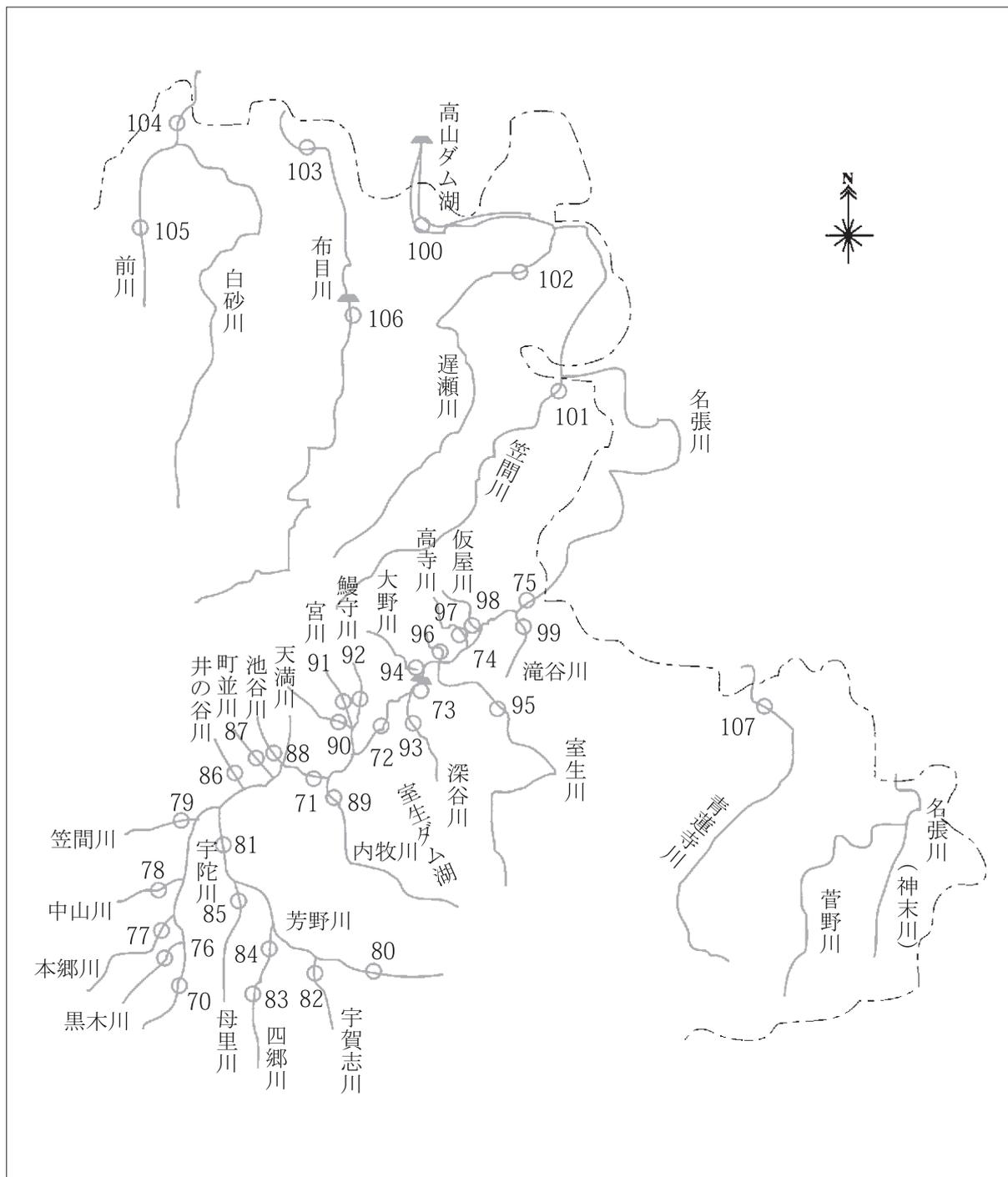
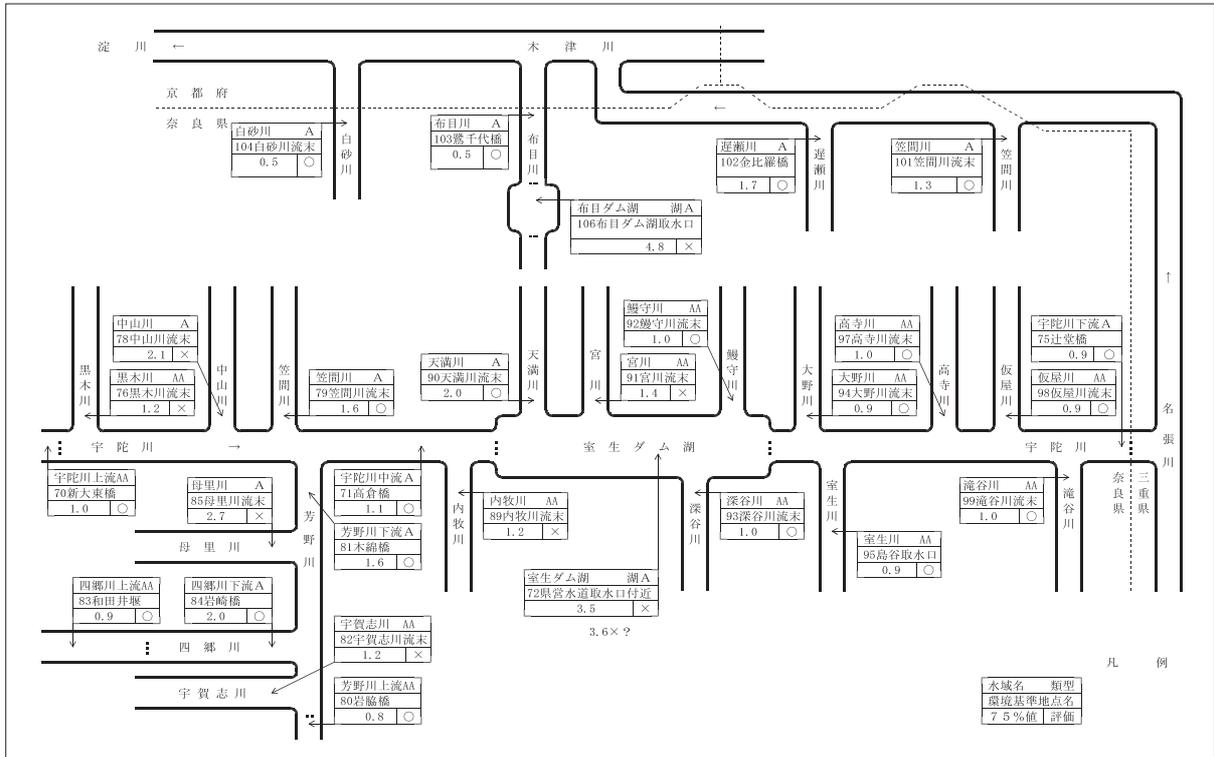


図3-4-6 淀川水系の環境基準達成状況（平成24年度）



④ 新宮川（熊野川）水系

山上ヶ岳に端を發して南下する熊野川（十津川）と伯母峰峠を源とする北山川が合流し、和歌山県新宮市において熊野灘に注ぐ、近畿でも有数の流路延長の長い河川である。流域のほとんどが山間部で多雨地帯であることから、発電用のダムが多い。

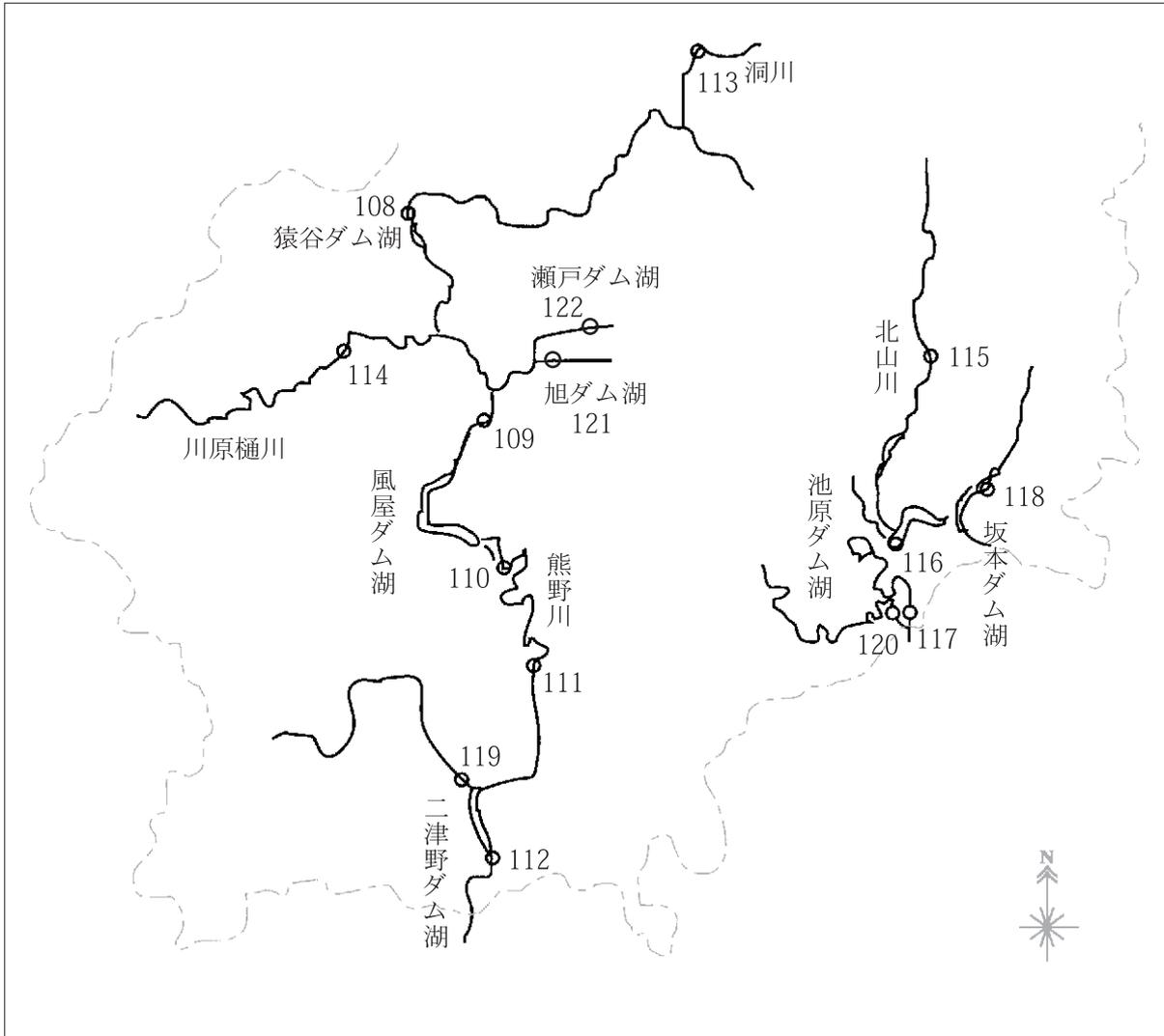
新宮川水系における平成24年度水質測定は、河川9地点・湖沼6地点の合計15地点で実施した。採水地点を図3-4-7に、環境基準点の環境基準達成状況を図3-4-8に示す。

熊野川（十津川）最下流地点の二津野ダム湖取水口 BOD 平均値は、1.5 mg/l（平成23年度 1.5 mg/l）、北山川最下流地点の小口橋では 1.2 mg/l（平成23年度 1.5 mg/l）と若干水質が悪化した。

河川の環境基準地点7地点のBOD平均値は、1.1 mg/l（平成23年度 1.1 mg/l）と良好な水質を維持している。

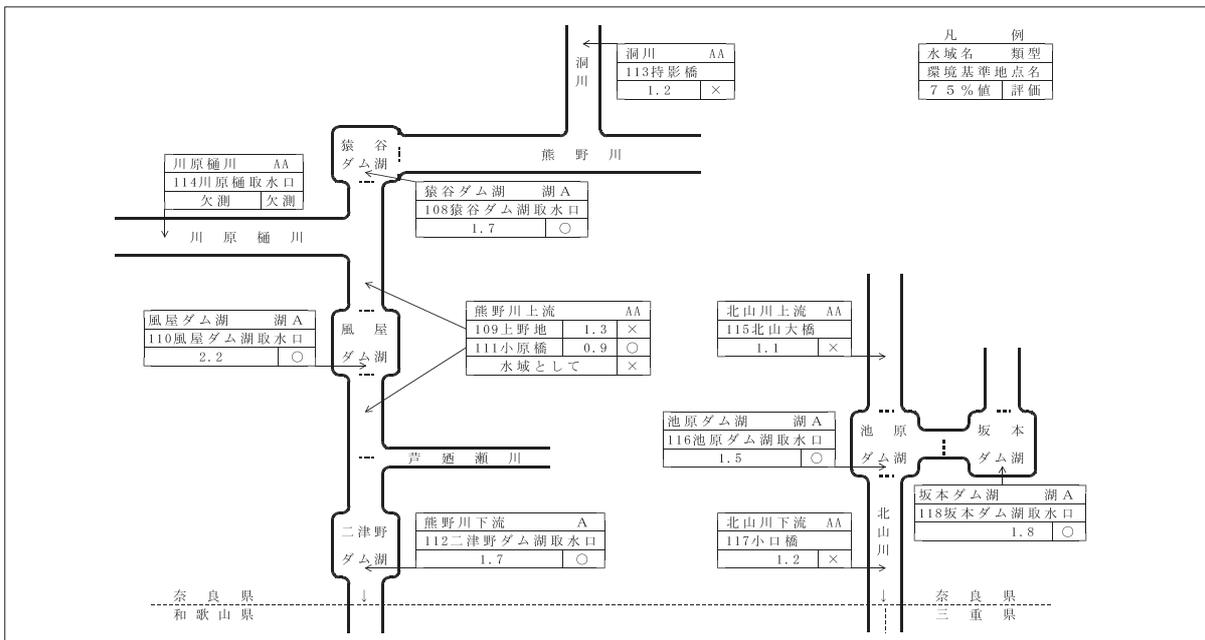
湖沼の環境基準地点4地点のCOD平均値も 1.8 mg/l（平成23年度 1.9 mg/l）と良好な水質を維持している。

図 3-4-7 新宮川（熊野川） 水系採水地点



第3部  
第4章

図 3-4-8 新宮川水系の環境基準達成状況（平成 24 年度）



## 2. 地下水の現況

平成 24 年度地下水質測定計画に基づき、27市町村 70 地点において年一回の概況調査、過去の調査で環境基準を超過した 6 地点において継続要監視調査（ひ素・鉛・硝酸性窒素及び亜硝酸窒素）を実施した。

概況調査の 1 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、3 地点で鉛が環境基準を超過して検出された。また、継続要監視調査の 1 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、1 地点でひ素が環境基準を超過して検出された。

この環境基準は主に飲用の観点から基準値が設定されており、基準値を超過しても直ちに健康に影響を及ぼすものではないが、環境基準を超過した井戸の所有者には井戸水の使用指導を行った。

## 3. 底質汚染の現況

底質測定は、瞬時の水質測定では微量のため検出できない有害物質等による汚染を間接的に把握しようとするものであり、長期的な水質汚濁の監視という観点から、水質測定と併せて重要なものである。しかし、底質測定においては、粒度等試料採取の条件により、測定値が変動するという問題点もある。

平成 24 年度の底質測定は、大和川水系の 19地点において延べ 19回、淀川水系の 6 地点において延べ 11 回測定した。

なお、底質についての環境基準は定められておらず、総水銀・PCB の 2 項目に暫定除去基準が定められており、測定した全地点でこれらの基準を下まわっていた。

## 4. 異常水質の状況

事故または不法投棄等により公共用水域へ各種有害物質が流入した場合、急激な水質変化を生じ、利水等に影響を及ぼすことが多い。このため、異常水質が発生した場合、県では異常水質対応措置要領及び水質汚濁防止連絡協議会の通報連絡体制に基づいて関係機関及び下流府県への迅速かつ適確な通報を行い、水質保全上の被害を最小限に食い止めるとともに二次災害の防止に努めている。

平成 24 年度に通報のあった異常水質の発生は 29 件であった。（資料編表3-4-4 参照）

## 第 2 水質保全に係る各種連絡会議等（環境政策課）

「河川等の水質調査をし、その実態を把握するとともにその汚濁の実態を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁防止対策について検討し、水質改善の実効をあげること」を目的に、大和川・淀川・紀の川・新宮川（熊野川）の各水系毎に、それぞれの河川管理者を含む関係行政機関及び学識経験者などにより構成される「水質汚濁防止連絡協議会」が設置されている。

なお、大和川水系については、平成17年9月をもって大和川清流ルネッサンス協議会と統合され、新たに「大和川水環境協議会」として設置されている。

## 第2節 生活排水対策の推進

本県の河川での主な汚濁原因は生活排水に係る割合が高いため、県では「奈良県汚水処理総合基本構想」に基づき、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の整備を進めている。

### 第1 下水道の整備（下水道課）

公共用水域の水質保全には、下水道整備が必要であることから、大和川・宇陀川・吉野川の三流域にそれぞれ流域下水道事業を計画し、流域関連公共下水道事業等とあいまって下水道の整備を進めている。

#### (1) 大和川上流流域下水道

##### ① 第一処理区

浄化センターは、33.2 万 $m^3$ /日（全体規模の 7/9 系列）の処理能力を有し、天理市・大和郡山市・奈良市・桜井市・香芝市・生駒市・三宅町・田原本町・川西町・広陵町・安堵町・斑鳩町・三郷町及び平群町の汚水 23.8 万 $m^3$ /日进行处理している。平成 24 年度においては、水処理施設や汚泥処理施設の更新工事を実施している。

幹線管渠は平成 24 年度末で全体の 97%が供用しており、信貴山幹線の一部を残すのみとなっている。

##### ② 第二処理区

第二浄化センターは、12.6 万 $m^3$ /日（全体規模 3.5/7 系列）の処理能力を有し、大和高田市・広陵町・河合町・橿原市・香芝市・上牧町・葛城市・御所市・高取町・明日香村及び王寺町の汚水約 8.5 万 $m^3$ /日进行处理している。平成 24 年度においては、水処理施設の更新工事や汚泥処理施設の増設・更新工事、高段ポンプ棟の建設工事を実施している。

幹線管渠は平成 24 年度末で全体の 96%が供用しており、葛城川幹線の一部を残すのみとなっている。

#### (2) 宇陀川流域下水道

宇陀川浄化センターは、12.7 千 $m^3$ /日（全体規模の 2/2 系列）の処理能力を有し、宇陀市の汚水約 6.5 千 $m^3$ /日进行处理している。平成 24 年度においては、汚泥処理施設の更新工事を実施している。

幹線管渠は平成 2 年度末で全線が供用している。

#### (3) 吉野川流域下水道

吉野川浄化センターは 15.6 千 $m^3$ /日（全体規模の 5/11 系列）の処理能力を有し、五條市・大淀町・吉野町及び下市町の汚水約 10.1 千 $m^3$ /日进行处理している。

幹線管渠は平成 22 年度末で全線が供用している。平成 24 年度においては、場内整備等を実施している。

#### (4) 公共下水道

市町村においては、全域的に流域関連公共下水道として整備が図られているが、単独公共下水道

事業として、奈良市（4 処理場）、生駒市（2 処理場）、山添村（1 処理場）及び天川村（1 処理場）において整備されている。

## 第2 浄化槽の整備（環境政策課）

下水道事業等が及ばない地域では、し尿を除き生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ放流されている。県では下水道の整備を進めるとともに浄化槽の整備促進を図るため、昭和63年度から市町村の実施する浄化槽設置整備事業に対し、国と共に助成を行っている。24年度は、19市町村に対し計338基分の助成を行った。（資料編表3-4-5 参照）

## 第3 農業集落排水の整備（農村振興課）

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理するについても、県では農業集落排水事業等により、施設の整備、改築を行い、農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善を図っている。24年度は県内1地区の整備を行った。（資料編表3-4-6 参照）

## 第4 各種啓発の実施（環境政策課）

### (1) 浄化槽維持管理促進事業

生活排水対策として、設置される合併浄化槽が所要の機能を発揮するためには、保守点検・清掃・法定検査が実施され、適正に維持管理されることが必要である。

受検率の低い法定検査の受検促進と、併せて水道用水源である河川の水質保全に資するため、大和川流域市町村（天理市・橿原市・桜井市・平群町・斑鳩町・高取町）、紀の川流域市町村（五條市・吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・十津川村・下北山村・川上村・東吉野村）、宇陀川流域市町村（宇陀市・山添村）の浄化槽設置世帯（約30,000世帯）に対し、各戸配布（ポスティング）により、浄化槽の適正管理及び法定検査受検の啓発を行った。

### (2) 水質改善強化月間事業

大和川の水質が特に冬期に悪化することから、2月を「水質改善強化月間」に指定し、24年度は大和川流域市町村や国の関係機関と連携し、駅前等において台所鍋等ふき取りへの配布等による街頭啓発を県内2カ所で行った。また、併せて県及び市町村の広報誌を通じて「水質改善強化月間」の周知を行い、県民の水質保全意識の高揚を図った。

## 第3節 工場・事業場等の排水対策の推進

### 第1 工場・事業場への排出規制 (環境政策課)

工場や事業場から公共用水域に流入する汚濁物質を低減するため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、工場又は事業場について特定施設制度を採用し規制を行っている。平成25年3月31日現在、本県では、約3,000の特定事業場が届出又は許可されているが、これらの事業場のうち生活環境項目に係る排水規制対象事業場は、442事業場となっている。

また、県では規制の徹底を図るため、奈良県生活環境保全条例により、法施設より小規模な施設及び法対象以外の業種に係る施設についても汚水等排出施設として規定し、水質汚濁防止法と同様の届出制度を採用し規制している。(表3-4-2 参照)

表3-4-2 奈良県生活環境保全条例で規制対象となる汚水等排出施設届出状況

(平成25年3月31日現在)

施設の種類	対象
(1) ひろく一般に用いるもの ① 廃ガス洗浄施設 ② 湿式集じん施設	34
(2) 病院 ① レントゲン自動現像装置 ② 臨床検査室 ③ 自動洗びん施設	5
(3) 畜舎 (豚50頭、牛・馬20頭以上の飼養)	98
合 計	137

一方、このような法令による規制措置と並んで公害防止協定も水質保全上重要な役割を果たしている。公害防止協定は、法律や条例より厳しい基準の適用、事業者の報告調査協力義務等が主な内容となっており、市町村・住民と工場・事業場との間で締結されている。

水質汚濁防止法及び奈良県生活環境保全条例に基づき、本県が平成24年度に実施した工場・事業場への立入検査は延べ166事業場で165検体の分析を実施し、排水基準に違反した事業場数は延べ6事業場であった。

排水基準の不適合状況を見ると、生活環境項目であるpH・BODの違反が大半を占めている。排水基準に適合しなかった事業場に対しては、行政指導により、汚水処理施設等の改善及び維持管理の徹底等の措置を講じさせた。(資料編表3-4-7~8 参照)

## 第2 畜産事業場への指導 (畜産課)

県では「家畜排せつ物管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行に伴い、適正な排せつ物管理のための施設整備（堆肥舎やコンポスト）や堆肥化や管理状況の指導・確認により、水質に悪影響を及ぼす畜産排水の発生を未然に防ぐよう努めている。また粗飼料生産農家に堆肥を還元する資源循環型耕畜連携農業の推進を図っている。

23年度は、畜産農家へ約120回の立入り調査や、環境改善指導を行った。また自給飼料の生産等によるたい肥利用の促進を図るため「たい肥流通モデル地区」を設置し、共同利用たい肥散布機の導入がたい肥の円滑な流通にもたらす効果について調査した。24年度についても引き続きモデル地区にたい肥散布機を貸与し、県内たい肥の流通を促進した。

## 第3 ゴルフ場への農薬適正使用の指導 (環境政策課)

平成2年5月、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止を図るため、ゴルフ場農薬に係る暫定指導指針が定められた。

県ではこの指針を踏まえ、「奈良県ゴルフ場農薬使用指導要綱」を制定し、事業者の自主的な管理を前提とした遵守事項を明示し農薬使用の適正化を図るとともに、これを補完するための行政指導事項を定めた。

平成24年度には、県内の24ゴルフ場について年1～2回の検査を行ったが、検査を行った40農薬について暫定指導指針値を超過したゴルフ場はなかった。(資料編表3-4-9参照)

# 第4節 河川愛護運動の推進

## 第1 河川愛護の啓発事業 (河川課、環境政策課)

水環境の保全には、行政機関のみならず地域住民自らの河川美化の取り組みが大切であるため、県では河川愛護活動の普及を図ることを目的として、地元自治会等が自主的に実施する草刈り、清掃等の美化活動に対し、物品支給又は保険加入による支援を行っている。24年度は、95団体の活動に対して支援を行った。

また、県南部の吉野川については、夏場にキャンプ等で県内外から多くの来訪者がある。そこで、吉野川を訪れる行楽客やキャンプ客等に吉野川に対する環境美化の配慮を促すため、夏休み期間中に「吉野川マナーアップキャンペーン」を展開し、流域7市町村やボランティアとともに、ごみの持ち帰りなどのマナーの向上について啓発活動を行っている。



図3-4-9 河川愛護活動の様子

## 第2 「地域が育む川づくり」活動の推進 (河川課)

県では、より良い河川空間を創出することを目的として、地域住民が主体的に行う草刈等の河川維持管理活動を育み、その継続を図る「地域が育む川づくり事業」を18年度新たにスタートした。具体的には、県と活動団体が3箇年の協定を締結し、団体は主体的に河川の草刈等の美化活動を行い、県は草刈面積に応じた報償金を支給するものである。また、県は活動日に合わせた傷害・賠償責任保険の加入、植栽を対象にした物品の貸与又は支給、及びサインの設置を行うなどの活動支援を行っている。24年度は50団体と協定を結んでいる。

# 第5章 化学物質対策等の推進

## 第1節 化学物質の総合的なリスク対策の推進

### 第1 P R T R 制度 (環境政策課)

P R T Rとは「Pollutant Release and Transfer Register」の略で、「有害性のある化学物質の環境への排出量及び破棄物に含まれての移動量を登録して公表する仕組み（環境汚染物質排出移動登録）」である。

P R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）とは、①届出の対象となる事業者（製造業を中心とした24業種の一定規模以上の事業者）が、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質（第1種指定化学物質として462物質を指定）について、その環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を自ら把握して、都道府県を経由して国に届け出し、②国は、対象事業者からの届出と、届出対象外の発生源（届出対象外の事業者、農地、家庭、自動車など）からの排出量を推計して集計し、③国は、集計結果を公表し、事業所ごとの情報については国民から請求があった場合にデータを開示するという仕組みである。さらに、このデータは都道府県へ通知され、地域の実情に応じてデータの集計・公表を行うことができることになっている。

また、この制度の特徴は、①事業者が自ら化学物質の排出量を把握し、設備の改善や使用の合理化など排出量の削減に向けた様々な取り組みを自主的に促進し、②化学物質の排出に関する情報を関係者（市民、事業者、行政など）で共有し、③社会全体で化学物質を管理していくことを目指すところにあり、こうしたことを通じて、化学物質の環境リスクの削減等が図られるものと期待されている。

国のデータによると、24年度（23年度データ）は県内313事業所から届出があり、総排出量は656トンであった。

### 第2 リスクコミュニケーション (環境政策課)

環境リスクを管理するためには、科学的知見の解明が重要である。しかし、化学物質による人の健康や生態系への影響の発現までに長期間を要するなど科学的な解明は極めて難しく、また、リスクを受ける人の立場の違いや、問題に関する知識や経験の有無によっても、違いが生じる。

そこで、環境リスクをどのように管理すべきかなどについては、行政のみならず、事業者、

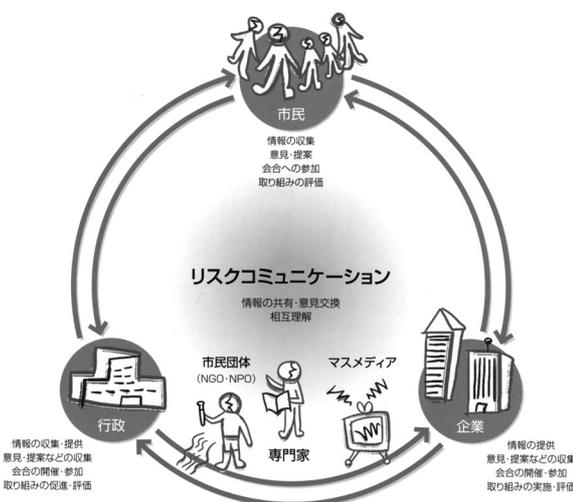


図3-5-1 リスクコミュニケーションの概念図

住民、学識経験者、N G O(非政府組織)などの様々な関係者が、環境中の化学物質のリスクに関する情報を共有しつつ、お互いの立場を尊重して相互理解を深めるためのコミュニケーションの場を設定することが重要となる。

リスクに関する情報が適切に共有できれば、関係者は自らの判断で環境リスクをなるべく回避するような行動をとることが可能となる。また、関係者をリスク管理の過程に関与させることにより、リスク管理の計画などが関係者により受け入れられやすく、計画の実行が容易になり、総合的に見れば、意思決定にかかる時間と費用の節約につながると言われている。

県ではこのリスクコミュニケーションの推進のため、ホームページ等により環境リスクに関する情報提供を行っている。

## 第2節 重点的に進める化学物質対策の推進

### 第1 アスベスト対策 (環境政策課)

#### (1) アスベスト問題対策会議による取り組み

平成17年7月、アスベストによる健康被害問題が全国的に報じられ、本県においても住民不安に迅速に対応するため、全庁的な取組体制として関係部局及び奈良労働局並びに奈良市で構成する「アスベスト問題対策会議」を設置した。平成23年度には第10回対策会議を開催し、環境・建築物・健康などの問題について、横断的な検討を行った。

#### (2) 相談窓口の設置

県民の関心や不安への対応を図るため、いち早く各種相談窓口を開設し、アスベストを含む建築材料に係る確認及び対処方法、健康不安を抱える方々のための受診可能な医療機関、アスベストについてのQ&A等の各種情報収集に努め、相談に応じた。

またこれらの情報をホームページに登載するなど、様々な媒体を通じ不安を抱かれている方々への情報提供に努めた。

表3-5-1 相談内容の内訳

	建築物関係	健康関係	環境関係
17年度	832	282	203
18年度	34	188	85
19年度	28	607	25
20年度	22	606	33
21年度	16	145	11
22年度	13	118	17
23年度	1	83	21
24年度	9	244	15

#### (3) 環境問題への対応

①既存建築物の石綿除去や解体について事業者には、大気汚染防止法に基づく除去作業基準の遵守

等が義務づけられている。県では届出があった解体現場等について、関係機関と連携を図った上で、立入調査（立入件数、平成 24 年度：25 件）を実施し、除去や解体作業によるアスベストの飛散防止対策の強化に努めてきた。

- ② 24 年度の一般大気環境中のアスベスト濃度調査については、大和高田市、大和郡山市、天理市、王寺町、斑鳩町の 5 地点で年 4 回実施した。各地点のアスベスト濃度は、0.056～0.39 本 / ℓ の範囲であり、年平均は 0.12 本 / ℓ であった。年平均はここ数年、横ばい傾向にある。

表 3-5-2 一般環境中のアスベスト濃度（平成 24 年度） （単位：本 / ℓ）

	春季	夏季	秋季	冬季	平均
天理市	0.10	0.056	0.29	0.11	0.11
大和郡山市	0.13	0.087	0.39	0.10	0.14
大和高田市	0.11	0.10	0.32	0.070	0.12
斑鳩町	0.11	0.064	0.28	0.087	0.11
王寺町	0.11	0.10	0.21	0.087	0.11
平均	0.11	0.08	0.29	0.09	0.12

#### (4) 建築物問題への対応

- ① 県有施設については、平成 17 年度に使用状況調査を実施、アスベスト等が目視等で確認された 94 施設のうち、平成 19 年度までに 17 施設について分析調査結果を踏まえた除去等対策を完了、平成 20 年度は残る 77 施設についてトレモライト等新 3 物質の再調査を実施した。その結果、2 施設の吹付け材等からアスベストの含有を確認、9 施設から天然鉱物であるバーミキュライトに含まれるアスベストを確認した。

アスベストの含有が判明した 2 施設については平成 20 年度中に除去作業を完了、バーミキュライトに含まれるアスベストが確認された 9 施設については、飛散の可能性が極めて低いため、改修時期等に合わせて順次除去を進める予定とした。

平成 23 年度、県立高校でアスベストが確認されたことを受け（封じ込め実施）、県立高校及び県有施設でアスベスト使用状況について再調査を実施。

県立学校では新たに 2 校でアスベストが確認され、封じ込め対策を実施した。

県有施設では目視調査の結果、アスベストの使用が疑われる箇所が 50 施設で確認された。この内、17 施設については平成 23 年度に分析を実施。その結果、5 施設でアスベストの含有が確認された。1 施設では吹付けアスベストが確認され、封じ込めを実施した。4 施設についてはバーミキュライトに含まれるアスベストが確認されたが、1 施設については一部劣化が見られたことから、立入制限を行った後、平成 24 年度除去を実施した。残り 3 施設については飛散の可能性が極めて低いため、今後改修時期に合わせて順次除去を行う予定である。残り 34 施設については（1 施設は H23 年にも分析を実施）平成 24 年度に分析を実施。その結果、2 施設でパーライト状のアスベストが確認された。飛散の可能性が低いものではあるが、1 施設については平成 24 年度末に除去を実施。もう 1 施設については、確認場所を立入禁止とし、今後改修時期に合わせて除去を行う予定である。

- ② 民間建築物におけるアスベスト除去等対策の促進のため、国においては、平成 21 年度より、アスベストの分析調査を行う事業者に対して市町村を経由した 100% の補助を行うことになった。そのため、県においては、県が実施していた市町村への分析調査補助事業を廃止し、市町村に対し市町村が事業主体となる分析調査補助制度の創設を働きかけた。（平成 25 年 4 月 1 日現在 15 市町村で創設済み）

#### (5) 健康問題への対応

- ①平成 18年 6月より、職場や市町村がん検診等の機会のない 40歳未満の県民を対象にアスベスト健康対策検診を実施した。
- ②アスベスト関連検診に従事する者（担当者、医師等）を対象とする研修会を開催した。
- ③平成 18年 11月より、「石綿ばく露による健康影響調査」を、平成 19年度より「石綿ばく露健康リスク調査事業（環境省委託事業）」を開始した。
- ④環境省により、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行（H18.3.27）され、各保健所では、平成 18年 3月末日より同法に係る申請受付を行った。

## 第 2 ダイオキシン類対策（環境政策課）

### (1) ダイオキシン類の常時監視

ダイオキシン類は発がん性や生殖毒性等が指摘され、廃棄物の焼却や化学物質の製造工程等で非意図的に生成し、燃焼排出ガスや化学物質の不純物として環境中に排出されるため、大気や河川水等の常時監視が重要となる。

県では「ダイオキシン法」に基づき、大気、公共用水域、土壌、地下水のダイオキシン類について調査を行っている。

平成 24 年度は、大気 9地点、公共用水域（水質及び底質）7 地点、地下水 10 地点及び土壌 13地点について調査を行い（奈良市所管分を含む）、すべての地点において環境基準を下回っていた。

### (2) 「ダイオキシン法」に基づく事業所指導

法に基づく特定施設の設置者は毎年 1回以上の自主測定により排出水・ガスのダイオキシン類濃度による汚染の状況について測定を行い、その結果を知事に報告することとなっている。これを受けて、県は設置者からの報告により、特定施設からの排出水・排出ガスの状況を把握するとともに、事業所への立入検査を行い、特定施設の適切な維持管理や排出基準の遵守について指導している。24 年度は、ダイオキシン法に基づき延べ 10 件立入検査を実施した。

## 第 3 PCB 廃棄物対策（廃棄物対策課）

平成 16年 3月に策定した「ポリ塩化ビフェニール廃棄物処理計画」に基づき、県では平成 28年度までに PCB 廃棄物を 100%適正処理することとしている。24 年度は、奈良県内で保管されている高濃度 PCB 廃棄物の処理が、日本環境安全事業株式会社（J E S C O）大阪事業所において実施され微量 PCB 汚染廃電気機器等の処分が廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設で実施された。引き続き、PCB 特別措置法に規定する PCB 廃棄物保管事業者に対して保管状況の届出や適正保管についての指導を行った。

## 第 3 節 環境ホルモン対策の推進（環境政策課）

環境ホルモンは、科学的に未解明な点が多く残されているものの、人や野生生物の正常なホルモン作用をかく乱し、生殖機能を阻害する等の悪影響を及ぼす可能性があるといわれている。このため、県では環境ホルモンの汚染状況の把握を目的として、公共用水域において調査を行っており、24 年度は、3水系 4地点で調査を行った。調査はノニルフェノール、4-n-オクチルフェノールおよび 4-t-オクチルフェノールについて実施し、すべての調査地点においていずれの物質も検出されなかった（検出下限値はノニルフェノールで 0.1 $\mu$ g/、4-n-オクチルフェノールおよび 4-t-オクチルフェノールで 0.01 $\mu$ g/）。

今後とも、県では環境ホルモンのモニタリング調査を継続的に実施し、データの蓄積に努めていく予定である。

## 第4節 土壌保全対策の推進

### 第1 農用地における土壌保全（農業水産振興課）

昨今、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業の推進が求められている。県では、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、「奈良県持続的農業推進基本方針」を策定し、有機物資源の循環的利用による健全な土壌の形成（土づくり）を図るとともに、化学肥料・化学合成農薬の低減を併せて行う農業生産方式の推進に取り組んでいる。

24年度は、土づくりを基本とした環境にやさしい農業の推進を図るため、環境保全型農業技術の実証ほ場の設置、技術研修会の開催等により県内農業者への普及・啓発を行った。また、奈良県持続的農業推進基本方針に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入計画を策定し、環境にやさしい農業に取り組む「エコファーマー」の認定促進と支援を行った。エコファーマーは24年度末現在621件を認定している。

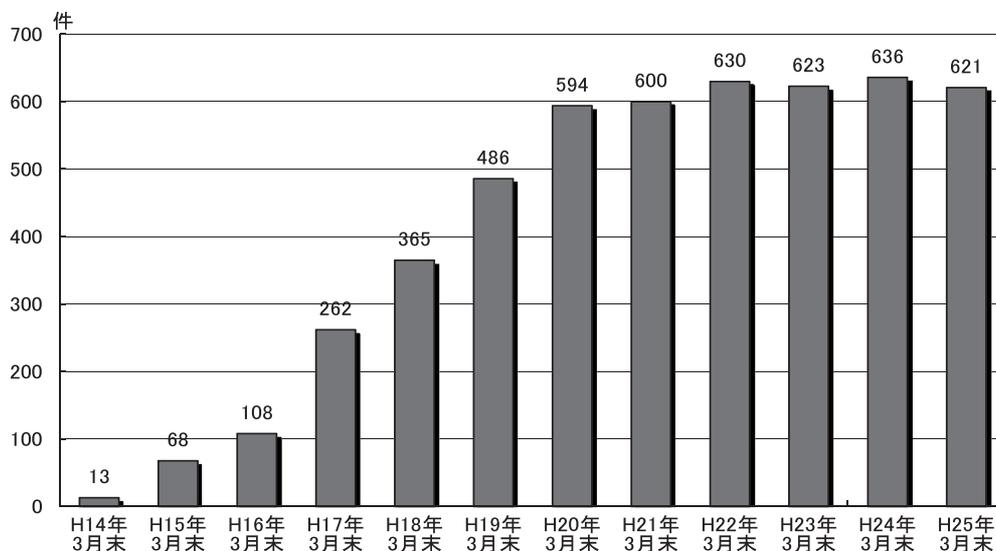


図3-5-3 エコファーマー認定件数の推移

### 第2 一般環境中の土壌保全（環境政策課）

県では、土壌汚染対策法（平成15年2月15日施行）に基づき、事業者などへの同法の周知を行うとともに、土壌汚染の調査を実施し被害の未然防止を図っている。万が一、土壌汚染が発見された場合には、土地利用の経過等必要な調査を行い、有害物質の除去、無害化等の対策を指導、実施することとなっている。また平成22年4月の法改正により、事業者等が一定の規模以上の土地の形質の変更を行う場合にはあらかじめ県に届出が必要となり、その際その土地に土壌汚染のおそれが高いと県が判断した場合には、土壌汚染の調査を命令することとなっている。現在までに調査の命令を発出した事例は1件であった。なお、本県では、過去に有機塩素系化合物やベンゼン等を使用していた事業場において地下水汚染と共に土壌汚染が判明した事例が報告されているが、現在までのところ健康面での被害の報告はない。（資料編表3-5-1参照）

## 第 4 部

# 持続的発展が可能な 循環型社会の構築

# 第1章 「ごみゼロ奈良県」に向けた廃棄物対策の推進

大量生産・大量消費・大量廃棄を伴う今日の経済社会システムは、物質的な豊かさをもたらす一方で環境への負荷を高めている。このため、循環型社会の形成に向けて、各主体がそれぞれの役割分担のもとに廃棄物の減量化及び循環利用を推進していく観点から、生産・流通・消費のあらゆる段階で廃棄物の発生抑制に努めるとともに、可能な限り再利用、再資源化に努めることが必要である。

このような状況の中で、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法が制定され、この基本法のもとに資源有効利用促進法、各種リサイクル法(容器包装・家電・食品・建設・自動車)、及び改正廃棄物処理法と併せて、循環型社会の構築に向けた法制度の枠組みが整備された。

この改正された「廃棄物処理法」の規定及び「廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」に基づき、「奈良県廃棄物処理計画」を平成25年3月に策定し、「未来に生きる『ごみゼロ奈良県』の実現」を基本目標に取り組みを進めている。

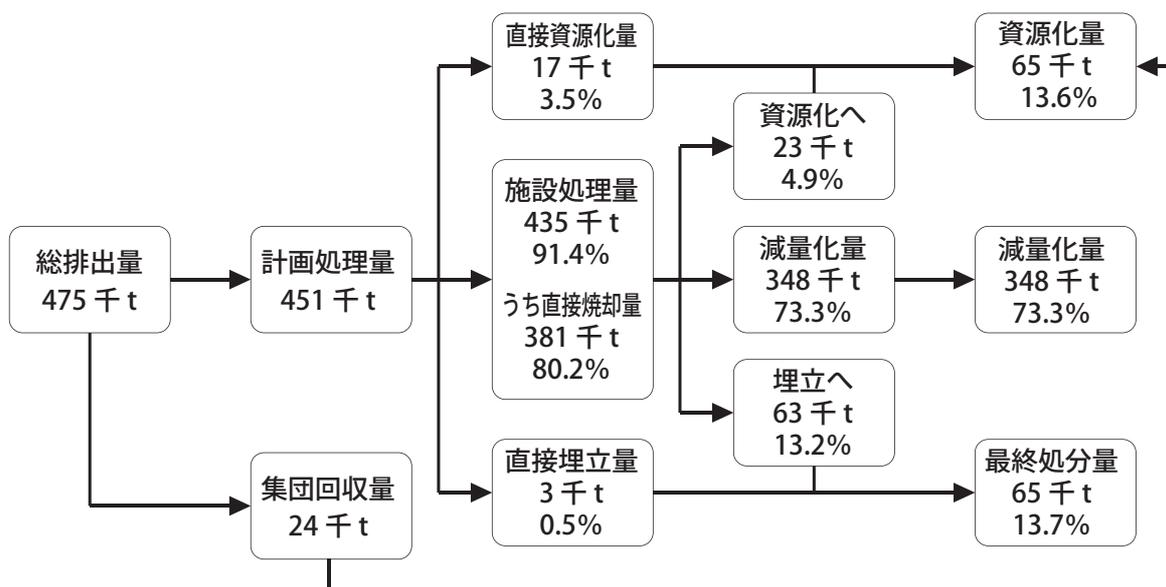
## 第1節 廃棄物処理の現状

### 第1 一般廃棄物の状況 (廃棄物対策課・環境政策課)

#### (1) ごみ処理の状況

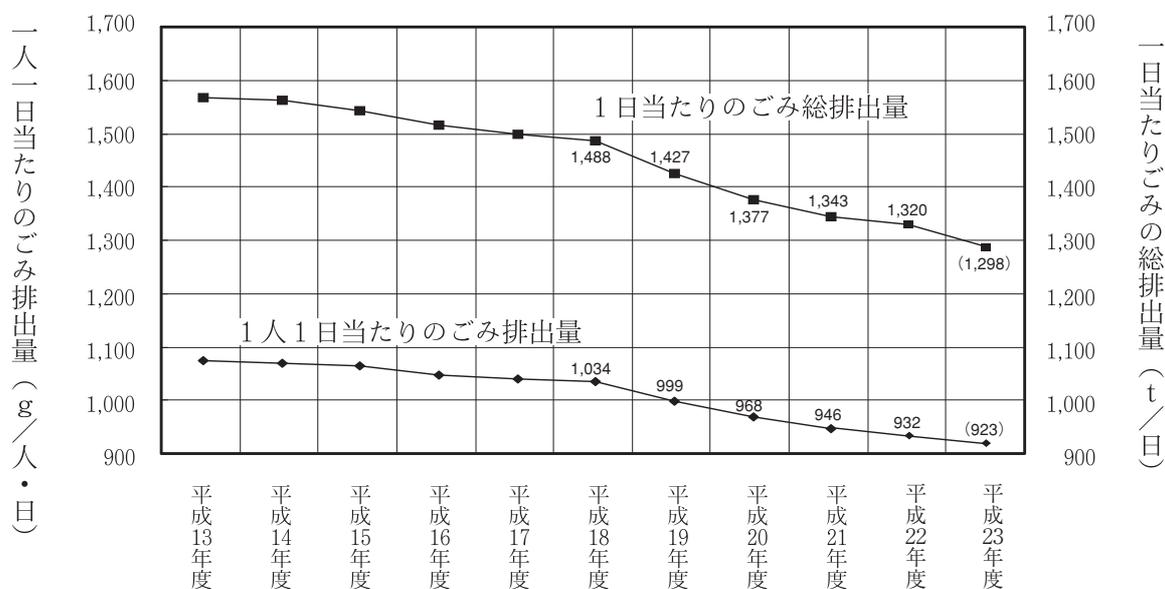
平成23年度の一般廃棄物(粗大ごみを含む。)の総排出量は、475千tであり、主として市町村のごみ処理施設で焼却処理等されている。(資料編図4-1-1、表4-1-1~4参照)

図4-1-1 ごみ処理の状況(平成23年度)



※1 計量誤差等により、計画処理量とごみの総処理量は一致しない。  
 2 各項目の数値は、四捨五入しているため合計値が一致しない場合がある。

図 4-1-2 1 日当たりのごみ排出量



(2) し尿処理の状況

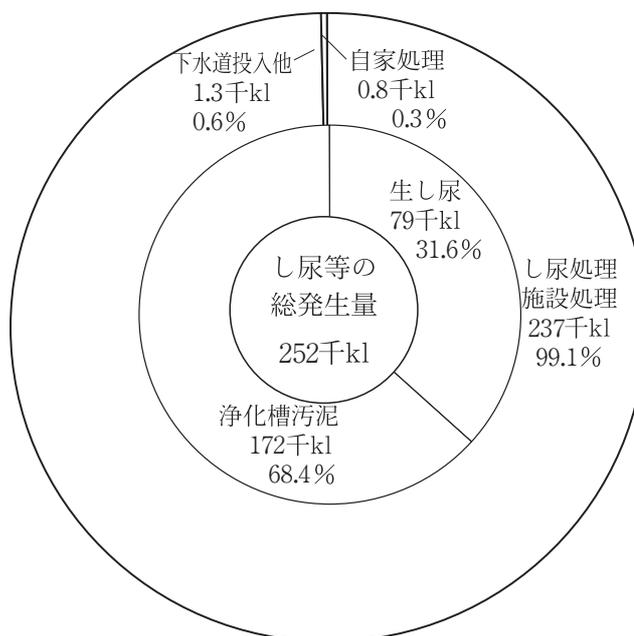
平成 23 年度の上尿（浄化槽汚泥を含む）の総発生量は、252 千klであり、市町村の上尿処理施設等で処理されている。平成 23 年度末現在の施設の状況は、以下のとおりである。

上尿処理施設は、11市町村・4一部事務組合に 15施設が設置され、その処理能力は、954 kl/日である。

地域上尿処理施設（コミュニティ・プラント）は、2 市町に4 施設が設置されている。

浄化槽は、平成 23年度末現在県内に 106,560基が設置されており、そのうち、78,526基が上尿のみを浄化する単独処理浄化槽である。（資料編表4-1-6～11 参照）

図 4-1-3 し尿処理の状況（平成 23 年度）



## 第2 産業廃棄物の状況 (廃棄物対策課)

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類その他廃棄物処理法施行令第2条で定める廃棄物であり、20種類に分類される。

また、特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性・毒性・感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして同令第2条の4で定めるものである。

23年度に実施した「産業廃棄物実態調査」によると本県における平成22年度の産業廃棄物の総排出量は1,539千トンである。

排出量を業種別に見てみると、電気・水道業が698千トン(45%)で最も多く、次いで建設業が411千トン(27%)、製造業が216千トン(14%)となっており、これら3業種で全体の86%を占めている。排出量を種類別に見てみると、汚泥が799千トン(52%)と最も多く、次いでがれき類が352千トン(23%)、動物のふん尿が178千トン(12%)となっており、これらの3種類で全体の86%を占めている。

総排出量1,539千トンの処理状況を見てみると、全体の48%にあたる743千トンが再生利用され、47%にあたる722千トンが中間処理(焼却・脱水等)により減量化されており、その結果最終処分量は総排出量の5%にあたる74千トンとなっている。業種別の再生利用・減量化・最終処分率を見てみると、再生利用率では農業(99%)、建設業(94%)が高く、中間処理による減量化では電気水道業(93%)が高くなっている。その結果最終処分率は、農業(1%)、電気水道業(4%)が低くなっている。種類別の再生利用・減量化・最終処分率を見てみると、再生利用率では、動物のふん尿(100%)、紙くず(約99%)、がれき類(約95%)、金属くず(約92%)が高く、中間処理による減量化率では汚泥(約84%)が高くなっている。最終処分率は、鉱さい及び燃え殻が高く、続いてガラス陶磁器くず(約43%)、廃プラスチック類(約31%)となっている。

(資料編表4-1-12~14 参照)

## 第2節 廃棄物の発生抑制・循環的利用の推進

### 第1 県民への啓発活動 (環境政策課)

10月の3R推進月間にあわせ、「環境にやさしい買い物キャンペーン」の一環として、マイバッグの配布と持参を呼びかける「マイバッグキャンペーン」をザ・ビッグエクストラ大安寺店において11月22日に実施した。

更に、菜の花まつりアースデイ inかつらぎ等のイベントにおいて、ブース出展し、来場者への啓発活動を行った。

## 第2 リサイクル認定制度 (廃棄物対策課)

リサイクル製品の普及およびリサイクル産業の育成により、県内における廃棄物の発生抑制および循環的な利用を推進するため、県内で発生した廃棄物等を利用し、県内で製造されたリサイクル製品の普及を図る「奈良県リサイクル製品認定制度」を平成15年度に創設した。

24年度は新たに24品目の認定を行い、24年度末現在、79製品が「奈良県リサイクル認定製品」として認定されている。



奈良県リサイクル認定製品

図4-1-4 奈良県リサイクル認定製品マーク

## 第3 事業所のゼロエミッション取組の促進 (廃棄物対策課)

事業者が、工場等で発生する廃棄物を再生利用などにより、限りなく少なくするというゼロエミッション達成に向けた取り組みを支援するため、県では、産業廃棄物の排出事業者が抱える技術的課題や減量化計画の策定、廃棄物減量化マニュアルに基づく取り組みへの課題等に対し、助言・指導による問題解決を図るため、県が環境省に登録された「環境カウンセラー」を派遣する事業を行っている。

24年度の派遣実績は5事業所である。

## 第4 産業廃棄物の排出抑制に係る技術開発等に対する支援 (廃棄物対策課)

県では、県内事業所が行う、排出抑制、減量化、リサイクル等を行うための技術開発や循環資源を使った製品開発、排出抑制、減量化、リサイクルに係る設備機器の整備などを促進するため、必要経費の一部を助成している。

# 第3節 循環型社会構築のためのネットワークづくり

## 第1 廃棄物情報交換システム (廃棄物対策課)

県では、産業廃棄物の減量化とリサイクルの推進に資することを目的として、「産業廃棄物有効利用情報交換制度」を平成13年度より運用している。これは、事業者の方々からいただいた産業廃棄物の「譲ります」情報と産業廃棄物の「有効利用します」情報をホームページに掲載し、産業廃棄物の有効利用のための取引の促進を図るものである。

## 第2 循環型社会推進協議会（廃棄物対策課）

本県における循環型社会の実現を目指して、県民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携して、廃棄物の発生抑制、再生利用を推進していくために、循環型社会推進協議会を平成15年に設置した。24年度は、新奈良県廃棄物処理計画の策定及びリサイクル認定製品の審査等について審議を行った。

## 第4節 適正処理の推進

県では、廃棄物の不法投棄や不適正処理を未然に防止するとともに、発生した事案については、早期発見・解決を図ることにより、県民の良好な生活環境の保全に努めている。

### 第1 未然防止（廃棄物対策課）

県では処理事業者への立入検査を行うほか、事業者向けの各種の研修会や講演会等を実施している。また、県民一人ひとりが地域環境を自ら守るという意識醸成を図るための県民運動を展開しており、24年度は不法投棄ゼロ作戦推進大会の開催（11月10日、五條市市民会館、参加者約200人）、街頭キャンペーン、不法投棄ゼロ作戦啓発ポスターの公募・巡回展、テレビCMや新聞広告等による周知活動などを行った。

また、不法投棄が行われるおそれのある場所へ、ネット・フェンス、防止看板、監視カメラ等を市町村が設置する費用について、補助を行った。

### 第2 早期発見（廃棄物対策課）

不法投棄事案の早期発見を図るため、不法投棄ホットライン（0120-999-381）を景観・環境保全センターに設置し、県民からの通報を受けつけているほか、地域での情報収集を図るためボランティアの地域環境保全推進員を100名委嘱している。

また、景観・環境総合センターによるパトロール活動を実施しており、24年度は、年間362日、延べ1,467回実施した。行政機関による監視が手薄になる夜間・早朝・休日については、民間委託パトロールを行っており、24年度は、年間362日実施した。さらに、県警等の協力を得て、定期的にヘリコプターによる上空からの監視を行っており、24年度は年間13回の監視を行った。

### 第3 早期解決（廃棄物対策課）

不法投棄が更なる不法投棄を呼び込む恐れがあることから、認知した事案に対しては、行為者に対し是正指導を行い、現場の現状回復を図っている。

## 第4 産業廃棄物処理施設 (廃棄物対策課)

産業廃棄物処理施設を設置または構造または規模を変更しようとする者は、廃棄物処理法第15条第1項または同法第15条の2の5の規定により知事の許可を得なければならない。24年度末現在の設置件数は表4-1-1のとおりである。

表4-1-1 産業廃棄物処理施設設置状況 (県(奈良市を除く) 平成25年3月31日現在)

処 理 処 分 の 区 別		事 業 者	処 理 業 者	計
中 間 処 理 施 設	汚 泥 脱 水 施 設	7	1	8
	汚 泥 焼 却 施 設	0	1	1
	廃 プ ラ ス チ ッ ク 破 碎 施 設	0	3	3
	廃 プ ラ ス チ ッ ク 焼 却 施 設	1	0	1
	廃 油 焼 却 施 設	0	1	1
	廃 酸 ・ 廃 アル カ リ 中 和 施 設	0	0	0
	焼却施設(汚泥、廃油、廃プラを除く)	7	2	9
	が れ き 類 等 の 破 碎 施 設	0	41	41
最	終 処 分 場	1	6	7
	計	16	55	71

(注) 廃棄物処理法施行令第7条に該当する施設のみであり、品目による重複も含む。

## 第2章 多様なエネルギーの有効利用

### 第1節 エネルギーの効率的利用

#### 第1 家庭・企業等における省エネ活動の推進

(環境政策課・エネルギー政策課)

県では地球温暖化防止に寄与する省エネ取組を進めるため、「エコな～ら大作戦」(私もできるストップ温暖化)のリーフレットを作成し、環境イベントや講演会等の機会に配布するなどして、節電・節水など家庭で身近に取り組む省エネ実践活動の普及に努めている。

特に電力については、節電対策の一環として県と関西電力(株)が中心となり、県内各種団体の参加を得て、奈良県節電協議会を平成23年7月8日に発足し、県下における節電方針と節電対策メニューの協議、構成団体を通じた具体的な節電対策メニューの県下全域への周知、節電意識醸成のための啓発をするなど、家庭で身近に取り組む省エネ実践行動の普及に努めている。



図4-2-1  
「エコな～ら大作戦」  
のリーフレット

県民だより奈良	6月号 12月号
県政フラッシュにて放送	7/4～9/6 毎水曜・木曜
FMラジオ放送	11/21
街頭啓発の実施	7/2
節電セミナーの開催	5/30 11/28

#### 第2 県の省エネ率先行動の推進 (環境政策課)

県では、「ストップ温暖化実行計画」に基づき、昼休みの消灯、残業時の部分消灯などの省エネ取組を行ってきた。その内エネルギー使用量が大きい電気については、24年度使用量が48,529,020kwhであり、前年度に比べ2.5%減少した。(詳細は表5-1-1参照)

#### 第3 住宅の省エネの推進 (住宅課、環境政策課)

地域区分に応じた省エネルギー基準が認定の基準のひとつである長期優良住宅の認定や普及の促進をしているほか、環境フェア等のイベントにおいて省エネ住宅の情報提供を行っている。

#### 第4 交通円滑化の推進 (道路建設課、県警交通規制課)

交差点改良や幅員拡張等の道路改良による交通円滑化により渋滞が解消され、結果として自動車燃料使用量の削減を図ることができる。24年度は、京奈和自動車道の大和御所道路(橿原高田IC～御所IC)や中和幹線(香芝市域)の供用などにより、並行する国道24号や国道165号などにおいて、

渋滞緩和効果が現れている。また、交通信号機を新設6基・改良25基について整備し、その他道路標識・標示についても整備を行った。

## 第2節 再生可能エネルギーの活用

### 第1 住宅用太陽光発電設備設置の推進 (エネルギー政策課)

県では、二酸化炭素の排出削減に向けて、発電時に二酸化炭素を排出しない太陽光発電設備の設置を促進させるため、家庭用太陽光発電設備を設置する県民を対象に、その初期費用の一部を補助する制度を平成24年6月に創設した。平成24年度は、この制度を利用して984件の住宅用太陽光発電設備が設置された。

### 第2 公共施設での再生可能エネルギーの利用 (エネルギー政策課、水道局)

国において、平成24年7月から再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入されることから、再生可能エネルギーが大幅に普及すると見込まれている。

県では、関西電力管内での電力不足に対して、奈良らしい節電・省エネスタイルの推進や、多様なエネルギーの効果的な利活用を推進していく必要があると考えており、平成25年3月に、新たなエネルギービジョンを策定した。

県や市町村などの公共施設においても、率先して再生可能エネルギーの推進を図っていきたい。

(資料編表4-2-1 参照)

17年4月から御所浄水場において太陽光パネルをサッカーグラウンドとほぼ同じ面積である6,272㎡に設置した最大出力790kwの大規模な太陽光発電システムが稼働している。年間発電量は、約81万kwh(一般家庭の218世帯が1年間に使う電力量に相当)となっている。

また、19年4月から水道管理センター(現:広域水道センター)において御所浄水場からの標高差による水道水圧を利用した小水力発電システムが稼働している。このシステムの年間発電量は、約67万kwh(一般家庭181世帯が1年間に使う電力量に相当)となっている。さらに桜井浄水場にも同様のシステムの設置を進め、平成22年4月より稼働を開始している。

これら二つのシステムは、地球温暖化防止活動(対策技術導入・普及部門)で環境大臣表彰を受賞するとともに、経済産業省と独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が主催する「新エネ百選」にも選定されている。

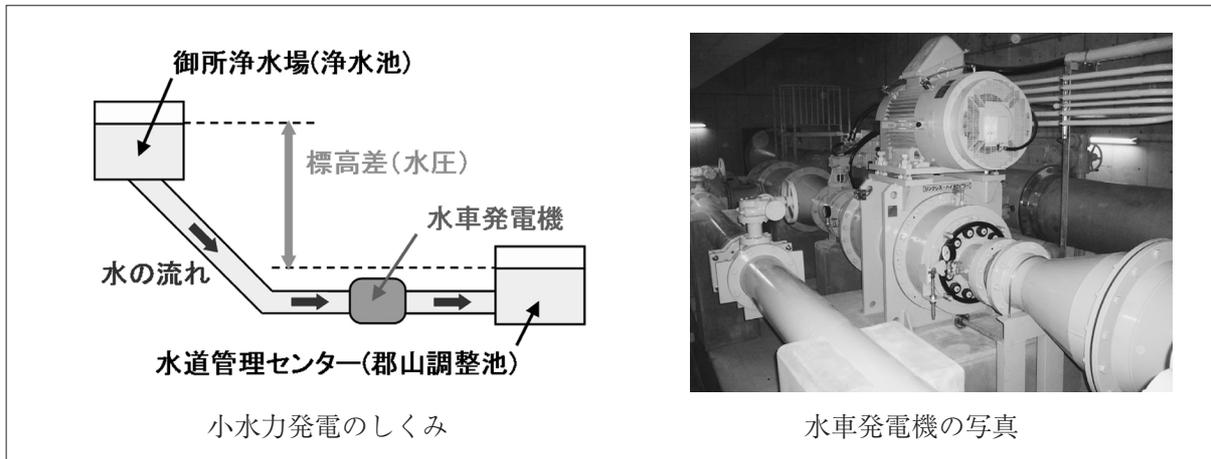


図4-2-2 水道管理センターの小水力発電設備

### 第3 バイオマスエネルギーの利用促進 (奈良の木ブランド課)

#### (1)木質バイオマス実証実験事業による取り組み

県では、県内南部・東部地域の林業の振興、雇用の創出などのため、地域資源として豊富に存在する木質バイオマスを再生可能エネルギーとして利用する木質ペレット製造の実証実験を平成25年度から取り組むこととしています。

実証実験では、下表の3点について実証実験を行うこととしています。

①原料木材搬出事業	②移動式ペレタイザー導入事業	③ペレット利用施設導入事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営林からの間伐材を活用して、原料木材の調達を図る</li> <li>・搬出コストの低コスト化に向けた検証を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動式ペレタイザーをリース導入(約3ヶ月)</li> <li>・ペレット製造を実施し、製造工程における課題や改善点を検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の出先機関にペレットストーブならびにペレットボイラーを導入</li> <li>・石油系燃料に比較した採算性の検証を実施</li> <li>・発熱量や燃焼効率に関する実験を実施</li> </ul>

図4-2-3 木質バイオマスエネルギー実証実験事業

#### (2)実証実験内容の情報発信及び木質バイオマスの普及啓発

移動式ペレタイザーを活用して、実演を交えた木質バイオマスエネルギーに関する普及啓発や木質バイオマス実証実験により得られたデータを広く情報発信することにより、森林整備・地域産業の活性化・雇用創出を目指します。

## 第3章 健全な水循環の確保

### 第1節 水源涵養機能の強化 (森林整備課・水道局)

県では、良質な水資源の確保のため水源地域となっている森林において、24年度に、水源涵養機能の低下した保安林の機能回復や増進のための森林整備を5箇所行った。

また、県民の水源地保全意識の高揚を図るため、毎年夏休みに「水源地体験ツアー」を実施している。24年度は、8月24日に126名の参加を得て、御所浄水場や大滝ダム、森と水の源流館の見学、蜻蛉の滝散策、ネイチャーラフト体験を内容とするツアーを実施した。



図4-3-1 水源地体験ツアーの一場面

### 第2節 保水機能の保全・回復 (農村振興課・河川課)

水循環系の中で重要な位置を占める農地やため池の保水機能を保全するため、遊休農地対策を実施するほか、24年度、県では県営ため池3地区について堤体、取水施設、余水吐等の整備を行った。

また、市街地での雨水の地下浸透を促すため、例えば、JR奈良駅付近連続立体交差事業に併せて実施する関連街路の拡幅整備について歩道の透水性舗装を行っており、19年度は街路事業及び道路事業など4地点、計約9700mについて歩道の透水性舗装を実施した。

### 第3節 合理的・循環的な水利用の促進 (地域政策課、下水道課)

水は限りある資源という認識のもと、県民一人ひとりに水の大切さについて考えてもらうため、8月1日の「水の日」を中心に県では中学生を対象とした水の作文の募集やダム見学会をはじめ、ポスター・ホームページ等を活用した啓発活動を行っている。

また、浄化センターでは、水の循環利用促進の一環として、樹木への灌水・散水、道路への散水等を使用目的としてセンターの処理水の無償提供を行っている。

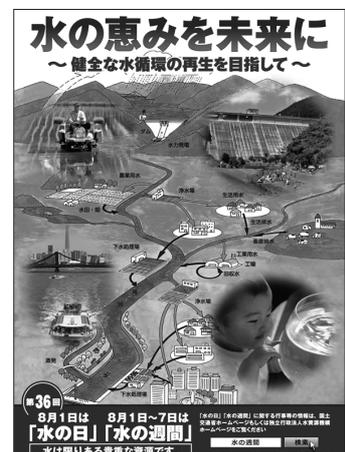


図4-3-2 「水の週間」のポスター

## 第4章 環境ビジネスの振興

### 第1節 環境ビジネスに対する支援

#### 第1 融資制度による支援 (地域産業課)

県では、創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進することを目的に、奈良県中小企業支援センター（現奈良県地域産業振興センター）において小規模企業者等を対象に融資を実施した。

(表4-4-1 参照)

表4-4-1 融資制度の概要

(公財) 地域産業振興センターの融資制度の概要

制度名 条件	設備貸与事業		設備資金貸付事業
	割 賦	リ ー ス	資 金 貸 付
貸付率	100%		1/2以内
対象企業	小規模企業者または創業者 (一部対象外業種あり)		
	常用従業員 製造業 } 20人以下 建設業 } 運送業 } 卸売業 } 5人以下 小売業 } サービス業 }		
利用限度額	一般企業 創業1～5年 創業1年未満	100万円以上～8000万円以下	50万円以上～4000万円以下 50万円以上～6000万円以下 25万円以上～4000万円以下
償還期間	7年以内(半年据置) (公害防止施設: 12年以内)	3・4・5・6・7年 (設備の法定耐用年数による)	7年以内(1年据置) (公害防止施設: 12年以内)
利率	年利率 年2.00% (残額に対して後払い の方式)	[リース期間][リース料率] 3年 2.958% 4年 2.264% 5年 1.841% 6年 1.564% 7年 1.365%	無利子
返済方法	原則として半年賦	毎月均等払い	原則として半年賦
	原則として口座引落による返済		
保証金	設備価格の10% (割賦契約時)	必要なし	必要なし

制度名 条件	設備貸与事業		設備資金貸付事業
	割 賦	リ ー ス	資 金 貸 付
連帯保証人	個人企業…原則として不要 法人企業…原則として代表者のみ (所得要件等があります) (代表権者が複数の場合、全員に連帯保証人になっていただきます。)		個人企業…申込企業外から1名(場合により2名) 法人企業…代表者と申込企業外から1名 (場合により2名) (所得要件等があります)
不動産担保	場 合 に よ り 必 要		
申 込 場 所	(公財)奈良県地域産業振興センター、商工会議所、商工会、商工組合、協同組合等		

## 第2 産廃税を活用した支援 (廃棄物対策課)

県では産業廃棄物税を活用して、県内事業者が排出抑制、減量化、リサイクル等を行うための技術開発および循環資源を使った製品開発、排出抑制、減量化、リサイクルに係る設備機器の整備などを行う経費の一部を助成している。

## 第2節 環境低負荷製品等の市場拡大

### 第1 グリーン購入の推進 (環境政策課)

製品やサービスの購入にあたって、必要性を十分に考慮し、価格や品質、デザインだけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先して購入する「グリーン購入」は、供給する側の企業にも環境負荷の少ない製品等の開発や環境を考えた経営を促すことになり、循環型社会づくりに重要な役割を担っている。

県では、自らが環境配慮商品等を優先的に購入するため、「奈良県庁グリーン購入調達方針」を策定し、環境配慮商品の購入を推進する重点品目や調達目標などを定めて県の全ての機関で計画的に取り組んでいる。24年度の取組実績は下表のとおりである。

表4-4-2 「奈良県庁グリーン購入調達方針」に基づく環境物品等の調達実績 (平成24年度)

分 野	品目数	調達目標 (%)	調達実績 (%)
①紙 類	7	100	96.4
②納入印刷物	1	100	94.8
③文具類	83	100	97.2
④オフィス家具等	10	100	95.2

⑤OA機器	19	100	99.9
⑥携帯電話	2	100	100
⑦家電製品	6	100	91.4
⑧エアコンディショナー等	3	100	97.2
⑨温水器等	4	100	100
⑩照明	5	100	84.4
⑪自動車等	5	100	99.9
⑫消火器	1	100	100
⑬制服・作業服	3	100	97.8
⑭インテリア・寝装寝具	10	100	31.7
⑮作業用手袋	1	100	99.4
⑯その他繊維製品	7	100	92.0
⑰設備	6	100	100
⑱防災備蓄用品	6	100	66.7
⑲役務	15	100	75.0

## 第2 環境にやさしい買い物キャンペーン (環境政策課)

事業者の協力により、環境に配慮した商品・サービスの普及を図り、消費者の環境に配慮したライフスタイルの実践を促すことを目的として、奈良県環境県民フォーラムと共同で毎年10月の3R推進月間にあわせて実施している。

24年度は、ザ・ビッグエクストラ大安寺店にて「マイバックキャンペーン」を実施し、マイバックの配布と持参を呼びかけた。



図4-4-1 キャンペーン啓発ポップ



## 第 5 部

# 地球環境保全への取組の推進

# 第1章 温室効果ガスの発生抑制

## 第1節 地球温暖化対策の総合的な推進

### 第1 地球温暖化の現状（環境政策課）

温室効果ガスの削減割り当てを定めた「京都議定書」が平成17年2月に発効し、日本は2008年～2012年の間に1990年（基準年）比6%の温室効果ガス削減が義務づけられた。このため、国では17年4月、我が国の削減目標を達成するために必要な対策を定めた「京都議定書目標達成計画」を策定し、わが国の削減目標を達成するために必要な対策を定め、取り組みを進めてきた。

23年度の全国の温室効果ガス排出量は13億800万トン（基準年比3.7%増）となっており、我々の経済生活に起因するエネルギー起源の二酸化炭素排出量も、家庭部門や業務部門の増加により基準年比約10.8%増となっている。本県の平成23年度のエネルギー起源の二酸化炭素排出量は基準年比約8.6%増の545.9万トンとなっている。

### 第2 ストップ温暖化県民運動の展開（環境政策課）

県では、家庭における温暖化防止取組をすすめるため「エコな～ら大作戦」（私もできるストップ温暖化）のリーフレットを作成し、県民運動の普及を図っている。

### 第3 県地球温暖化防止推進センター及び県ストップ温暖化推進員 (環境政策課)

都道府県地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化対策推進法に基づき都道府県に一団体に限り知事によって指定されるもので、主な業務は地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「活動支援」「照会・相談活動」「調査・研究活動」「情報提供活動」などである。また、地球温暖化防止活動推進員は同法に基づき、地域での地球温暖化防止活動の普及促進を図るため知事が委嘱する。

本県では、地球温暖化防止活動推進員の養成を図るため、平成12年度に「奈良県ストップ温暖化推進員」制度を創設し、養成講座修了者をこの推進員に委嘱している。

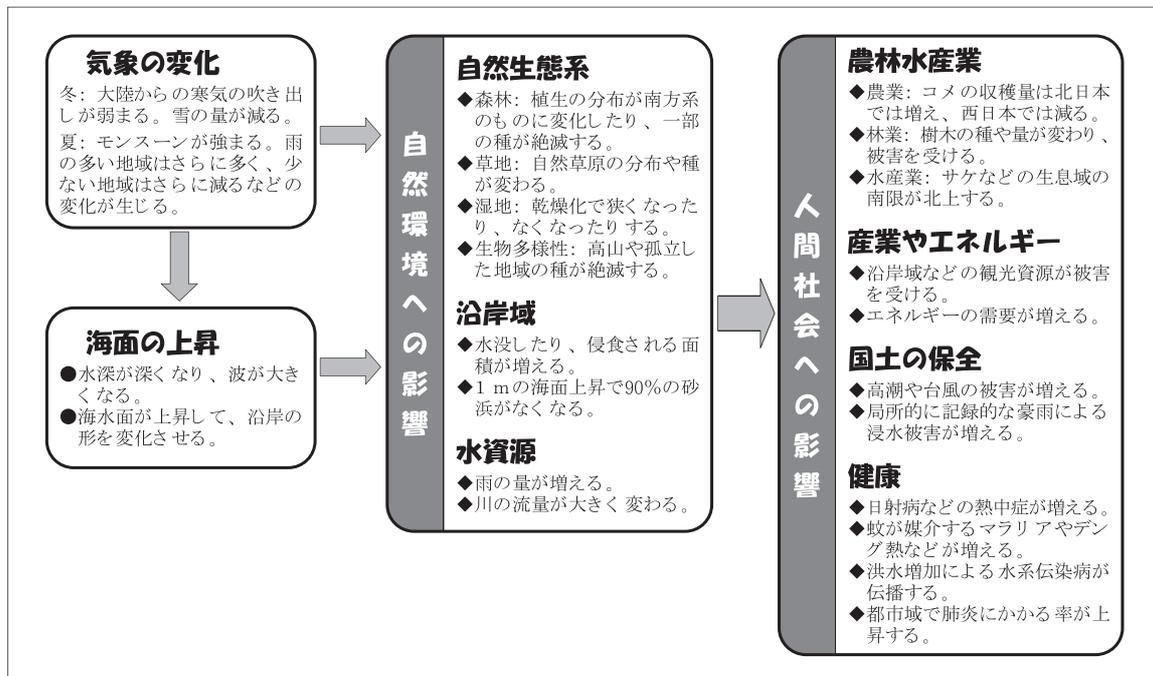
推進員は、ボランティアとして、「県民への温暖化防止に関する助言、情報提供」「市民講座の企画・運営」「県主催の環境行事への協力」などの活動を行っている。平成25年3月末現在、ストップ温暖化推進員は167名が委嘱されている。

県では、平成18年3月3日に「特定非営利活動法人奈良県ストップ温暖化の会」を奈良県地球温暖化防止活動推進センターとして指定したが、「奈良県ストップ温暖化の会」は上述のストップ温暖化推進員が中心となって組織され活発に活動しているもので、全国で初めて推進員が組織するNPO団体を指定したところである。

## <コラム> 地球温暖化の影響

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次報告書（2007年）によると、21世紀末には、地球の平均気温は、20世紀末と比較して、最悪の場合6.4℃上昇すると予測されています。気候系が影響を受けることにより、降水パターンが変わり、洪水や干ばつが従来とは異なる地域や頻度で発生したり、海水温の上昇に伴い、台風など熱帯低気圧の最大風速や降雨強度が増したり、気温上昇によって熱波に見舞われたりといった異常気象が頻発する可能性が高まります。気候の変化についていけなくなった動植物の中には絶滅するものも出てきます。このような気象や生態系への影響だけではなく、地球温暖化は下記のように私たちの健康や食糧、社会基盤にも深刻な影響を与えることになります。

### 温暖化の影響の全体像（日本の場合）



## 第2節 二酸化炭素排出抑制対策の推進

### 第1 温暖化防止に向けた県の率先行動（環境政策課）

#### (1) 奈良県庁ストップ温暖化実行計画（第3次）

県では、地球温暖化防止に向け、率先した取り組みを進めていくため、平成25年3月に「奈良県庁ストップ温暖化実行計画（第3次）」を策定し、県の全ての機関で事務・事業に係る温室効果ガスの削減に取り組んでいる。計画の概要は以下のとおりである。

## 奈良県庁ストップ温暖化実行計画（第3次）の概要

### 1 削減目標（基準年度：平成22年度）

- ・削減対象排出量 年間 22,130 トン
- ・削減率（削減量） 6.5%（年間削減量 1,439 トン）
- 平成27年度目標排出量 20,691 トン

### 2 個別目標

直接影響 削減対象所属（県立病院・上下水道事業以外）

	電気使用量	8%削減
	公用車燃料使用量	6%削減
	その他燃料使用量	2%削減
県立病院	エネルギー消費原単位	
上下水道事業	年平均1%以上削減 （省エネ法に準拠する）	

間接影響（全ての削減対象所属）

- 水使用量増加させない（庁舎等）
- 用紙使用量 5%削減（コピー用紙、重量比）
- 廃棄物排出量 増加させない（ごみ）

### 3 対象範囲：

知事部局、水道局、議会事務局、警察本部及び各行政委員会事務局  
（出先機関を含む）

対象の事務事業：県自らが実施する事務・事業及び職員等が行う活動  
（外部への委託等により実施する事務・事業は対象外）

### 4 計画期間：平成25年度から平成27年度までの3か年

### 5 主な取り組み例

- ・昼休みは原則として消灯
- ・冷房時28℃、暖房時19℃を目安とした、適切な温度管理の徹底
- ・両面印刷、ミスコピーの裏面使用の徹底
- ・エコドライブの徹底や洗車等における節水の励行
- ・エコマークなどの環境マークがついている環境負荷の少ない製品の購入
- ・ゴミ分別の徹底と資源化

### 6 推進体制、方法

- ・推進体制は、以下の通り、組織体制により活動していく。

環境活動責任者……環境活動推進員……環境活動副推進員……一般職員  
（各部局長等） （所属長） （課長補佐等）

- ・また、ISO 14001 環境マネジメントシステムの考え方に基づく、「P D C A サイクル」による継続的改善を図る。

なお、24年度の取組結果は、温室効果ガスの排出量が対前年度比2.1%減少、基準年度（平成22年度）に比べて7.8%削減（排出量20,405トン）となった。

表5-1-1 平成24年度奈良県庁ストップ温暖化実行計画の取組結果について

1 温室効果ガス（CO<sub>2</sub>換算）排出量について(kg)

基準年度実績 (H22年度)	22,129,696	削減比率
24年度排出量(b)	20,405,103	
基準年度比較	-1,724,593	-7.8%

※上下水道事業、警察（車両燃料）、県立病院を除いた所属分

温室効果ガス排出量の内訳(kg)

	22年度排出量	24年度排出量	増減率
電気使用量	16,441,479	15,092,525	-8.2%
公用車燃料	1,049,478	1,089,202	3.8%
庁舎燃料等	4,081,854	3,729,856	-8.6%
その他（廃棄物等）	556,885	493,519	-11.4%

2 個別項目別の使用量・排出量について

項目		削減目標	基準年度実績 (H22年度)	H24年度実績	基準年度比較	評価	
直接 影響	電気使用量(kwh) (CO <sub>2</sub> 換算量)	Δ8%	52,866,493	48,529,020	-8.2%	A	
			16,441,479	15,092,525	-8.2%		
	公用車燃料 使用量	ガソリン(L) 軽油(L) (CO <sub>2</sub> 換算量)	Δ6%	347,275	355,239	2.3%	C
				94,496	102,731	8.7%	
				1,049,478	1,089,202	3.8%	
	庁舎燃料等 使用量	A重油(L) 都市ガス(m <sup>3</sup> ) LPG(kg) 灯油(L) (CO <sub>2</sub> 換算量)	Δ2%	484,695	361,116	-25.5%	A
				675,145	648,880	-3.9%	
				68,580	80,313	17.1%	
				419,167	424,254	1.2%	
		4,081,854	3,729,856	-8.6%			
間接 影響	その他（廃棄物、家畜等）CO <sub>2</sub> 排出量		556,885	493,519	-11.4%	-	
	水使用量(m <sup>3</sup> )	±0%	805,926	759,899	-5.7%	A	
	コピー用紙使用量(kg)	Δ5%	396,502	432,464	9.1%	C	
	廃棄物排出量(kg)	±0%	1,421,451	1,396,903	-1.7%	A	
温室効果ガス総排出量(kg)		Δ6.5%	22,129,696	20,405,103	-7.8%	A	

※上下水道事業、警察（車両燃料）、県立病院については省エネ法に準拠し、エネルギー消費原単位で年平均1%以上の削減を目標としている。

※評価・H 24 年度の状況を、削減目標値との比較などによって、以下のとおり3段階で評価

A：目標を達成している。

B：基準年度より減少しているものの、計画目標を達成していない。

C：基準年度より増加し、計画目標を達成していない。

## (2) 環境対応車両の導入

県では、地球温暖化防止対策の一環として、二酸化炭素排出抑制及び化石燃料の消費抑制を図るため、環境負荷の高い長期使用した公用車77台を環境対応車両(ハイブリッド車)へ更新した。

## 第2 グリーンニューディール事業の実施 (エネルギー政策課)

県では、環境省が実施しているグリーンニューディール事業の一環として、環境省からの補助金を財源に基金を設け、県内公共施設省エネ改修工事に対し補助を行っている。

平成24年度は、十津川村公共施設省エネ改修工事に対し補助を実施した。

## 第3 地球温暖化防止対策地域協議会の設置促進 (環境政策課)

地域における地球温暖化防止対策の推進を図るためには、地域住民・団体、事業者、NPO、行政等の幅広い連携・協働により取り組みを進めていくことが重要であるため、県では、地球温暖化対策推進法第26条に基づく地球温暖化防止対策地域協議会の設置を進めている。平成22年10月26日に5つめの地域協議会として「エコライフかしはら」が、平成24年10月22日に本県6つめの地域協議会として斑鳩町地球温暖化防止地域協議会「エコるが」が設置され、地域ぐるみで行う地球温暖化防止等の環境保全を効果的に推進することなどを目的に活動している。

## 第4 地球温暖化防止に係る普及・啓発の推進 (環境政策課、道路環境課)

### (1) 奈良県エコキャラクター

県では、19年度にストップ温暖化県民運動を広めるシンボルとして、二酸化炭素排出量の県独自単位「な～ら」にちなんだ、親しみやすいキャラクターを募集した。全国から750点の応募があり、ストップ温暖化県民会議家庭部会で審査の結果、右図の作品を選定し愛称を「な～らちゃん」と決定した。



このキャラクターについては、19年度に作成したリーフレット「エコな～ら大作戦」や啓発パネル、レジ袋削減のためのマイバッグなど幅広く活用し、県民運動の盛り上げを図っている。

図5-1-2  
奈良県エコキャラクター「な～らちゃん」

(2) まほろばエコオフィス宣言

オフィスにおける地球温暖化対策を推進するために、環境配慮行動に率先して取り組むことを宣言する県内のオフィス（事業所）を募集し、登録している。

○エコオフィス宣言の取り組み（例）

- ・適正冷房（28℃）と軽装勤務
- ・節電、節水の励行
- ・省エネ、新エネ設備の導入
- ・自動車のアイドリングストップ

○宣言事業所数（事業所名と取り組みはホームページで公表）

299 事業所（平成 25 年 3 月 31 日現在）

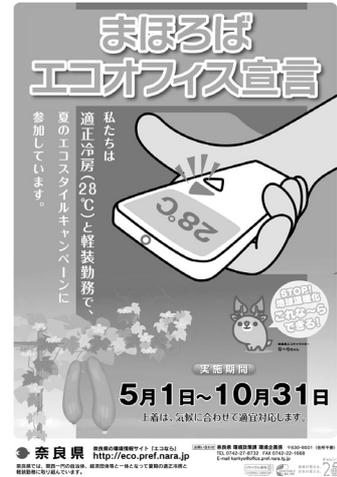


図5-1-3  
エコオフィス宣言ポスター

(3) CO<sub>2</sub>削減アドバイザー派遣制度

県内の事業所の温暖化対策や二酸化炭素排出削減の取組を支援するため、環境保全に関する知識やコンサルティング経験が豊富な環境カウンセラー（環境省登録）を派遣する制度を平成 20 年 5 月に創設した。事業所から排出される温室効果ガスの排出量を算定し、事業所などでのアクションプランを活用した二酸化炭素削減計画や目標設定、省エネ法規の研修会などを行い、省エネやコスト削減にもつながる支援事業として実施している。平成 24 年度は、5 事業所に対して派遣を行った。

(4) ストップ温暖化県民運動パネル展

地球温暖化について県民に周知し、エコライフを実践してもらうきっかけとするため、地球温暖化の仕組みや日常生活における温暖化防止の取り組み等を説明したパネル展を開催している。

表 5-1-2 平成 24 年度ストップ温暖化県民運動パネル展開催状況

開催期間	開催場所
6月4日（月）～8日（金）	奈良県庁 1階 県民ホール （奈良市）
12月17日（月）～20日（木）	
11月27日（火）～12月2日（日）	図書情報館2階 セミナールーム （奈良市）

## (5) 低公害車の状況

表 5-1-4 低公害車保有台数 (平成 24 年 3 月現在)

近畿運輸局調べ単位:台

	電気	メタ ノール	CNG	ハイ ブリッド	H17 ☆☆☆☆	H17 ☆☆☆	H12 ☆☆☆	H12 ☆☆	H12 ☆	合計	低公害 車割合
滋賀	147	0	98	24,167	177,648	38,667	30,199	11,822	21,282	304,030	54.0%
京都	210	0	614	36,004	243,487	52,309	41,044	17,411	28,630	419,709	50.7%
大阪	591	0	3,631	111,742	762,075	163,169	124,200	53,858	91,485	1,310,751	52.5%
奈良	94	0	133	22,491	145,651	31,416	25,997	11,127	20,612	257,521	52.1%
和歌山	69	0	98	13,916	100,674	21,250	20,032	9,027	13,115	178,181	49.9%
兵庫	519	0	1,070	83,803	557,246	124,703	102,591	42,837	73,085	985,854	52.2%
福井	84	0	26	14,538	112,041	28,764	20,805	9,188	13,067	198,513	52.4%
近畿地区計	1,714	0	5,670	306,661	2,098,822	460,278	364,868	155,270	261,276	3,654,559	52.2%
全国計	13,327	11	21,573	2,028,653	13,741,165	3,134,575	2,554,976	1,150,237	1,752,045	24,396,562	49.4%

(注) ・大型特殊自動車、被けん引車、軽自動車、ディーゼル車は除く。またハイブリッド車には低燃費かつ低公害認定車を含む。

- ・H17☆☆☆☆...平成 17 年基準排出ガス規制基準値より、有害物質を 75 % 以上低減させた低排出ガス車
- ・H17☆☆☆.....平成 17 年基準排出ガス規制基準値より、有害物質を 50 % 以上低減させた低排出ガス車
- ・H12☆☆☆.....平成 12 年基準排出ガス規制基準値より、有害物質を 75 % 以上低減させた低排出ガス車
- ・H12☆☆.....平成 12 年基準排出ガス規制基準値より、有害物質を 50 % 以上低減させた低排出ガス車
- ・H12☆.....平成 12 年基準排出ガス規制基準値より、有害物質を 25 % 以上低減させた低排出ガス車

## (6) 公共交通機関への利用転換の推進

奈良公園・平城宮跡を訪れる観光客を対象に、観光シーズンにおいて、鉄道等の公共交通機関での来訪を呼びかけるとともに、観光拠点、駅等を結ぶ臨時バスを走らせることにより、公共交通機関の利用を促進し、自家用車での来訪者に対しては、郊外にパークアンドライド駐車場を設置し、駐車場からのシャトルバスの運行等を行った。

## 第2章 温室効果ガスの吸収源対策

### 第1節 健全な森林の整備

#### 第1 森林吸収量確保推進計画（林業振興課）

森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素として蓄える機能をもつことから、持続可能な森林計画を推進することが地球温暖化を防止するうえで大きな役割を担うものとして注目されている。

京都議定書の採択以来、地球温暖化の防止のため政府においては、「地球温暖化対策推進大綱」（平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部）が策定され、このなかで1,300万炭素トン程度を森林の二酸化炭素吸収量により確保することが目標とされた。この目標を達成するため農林水産省において、「地球温暖化防止森林吸収源10ヶ年対策」（平成14年12月26日）が策定された。しかし、森林・林業は依然として採算性の悪化等により、その生産活動が停滞していること等から、現状程度の森林整備で推移した場合、森林による目標吸収量が確保されないおそれがある。このため、本県においても、平成15年度に「森林吸収源推進対策プラン」を作成し、取組を図ってきたところであるが、引き継ぐ計画として平成19年度に「森林吸収量確保推進計画」の策定を行った。

この計画は、森林吸収量確保に関する基本方針、森林整備・保全の目標、森林吸収量を確保するために講じる措置等を提示している。

#### 第2 森林環境税を活用した取組（森林整備課、学校教育課、教育研究所）

上述のとおり、適切な森林経営により二酸化炭素の吸収源を確保することは、地球温暖化防止の点からも重要である。本県は県土の77%を森林が占める森林県であるが、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代による経営意欲の減退、林業労働者の高齢化と減少など、林業を取り巻く厳しい状況から、必要な手入れのされない施業放置林の増加が問題となっている。このため、豊かな森林を貴重な県民全体の環境資源として将来に向けて引き継ぐため、森林環境税を活用した取り組みを行っている。

#### 森林環境税を活用した24年度の主な事業

##### ○施業放置林解消活動推進事業

施業放置林を調査し、その所有者に対して、森林整備に活用できる各種制度の紹介や、森が有している多様な公益的機能を普及啓発して、施業放置林の解消を図るもの。

◆24年度実績 施業放置林整備マネージャー設置者数 43人

##### ○施業放置林整備事業

施業放置林について、その森林所有者と県及び市町村が協定を締結し、公的関与による強度な間伐等を実施することにより、県土の保全や水源かん養など、当該森林が発揮すべき環境面の機能増進を図るもの。

◆24年度実績 整備面積 20市町村 1,003 ha

○地域で育む里山づくり事業

NPOやボランティア等の協力のもと、都市住民に身近な里山林の自然を保全する活動を進めていくもの。

◆ 24年度実績 15市町村 19箇所 (12.66 ha)

○森林環境教育推進事業

教員や県民を対象とした森林環境教育指導者の養成や、子どもたちが森林を守り育てる心を育めるように森林でのさまざまな体験学習を行うもの。

表 5-2-1 森林環境教育推進事業 実績

課名	主旨	事業区分 (中事業)	細 項 目	24 年度実績
森 林 整 備 課	学校教育以外での森林環境教育	指導者養成セミナー	基本的な指導者養成研修 (5 日間)	2 回開催 22 人参加
			実技中心の体験型研修 (1 日間)	7 回開催 計 59 人参加
			安全作業技術研修 (1 日間)	3 回開催 34 人参加
		体験学習の実施	指導者認定申請	19 人
			森林体験学習申請	2 人
			「森の学校」開催	延 28 日開催
		副読本の配布	森林・林業への理解促進のため、 小学校 5 年生に配布・活用	小学校 5 年生 15,300 部配布
		人材・フィールドの 支援	人材バンクの登録と派遣	359 人登録 73 人派遣
			登録フィールドの紹介	延べ 57 施設登録
			道具資材の配置	木工クラフト工具 等補充 32 件貸出
教 育 委 員 会	学校教育における森林環境教育	森林環境教育指導資料の作成	奈良らしい森林環境教育の在り方 の検討と学習指導資料作成	協議会 2 回開催
		森林環境体験学習の 推進	県内公立小学校における体験活動	206 校 (全校)
			学習プログラムの作成や体験学習 に必要な備品等の整備	学習プログラム 3,000 部作成・ 配布、機器整備
		教育現地研修の実施	森林体験学習を実施できる指導者 となる教員の養成	7 回開催 593 名
		技術者育成	吉野高校の生徒による、木材製品 の製作	間伐材ブランコ 演習林用トイレ等

## 第3章 オゾン層保護・酸性雨被害への取組

### 第1節 オゾン層保護の推進（環境政策課）

オゾン層の保護及び地球温暖化の防止のために、機器に使用されているフロン類（CFC、HCFC及びHFC）の大気中への排出を抑制する目的で「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が平成13年6月に制定された。

この法により、業務用冷凍空調機器からフロン類を回収する業者（第一種フロン類回収業者）カーエアコン（使用済自動車）を引き取る業者（第二種特定製品引取業者）及びカーエアコンからフロン類を回収する業者（第二種フロン類回収業者）は、都道府県知事の登録が必要となった。これにより、平成13年12月からは第一種フロン類回収業者の登録手続きが開始され、平成14年4月からは第一種特定製品に係るフロン回収・破壊システムが運用されている。また、平成18年6月にはフロン回収破壊法の改正（平成19年10月施行）が行われ、行程管理制度等が導入された。（平成25年3月31日現在で奈良県に登録している第一種フロン類回収業者数は632者である。）

なお、第二種特定製品に係るフロン回収・破壊システムについては、自動車リサイクル法（平成17年1月1日施行）に移行された。

### 第2節 酸性雨対策の推進（環境政策課）

酸性雨とは、硫黄酸化物（SOX）や窒素酸化物（NOX）などの大気汚染物質が大気中で硫酸や硝酸などに変化し、雲を作っている水滴に溶け込んで雨や雪などの形で地上に沈着する現象（湿性沈着）や、ガスやエアロゾルとして直接地上に沈着する（乾性沈着）現象を言う。その結果、森林土壌、湖沼などの生態系への影響をはじめ、建築物の劣化や人体への影響が懸念されています。

環境省は、昭和58年度に第1次酸性雨対策調査を開始し、平成12年まで第4次にわたる酸性雨モニタリングを実施。また、平成13年度からは、酸性雨長期モニタリング計画を策定し、平成15年度から同計画に基づいた酸性雨モニタリングを実施している。これまでに以下のことが報告されている。

我が国では欧米なみの酸性雨が広く観測されているが、陸水、土壌、植生など生態系への影響については必ずしも明確なものとはいえ、多くの専門家の間でも意見が一致していない。しかし、酸性雨の影響を受けやすいと考えられる湖沼や土壌が存在すること、初期の融雪水により陸生生態系に影響を及ぼすことが懸念されること、一部地域では原因不明の樹木衰退が進んでおり、酸性雨との関連が否定できないこと、等を考えると、現状程度の酸性雨が継続した場合、将来、生態系への影響が顕在化するおそれもある。これは我が国と同程度の酸性雨により湖沼の酸性化、植生被害、歴史的建造物の被害などの影響が現れている欧米の状況からも推察される。

このような、長期的な生態系への影響を考慮し、国では酸性雨長期モニタリング調査を実施してい

る。本県においても、平成 15年度より大台ヶ原において森林モニタリング（樹木衰退度調査・森林総合調査）・土壌モニタリングを実施している。

一方、東アジア地域全体に目を向けてみると、近年の経済成長は世界的にみても目覚ましく、SO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>などの排出量が今後更に急増する可能性があり、こうした状況を考えると酸性雨問題は深刻化することが懸念される。そのため、我が国を含む東アジア地域における酸性雨対策に向けた検討を進めるため、東アジアモニタリングネットワーク（EANET）が創設された。

また、総合的な見知から酸性雨の実態を長期的に把握するため、平成 2 年 9月に、環境政策課、農業水産振興課、林政課、文化財保存課、保健環境研究センター、農業総合センター及び森林技術センターの 4 課 3 機関で構成された酸性雨問題検討会を設置し、平成 3 年度から 5 ヶ年計画で酸性雨総合モニタリング調査を開始し、第 3 次酸性雨総合モニタリング調査（平成 13 年度～平成 15 年度）が終了した。

又、平成 16 年度より酸性雨長期総合モニタリング調査を実施しており、平成 24 年度は酸性雨モニタリング調査（降雨量、pH、E.C.、イオン成分 8 物質）を実施した。

## 第 6 部

# 参加と協働による 環境保全への取組の推進

# 第1章 環境教育・環境学習の推進

## 第1節 環境教育・環境学習を担う人材育成と活用

### 第1 ストップ温暖化推進員の養成（環境政策課）

ストップ温暖化推進員は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく制度で、ボランティアとして、地球温暖化の現状や対策について県民の理解を深め、県民に対して日常生活でできる取り組みの助言や情報提供を行う役割を担っている。県では県地球温暖化防止活動推進センターに委託して、温暖化防止活動に熱意のある方を対象に推進員の養成講座を実施している。24年度は9月23日～10月6日の間で計6回の講座を開催し、9名の推進員を養成し、第10期の奈良県ストップ温暖化推進員として委嘱した。

### 第2 環境アドバイザー派遣及びどこでもエコ教室の講師派遣（環境政策課）

県民や事業者等が自発的に実施する環境に関する講演会、講習会、地域活動等に環境についての専門家である環境アドバイザーを講師として派遣している。

また、学校や婦人会、自治会などが開催する環境に関する学習会等に、テーマに応じて環境ボランティア（県環境県民フォーラム会員、県ストップ温暖化推進員）県職員を講師として派遣する「どこでもエコ教室」を平成14年度から実施している。

24年度は、1件の講師派遣を行った。

### 第3 森林環境税を使った人材養成事業（教育研究所、森林整備課）

県では18年度から導入した森林環境税を活用し、森林体験学習を実施できる指導者となる教員の養成や森林環境教育に関する基礎的な知識、技術について、実践的でわかりやすい講義・実習による研修を行っている。

24年度は、教員現地研修を計7回実施し593名が参加した。

また、指導者養成セミナーを計12回実施し、のべ115名の参加を得た。



図6-1-1  
森林環境教育教員現地研修の一場面

## 第2節 環境教育・環境学習のプログラムの整備 (学校教育課、環境政策課)

学校教育における体験的な森林環境教育を進めるため、24年度は県内公立小学校206校(全校)が指定を受け体験活動を展開した。19年度、県では森林環境体験学習をすすめるために学習プログラムを500部作成し学校に配布するとともに、体験学習に必要な備品等の整備を行った。

また、18年度に県が作成した水質保全に関する啓発資料「家庭から清流をめざして」をはじめ、環境保全に関するパンフレットや啓発資料は紙媒体での配布のほか、県の環境情報サイト「エコなら」での掲示も行っている。

## 第3節 環境教育・環境学習の機会と場の提供

### 第1 こどもエコクラブ (環境政策課)

次世代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境・地球環境に関する学習や具体的な取り組み・活動ができるよう協力・支援することを目的として、環境庁(当時)の提唱で平成7年度から始まり、その普及啓発を図っている。

平成24年度においては、17クラブ、会員数541人の登録があった。なお、県では「こどもエコクラブ」の活動を子どもたちがまとめた壁新聞を毎年環境月間に展示している。



図6-1-2 エコクラブ壁新聞展の様子

## 第2章 環境保全に向けた県民・事業者・行政の協働促進

### 第1節 環境に配慮した事業活動や日常行動の推進

#### 第1 環境月間行事（環境政策課）

昭和47（1972）年、国際連合の人間環境会議において、人間環境の保全と改善を努力目標とする「人間環境宣言」が採択され、これを記念して、毎年6月5日が「世界環境デー」に定められた。我が国ではこれを受けて、6月5日を初日とする1週間を「環境週間」に定め、関連行事を実施してきた。

平成3年度からは、6月を「環境月間」に定め、全国各地で環境の重要性を認識するための行事が実施されている。また、6月5日は、環境基本法第10条において「環境の日」に定められている。

本県では、表6-2-1のとおり「環境月間行事」を開催しているほか、県、市町村、各種団体等による美化活動、記念植樹、環境パトロール等の快適な環境づくりを積極的に進めるための関連行事が行われている。

また、平成11年度より、環境の保全と創造に関する活動に関し、特に功績のあった者を表彰する「奈良県環境保全功労賞表彰」を実施している。最近5年間の被表彰者は表6-2-2のとおりである。

なお、最近5年間の環境大臣表彰に係る県内の地域環境保全功労者及び地域環境美化功績者は表6-2-3のとおりである。

表6-2-1 最近5年間の県の主な環境月間行事

年度	行 事 名	内 容	開催日	開催地	入場者	主催	後 援
平成20年度	「環境の日」キャンペーン	街頭普及活動	平成20.6.3	奈良市 橿原市 生駒市		奈良県	
	奈良県環境保全功労賞表彰	表彰式	平成20.6.20	県庁		奈良県	
平成21年度	「環境の日」キャンペーン	街頭普及活動	平成21.6.1	奈良市		奈良県	
	奈良県環境保全功労賞表彰	表彰式	平成21.6.11	県庁		奈良県	
平成22年度	「環境の日」キャンペーン	街頭普及活動	平成22.6.4	奈良市		奈良県	
	奈良県環境保全功労賞表彰	表彰式	平成22.6.29	県庁		奈良県	
平成23年度	「環境の日」キャンペーン	街頭普及活動	平成23.6.12	奈良市		奈良県	
	奈良県環境保全功労賞表彰	表彰式	平成23.6.14	県庁		奈良県	
平成24年度	「環境の日」キャンペーン	街頭普及活動	平成24.6.12	奈良市		奈良県	
	奈良県環境保全功労賞表彰	表彰式	平成24.6.14	県庁		奈良県	

表 6-2-2 「奈良県環境保全功労賞」被表彰者（最近 5 年間）

年度	名 称	活 動 内 容
20 年 度	環境市民ネットワーク天理	環境学習、環境教育の推進
	くろんど池美化促進協議会	自然公園の保全・管理
	桜井市生活学校	地域社会でのごみ減量・リサイクル活動 生活雑排水対策の普及
	大和信用金庫	生活雑排水対策の普及
21 年 度	北川 秀修	循環型社会の構築推進
	奈良環境カウンセラー協会	事業所の環境経営の推進
	奈良県立王寺工業高等学校	環境学習、環境教育の推進
22 年 度	E C O K A 委員会	環境家計簿の普及活動、環境学習、環境教育の推進、その他（周辺緑地の整備、植樹活動）
	A S U K A 自然塾	生物多様性の保全活動、環境学習、環境教育の推進
	桜井市大和川上流を美しくする会	その他（河川環境の保全）
	三和澱粉工業株式会社	ごみの減量・リサイクル活動
23 年 度	株式会社積水化成成品天理	ごみの減量・リサイクル活動 環境学習、環境教育の推進
	近畿大学農学部環境管理学科 水圏生態学研究室	生物多様性の保全活動
	トリスミ集成材株式会社	ごみの減量・リサイクル活動
	奈良・人と自然の会	環境学習、環境教育の推進 その他（里山景観の形成・保全）
	山本 巳津次	その他（河川清掃）
24 年 度	大石 貞義	その他（地域の清掃・植栽等環境美化活動）
	奈良県解体工事業協会	その他（産業廃棄物の適正処理に関する普及・啓発等）
	根矢 二郎	自然公園の保全・管理（自然公園指導員）

表 6-2-3 環境大臣表彰の状況（最近 5 年間）

年 度	表 彰 内 容	種 別	被 表 彰 者	住所・所在地
平成20年度	地域環境保全功労者	個人	木 村 優 氏	三 郷 町
	地域環境美化功績者	個人	吉 田 幸 義 氏	上 牧 町
		団 体	大台ヶ原美化促進協議会	上北山村
		団 体	c r e a m （くりーむ）	大和郡山市
平成21年度	地域環境保全功労者	団 体	御所市地域婦人団体連絡協議会	御 所 市
		団 体	エコパートナー21	奈 良 市
平成22年度	地域環境保全功労者	個人	榊 原 和 彦 氏	京 都 市
	地域環境美化功績者	団 体	広 陵 古 文 化 会	広 陵 町
		個人	橋 之 爪 フ ミ エ 氏	下北山村
平成23年度	地域環境美化功績者	団 体	昭 寿 会	大和郡山市
		個人	平 野 楯 行 氏	橿 原 市
平成24年度	地域環境保全功労者	団 体	奈良・人と自然の会	奈 良 市
	地域環境美化功績者	個人	増 田 盛 男 氏	大和郡山市

## 第 2 自然公園等における美化推進活動（自然環境課）

金剛生駒紀泉国定公園二上山地区、同くろんど池地区及び大和青垣国定公園山の辺の道地区に、それぞれ県・関係市町村・地元観光協会・交通運輸機関・宿泊施設経営者等による美化促進協議会等を設置し、地区内清掃の実施、ごみ持ち帰り運動等を行っている。

表 6-2-4 美化促進協議会等設置状況

会 名	会長名	設立年月日
二上山美化促進協議会	葛 城 市 長	昭和50年4月1日
山の辺の道美化促進協議会	桜 井 市 長	昭和54年5月22日
くろんど池美化促進協議会	谷 村 完 次	昭和57年5月14日

### 第3 親切・美化県民運動における環境美化活動（協働推進課）

親切・美化県民運動は、各分野にわたる関係機関・団体の参加を得て、昭和61年に協議会を設立し、「笑顔なら」「クリーンなら」の二つの柱を基本に豊かな文化遺産、恵まれた自然、快適な都市空間を守るとともに、県民が心の豊かさと潤いを実感できるようなまちづくりを進めてきた。

この県民運動の主なものとして、次のような事業を実施している。

#### ○クリーンアップならキャンペーン

心豊かで住みよく美しい郷土を創出するため、毎年9月を「クリーンアップならキャンペーン月間」と定めて、この月間中には集中的な啓発活動並びに美化活動を実施している。平成24年度の美化統一実践日、9月2日（日）（9月の第1日曜日）には、県内の20コースにおいて、約15,000人の参加を得て実施した。

#### ○クリーン・グリーン実践者の表彰

美化、花いっぱい運動等の地道な活動を続ける優良実践者のグループを市町村長及び協議会会員の推薦に基づき、2団体の表彰を行った。

#### ○落書き防止キャンペーン

落書きのない美しい奈良をつくるため、なら落書き防止活動ネットワーク加盟団体を中心に地域団体、ボランティア・NPO、企業、行政等が協力して、「落書きをさせない」「書かれたら消す」という気運を盛り上げ、「落書き防止活動」の全県的な取り組みを推進している。24年度は「クリーンアップならキャンペーン」にあわせ落書き消去活動を実施し、約30人が参加した。

### 第4 みんなで・守ロード事業（道路管理課）

県では、快適でうつくしい道路を維持するため、県が管理する道路の一定区間において、自治会・地域団体等と協定を結び、草刈り・清掃活動・種植をしていただき、沿道の美化を推進する「みんなで守ロード事業」をすすめている。24年度は96団体と協定を結び、平均年2回程度美化活動を実施された。



図6-2-1

「みんなで・守ロード事業」のポスター

## 第2節 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

### 第1 環境マネジメントシステム（環境政策課）

#### (1) 県内の環境マネジメントシステムの取得動向

(財)日本適合性認定協会の調べによると、県内事業所等のISO14001の認証取得件数は24年度末で215件となっており、取得件数は経年的に増えている。

また、中小事業者等を対象にした簡易環境マネジメントシステムであるエコアクション 21については、県内では奈良環境カウンセラー協会が平成 18年 6月にエコアクション 21地域事務局に認定され、認証や登録等の事務を行っている。

なお、県内市町村では、斑鳩町が I S O 14001 の認証取得済である。

## (2) 奈良県庁の I S O 14001 の取組概要

### ① 取り組みの動機とその効果

現在の環境問題は、複雑化、多様化、国際化しており、これまでの規制的な手法以外に、環境対策を推進する新たな手法の必要性が高まっている。

そうした中で、県庁は県内最大の事業者として、省エネ・省資源の取り組みなどを通じて、継続して環境負荷の軽減に取り組むことが求められている。

県庁が率先して、認証登録の取得をめざすことは、自らの環境負荷の軽減を実現することはもとより、県民や県内事業者の環境保全・配慮に対する関心を高めるための意識啓発に役立つとともに、県内事業者の I S O 14001 認証取得を促すことにつながると考えられる。

さらに、県庁内の事務事業の効率的な実施や進行管理体制の充実、職員の意識改革と行財政改革の推進といった効果も期待できる。

### ② 認証取得の範囲と対象とする事務事業

県庁（本庁舎、分庁舎、北分庁舎、自治研修所、奈良総合庁舎、高田総合庁舎及び桜井総合庁舎）の知事部局、水道局、議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部を適用範囲とし、公共事業を含むすべての事務事業を対象としている。

### ③ 環境方針及び取組内容

#### ○環境方針の重点 5項目

- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| ア 循環型社会システムの形成         | イ 恵み豊かな環境の保全と継承 |
| ウ 県民、事業者等の環境に配慮した行動の促進 | エ 環境保全対策の率先実行   |
| オ 地球環境保全に向けた取り組みの推進    |                 |

#### ○主な取り組み内容

- ア 省資源、省エネルギーの推進  
節電、用紙の節約、ごみの排出抑制など
- イ 環境保全施策の推進  
環境への有益な影響を及ぼす事業や環境保全意識を高める啓発事業の推進
- ウ 公共事業に伴う環境への負荷低減  
公共事業の施工に伴う騒音や排出ガスの低減、建設副産物、廃棄物のリサイクルなど

## 第2 連携の仕組みづくり (環境政策課)

### (1) 奈良県環境県民フォーラム

環境保全活動を積極的に行っている県民団体や企業等によって構成し、相互の意見や情報交換を通じてそれぞれの団体等の活動をステップアップするとともに、環境保全活動の先導的役割を果たすことを目的として平成9年8月8日に発足した。24年度末現在で、23の環境ボランティア団体、12の企業、1名の学識経験者が参加している。

当フォーラムの役割・機能として、①構成員が学習・研究し、相互に意見交換を行うこと、②県民や企業の認識、モラル、行動意欲を高めること、③環境保全行動の手法を考え、連携・協力して推進すること、④フォーラムの活動内容等を情報発信することがあげられる。

参加団体等は「エコライフ」、「エネルギー」、「資源活用」、「自然環境」の4つの分科会のいずれかに所属し、各分科会ごとにテーマを選定し活動している。

平成24年度は、ホームページを活用した、CO<sub>2</sub>ダイエット事業「エコな～らライフ宣言」の実施、生活排水による汚染の軽減に向け、アクリルたわしを作成し、啓発に活用、地球温暖化防止活動推進センターと共催した「環境フェア」の実施(4月)、県内のスーパーや地球温暖化防止活動推進センターの協力を得た「環境にやさしい買い物キャンペーン」の展開(11月)、自然体験活動の普及を図るため「自然体験教室」の開催(11・3月)、環境にやさしい暮らしの提案を行う「エコクッキング教室」の開催(1月)、また、地域における循環型社会構築の実践モデルとして、奈良県内の休耕田を活用した「菜の花プロジェクト」の推進等に取り組んだ。

### (2) 公害防止協定

公害防止協定は、地方公共団体または地域住民と、当該地域に立地または立地しようとする企業との間で、企業の操業に伴う公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として両者の自由意志に基づき締結される文書による合意である。

公害防止協定は、法律や条例による一律的な規制に比べ、企業の地理的条件・操業形態等の各種の条件に対応した個別的な公害防止対策を推進することができ、地方公共団体において法令による規制を補う有力な行政手段となっている。奈良県生活環境保全条例において「事業者は、公害の防止に関する協定を締結するように努めなければならない。」と努力義務を規定している。従って、この規定により各市町村長に対し、既設・新設の企業との間に公害の防止に関する協定を締結するよう指導している。

公害防止協定の内容は、現行法の基準をさらに厳しくしたり、具体的な内容や基準を示したものが多く。公害防止における具体的義務内容は、①ばい煙の規制(煙突の高さ、ばい煙や排ガスの排出速度、温度・量の基準設定、集じん機の限定など)②排水規制(排水濃度の基準設定、処理施設の設置、維持管理方法、排水量の限定など)③騒音・振動規制(音量基準の設定、装置・機械の配置場所の特定、消音装置・防音壁の設置、夜間作業の禁止など)④悪臭規制(悪臭除去装置の設置、ガス漏えい防止装置の設置など)⑤産業廃棄物の規制(汚泥の処理・処分方法など)などを定めたものが多い。

公害防止協定を実質的に有効なものにする対策としては、公害防止協定の締結にあたって、①その内容につき抽象的・道義的に規定するのではなく、科学的・技術的に事項を特定すること。

- ②その内容の実効が担保できうる措置がとられていること。(たとえば、工場内の立入検査など)
- ③企業が公害防止協定に違反した場合に法律上とりうる措置を明記しておくことなどが必要である。公害防止協定に違反した場合の措置の具体的内容としては、差止請求(たとえば操業の停止)、代執行(公害防除措置の代執行と費用負担など)、違約金の没収(契約補償金の没収など)、土地の売買契約の解除や買い戻し、損害賠償請求などが考えられる。



## 第 7 部

# 共通の基盤施策の推進

# 第1章 環境情報の提供と情報共有の促進

## 第1節 環境情報の提供（環境政策課）

県民や事業者の環境への関心を高め、環境への負荷低減に向けた取り組みを促進していくためには、環境に関する幅広い情報をわかりやすく、迅速に提供することが重要である。県では、インターネットを活用した環境情報サイト「エコなら」や広報誌など様々な媒体を通じて環境情報の提供を行っている。

### ○環境情報サイト「エコなら」の運用

県では、行政情報だけでなく、地域の環境保全活動や環境教育・環境学習に関する情報などを広範囲に収集し、ホームページにて情報提供している。

URL : <http://www.eco.pref.nara.jp/>

図7-1-1 「エコなら」のトップページ



## 第2節 環境に関する公聴

県では、市町村などの相談窓口寄せられた公害苦情を把握し統計を取っている。生活環境に関する苦情は、地域に密着したものであるため、大半が市町村において処理されているが、規模が大きく内容が複雑で専門知識や技術を必要とする事案などは県が処理している。

### 第1 公害苦情の発生状況（環境政策課）

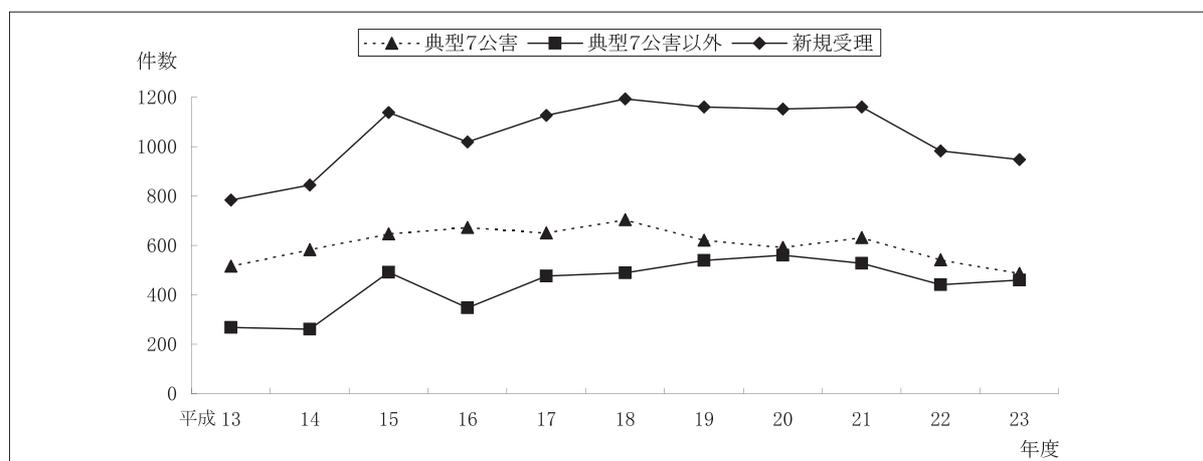
#### (1) 苦情件数の内訳

平成 23年度に県及び市町村が取り扱った生活環境に関する苦情件数は 949件であり、このうち新規受理した件数は 947件（99.8%）で、前年度と比べ 35件減少した。前年度からの繰越件数は2件（0.2%）であった。

新規受理した苦情の内容をみると、典型 7公害に係る苦情は 487件で前年より 54件減少し、典型 7公害以外の苦情（以下「その他の苦情」という。）では460件と19件増加した。

（資料編表7-1-1～3 参照）

図 7-1-2 新規受理苦情件数の経年変化 (最近 10 年間)



(2) 種類別苦情件数

平成 23 年度の新規受理件数 947 件のうち典型 7 公害に関する苦情を種類別にみると、大気汚染が 198 件 (40.7 %) と最も多く、次いで水質汚濁 123 件 (25.3 %)、悪臭 83 件 (17.0 %)、騒音 74 件 (15.2 %)、振動 7 件 (1.4 %) の順であった。

(3) 発生源別苦情件数

平成 23 年度の新規受理件数 947 件のうち、典型 7 公害に関する苦情 487 件を発生源別にみると、焼却 (野焼き) 160 件 (32.9 %) が最も多く、流出・漏洩 57 件 (11.7 %)、工事・建設作業 48 件 (9.9 %)、家庭生活 48 件 (9.9 %)、がそれに続いた。

(4) 地域別苦情発生件数

①市町村別苦情発生件数

平成 23 年度の新規受理件数 947 件のうち、市町村が受理した 897 件を種類別にみると、表 7-1-1 及び資料編の表 7-1-1 のとおりになる。全体の苦情の 89.3% が市部で発生し、町部では 10.7 %、村部では 0 %となっている。

表 7-1-1 市町村・種類別苦情発生件数 (平成 23 年度)

区分	典 型 7 公 害								典型 7 公害 以外の苦情	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	土 壌 汚 染	地 盤 沈 下	小 計		
市	176	72	68	6	60	2	0	384	417	801
町	22	11	5	1	14	0	0	53	43	96
村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②用途地域別苦情発生件数

平成 23 年度に新規受理した典型 7 公害に関する苦情 487 件の発生場所をみると、都市計画区域内で 474 件 (97.3 %) 発生している。都市計画区域内における発生件数のうち住居系用途地域 (第

1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域)において228件(48.1%)、次いでその他の地域(市街化調整区域等)165件(34.8%)、となっており、両地域で82.9%を占めている。(表7-1-2参照)

表7-1-2 用途地域別苦情発生件数(典型7公害)(平成23年度)

区分	都市計画法による都市計画区域								都市計画区域以外の地域	合計
	住居系地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	その他	小計		
件数	228 (250)	4 (17)	33 (24)	31 (37)	12 (11)	1 (7)	165 (188)	474 (534)	13 (7)	487 (541)

(注) 件数の下段かっこ書は、平成22年度の件数である。

(5) 被害の種類別苦情件数

平成23年度に新規受理した典型7公害に関する苦情487件をみると、感覚的・心理的被害(うるさい・臭い・不快などで心身の健康を害するに至らないもの)が全体の約7割を占め、最も多い。

(表7-1-3参照)

表7-1-3 被害の種類別苦情件数(典型7公害)(平成23年度)

区分	健康	財産	動植物	感覚的・心理的	その他	合計
件数	58 (46)	11 (10)	14 (15)	325 (448)	79 (22)	487 (541)

(注) 件数の下段かっこ書は、平成22年度の件数である。

## 第2 公害苦情の処理状況 (環境政策課)

(1) 種類別解決件数

平成23年度に県及び市町村が取扱った生活環境に関する苦情件数949件について、解決件数(直接処理)は853件で解決割合は89.9%であった。種類別に解決件数及び解決割合をみると表7-1-4のとおりである。

表7-1-4 種類別解決件数と解決割合(平成23年度)

区分	典型7公害								典型7公害以外の苦情	合計
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	小計		
苦情件数	199	123	74	7	84	2	0	489	460	949
解決件数	179	108	65	7	70	2	0	431	422	853
解決割合(%)	89.9	87.8	87.8	100	83.3	100	—	88.1	91.7	89.9

## (2) 繰越苦情件数

平成 22年度以前に受理した苦情を含め、平成 23 年度に解決に至らず引き続き平成 24年度においても処理すべきと判断された件数は表7-1-5 のとおりである。

表 7-1-5 苦情の未処理件数（平成 23 年度）

区 分	典 型 7 公 害								典 型 7 公害 以外の 苦 情	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	土 壌 汚 染	地 盤 沈 下	小 計		
件 数	2	2	3	0	3	0	0	10	0	10

## 第 3 奈良県公害審査会（環境政策課）

公害紛争は、一般的に直接人の生命・健康にかかわるものであること、加害行為と被害との因果関係立証が困難であること、さらに被害者の立証能力が劣ることなどから、現行の司法制度をもって処理するには、被害者救済の面から充分でないところがあった。

そこで、従来の民事紛争における訴訟のほか、公害にかかる紛争について、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的として、公害紛争処理法が制定され、国においては公害等調整委員会が、都道府県においては公害審査会が設置されることとなった。

本県においては、昭和 45年 9月に奈良県公害紛争処理条例が制定され、奈良県公害審査会を設置した。

平成 25 年 3 月 31 日までに公害審査会で受け付けた公害紛争事件は、21 件（調停 19 件・あっせん 1 件・義務履行勧告申出 1 件）であり、調停 19 件・あっせん 1 件が終結している。

（資料編表7-1-4 参照）

## 第2章 県の試験研究機関等における 環境関連技術等の研究開発

### 第1節 保健環境研究センター（現：景観・環境総合センター）

#### 奈良県における微小粒子状物質（PM2.5）濃度の現状解析について

奈良県における微小粒子状物質（以下PM 2.5）濃度の現状を把握するため、平成21年度から実施されている環境省のPM 2.5 モニタリング試行事業のデータを用いて天理局と自排櫃原局について解析を行った。その結果、時間帯別の濃度変化は、両局ともAM 10時が最大となり、AM 6時が最小となった。このことから国内近傍の人間活動との関係が推察された。次に天理局と自排櫃原局の関係を調べた。その結果、両局のPM 2.5 濃度の相関は $R^2$  値で平成 22 年度が 0.9057 であり、平成 23 年度が 0.8611 であった。このことから、天理局と自排櫃原局のPM2.5濃度は、ほとんど同じ傾向を示していると考えられた。さらに、天理局を起点に後方流跡線解析を行い、1日ごとの気塊の輸送経路を4つのカテゴリー（東西南北）に分け、その日のPM 2.5 濃度（平成 22 年度天理局）との関係を調べた。その結果、PM 2.5 濃度は、西を輸送経路とする場合が一番高くなり $21.7\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、南を輸送経路とする場合が一番低くなり $13.9\mu\text{g}/\text{m}^3$ であることがわかった。また、西を輸送経路とする日は、その80%以上が長期基準（ $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過することがわかった。今回の解析から、今後、PM 2.5 自動測定装置を設置する場合は、近距離間に設置するのではなく、まずは奈良盆地西端に設置するべきだと考えられた。

#### 平成24年度冬季におけるPM2.5高濃度事例の解析について

平成 25 年 1 月 12 日、中国の北京市内で深刻な大気汚染が起こった。国内のメディア等でも大きく取り上げられ、中国大陸からの越境汚染の心配から日本国民の間でも話題となった。今回、平成 25 年 1 月 4 日から 2 月 15 日までの期間について日本国内の微小粒子状物質（PM 2.5）の状況を把握するため、大気汚染物質広域監視システムのデータを用いて、全国 222 地点を解析した。その結果、1 月 13 日（全国 222 地点の平均濃度  $29\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）と 1 月 31 日（同平均  $28\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）及び 2 月 1 日（同平均  $28\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）にイベントの発生が見られた。さらに、それらイベント日ごとの全国 222 地点の経度（東経）とPM 2.5 濃度の関係を調べた。その結果、1 月 13 日は経度に関係なく、日本全国でPM 2.5 濃度が上昇しており、国内発生型の事例であると推測された。1 月 31 日は東経が小さくなるとPM 2.5 濃度が上昇する傾向にあり、特に東経 130 度付近の九州地方においては平均  $45\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、最大  $70\mu\text{g}/\text{m}^3$  と高かった。次に、2 月 1 日は九州地方（東経 130 度付近）の高濃度地点は消滅したが、東経 133 度付近に高濃度地点が現れた。この連続する両日のイベントは西からの偏西風に乗った移流型の事例であると推測された。

## 奈良における雨水成分分析と発生源要因の検討

近年、我々の環境は、中国を含む東南アジアの著しい経済発展に伴いこれら地域からの大気汚染物質の影響を受けている。これらの物質中には有害な物質も含まれており、本県への影響も懸念される。県ではこれまで継続的に雨水のpH及びイオン成分等を調査してきた。最近では、金属成分の分析も実施している。これらのデータを解析して、奈良の雨水成分の汚染要因等を検討した結果、雨水成分測定データから発生源情報を得る統計的解析手法を奈良に当てはめると、計算上は因子数7が適当となった。発生源の分類としては、海洋由来、土壌・道路粉塵由来、二次硝酸塩由来、二次硫酸塩由来及びバイオマス燃焼由来等が考えられた。主な発生地域としては中国を含む東南アジアの他に国内も考えられた。SO<sub>4</sub><sup>2-</sup>については中国南東部から、Ca<sup>2+</sup>、Al、Mnについては国内西側及び北方から、K<sup>+</sup>では中国東部・韓国方面及び国内からの発生が考えられた。

## 奈良県におけるPM2.5無機元素成分の測定について

昨今、微小粒子状物質（PM 2.5）の大気中濃度に関心が高まっている。PM 2.5 に関しては質量濃度を監視するだけでなく、大気中濃度低減のため濃度上昇に寄与する発生源を推定することが必要である。そのため、平成 24 年度の季節ごとにPM 2.5 のサンプリングを行い、PM 2.5 成分中の無機元素成分について分析を行った。31 元素について、定量性の可否を調べた結果、通年を通して高濃度イベント時に定量可能であるのはNa、Mn、Se、Ba等12元素であった。イベント時には組成に違いはあるもののNa、K、Fe、Pbの4元素で12元素の合計質量濃度のうち平均88%を占めることがわかった。また、アメリカ海洋大気庁（NOAA）のHYSPLITを利用して、採取地点に到達するまでの3日間の気塊の動きを計算（後方流跡線解析）した。この結果とPM 2.5 大気中濃度の変動から、中国・韓国・西日本を通る西風の時に高濃度となることが多く、大陸からの越境汚染が裏付けられた。

## 菩提川の水質特性（第二報）

過去に環境省発表全国河川ワースト1となった菩提川について、当センターでは昨年度より詳細な水質調査を実施している。平成 24 年度の調査結果はその全域で昨年度より水質は改善され、環境基準点である菩提川流末でのBOD 75%値は5.3 mg/Lと環境基準値である5 mg/Lに近い結果となった。今年度も支川である浄言寺川の水質は良好であり、菩提川の水質改善に役立っていた。また、菩提川が合流先河川（佐保川）に与える影響も昨年度同様、合流先河川のBODを約2割上昇させる結果となった。今回、特にBODが上昇する区間（地点②背無橋～地点③浄言寺川合流前）の原因を調査したところ、その主な原因は汚染水の流入では無く、滞留による嫌気状態によるものと推定された。

## 奈良県内河川水及び地下水の有機フッ素化合物濃度実態調査

有機フッ素化合物の一種であるペルフルオロオクタン酸(PFOA)やペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)は、幅広い用途がある物質であるが、難分解性や生態蓄積性の問題があり、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の対象物質となっている。本研究では、これらの物質及び類縁物質について、奈良県内の河川水及び地下水について調査を実施した。河川水・地下水共に汚染箇所が見つかり、地点によってはPFOAからその代替物質であるPFHxAによる汚染が、PFOSも同様にPFBSやPFHxSによる汚染が見つかり、他府県と同様の傾向が奈良県でも見られた。また、特定の地域ではPFNAやPFUdAによる汚染も見つかり、特異な発生源が有ることが示唆された。

### <sup>15</sup>N-標識マイクロシスチンを用いたLC-MS/MSによるマイクロシスチン類の定量

ダム湖やため池等では、富栄養化によりアオコが発生することがある。アオコを形成する生物の中には、有毒物質として知られているマイクロシスチンを生成するものもあり、この毒性は動物には肝臓毒、植物には生長阻害の報告がある。環境省の要調査項目調査マニュアルには、マイクロシスチン類総量としてGC/MSやLC/MSで定量する方法が記載されているが、今回マイクロシスチンの個別成分の高精度な分析方法として、<sup>15</sup>Nでラベル化したマイクロシスチンをサロゲートとして用い、LC/MS/MSで分析する方法を検討した。この方法により、マイクロシスチン-LR,YR,RR,FR,WR,7dmLRの各成分を高精度で定量することが出来た。

## 第2節 工業技術センター（現：産業振興総合センター）

### 循環型社会形成に向けた高機能プラスチックの開発

地球規模の環境問題として廃棄プラスチックの処理は深刻な社会問題になり、その解決策のひとつとして世界規模での資源リサイクルが進んでいるなか、リサイクルに対応し難い場合がある。外気とのバリア性を要求されるプラスチック容器には金属等を用いて多層化を行っているが、使用後には分別が困難なため廃棄されている。これを結晶核剤やナノコンポジット等によりプラスチック材料のバリア性を改善すると、金属等の多層化が不要になりリサイクルし易くなることから、プラスチック業界から熱い期待が投げかけられている。そこでプラスチックのガスバリア性等の機能を向上させた高機能プラスチックを開発することでリサイクルを促進させ、材料の削減による省資源、省エネルギー、廃棄物低減させることを目指し検討を進めている。

また地球環境に配慮した植物由来のプラスチック（バイオプラスチック）の実用化が期待されている。中でも、ポリ乳酸は量産化が進み他のバイオプラスチックに比べ価格が安く、生分解性プラスチックという面から注目度が高まっている。しかし、従来の汎用プラスチックと比較してガスバリア性、耐熱性、柔軟性あるいは成形加工性に劣っており、このことが市場拡大を遅らせている原因の一つとなっ

ている。そこでポリ乳酸に各種添加剤、可塑剤を添加することにより、ガスバリア性、耐熱性、柔軟性等物性の向上を図り、かつ加工性向上を目的として、検討を進めている。

## 廃棄果実・古紙からエタノールやオリゴ糖を生産する技術開発

近年注目されている地球規模の環境問題解決のために、バイオマスを原料にしたバイオ燃料や化学品などの製造技術であるバイオリファイナリー技術の研究開発が世界中で盛んに行われ、一部では商業化も行われている。この中でもセルロースを中心とする非可食部を主体とした原料を用いた第2世代のバイオリファイナリー技術は、食糧と競合しないという面から注目度が高まっている。しかし、植物などのセルロースを含む原料を様々な化合物へ変換するには、反応を阻害する物質の存在や反応性の悪さ、これに起因する生産コストの高さ等の問題点があることから、現在商業ベースに乗っているデンプンを主体とした原料によるエネルギー開発と比べて課題が多く、実用化を妨げている。

そこで、酵素遺伝子を酵母の細胞表面で発現させて、酵素剤を用いずに酵母のみで植物性バイオマスを有用物質に変換する技術について、いくつかの研究開発を実施している。セルロース分解酵素遺伝子を酵母の細胞表面で発現させて付加価値の高いオリゴ糖を生産する技術について開発を行うとともに、ペクチン分解酵素を酵母の細胞表面で発現させて廃棄果実を液化し、果実に含まれる糖を発酵することにより、バイオエタノールを生産する技術の研究開発を推進している。

## 第3節 農業総合センター

### 土壌炭素蓄積量調査

土壌の炭素蓄積量は大気中の3倍、地上植生の2倍であると試算されており、土壌は温室効果ガス(二酸化炭素等)の吸収源として京都議定書で認められている。このことから、農地土壌において、有機物投入等の農地管理によって土壌炭素が増えると、地球温暖化防止に繋がると考えられている。

全国的に農地の土壌炭素蓄積量実態調査がおこなわれており、奈良県農業総合センターは県内農地100地点で調査を実施している。平成24年度の調査結果では、県内農地における平均土壌炭素蓄積量(土壌深度30cm)は、57.4 t/haであり、土地利用別には水田<露地畑<施設野菜<果樹園<茶園の順で多くなること、土壌炭素蓄積量の多寡は有機物施用量だけではなく、葉茎還元や耕起の有無による有機物分解速度の違い等が影響していることが明らかになった。

## 第4節 森林技術センター

### 竹材を主成分としたバイオマスプラスチックの開発

竹材は短期間での再生が可能な有用資源である一方で、現在ではほとんど利用されていない状況にあって、放置されて荒廃した竹林が非常な勢いで拡大している。このことは社会問題としてマスコミ

にも多く取り上げられている。

そこで、平成 20 年度から、竹材を主成分としたプラスチックの開発を進めている。過熱蒸気を用いて低温炭化して疎水化させ、プラスチックとの相溶性を高めた竹微粉を用いることで、竹粉の比率を 80 %、石油由来の樹脂成分を 20 %とした場合でも、射出、押出やプレス成形が可能な樹脂パレットができ、それを用いた成形品は、物性的にも一定の基準を満たすことが明らかになった。

現在は、実用化を目指し、量産化実験に取り組んでいる。

## 木チップを利用した外構材の開発

建築解体材等の建設廃材や工場残材、林地残材の有効利用を図ることは、廃棄物の減量化のみならず、地球温暖化防止の立場から見ても極めて重要な課題である。しかし、これらの原料は品質や形状が一定でないことから考えて、チップあるいはそれ以下のフレークサイズでの利用が求められる。

そこで、平成 19 年度から、これらをチップ化して、屋上敷設資材や木チップ舗装の骨材として利用する試みを始めた。チップそのままでは耐久性が低いため、過熱蒸気を用いて低温炭化処理を行った後、上述した資材としての性能評価試験を実施している。屋上に 15 cm 程度の厚さになるように敷き詰めると、顕著な断熱効果を発揮したほか、ヒートアイランド現象の緩和に寄与できると思慮できる調査結果が得られた。一方、木チップ舗装実験では、低温炭化処理を行ったチップを用いることで、歩行安定性が良く、耐久性にも優れた舗装ができることが分かった。

今後も引き続き、木チップの性能・効果の継続性や耐久性を調査していく。

## 間伐材を利用した土木資材の劣化調査

間伐の促進は、材木の育成という本来の目的のほか、従来からの水源かん養、国土保全上の理由だけでなく、地球温暖化防止の観点から国の重要施策の一つになっている。その一環として、県内の森林土木事業で施工される各種構造物に間伐材が使用される事例が増えているが、この動きを促進するためには、工事の設計者や管理者に対する間伐材の劣化や強度低下に関する情報提供が必要である。

そこで、平成 18 年度から 22 年度まで間伐材を利用した土木資材の劣化調査を実施して、森林土木事業の構造物に使用されている間伐材の劣化調査を行った。その中で、間伐材を衝撃緩衝材として利用した落石防護壁については、「間伐材の土木利用マニュアル」にまとめ、市町村・関係機関へ配布した。

今後は、間伐材の保存処理の有無、施工方法および施工場所の植生など間伐材の劣化因子に着目し、引き続き調査していく。



# 資 料 編

# 資料編目次

## 「第1部 環境行政の総合的推進」に関して

(担当課・室)

表1-1-1	環境行政のあゆみ	(1)	(環境政策課)
表1-1-2	環境関係予算の概要	(3)	(環境政策課)
表1-1-3	市町村の環境行政担当組織	(4)	(環境政策課)
表1-4-1	奈良県環境審議会の答申状況	(5)	(環境政策課)

## 「第2部 豊かな自然及び歴史的文化遺産と県民生活との共生」に関して

表2-3-1	鳥獣保護区及び特別保護地区の状況	(6)	(森林整備課)
表2-3-2	休猟区の状況	(7)	(森林整備課)
表2-3-3	鳥獣捕獲禁止区域の状況	(7)	(森林整備課)
表2-3-4	鉛散弾規制地域の状況	(7)	(森林整備課)
表2-3-5	特定猟具使用禁止区域の状況	(7)	(森林整備課)
表2-3-6	特定希少野生動植物(12種)	(9)	(自然環境課)
表2-5-1	県内の文化財の指定件数	(10)	(文化財保存課)
表2-5-2	国指定文化財の指定件数	(11)	(文化財保存課)
表2-5-3	県指定文化財の指定件数	(11)	(文化財保存課)
表2-5-4	文化財の保護対策	(12)	(文化財保存課)

## 「第3部 快適・安全な生活環境の創造」に関して

表3-1-1	市町村別の風致地区指定状況	(13)	(風致景観課)
表3-1-2	風致地区における許可基準	(13)	(風致景観課)
表3-1-3	風致地区における行為別許可申請件数	(13)	(風致景観課)
表3-1-4	風致地区及び歴史的風土特別保存地区における 地区別許可申請件数	(14)	(風致景観課)
表3-1-5	市町村別の歴史的風土保存区域及び 特別保存地区等指定状況	(15)	(風致景観課)
表3-1-6	歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における 行為規制	(15)	(風致景観課)
表3-1-7	歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における 行為許可申請件数	(16)	(風致景観課)
表3-1-8	歴史的風土特別保存地区における買入れ実績	(16)	(風致景観課)
表3-1-9	都市公園の現況	(17)	(公園緑地課)
図3-3-1	光化学スモッグ広報伝達機構	(18)	(環境政策課)

表 3-3-1	光化学スモッグ広報発令状況表	(19)	(環境政策課)
表 3-3-2	光化学スモッグ広報発令基準	(20)	(環境政策課)
表 3-3-3	光化学スモッグ広報発令地域区分	(20)	(環境政策課)
表 3-3-4	光化学スモッグ対策措置事項	(20)	(環境政策課)
表 3-3-5	工場騒音に係る特定施設	(21)	(環境政策課)
表 3-3-6	工場騒音に係る規制基準 (敷地境界線上)	(22)	(環境政策課)
表 3-3-7	特定建設作業及び規制基準 (騒音)	(23)	(環境政策課)
表 3-3-8	騒音に係る環境基準	(24)	(環境政策課)
表 3-3-9	道路交通騒音に係る要請限度	(25)	(環境政策課)
表 3-3-10	自動車騒音面的評価結果	(26)	(環境政策課)
表 3-3-11	環境騒音測定結果表 (市町村測定分) 一般地域 (道路に面する地域以外の地域)	(27)	(環境政策課)
表 3-3-12	環境騒音測定結果表 (市町村測定分) 道路に面する地域	(30)	(環境政策課)
表 3-3-13	工場振動に係る特定施設	(31)	(環境政策課)
表 3-3-14	工場振動に係る規制基準 (敷地境界線上)	(32)	(環境政策課)
表 3-3-15	特定建設作業及び規制基準 (振動)	(32)	(環境政策課)
表 3-3-16	道路交通振動に係る要請限度	(33)	(環境政策課)
表 3-3-17	悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準	(34)	(環境政策課)
表 3-4-1	環境基準水域類型指定状況	(36)	(環境政策課)
表 3-4-2	水質汚濁に係る環境基準	(39)	(環境政策課)
表 3-4-3	地下水質測定結果総括表	(43)	(環境政策課)
表 3-4-4	異常水質発生状況	(44)	(環境政策課)
表 3-4-5	浄化槽設置整備事業 (奈良県浄化槽設置整備補助事業) の概要	(45)	(環境政策課)
表 3-4-6	農業集落排水事業の実績	(45)	(農村振興課)
表 3-4-7	水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法 による業種別特定事業場数	(46)	(環境政策課)
表 3-4-8	上乗せ基準の設定状況	(48)	(環境政策課)
表 3-4-9	ゴルフ場使用農薬調査結果	(49)	(環境政策課)
表 3-5-1	土壌の汚染に係る環境基準	(50)	(環境政策課)

## 「第 4 部 持続的発展が可能な循環型社会の構築」に関して

図 4-1-1	廃棄物の分類	(51)	(廃棄物対策課)
表 4-1-1	ごみ処理の状況	(51)	(廃棄物対策課)
表 4-1-2	ごみ処理 (焼却処理) 施設の整備状況	(52)	(廃棄物対策課)
表 4-1-3	ごみ燃料化施設の整備状況	(52)	(廃棄物対策課)
表 4-1-4	粗大ごみ処理施設の整備状況	(53)	(廃棄物対策課)
表 4-1-5	廃棄物再生利用 (リサイクル) 施設の整備状況	(53)	(廃棄物対策課)

表4-1-6	大阪湾フェニックス利用の状況	(54)	(廃棄物対策課)
表4-1-7	し尿処理の状況	(54)	(廃棄物対策課)
表4-1-8	し尿処理施設の整備状況	(55)	(廃棄物対策課)
表4-1-9	地域し尿処理施設(コミュニティ・プラント)の 整備状況	(56)	(廃棄物対策課)
表4-1-10	浄化槽の設置状況	(56)	(環境政策課)
表4-1-11	浄化槽設置届出状況	(56)	(環境政策課)
表4-1-12	産業廃棄物の種類	(57)	(廃棄物対策課)
表4-1-13	産業廃棄物の種類別排出及び処理状況	(59)	(廃棄物対策課)
表4-1-14	産業廃棄物の業種別排出及び処理状況	(59)	(廃棄物対策課)
表4-2-1	奈良県内の公共施設等における新エネルギーの 導入状況	(60)	(エネルギー政策課)

## 「第7部 共通的基盤施策の推進」に関して

表7-1-1	公害苦情調査結果	(63)	(環境政策課)
表7-1-2	種類別の苦情(新規受理)件数の推移	(64)	(環境政策課)
表7-1-3	典型7公害の発生源別苦情(新規受理)件数	(64)	(環境政策課)
表7-1-4	奈良県公害審査会の処理事件の概要	(65)	(環境政策課)
環境用語の解説		(67)	



表1-1-1 環境行政のあゆみ

年	奈良県	国
昭和42年(1967)	・企画部企画課に公害係を設置	・公害対策基本法を公布(8月)
昭和43年(1968)		・大気汚染防止法を公布(6月) ・騒音規制法を公布(6月)
昭和44年(1969)	奈良県公害防止条例を制定(4月)	・初の公害白書を刊行(5月)
昭和45年(1970)	・企画部に公害消防課を設置(4月) ・奈良県公害紛争処理条例を制定(9月) ・企画部に公害課を設置(12月)	・公害紛争処理法を公布(6月) ・公害対策本部を設置(7月) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律を公布(12月) ・水質汚濁防止法を公布(12月)
昭和46年(1971)	・奈良県公害防止条例を全文改正(7月) ・奈良県公害対策審議会条例を制定(7月)	・悪臭防止法を公布(6月) ・環境庁を設置(7月)
昭和47年(1972)	・奈良県自然環境保全条例を制定(3月)	・自然環境保全法を公布(6月)
昭和48年(1973)		・瀬戸内海環境保全特別措置法を公布(10月)
昭和49年(1974)	・奈良県自然環境保全条例を全文改正(3月)	
昭和51年(1976)	・公害課を衛生部へ移管(4月)	・振動規制法を公布(6月)
昭和63年(1988)	・公害課を環境保全課に改称(4月)	
平成元年(1989)	・衛生部を保健環境部に改称(4月)	
平成3年(1991)	・保健環境部環境衛生課に廃棄物対策室を設置(4月) ・奈良県環境会議設置(6月)	・再生資源の利用の促進に関する法律を公布(4月)
平成4年(1992)		・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の公布 (12月)
平成5年(1993)	・保健環境部に環境管理課を設置、廃棄物対策室を環境管理課へ移管(4月)	・環境基本法を公布(11月)
平成6年(1994)	・奈良県公害対策審議会条例を奈良県環境審議会条例に改称(7月)	・環境基本計画を策定(12月)
平成7年(1995)	・機構改革により、環境管理課及び環境保全課を生活環境部へ編入(4月)	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律を公布(6月)
平成8年(1996)	・奈良県環境総合計画を策定(3月) ・奈良県環境基本条例を制定(12月) ・奈良県公害防止条例を全文改正した奈良県生活環境保全条例を制定(12月)	
平成9年(1997)	・奈良県環境基本条例を施行(4月) ・奈良県生活環境保全条例を施行(4月)	・環境影響評価法を公布(6月)
平成10年(1998)	・奈良県環境影響評価条例を制定(12月)	・特定家庭用機器再商品化法を公布(6月) ・地球温暖化対策の推進に関する法律を公布(10月)
平成11年(1999)	・環境保全課を環境管理課に統合(4月) ・廃棄物対策室を新たに廃棄物対策課として設置(4月) ・奈良県環境影響評価条例を施行(12月)	・ダイオキシン類対策特別措置法を公布(7月) ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律を公布(7月)
平成12年(2000)		・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律を公布(5月) ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を公布(5月) ・循環型社会形成推進基本法を公布(6月) ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律を公布(6月) ・再生資源の利用の促進に関する法律を改正した資源の有効な利用の促進に関する法律の公布(6月) ・環境基本計画の改正(12月)
平成13年(2001)	・産業廃棄物監視センターを設置(4月)	・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律を公布(6月) ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を公布(6月)
平成14年(2002)	・機構改革により、風致保全課を生活環境部へ移管(4月) ・衛生研究所を保健環境研究センターに改称(4月)	・土壌汚染対策法を公布(5月) ・京都議定書を批准(6月) ・使用済自動車の再資源化等に関する法律を公布(7月) ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の公布(7月)

年	奈 良 県	国
平成 15 年 (2003)	・ 環境管理課を環境政策課に改称 (4 月)	・ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を公布 (7 月)
平成 16 年 (2004)	・ 奈良県産業廃棄物税条例を公布 (3 月) ・ 奈良県動物の愛護及び管理に関する条例の施行 (12 月)	・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律を公布 (6 月) ・ 景観法を公布 (6 月)
平成 17 年 (2005)	・ 奈良県森林環境税条例を公布 (3 月)	・ 京都議定書が発効 (2 月)
平成 18 年 (2006)	・ 新奈良県環境総合計画の策定 (3 月) ・ 奈良県地球温暖化防止活動推進センターの指定 (3 月)	・ 石綿による健康被害の救済に関する法律を公布 (2 月) ・ 第 3 次環境基本計画の策定 (4 月)
平成 19 年 (2007)	・ ストップ温暖化アクションプランの策定 (3 月)	・ 環境配慮契約法を公布 (5 月) ・ 「21 世紀環境立国戦略」の閣議決定 (6 月) ・ エコツーリズム推進法を公布 (6 月)
平成 20 年 (2008)	・ 機構改革により、生活環境部をくらし創造部に改称し、 その中に景観・環境局を創設するとともに、局内に自然 環境課を設置 (4 月) ・ 第 2 次奈良県廃棄物処理計画を策定 (3 月)	
平成 21 年 (2009)	・ 奈良県景観条例を公布 (3 月) ・ 奈良県希少野生動植物保護条例を公布 (3 月)	
平成 22 年 (2010)		・ 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の 保全のための活動の促進等に関する法律を公布 (12 月)
平成 23 年 (2011)		・ 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する 特別措置法が成立、公布・施行 (8 月)
平成 24 年 (2012)	・ 第 3 次奈良県廃棄物処理計画を策定 (3 月) ・ 生物多様性なら戦略を策定 (3 月)	・ 第 4 次環境基本計画の策定 (4 月) ・ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (8 月)

表1-1-2 環境関係予算の概要

(単位：千円)

分類	24年度(23年度)	主要事業名	金額
エネルギー利活用の推進	101,620 ( - )	家庭用太陽光発電設備設置補助事業 奈良の節電スタイル推進事業	100,120 1,500
食と生活の安全・安心の確保、感染症対策	73,549 (7,000)	環境放射能測定調査備品整備事業 公害測定機器整備事業 アスベスト被害実態調査事業 [緊急雇用]	20,643 45,900 7,006
美しく風格のあるまちなみ 景観の保全・創造	1,501,757 (1,012,603)	景観サポーター育成事業 屋外広告物適正化推進事業 景観普及啓発事業 奈良の彩りづくり植栽計画策定事業 眺望スポット整備事業 古都法買入地植生現況調査 [緊急雇用] 歴史的風土保存買入事業 歴史的風土保存買入地整備事業 歴史的風土保存買入地景観管理事業	1,000 50,300 3,030 3,000 53,124 5,000 1,329,300 15,000 42,003
きれいでくらしやすい生活環境の創造			
(1)清流の保全・復活	69,993 (84,396)	大和川水質改善事業 浄化槽設置整備補助事業	2,143 67,850
(2)省エネ社会の実現	104,020 (4,175)	家庭用太陽光発電設備設置補助事業 (再掲) 奈良の節電スタイル推進事業 (再掲) 地球温暖化対策推進事業	100,120 1,500 2,400
(3)循環型社会の構築	317,126 (361,952)	奈良県産業廃棄物減量化等推進基金積立金 排出抑制・減量化の推進 適正処理の推進 (監視体制強化) 循環型社会の推進 廃棄物対策推進事業 特定産業廃棄物処理対策事業 PCB廃棄物処理対策推進事業 閉鎖最終処分場緊急特別対策事業	84,459 33,903 134,795 5,330 22,689 7,567 17,250 11,133
自然環境の保全と活用	43,880 (14,800)	希少野生動植物保護活動促進事業 生物多様性なら戦略推進事業 国定公園等施設整備事業 国立公園環境整備事業	2,400 780 37,700 3,000

地域住民の生活環境に密接に関係する県内市町村の環境行政担当組織は、下表のとおりである。

表1-1-3 市町村の環境行政担当組織

(平成 25 年 4 月現在)

市町村名	課	郵便番号	住 所	メールアドレス	電話番号	FAX 番号
奈良市	環境政策課	630-8580	二条大路南1-1-1	kankyoseisaku@city.nara.lg.jp	0742-34-4591	0742-36-5466
大和高田市	環境衛生課	635-8511	大字大中100-1	eisei@city.yamatotakada.nara.jp	0745-22-1101	0745-23-5611
大和郡山市	環境政策課	639-1198	北郡山町248-4	KANKYO@city.yamatokoriyama.lg.jp	0743-53-1615	0743-55-4911
天理市	環境政策課	632-8555	川原城町605	kannkyouseisaku@city.tenri.nara.jp	0743-63-1001	0743-62-1550
橿原市	環境企画課	634-8586	八木町1-1-18	kankyokikaku@city.kashihara.nara.jp	0744-27-7757	0744-27-7753
桜井市	環境総務課	633-0052	大字浅古485-1	greenpark1@city.sakurai.nara.jp	0744-45-2001	0744-45-2002
五條市	生活環境課	637-8501	本町1-1-1	seikatsukankyoka@city.gojo.lg.jp	0747-22-4001	0747-22-3752
御所市	環境政策課	639-2298	栗坂293	clean@city.gose.nara.jp	0745-66-1087	0745-66-2441
生駒市	環境政策課	630-0288	東新町8-38	kansei@city.ikoma.lg.jp	0743-74-1111	0743-75-8125
香芝市	環境衛生課	630-0292	本町1397	kankyou@city.kashiba.lg.jp	0745-76-2001	0745-78-3830
葛城市	環境課	639-2195	柿本166	kankyou@city.katsuragi.lg.jp	0745-69-3001	0745-69-6456
宇陀市	環境対策課	633-0292	下井足17-3	kankyoutaisaku@city.uda.lg.jp	0745-82-2202	0745-82-7234
山添村	地域振興課	630-2344	大字大西151	keizaikankyou_g@vill.yamazoe.nara.jp	0743-85-0048	0743-85-0219
平群町	住民生活課	636-8585	吉新1-1-1	jyumin@town.heguri.nara.jp	0745-45-1001	0745-45-0100
三郷町	環境政策課	636-8535	勢野西1-1-1	kankyoseisaku@town.sango.lg.jp	0745-43-7341	0745-73-6334
斑鳩町	環境対策課	636-0198	法隆寺西3-7-12	kankyou@town.ikaruga.nara.jp	0745-74-1001	0745-74-1011
安堵町	住民課	639-1095	大字東安堵958	juumin@town.ando.lg.jp	0743-57-1511	0743-57-1525
川西町	住民生活課	636-0202	大字結崎28-1	fjumin@town.nara-kawanishi.lg.jp	0745-44-2211	0745-44-4780
三宅町	環境衛生課	636-0213	大字伴堂689	tyoumin@town.miyake.nara.jp	0745-44-2001	0745-43-0922
田原本町	総務課	636-0392	890-1	somusho@town.tawaramoto.nara.jp	0744-32-2901	0744-32-2977
曾爾村	住民生活課	633-1212	大字今井495-1	jyumin@vill.soni.lg.jp	0745-94-2101	0745-94-2066
御杖村	住民生活課	633-1302	大字菅野368	jumin@vill.mitsue.lg.jp	0745-95-2001	0745-95-3545
高取町	住民福祉課	635-0154	大字観覺寺990-1	takaju328@town.takatori.nara.jp	0744-52-3334	0744-52-4063
明日香村	住民課	634-0111	大字岡55	clean@tobutori-asuka.jp	0744-54-3239	0744-54-3239
上牧町	環境課	639-0293	大字上牧3350	kanmaki-toshikankyo@helen.ocn.ne.jp	0745-76-1001	0745-77-6671
王寺町	住民課	636-8511	王寺2-1-23	jyumin@town.oji.lg.jp	0745-73-2001	0745-73-6311
広陵町	生活環境課	635-0821	大字笠161-2	seikatsukankyou@town.nara-koryo.lg.jp	0745-55-1001	0745-55-1009
河合町	環境衛生課	636-0061	山坊683-1	seikatsu@town.kawai.lg.jp	0745-32-0706	0745-32-9491
吉野町	生活環境課	639-3113	大字飯貝1217-6	kankyou_t@town.yoshino.lg.jp	0746-32-9024	0746-32-5844
大淀町	環境整備課	638-8501	大字桧垣本2090	kankyouseibi@town.oyodo.lg.jp	0747-52-5501	0747-52-5505
下市町	生活環境課	638-8510	大字下市1960	shisuien@town.shimoichi.nara.jp	0747-52-0001	0747-54-5055
黒滝村	建設課	638-0292	大字寺戸77	kuro_k@m5.kcn.ne.jp	0747-62-2031	0747-62-2569
天川村	住民課	638-0392	大字沢谷60	jyumin@vill.tenkawa.lg.jp	0747-63-0321	0747-63-0329
野迫川村	住民課	648-0392	大字北股84	jyuminka1@vill.nosegawa.nara.jp	0747-37-2101	0747-37-2107
十津川村	生活環境課	637-1333	大字小原225-1	seikatsukankyo@vill.totsukawa.lg.jp	0746-62-0907	0746-62-0020
下北山村	住民課	639-3803	大字寺垣内983	kankyo@vill.shimokitayama.nara.jp	07468-6-0001	07468-6-0377
上北山村	住民課	639-3701	大字河合330	jumin@vill.kamikitayama.nara.jp	07468-2-0001	07468-3-0265
川上村	生活環境係	639-3594	大字迫1335-7	kankyou@vill.nara-kawakami.lg.jp	0746-52-0111	0746-52-0345
東吉野村	住民福祉課	633-2492	大字小川99	juuminhukushi@vill.higashiyoshino.lg.jp	0746-42-0441	0746-42-1255

注) 担当課等は、環境行政全般についての窓口的な部署を掲げた。

自然保護や廃棄物処理等の部門については、担当課等が分かれていることがある。

表1-4-1 奈良県環境審議会の答申状況（最近5年間）

年度	諮問事項等	答申年月日	答 申 内 容
平成20年度	平成21年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成21年2月19日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
平成21年度	平成22年度公共用水域及び地下水の水質測定計画並びに環境基準の類型指定状況について	平成22年2月18/日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案、並びに環境基本法第16条第2項に基づく、水質汚濁に係る環境基準の類型指定に関して暫定目標の削除を含めた見直しについて答申した。
平成22年度	平成23年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成23年2月25日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について答申した。
平成23年度	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の改定について	平成23年11月7日 (環審第1号)	国の定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）」に基づき、本県が策定した「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」の目標を達成するために、一定規模以上の特定事業場に対する「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」、「窒素含有量に係る総量規制基準」及び「りん含有量に係る総量規制基準」を改訂することについて、諮問どおり答申した。
	平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成24年3月30日 (環審第2号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について答申した。
平成24年度	平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成25年2月14日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
	新奈良県廃棄物処理計画の策定について	平成25年2月14日 (環審第2号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づき策定する都道府県廃棄物処理計画について、諮問どおり答申した。

表 2 - 3-1 鳥獣保護区及び特別保護地区の状況

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

番号	名 称	所 在 地	存 続 期 間	面積 (ha)
1	大 台 山 系	吉野郡上北山村大台ヶ原	平成 24 年 11 月 1 日から 平成 44 年 10 月 31 日まで	2,384 (838)
2	吉 野 山	吉野郡吉野町吉野山	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	2,569
3	生駒・信貴山	生駒郡生駒信貴山系	平成 6 年 11 月 1 日から 平成 26 年 10 月 31 日まで	2,050
4	神 野 山	山辺郡山添村神野山周辺		334
5	室 生	宇陀市室生寺周辺		369 (93)
6	玉 置 山	吉野郡十津川村玉置山周辺		538
7	二 上 山	葛城市二上山周辺	平成 17 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで	920
8	黒滝大峰山系	吉野郡黒滝村・天川村		10,694
9	池 峯・池 原	吉野郡下北山村池峯・池原周辺		535
10	鎧・兜 岳	宇陀郡曾爾村鎧・兜岳・屏風岩		1,110
11	立 里 荒 神	吉野郡野迫川村立里荒神社周辺	平成 18 年 11 月 1 日から 平成 28 年 10 月 31 日まで	2,458 (54)
12	日 張 山	宇陀市菟田野区日張山周辺		300
13	高 見 山	吉野郡東吉野村高見山		3,102
14	下 市	吉野郡下市町秋野川右岸・左岸 の一部	平成 17 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで	880
15	金 剛 葛 城	葛城五条市、御所市、葛城市	平成 18 年 11 月 1 日から 平成 28 年 10 月 31 日まで	4,184
16	前 鬼	吉野郡下北山村前鬼	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	1,033
17	旭	吉野郡十津川村	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	1,190
18	白 谷 川	吉野郡十津川村	平成 17 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで	250
19	花 瀬 山	吉野郡十津川村	平成 18 年 11 月 1 日から 平成 28 年 10 月 31 日まで	1,836
20	薊 岳	吉野郡川上村	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	124
21	白 川 又	吉野郡上北山村	平成 23 年 11 月 1 日から 平成 33 年 10 月 31 日まで	1,688 (379)
計 21ヶ所				38,548 (1,364)

(注) 面積のかっこ書は、内数で特別保護地区である。

表2-3-2 休猟区の状況

平成25年3月31日現在設定なし

表2-3-3 鳥獣捕獲禁止区域の状況

(平成25年3月31日現在)

番号	名称	所在地	存続期間	面積 (ha)
1	奈良公園	奈良市登大路町、雑司町、川上町、春日野一円	永年	496
2	竜田公園	生駒郡斑鳩町	〃	15
3	大神神社	桜井市三輪	〃	280

表2-3-4 鉛散弾規制地域の状況

(平成25年3月31日現在)

名称	所在地	存続期間	面積 (ha)
坂本ダム鉛散弾規制地	吉野郡上北山村坂本ダム周辺	平成12年11月1日から 特に終期を定めない	61

表2-3-5 特定猟具使用禁止区域(銃)の状況

(平成25年3月31日現在)

番号	名称	所在地	存続期間	面積 (ha)
1	大和平野	大和平野部一円	平成22年11月1日から 平成32年10月31日まで	48,459
2	津風呂湖	吉野町津風呂湖水面及び吉野町運動公園並びに グランテージゴルフクラブ敷地内とその周辺	〃	660
3	高山ダム	奈良市月ヶ瀬、山辺郡山添村高山ダム水面及び 周遊道路、対岸道路に囲まれた地域	〃	111
4	奈良万葉 カントリー倶楽部	奈良市万葉ゴルフ場及びその周辺50m以内	〃	75
5	重阪牧場	御所市重阪牧場区域	〃	60
6	春日台 カントリークラブ	天理市春日台カントリークラブゴルフ場及びそ の周辺50m以内	〃	142
7	東海自然歩道	奈良県下を通ずる東海自然歩道の両側100m 以内	〃	1,575
8	曾爾高原	曾爾村伊賀見及び亀山周辺	〃	508
9	室生ダム	宇陀市室生、榛原の室生ダム水面及び周遊道路	〃	160
10	天川	吉野郡天川村北角周辺	〃	101
11	二津野ダム	十津川村二津野ダム水面	〃	192
12	上野地	十津川村上野地周辺	〃	100
13	大宇陀	宇陀市大宇陀西部	〃	2,949
14	布目ダム	奈良市、山添村にまたがる布目ダム水面及び周 辺	平成24年11月1日から 平成34年10月31日まで	174
15	上津ダム	山添村の上津ダム周辺	平成18年11月1日から 平成28年10月31日まで	42
16	西吉野	五條市西吉野町北部	平成22年11月1日から 平成32年10月31日まで	3,000

番号	名 称	所 在 地	存 続 期 間	面積 (ha)
17	須 川	須川貯水池及び奈良スポーツ振興カントリークラブゴルフ場及びその周辺	平成 14 年 11 月 1 日から 平成 24 年 10 月 31 日まで	420
18	桃 俣	桃俣区有林内桃俣ふるさと村自然遊園及びその周辺	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	100
19	御 所	御所市古瀬周辺	平成 15 年 11 月 1 日から 平成 24 年 10 月 31 日まで	37
20	初 瀬 ダ ム	初瀬ダム及びその周遊道路に囲まれた地域	平成 21 年 11 月 1 日から 平成 31 年 10 月 31 日まで	37
21	龍 王 山	龍王山頂から天理ダム及びその周辺並びに長岳寺ルート・崇神ルート周辺に囲まれた区域	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	265
22	桜 井	大和平野特定猟具使用禁止区域（銃）に接する生田地域	平成 14 年 11 月 1 日から 平成 24 年 10 月 31 日まで	30
23	菟 田 野	宇陀市菟田野北西部	平成 17 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで	441
24	高 取	高取町東部	〃	683
25	大 淀	県道今木出口線、国道 169 号を結んだ線より南側及び西側	〃	2,570
26	五 條 條	五條市一円	平成 19 年 11 月 1 日から 平成 29 年 10 月 31 日まで	5,005
27	大 深	県道阪本五條線と市道大深大平線に囲まれた大深小学校周辺	〃	30
28	牧Ⅱ 五 條 市	五條市域の牧Ⅱ団地とその周辺	〃	4
29	生 琉 里	生琉里町及び新奈良ゴルフクラブ周辺	平成 20 年 11 月 1 日から 平成 30 年 10 月 31 日まで	151
30	デ ィ ア パ ー ク ゴ ル フ ク ラ ブ	ディアパークゴルフクラブ	〃	81
31	奈 良 柳 生 カ ン ト リ ー ク ラ ブ	奈良柳生カントリークラブ及びその周辺	〃	119
32	宇 陀 カ ン ト リ ー ク ラ ブ ゴ ル フ 場	宇陀カントリークラブゴルフ場及びその周辺	〃	250
33	阿 騎 野 ゴ ル フ 倶 楽 部 ゴ ル フ 場	阿騎野ゴルフ倶楽部ゴルフ場及びその周辺	〃	190
34	水 泥	御所市水泥周辺	〃	29
35	新 田	御所市新田周辺	〃	43
36	朝 倉	桜井市朝倉周辺	平成 21 年 11 月 1 日から 平成 31 年 10 月 31 日まで	182
37	榛 原	宇陀市榛原萩原周辺	〃	775
38	都 祁	奈良市蘭生、都祁小山戸、都祁吐山周辺	〃	1,390
39	川 上	川上村中奥川上流	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	823
40	大 塔	五條市大塔町殿野	〃	300
41	吉 野	吉野町丹治・飯貝周辺	〃	381
42	福 住	天理市福住町の一部	平成 18 年 11 月 1 日から 平成 28 年 10 月 31 日まで	52
43	三 ケ 谷	山添村三ヶ谷	平成 21 年 11 月 1 日から 平成 31 年 10 月 31 日まで	14
44	富 田、戸 毛	御所市富田、戸毛周辺	〃	118
45	神 野 山 東	山添村の神野山周辺	平成 23 年 11 月 1 日から 平成 33 年 10 月 31 日まで	226
46	神 野 山 西	奈良市、山添村の神野山周辺	〃	112
47	中 原	五條市大塔町	〃	390
48	オ ー ク モ ン ト ゴ ル フ ク ラ ブ	オークモントゴルフクラブ	平成 24 年 11 月 1 日から 平成 34 年 10 月 31 日まで	100
		計 48 ヶ所		73,656

(注) 現在、特定猟具使用禁止区域は銃にかかるもののみ指定されている。

表 2-3-6 特定希少野生動植物 (12 種)

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

番 号	名 称 (科 名)
1	カスミサンショウウオ (サンショウウオ科)
2	ナゴヤダルマガエル (アカガエル科)
3	ニッポンバラタナゴ (コイ科)
4	コサナエ (サナエトンボ科)
5	ヒメタイコウチ (タイコウチ科)
6	ヒメイノモトソウ (イノモトソウ科)
7	オオミネイワヘゴ (オシダ科)
8	キレンゲショウマ (ユキノシタ科)
9	カツラギグミ (グミ科)
10	カワゼンゴ (セリ科)
11	ニセツクシアザミ (キク科)
12	ツクシガヤ (イネ科)

※ 番号 1～5 は動物、番号 6～12 は植物

表2-5-1 県内の文化財の指定件数

(平成25年3月31日現在)

区 分		件 数	備 考	
有形文化財	国 宝	212件		
	重 要 文 化 財	1,436件	国宝を含む	
	県 指 定 有 形 文 化 財	343件		
	小 計	1,779件		
無形文化財	重 要 無 形 文 化 財	2件	個人2人	
	県 指 定 無 形 文 化 財	3件		
	小 計	5件		
民俗文化財	有 形	重要有形民俗文化財	5件	
		県指定有形民俗文化財	21件	
		小 計	26件	
	無 形	重要無形民俗文化財	7件	
		県指定無形民俗文化財	36件	
		小 計	43件	
記念物	史 跡	特 別 史 跡	10件	
		史 跡	120件	特別史跡を含む
		県 指 定 史 跡	52件	
		小 計	172件	
	名 勝	特 別 名 勝	3件	(注)
		名 勝	14件	特別名勝を含む
		県 指 定 名 勝	4件	
		小 計	18件	
	天 然 記 念 物	特 別 天 然 記 念 物	3件	
		天 然 記 念 物	24件	特別天然記念物を含む
		県 指 定 天 然 記 念 物	60件	
		小 計	84件	
伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	3地区		
重要文化的景観	重 要 文 化 的 景 観	1件		
文化財の保存技術	選 定 保 存 技 術	8件	個人8人	
	県 選 定 保 存 技 術	1件	個人1人	
	小 計	9件		

(注) 記念物については、同一の物件につき2つの種別に重複して指定が行われている場合、優先する種別のみ  
に1件として数えた件数(例えば「名勝及び史跡」は名勝のみに計上)。

表 2-5-2 国指定文化財の指定件数

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

件名 区分	国 宝									計
	建 造 物		絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 典 跡 籍	古 文 書	考 資 古 料	歴 史 料	
	件数	件数								
奈 良 県	64	71	14	70	38	14	3	9	0	212
全 国	217	265	158	126	252	223	60	44	3	1,083
対全国比(%)	29.5	26.8	8.9	55.6	15.1	6.3	5.0	20.5	—	19.6

件名 区分	重 要 文 化 財 (※含 国 宝)									計
	建 造 物		絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 典 跡 籍	古 文 書	考 資 古 料	歴 史 料	
	件数	棟数								
奈 良 県	261	374	135	506	230	190	54	50	10	1,436
全 国	2,398	4,526	1,977	2,668	2,432	1,887	745	594	173	12,874
対全国比(%)	10.9	8.3	6.8	19.0	9.5	10.1	7.2	8.4	5.8	11.2

件名 区分	特 別 史 跡	特 別 名 勝	特 記 別 天 然 物	計	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	計	重 要 無 形 文 化 財	重 要 無 形 民 俗 文 化 財	重 要 有 形 民 俗 文 化 財	重 要 保 存 地 区 群	重 要 景 観	選 定 保 存 術	登 録 有 形 文 化 財	
															建 造 物	美 術 工 芸
奈 良 県	10	3	3	16	120	14	24	158	個人2 認定3	7	5	3	1	個人8 団体1	202	2
全 国	60	30	72	162	1,682	336	961	2,979	個人113人 団体26団体	278	212	93	30	個人46件 52人 団体29件 31団体	9,124	14
対全国比(%)	16.7	10.0	4.2	9.9	7.1	3.9	2.5	5.3	—	2.5	2.4	3.2	3.3	—	2.2	14.3

(注) 重要文化財及び史跡・名勝・天然記念物の件数には、それぞれ国宝、特別史跡・特別名勝・特別天然記念物の件数を含む。

表 2-5-3 県指定文化財の指定件数

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

件名 区分	有 形 文 化 財									史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	無 形 文 化 財	無 形 民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	選 定 保 存 術	計
	建 造 物		絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 典 跡 籍	古 文 書	考 資 古 料	歴 史 料								
	件数	棟数															
奈 良 県	115	187	39	100	45	13	13	12	6	52	4	60	3	36	21	1	520

表 2 - 5-4 文化財の保護対策 (平成 24 年度)

事業名	事業内容
文化財保存事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国・県指定にかかる文化財の保存・修理等に対する補助               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 県指定文化財 ... 修理保存事業ほか</li> <li>(イ) 国指定文化財 ... 修理保存事業ほか</li> </ul> </li> <li>(2) 文化財防災対策               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 文化財防災設備整備</li> <li>(イ) 文化財防災設備保守点検及び修理</li> </ul> </li> <li>(3) 史跡地等の保護・調査               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 史跡地環境整備事業 ... 市町村等による環境整備事業に対する補助</li> <li>(イ) 史跡地公有化事業 ... 市町村による史跡地買上に対する補助</li> <li>(ウ) カモシカ食害対策事業 ... カモシカ生息状況調査ほか</li> </ul> </li> <li>(4) 埋蔵文化財発掘調査               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 国庫補助事業... 県営ほ場整備に伴う発掘調査ほか</li> <li>(イ) 受託発掘調査... 京奈和自動車道ほか</li> </ul> </li> </ul>
重要文化財保存修理受託事業	文化財の所有者の委託を受けて、文化財保存事務所が薬師寺他の建造物を修理する。

表 3-1-1 市町村別の風致地区指定状況

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

区分 市町村名	地区数	面積 (ha)	種 別 内 訳 (ha)					備 考
			第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 5 種	
奈良市	6	4,727.9	1,809.0	1,455.4	1,311.2	24.5	127.8	
大和郡山市	2	478.0	341.0	69.0	37.0	27.6	3.4	
天理市	1	1,338.0	151.9	1,066.9	118.6	—	0.6	
橿原市	4	371.3	212.0	61.0	58.2	40.1	—	
桜井市	3	1,406.9	304.0	977.7	—	125.2	—	
生駒市	1	1,010.0	—	348.5	287.5	316.9	57.1	
斑鳩町	1	628.4	80.9	376.3	171.2	—	—	
明日香村	1	2,418.0	125.6	855.4	1,437.0	—	—	村全域を指定
計	19	12,378.5	3,024.4	5,210.2	3,420.7	534.3	188.9	

表 3-1-2 風致地区における許可基準

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

区分 種別	条 例 に よ る 基 準							指 導 要 綱 に よ る 基 準	
	建物の高さ (m)	建ぺい率 (%)	道路後退距離 (m)	隣地後退距離 (m)	緑地率 (%)	森林区域の緑地率 (%)	切土又は盛土高さ (m)	宅 地 割	
								1 ha 以上の開発地	1 ha 未満の開発地
第 1 種	8	20	3	1.5	40	60	2	1宅地当たり 500㎡以上	1宅地当たり 500㎡以上
第 2 種	10	30	2	1	30	50	3	最低 200㎡以上 平均 300㎡以上	原則として 200㎡ 以上
第 3 種	10	40	2	1	20	40	4		
第 4 種	12	40	2	1	20	40	4		
第 5 種	15	40	2	1	20	40	4		

表 3-1-3 風致地区における行為別許可申請件数 (最近 5 年間)

(単位：件)

区分 年度	建築物	工作物	土地形質 の変更	木竹の 伐採	土石の 採取	その他	計	協議通知 件数
平成 20 年度	366	106	167	10	0	27	676	210
平成 21 年度	433	88	128	12	1	3	665	337
平成 22 年度	619	34	24	0	0	5	682	456
平成 23 年度	432	539	202	14	0	36	1223	373
平成 24 年度	439	390	230	7	0	28	1094	212

(注) 協議：許可を要するとされる行為で、当該行為を国又は県の機関が行う場合  
通知：風致の維持に著しい支障をおよぼさない公益に関する行為で許可又は協議を要しないとされるもの

表 3-1-4 風致地区及び歴史的風土特別保存地区における地区別許可申請件数 (平成 24 年度) (単位: 件)

市 町 村	風 致 地 区					歴史的風土特別保存地区			
	地区名	許可	協議	通知	計	地区名	許可	協議	計
奈 良 市	春 日 山	134	43	45	222	春 日 山	78	6	86
	佐 保 山	88	9	19	116	聖 武 天 皇 陵	0	1	1
						平 城 宮 跡	19	3	22
	平 城 山	60	7	15	82	山 陵	1	0	1
	あやめ池	523	2	46	571				
	西 の 京	83	5	9	97	唐 招 提 寺	1	0	1
						薬 師 寺	3	0	3
	富 雄	12	2	2	16				
計	900	68	136	1104					
大和郡山市	郡山城跡	34	0	7	41				
	矢 田 山	2	0	3	5				
	計	36	0	10	46				
生 駒 市	生 駒 山	59	0	39	98				
斑 鳩 町	斑 鳩	52	2	29	83	法 隆 寺	8	0	8
天 理 市	山 の 辺	4	0	4	8	石 上 神 宮	0	0	0
						崇神景行天皇陵	13	0	13
桜 井 市	三輪山の辺	6	0	6	12	三 輪 山	4	0	4
	鳥 見 山	1	0	1	2				
	磐 余	3	0	1	4				
	計	10	0	8	18				
橿 原 市	耳 成 山	6	1	1	8	耳 成 山	0	0	0
	香 久 山	2	1	1	4	香 久 山	3	0	3
	畝 傍 山	3	0	0	3	畝 傍 山	3	0	3
	藤原宮跡	4	3	1	8	藤 原 宮 跡	2	2	4
	計	15	5	3	23				
明 日 香 村	明 日 香	30	5	75	110	飛 鳥 宮 跡	7	2	9
						石 舞 台	0	0	0
						岡 寺	0	0	0
						高 松 塚	0	0	0
						明日香 2 種	109	1	110
合 計	1106	80	304	1490	合 計	251	15	266	

(注) 風致地区の申請数は、歴史的風土保存区域に重複して規制される申請数を含む。

表 3-1-5 市町村別の歴史的風土保存区域及び特別保存地区等指定状況

① 古都保存法による指定

(平成 25 年 3 月 31 日現在) (単位: ha)

区 分	奈良市	天理市	橿原市	桜井市	斑鳩町	計
保 存 区 域	2,776	1,060	426	1,226	536	6,024
うち特別保存地区	1,809	82	212	304	81	2,488

② 明日香村特別措置法による指定

(平成 25 年 3 月 31 日現在) (単位: ha)

区 分	第 1 種地区	第 2 種地区	計 (明日香村全村)
面 積	126	2,278	2,404

表 3-1-6 歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における行為規制

区 分		規 制 内 容	
保 存 区 域		届出制	指導・助言等による規制
特 別 保 存 地 区		許可制	原則として現状保存の規制
明日香村	第 1 種 地 区		
	第 2 種 地 区		著しい変更を抑制することとしているが、同村の生活環境を配慮し、建築物等については、一定の緩和を図っている。

表 3-1-7 歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における行為許可申請件数（最近 5 年間）（単位：件）

年度	行為区分 規制区分	建築物	工作物	土地形質 の変更	木竹の 伐採	その他	計
		平成20年度	保存区域	2	0	0	0
	特別保存地区	22	34	73	27	5	161
	明日香第2種地区	19	80	14	0	0	113
平成21年度	保存区域	2	2	3	0	0	7
	特別保存地区	42	18	43	14	3	120
	明日香第2種地区	17	101	8	4	1	131
平成22年度	保存区域	2	1	1	0	0	4
	特別保存地区	4	20	20	4	0	48
	明日香第2種地区	25	143	7	0	2	177
平成23年度	保存区域	2	3	0	0	0	5
	特別保存地区	38	73	74	20	0	205
	明日香第2種地区	31	108	11	1	2	153
平成24年度	保存区域	6	5	2	0	1	14
	特別保存地区	38	65	29	3	8	143
	明日香第2種地区	20	83	6	0	0	109

表 3-1-8 歴史的風土特別保存地区における買入れ実績（平成 25 年 3 月 31 日現在）

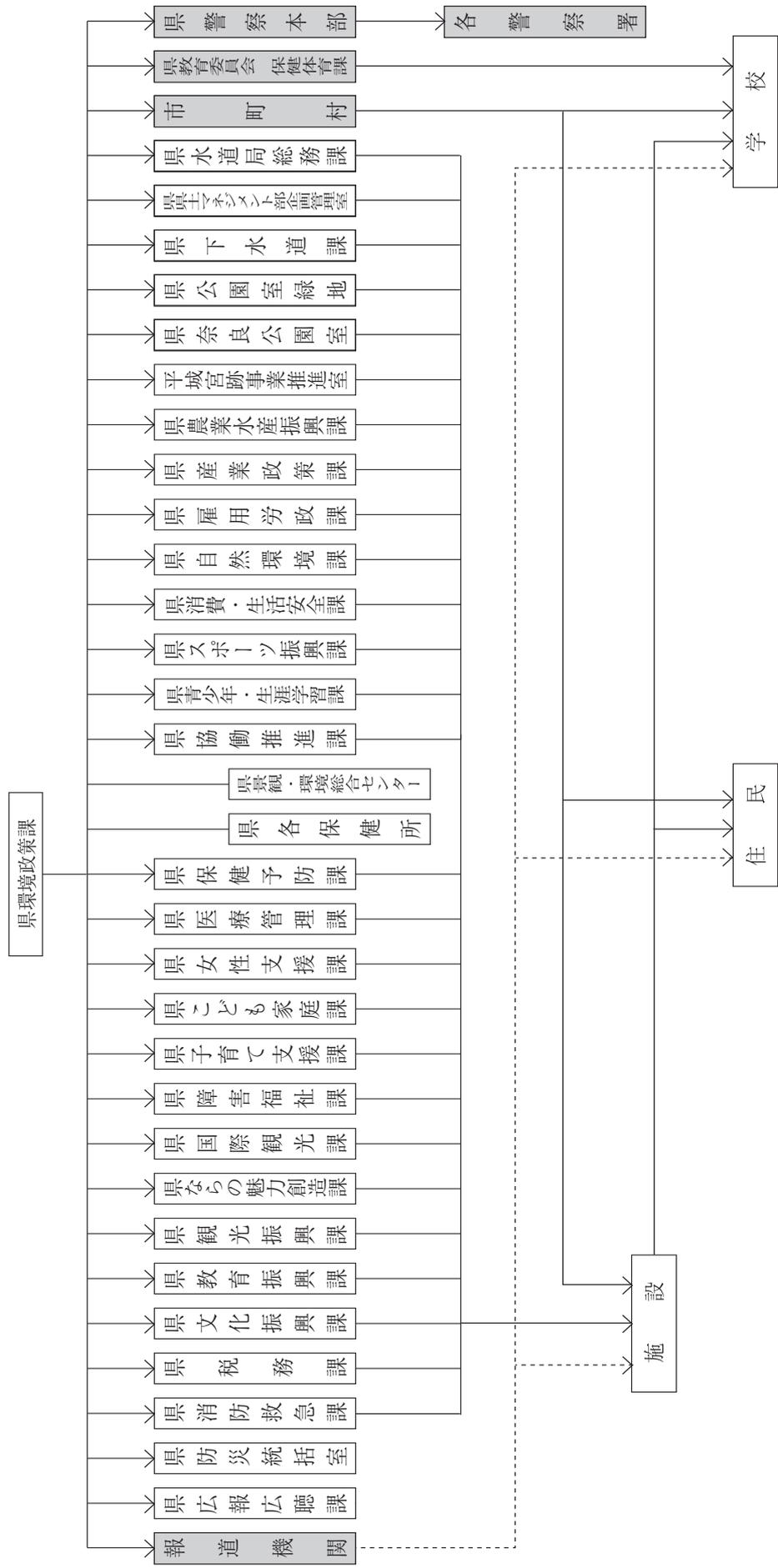
地区名	件数	面積 (m <sup>2</sup> )
春日山	693	2,320,362
平城宮跡	845	897,553
聖武天皇陵	3	1,238
山陵	28	23,867
唐招提寺	18	13,475
崇神景行天皇陵	124	115,884
三輪山	9	23,911
香久山	58	128,834
畝傍山	8	8,508
飛鳥宮跡第1種	217	182,537
明日香第2種	393	432,561
計	2,396	4,118,730

表 3-1-1-9 都市公園の現況 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

市町村名	住 区 基 幹 公 園				都 市 基 幹 公 園				大規模公園				特 殊 公 園				国営公園 箇所 面積(ha)	都市緑地 箇所 面積(ha)	広場公園 箇所 面積(ha)	緑 道 箇所 面積(ha)	都市公園合計		1人当 り公園 面積 (㎡/人)	都市計 画区域 人口 (千人)						
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園		風致公園		歴史公園						募 園				箇所	面積(ha)				
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)					箇所	面積(ha)					箇所	面積(ha)		
奈良県	1,610	225.06	77	138.98	24	126.74	12	165.93	6	82.10	2	554.98	4	29.55	6	4.14	1	8.53	1	46.10	419	269.19	1	0.39	67	3.93	2,230	1,655.62	12.02	1,377
奈良市	425	54.87	10	20.54	3	15.66	1	23.20	1	27.80	1	502.38	0	0.00	1	0.16	0	0.00	0	0.00	87	86.04	0	0.00	0	0.00	529	730.65	20.35	359
大和高田市	11	2.61	6	8.90	1	2.31	1	5.71	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	19	19.53	2.75	71
大和郡山市	105	10.80	0	0.00	1	4.62	2	33.27	1	9.10	0	0.00	0	0.00	2	0.74	0	0.00	0	0.00	40	5.56	0	0.00	0	0.00	151	64.09	7.12	90
天理市	13	2.14	4	7.90	1	7.84	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	16.63	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	20	34.51	5.08	68
橿原市	195	13.53	5	8.77	1	4.10	1	25.94	1	10.20	0	0.00	1	4.41	0	0.00	1	8.53	0	0.00	19	8.60	0	0.00	0	0.00	224	84.08	6.73	125
桜井市	26	5.77	1	3.80	0	0.00	0	0.00	1	9.32	0	0.00	0	0.00	2	2.64	0	0.00	0	0.00	1	0.29	0	0.00	0	0.00	31	21.82	3.58	61
五條市	22	9.82	3	5.29	2	5.90	1	16.70	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	74	75.23	0	0.00	62	1.76	164	114.70	33.74	34
御所市	13	1.06	2	3.62	0	0.00	0	0.00	1	11.95	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	1.15	0	0.00	0	0.00	20	17.78	5.93	30
生駒市	211	30.72	12	16.88	3	15.54	2	39.39	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	110	46.50	0	0.00	5	2.17	343	151.20	12.60	120
香芝市	97	14.76	4	9.63	1	4.57	1	1.68	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	47	10.12	0	0.00	0	0.00	150	40.76	5.36	76
葛城市	52	3.88	9	10.96	2	11.80	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	8.51	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	64	35.15	9.76	36
宇陀市	40	7.88	3	4.82	2	15.49	2	16.78	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	1.62	0	0.00	0	0.00	48	46.59	15.03	31
平群町	50	6.60	1	1.40	1	7.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	52	15.00	7.50	20
三郷町	55	10.00	0	0.00	2	8.31	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	21	9.16	0	0.00	0	0.00	78	27.47	11.94	23
斑鳩町	22	0.96	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.60	0	0.00	0	0.00	2	16.11	0	0.00	0	0.00	26	18.06	6.23	29
安堵町	6	0.91	1	2.04	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.39	7	2.95	3.69	8
川西町	31	3.44	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	2.50	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	31	5.94	6.60	9
三宅町	10	0.99	1	2.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	11	2.99	3.74	8
田原本町	79	10.91	1	2.20	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	80	13.11	3.97	33
高取町	1	0.25	0	0.00	1	3.48	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	3.73	4.66	8
明日香村	2	0.25	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.24	0	0.00	0	0.00	4	46.59	77.65	6
上 牧 町	37	5.15	1	1.17	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	38	6.32	2.63	24
王 寺 町	37	5.24	3	8.19	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	3.66	0	0.00	0	0.00	42	17.09	7.43	23
広 陵 町	16	8.30	5	11.86	1	6.51	0	0.00	0	0.00	0	25.70	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	5	1.19	0	0.00	0	0.00	27	53.56	15.75	34
河 合 町	34	9.92	2	2.18	1	5.76	0	0.00	0	0.00	1	26.90	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	1.62	0	0.00	0	0.00	42	46.38	24.41	19
吉 野 町	3	0.12	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	11.23	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	11.35	18.92	6
大 淀 町	14	4.06	2	5.68	0	0.00	1	3.26	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	2.10	0	0.00	0	0.00	18	15.10	7.55	20
下 市 町	3	0.12	1	1.15	1	7.85	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	5	9.12	15.20	6

(\*1) は浄化センター公園(大和郡山市・川西町)で、箇所数は大和郡山市に、(\*2)は馬見丘陵公園(広陵町・河合町)で、箇所数は河合町にカウントしています。

図 3-3-1 光化学スモッグ広報伝達機構 (平成 25 年 4 月 1 日現在)



(注) **≡** 「防炎気象情報システム」による伝達  
**—** FAX による伝達  
**——** 有線放送・掲示等による伝達  
**-----** ラジオ・テレビ等その他の方法による伝達  
 (ただし、県から市町村へは防災ファックスとする。)

表 3-3-1 光化学スモッグ広報発令状況表 (平成 24 年度)

月 日	予 報				注 意 報			
	番号	発令時間	地域	Ox 濃度 ppm	番号	発令、解除時間	地域	Ox 濃度 ppm
7月27日	1	12:50	北部	生駒局 0.082				
		13:00	中部	王寺局 0.096				
		12:50	南部	高田・御所局 0.098				
7月29日	2	14:10	北部	生駒局 0.084				
		〃	中部	王寺局 0.086				
		〃	南部	高田・御所局 0.113				
8月9日	3	15:10	北部	生駒局 0.096				
		〃	中部	王寺局 0.112				
		〃	南部	高田局 0.119				
8月10日	4							
		13:40	南部	高田・御所局 0.094				
8月17日	5							
		16:15	南部	高田・御所局 0.110				

(注) 予報の解除は、午後 5 時としている

表 3-3-2 光化学スモッグ広報発令基準

広報区分	発 令 基 準
予 報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.08 ppm 以上になり、気象条件からみてその濃度が悪化する恐れがあると認められるとき
注 意 報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.12 ppm 以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき
警 報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.24 ppm 以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき
重大警報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.40 ppm 以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき

表 3-3-3 光化学スモッグ広報発令地域区分

発令地域	該当市町村
大 和 平 野 北 部	奈良市・生駒市・大和郡山市
大 和 平 野 中 部	天理市・香芝市・王寺町・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・上牧町・広陵町・河合町
大 和 平 野 南 部	大和高田市・橿原市・桜井市・御所市・葛城市・高取町・明日香村

表 3-3-4 光化学スモッグ対策措置事項

広報区分	措 置 事 項
予 報	(1) 注意報に備えて、テレビ、ラジオ等の報道に注意すること (2) 屋外での特に過激な運動はさけること (3) 目やのどに刺激を感じた人には、洗顔、うがいをするを指導すること
注 意 報	(1) 学校及び施設では、できるだけ屋外での運動をさげ、屋内に入ることを指導すること (2) 目に刺激や痛みを感じた人には、洗眼することを指導すること (3) のど、鼻に刺激や痛みを感じた人には、うがいをするを指導すること (4) 症状のひどい人には、医師の指示を受けることを指導すること (5) 不用不急の自動車を使用しないよう要請すること (6) 工場又は事業場では屋外での燃焼行為をしないよう要請すること (7) 排出ガスを毎時1万立方メートル以上を排出する工場及び事業場（以下「関係事業場」という。）に対し、排出ガス量の減少を行うよう勧告すること
警 報	注意報の各措置事項の徹底をはかること
重大警報	(1) 学校及び施設では、屋外での運動をさげ、屋内に入ることを徹底をはかること (2) 自動車使用者に対し、自動車の使用をさけるよう強力に要請するとともに公安委員会に対し、当該地域における自動車交通の規制について道路交通法の規定により措置をとるべきことを要請すること (3) 工場又は事業場での屋外燃焼行為をしないよう命令すること (4) 関係事業場に対し排出量の減少を行うよう命令すること

(注) この表の措置事項のうち注意報の(5)・(6)・(7)及び重大警報の(2)・(3)・(4)は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第23条の規定に基づくものであること。

表 3-3-5 工場騒音に係る特定施設

施設名		規模又は動力等
金 属 加 工 機 械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上であるもの
	製管機械	すべてのもの
	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であるもの
	液圧プレス	矯正プレス以外のすべてのもの
	機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上であるもの
	せん断機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であるもの
	鍛造機	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの
	ブラスト	タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く
	タンブラー	すべてのもの
	切断機	といしを用いるもの
空気圧縮機		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの
送風機		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの
土 石 用 鉤 物 用	破碎機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの
	摩砕機	
	ふるい	
	分級機	
織機		原動機を用いるもの
建 設 用 資 材 製 造 機 械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上であるもの
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 キログラム以上であるもの
穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの
木 材 加 工 機 械	ドラムバーカー	すべてのもの
	チップパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上であるもの
	碎木機	すべてのもの
	帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット盤以上、木工用にあつては 2.25 キロワット以上であるもの
	丸のご	
	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上であるもの
抄紙機		すべてのもの
印刷機械		原動機を用いるもの
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
鋳造型機		ジョルト式であるもの

表 3-3-6 工場騒音に係る規制基準（敷地境界線上）

（単位：デシベル）

区域の区分	許 容 限 度			
	昼 間	朝 ・ 夕		夜 間
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時 まで
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域・第 2 種 低層住居専用地域・第 1 種中高層 住居専用地域・第 2 種中高層住居 専用地域・風致地区（第 3 種区域 に該当する区域を除く。）・歴史的 風土保存区域	50	45		40
第 2 種区域 第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・ 準住居地域（第 1 種区域に該当す る区域を除く。）・その他の区域	60	50		45
第 3 種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業 地域	65	60		50
第 4 種区域 工業地域・工業専用地域	70	65		55

（注） 第 2 種から 4 種区域のうち、学校・保育所・病院・診療所（患者収容施設を有するもの）・図書館・特別  
養護老人ホームの敷地の 50 m 区域内の基準は、上表より 5 デシベルを減じる。

なお、本表は騒音規制法・奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3-3-7 特定建設作業及び規制基準 (騒音)

<p>特定建設作業</p>	<p>(1) くい打機 (もんけんを除く。)、くい抜機またはくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業 (くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)</p> <p>(2) びょう打機を使用する作業</p> <p>(3) さく岩機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)</p> <p>(4) 空気圧縮機 (電動機以外の原動機を用いるものであつてその原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。) を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)</p> <p>(5) コンクリートプラント (混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。) または、アスファルトプラント (混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。) を設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)</p> <p>(6) バックホウ (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。) を使用する作業</p> <p>(7) トラクターショベル (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。) を使用する作業</p> <p>(8) ブルドーザー (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。) を使用する作業</p>	
<p>規制基準 (敷地境界線上)</p>	<p>規制値</p>	<p>85 デシベル</p>
<p>第1号区域</p>	<p>作業時間帯</p>	<p>午前7時～午後7時</p>
<p>第1号区域</p>	<p>作業時間</p>	<p>1日10時間以内</p>
<p>第1号区域</p>	<p>作業期間</p>	<p>当該作業の場所において連続して6日を超えないこと</p>
<p>第1号区域</p>	<p>作業禁止日</p>	<p>日曜日その他の休日</p>
<p>第2号区域</p>	<p>作業時間帯</p>	<p>午前6時～午後10時</p>
<p>第2号区域</p>	<p>作業時間</p>	<p>1日14時間以内</p>
<p>第2号区域</p>	<p>作業期間</p>	<p>当該作業の場所において連続して6日を超えないこと</p>
<p>第2号区域</p>	<p>作業禁止日</p>	<p>日曜日その他の休日</p>

(注) 基準には除外規定がある。第1号区域は、表3-3-6の第1種区域～第3種区域及び第4種区域のうち学校等の施設の敷地から80m以内であり、第2号区域は第1号区域以外の区域である。  
 なお、本表は騒音規制法・奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3-3-8 騒音に係る環境基準

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

① 一般地域 (道路に面する地域以外の地域)

地域の類型	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

※ AA：地域指定なし

- A：環境基準指定地域である 28 市町村のうち、第 1 種・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域
- B：環境基準指定地域である 28 市町村のうち、第 1 種・第 2 種住居地域・準住居地域
- C：環境基準指定地域である 28 市町村のうち、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

② 道路に面する地域

地域の類型	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表によらず、次表の基準値を適用する。

基準値	
昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下）によることができる。	

※ 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲を言う。

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路 15 メートル
- ・ 2 車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路 20 メートル

表 3-3-9 道路交通騒音に係る要請限度

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

区域の区分	時間の区分	昼 間 午前 6 時～ 午後 10 時	夜 間 午後 10 時～ 午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

- ※ a 区域...騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域である 29 市町村のうち、第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・風致地区（第 3 種区域に該当する区域を除く。）・歴史的風土保存区域
- b 区域...騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域である 29 市町村のうち、第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域（第 1 種区域に該当する区域を除く。）・その他の区域
- c 区域...騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域である 29 市町村のうち、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表によらず次表の基準値を適用する。

昼 間 午前 6 時～午後 10 時	夜 間 午後 10 時～午前 6 時
75 デシベル	70 デシベル

- ※ 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路。
- 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により範囲が特定される。
- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路 15 メートル
  - ・ 2 車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路 20 メートル

表 3-3-10 自動車騒音面的評価結果（平成 24 年度）

No.	市町名	路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	評価住居戸数	面的評価の結果				
						環境基準達成住居数(%)*3				
						昼夜*2とも	昼間*2のみ	昼夜*2とも	昼夜*2とも	
1	奈良市	一般国道24号	奈良市左京5丁目1	奈良市左京6丁目4	262	257 ( 98.1 )	0 ( 0.0 )	1 ( 0.4 )	4 ( 1.5 )	
2			奈良市二条大路南1丁目3	奈良市三条大路1丁目8	74	74 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
3			奈良市三条大路1丁目8	奈良市尼辻町	73	73 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
4			奈良市尼辻町	奈良市八条	8	8 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
5			奈良市八条	奈良市西九条町	46	46 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
6		奈良市三条本町7	奈良市四条大路1丁目4	1010	1007 ( 99.7 )	1 ( 0.1 )	0 ( 0.0 )	2 ( 0.2 )		
7		奈良市三条大路1丁目10	奈良市二条大路南2丁目1	32	30 ( 93.8 )	2 ( 6.3 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
8		奈良市二条大路南2丁目1	奈良市尼辻北町1	121	120 ( 99.2 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 0.8 )		
9		奈良市宝来5丁目9	奈良市学園大和町	194	161 ( 83.0 )	29 ( 14.9 )	0 ( 0.0 )	4 ( 2.1 )		
10		奈良市学園大和町	奈良市三碓3丁目7	211	211 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
11		奈良市三碓3丁目7	奈良市三碓6丁目1	7	7 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
12		奈良市三碓6丁目1	奈良市三碓町	511	511 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
13		奈良市三碓町	奈良市三碓町	28	28 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
14		奈良市三碓町	奈良市鳥見町	109	109 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
15		奈良市宝来町	奈良市宝来4丁目10	50	50 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
16	大和高田市	一般国道165号	大和高田市大字大谷	大和高田市大字大谷	40	37 ( 92.5 )	2 ( 5.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 2.5 )	
17			大和高田市大字大谷	大和高田市大字築山	184	167 ( 90.8 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	17 ( 9.2 )	
18			大和高田市神楽1丁目5	大和高田市日之出町19	398	398 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
19			大和高田市日之出町19	大和高田市三和町14	378	378 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
20			大和高田市三和町14	大和高田市旭北町5	13	13 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
21			大和高田市旭北町5	大和高田市旭南町3	62	62 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
22			大和高田市旭南町3	大和高田市大字今里	95	83 ( 87.4 )	11 ( 11.6 )	0 ( 0.0 )	1 ( 1.1 )	
23	大和郡山市	一般国道25号	大和郡山市筒井町	大和郡山市椎木町	574	556 ( 96.9 )	18 ( 3.1 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
24			大和郡山市椎木町	大和郡山市小泉町	228	228 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
25			大和郡山市小泉町	大和郡山市小泉町	26	26 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
26	天理市	一般国道24号	天理市二階堂 上ノ庄町	天理市嘉幡町	84	70 ( 83.3 )	7 ( 8.3 )	0 ( 0.0 )	7 ( 8.3 )	
27	橿原市	一般国道24号	橿原市十市町	橿原市南八木町1丁目5	784	762 ( 97.2 )	22 ( 2.8 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
28			橿原市南八木町1丁目5	橿原市兵部町2	38	37 ( 97.4 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 2.6 )	
29			一般国道166号	橿原市曾我町	橿原市四条町	158	158 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
30			一般国道169号	橿原市兵部町7	橿原市見瀬町	1190	1021 ( 85.8 )	45 ( 3.8 )	0 ( 0.0 )	124 ( 10.4 )
31			多武峯見瀬線	橿原市五条野町	橿原市見瀬町	387	386 ( 99.7 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 0.3 )
32	桜井市	一般国道166号	桜井市大字外山	桜井市大字忍阪	160	160 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
33			桜井市大字忍阪	桜井市大字粟原	16	15 ( 93.8 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 6.3 )	
34			桜井市大字粟原	桜井市大字粟原	9	9 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
35			桜井市大字粟原	桜井市大字粟原	20	20 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
36	桜井市大字粟原	桜井市大字粟原	6	6 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )			
37	五條市	一般国道24号	五條市三在町	五條市今井5丁目4	18	17 ( 94.4 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 5.6 )	
38			五條市今井5丁目4	五條市今井5丁目2	10	6 ( 60.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	4 ( 40.0 )	
39			五條市今井5丁目2	五條市今井4丁目1	89	66 ( 74.2 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	23 ( 25.8 )	
40			五條市今井4丁目1	五條市今井2丁目1	36	31 ( 86.1 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
41			五條市今井2丁目1	五條市五條2丁目3	22	21 ( 95.5 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
42	五條市五條2丁目3	五條市須恵1丁目3	55	47 ( 85.5 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 1.8 )			
43	御所市	一般国道24号	御所市大字元町	御所市大字室	225	176 ( 78.2 )	3 ( 1.3 )	0 ( 0.0 )	10 ( 4.4 )	
44	生駒市	一般国道163号	生駒市北田原町	生駒市高山町	66	48 ( 72.7 )	14 ( 21.2 )	0 ( 0.0 )	4 ( 6.1 )	
45			生駒市高山町	生駒市鹿ノ台東1丁目11	69	53 ( 76.8 )	15 ( 21.7 )	0 ( 0.0 )	1 ( 1.4 )	
46			一般国道168号	生駒市東生駒	生駒市小瀬町	1352	1352 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
47	市道大谷線	生駒市東生駒	生駒市東菜畑	488	433 ( 88.7 )	51 ( 10.5 )	0 ( 0.0 )	4 ( 0.8 )		
48	香芝市	中和幹線	香芝市穴虫	香芝市穴虫	9	9 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
49			香芝市穴虫	香芝市穴虫	303	303 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
50			香芝市穴虫	香芝市逢坂	114	114 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
51			香芝市逢坂	香芝市北今市	126	126 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
52			香芝市北今市	香芝市西真美2丁目1	154	154 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
53	香芝市西真美2丁目1	香芝市真美ヶ丘4丁目15	516	516 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )			
54	葛城市	一般国道24号	葛城市東室	葛城市柿本	26	20 ( 76.9 )	6 ( 23.1 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
55			葛城市柿本	葛城市北花内	58	56 ( 96.6 )	2 ( 3.4 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
56			葛城市北花内	葛城市北花内	43	43 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
57			葛城市北花内	葛城市忍海	22	20 ( 90.9 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	2 ( 9.1 )	
58			葛城市忍海	葛城市叢	31	31 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
59	宇陀市	一般国道165号	宇陀市榛原角柄	宇陀市榛原萩原	19	19 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
60			宇陀市榛原萩原	宇陀市榛原萩原	227	227 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
61			一般国道25号	王寺町本町1丁目12	王寺町畠田	359	309 ( 86.1 )	50 ( 13.9 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
62	奈良県	天理王寺線	王寺町葛下1丁目8	王寺町本町1丁目1	145	145 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
63			河合町池部	河合町薬井	456	456 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
64			河合町川合	河合町高塚台1丁目18	526	496 ( 94.3 )	8 ( 1.5 )	0 ( 0.0 )	22 ( 4.2 )	
65	*1	西名阪自動車道	上牧町桜ヶ丘1丁目12	上牧町上牧	540	497 ( 92.0 )	6 ( 1.1 )	0 ( 0.0 )	37 ( 6.9 )	
			合 計		13690	13075 ( 95.5 )	292 ( 2.1 )	1 ( 0.0 )	273 ( 2.0 )	

(注)

- \*1 町については、奈良県が測定・評価
- \*2 昼間：午前6時から午後10時までの間、夜間：午後10時から翌日の6時までの間
- \*3 環境基準達成住居戸数/評価住居戸数×100 (%) (小数点第2以下四捨五入)

表3-3-11 環境騒音測定結果表(市町村測定分)  
一般地域(道路に面する地域以外の地域)

番号	市町村		測定地点		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町・字名・施設名称等			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
1	201	1	奈良市	鳥見町4丁目	H24.12.10	A	46	37	○	○	○
2	201	2	奈良市	学園大和町5丁目	H24.12.12	A	45	35	○	○	○
3	201	3	奈良市	六条2丁目	H24.12.12	A	47	37	○	○	○
4	201	4	奈良市	西登美ヶ丘7丁目	H24.12.10	A	43	32	○	○	○
5	201	5	奈良市	東登美ヶ丘1丁目	H24.12.10	A	44	32	○	○	○
6	201	6	奈良市	右京3丁目	H24.12.10	A	46	35	○	○	○
7	201	7	奈良市	南京終町5丁目	H24.12.12	C	49	43	○	○	○
8	201	8	奈良市	西九条町2丁目	H24.12.12	B	50	41	○	○	○
9	201	9	奈良市	四条大路3丁目	H24.12.12	A	46	36	○	○	○
10	201	10	奈良市	法蓮西町	H24.12.12	A	46	39	○	○	○
11	201	11	奈良市	南永井町	H24.12.12	B	42	37	○	○	○
12	201	12	奈良市	南紀寺町2丁目	H24.12.12	A	45	37	○	○	○
13	201	13	奈良市	あやめ池南3丁目	H24.12.10	B	44	35	○	○	○
14	201	14	奈良市	西大寺南町	H24.12.10	C	52	44	○	○	○
15	201	15	奈良市	奈良阪町	H24.12.10	B	47	37	○	○	○
16	201	16	奈良市	芝辻町4丁目	H24.12.12	C	52	46	○	○	○
17	203	1	大和郡山市	北郡山町132-1	H24.11.29	C	46	43	○	○	○
18	203	2	大和郡山市	北郡山町528-47	H24.11.29	B	35	33	○	○	○
19	203	3	大和郡山市	柳4丁目25	H24.11.29	C	46	40	○	○	○
20	203	4	大和郡山市	矢田山町29-11	H24.11.29	A	42	35	○	○	○
21	203	5	大和郡山市	新町741-1	H24.11.29	B	47	33	○	○	○
22	203	6	大和郡山市	小泉町1678-1	H24.11.29	A	47	34	○	○	○
23	203	7	大和郡山市	小泉町東二丁目3-3	H24.11.29	C	53	45	○	○	○
24	203	8	大和郡山市	今国府町764	H24.11.29	C	47	33	○	○	○
25	203	9	大和郡山市	筒井町957-3	H24.11.29	C	59	54	○	○	○
26	203	10	大和郡山市	柏木町127	H24.11.29	B	45	33	○	○	○
27	204	1	天理市	川原城町(神明神社付近)	H24.11.8	C	47	36	○	○	○
28	204	2	天理市	三島町(三島公会堂付近)	H24.11.8	A	49	41	○	○	○
29	204	3	天理市	石上町(石上児童館)	H24.11.8	C	47	45	○	○	○
30	204	4	天理市	勾田町(天理教玉島舘所付近)	H24.11.8	C	57	51	○	×	×
31	204	5	天理市	中町(中町会館)	H24.11.8	C	41	37	○	○	○
32	204	6	天理市	嘉幡町(二階堂公民館)	H24.11.8	C	49	46	○	○	○
33	204	7	天理市	二階堂上ノ庄町(西中学校西側)	H24.11.8	C	48	39	○	○	○
34	204	8	天理市	杉本町(おやさと19号館北側広場)	H24.11.8	A	42	36	○	○	○
35	204	9	天理市	田井庄町(児童公園付近)	H24.11.8	C	50	39	○	○	○
36	204	10	天理市	西長柄町(長柄第二街区公園)	H24.11.8	B	49	37	○	○	○
37	204	11	天理市	西長柄町(天理銘木センター西側)	H24.11.8	C	53	36	○	○	○
38	204	12	天理市	櫛本町(白川台公園)	H24.11.8	C	44	43	○	○	○
39	204	13	天理市	櫛本町(櫛本公民館)	H24.11.8	B	47	41	○	○	○
40	204	14	天理市	柳本町(板通公民館付近)	H24.11.8	B	50	29	○	○	○

関係資料  
第3部

番号	市町村		測定地点		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町・字名・施設名称等			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
41	204	15	天理市	遠田町 (ふるさと園付近)	H24.11.8	B	51	38	○	○	○
42	205	1	橿原市	白橿町2-6 (阿弥陀児童公園横)	H24.11.12	A	47	34	○	○	○
43	205	2	橿原市	川西町74 (県営橿原団地中央集会所前)	H24.11.12	A	45	39	○	○	○
44	205	3	橿原市	上飛騨町57 (日高山団地内)	H24.11.12	B	47	36	○	○	○
45	205	4	橿原市	畝傍町9-1 (市保健福祉センター前)	H24.11.12	C	48	36	○	○	○
46	205	5	橿原市	久米町860 (県営橿原野球場南側)	H24.11.12	C	53	41	○	○	○
47	205	6	橿原市	法花寺町537-13 (緑ヶ丘住宅内公園)	H24.11.12	C	50	43	○	○	○
48	205	7	橿原市	十市町650 (箱塚荘園内)	H24.11.12	C	43	38	○	○	○
49	206	1	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	42	41	-	-	-
50	206	2	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	51	45	-	-	-
51	206	3	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	50	43	-	-	-
52	206	4	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	48	41	-	-	-
53	206	5	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	46	41	-	-	-
54	206	6	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	50	37	-	-	-
55	206	7	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	51	44	-	-	-
56	206	8	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	47	44	-	-	-
57	206	9	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	41	36	-	-	-
58	206	10	桜井市	大字下り尾819 (最終処分場)	H24.11.8	-	41	38	-	-	-
59	209	1	生駒市	鹿ノ台西1丁目 鹿ノ台中央公園	H24.11.19	A	46	34	○	○	○
60	209	2	生駒市	ひかりが丘3丁目 ふれあい公園	H24.11.12	B	52	44	○	○	○
61	209	3	生駒市	高山町 高山サイエンスプラザ	H24.11.19	C	48	41	○	○	○
62	209	4	生駒市	真弓3丁目 真弓中央公園	H24.11.19	A	44	36	○	○	○
63	209	5	生駒市	あすか野北1丁目 あすか野森の広場	H24.11.12	A	49	39	○	○	○
64	209	6	生駒市	生駒台北 生駒台北第2公園	H24.11.14	A	52	34	○	○	○
65	209	7	生駒市	俵口町	H24.11.14	B	51	41	○	○	○
66	209	8	生駒市	光陽台 光陽台中央公園	H24.11.14	A	44	34	○	○	○
67	209	9	生駒市	辻町 桜ヶ丘小学校	H24.11.14	A	46	38	○	○	○
68	209	10	生駒市	元町1丁目 たけまるホール	H24.11.12	C	46	41	○	○	○
69	209	11	生駒市	山崎町 山崎浄水場	H24.11.14	B	48	40	○	○	○
70	209	12	生駒市	中菜畑1丁目 中菜畑第1公園	H24.11.14	B	44	37	○	○	○
71	209	13	生駒市	東生駒3丁目 東生駒南第2公園	H24.11.14	A	51	41	○	○	○
72	209	14	生駒市	緑ヶ丘 緑ヶ丘第1公園	H24.11.14	A	44	34	○	○	○
73	209	15	生駒市	さつき台1丁目 さつき台第2公園	H24.11.14	A	54	42	○	○	○
74	209	16	生駒市	壱分町 晴光台集会所	H24.11.14	B	50	36	○	○	○
75	209	17	生駒市	萩原町 生駒南中学校	H24.11.14	B	53	44	○	○	○
76	209	18	生駒市	萩の台3丁目 萩の台第2公園	H24.11.14	A	53	38	○	○	○
77	210	1	香芝市	磯壁1丁目1050-2 (香の池 南側路上)	H24.11.30	B	45	40	○	○	○
78	210	2	香芝市	鎌田438-1 (鎌田墓地・公園)	H24.11.30	A	47	45	○	○	○
79	210	3	香芝市	別所967 (別所公民館前)	H24.11.30	B	42	40	○	○	○
80	210	4	香芝市	白鳳台1丁目14 (白鳳台集会所)	H24.11.30	A	44	41	○	○	○

番号	市町村		測定地点		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町・字名・施設名称等			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
81	210	5	香芝市	旭ヶ丘2丁目5 (旭ヶ丘近隣公園)	H24.11.30	A	50	44	○	○	○
82	210	6	香芝市	関屋北6丁目6 (せきや青葉台会館)	H24.11.30	-	44	38	-	-	-
83	210	7	香芝市	高山台3丁目14 (郡ヶ池近隣公園駐車場前)	H24.11.30	A	46	41	○	○	○
84	210	8	香芝市	逢坂1丁目374-1 (香芝市総合福祉センター)	H24.11.30	B	44	40	○	○	○
85	211	1	葛城市	東室63-2	H25.3.29	B	51	52	○	○	○
86	211	2	葛城市	柿本46-6	H25.3.29	C	47	46	○	○	○
87	211	3	葛城市	北花内676-2	H25.3.29	C	45	44	○	○	○
88	211	4	葛城市	新町347-2	H25.3.29	C	47	46	○	○	○
89	211	5	葛城市	忍海252-2	H25.3.29	B	55	54	○	×	×
90	211	6	葛城市	大屋211-1	H25.3.29	A	44	36	○	○	○
91	211	7	葛城市	長尾199-20	H25.3.29	A	44	42	○	○	○
92	211	8	葛城市	當麻1388-3	H25.3.29	-	44	37	-	-	-
93	212	1	宇陀市	大宇陀小附1184 (カンデ山公園)	H24.12.18	C	42	36	○	○	○
94	212	2	宇陀市	大宇陀下竹171-40 (山田米穀店付近)	H24.12.18	C	53	46	○	○	○
95	212	3	宇陀市	大宇陀下出口2263 (センター松山)	H24.12.18	B	45	39	○	○	○
96	212	4	宇陀市	大宇陀拾生1871-1 (福祉会館)	H24.12.18	B	53	54	○	○	○
97	212	5	宇陀市	菟田野古市場1263 (菟田野保育所)	H24.12.17	C	48	42	○	○	○
98	212	6	宇陀市	菟田野岩崎 (オンジ山児童公園)	H24.12.17	B	41	42	○	○	○
99	212	7	宇陀市	榛原篠楽 (白樺台公園)	H24.12.19	C	41	36	○	○	○
100	212	8	宇陀市	榛原ひのき坂 (ひのき坂古墳公園)	H24.12.19	A	42	35	○	○	○
101	212	9	宇陀市	榛原天満台西 (大和富士ホール)	H24.12.19	A	49	40	○	○	○
102	212	10	宇陀市	高萩台 (近鉄榛原駅北)	H24.12.19	C	55	46	○	○	○
103	361	1	川西町	結崎30-5 (フレックスパーク)	H25.1.9	A	48	38	○	○	○
104	361	2	川西町	結崎598-1 (出屋敷公園)	H25.1.9	B	54	46	○	○	○
105	361	3	川西町	結崎1598-1先	H25.1.9	C	56	50	○	○	○
106	362	1	三宅町	石見99-1 (石見第2児童公園)	H24.11.29	B	49	46	○	×	×
107	362	2	三宅町	屏風44-41 (第2東屏風児童公園)	H24.11.29	A	39	46	○	×	×
108	362	3	三宅町	伴堂520	H24.11.29	B	42	45	○	○	○
109	427	1	河合町	高塚台第3公園	H25.1.24	A	48	52	○	×	×
110	427	2	河合町	高塚台1-4-1	H25.1.24	C	54	49	○	○	○
111	427	3	河合町	高塚台まほろばホール	H25.1.24	A	60	54	×	×	×
112	427	4	河合町	星和台1-2-17	H25.1.24	C	51	52	○	○	○
113	443	1	下市町	大字下市235	H24.10.9	C	46	48	○	○	○
114	443	2	下市町	大字新住825-1	H24.10.9	A	48	43	○	○	○
115	443	3	下市町	大字阿知賀1821-1	H24.10.9	B	45	35	○	○	○

表3-3-12 環境騒音測定結果表(市町村測定分)  
道路に面する地域

番号	市町村		測定地点		測定開始年月日	地域類型	車線数	環境基準類型	近接空間	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町域名・字名・施設名称等						昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
1	201	1	奈良市	佐保台西町	H24.12.10	一般国道24号	4	C	1	58	52	○	○	○
2	201	2	奈良市	柏木町	H24.12.12	一般国道24号	4	C	1	69	66	○	×	×
3	201	3	奈良市	二条大路南三丁目	H24.12.10	主要地方道奈良生駒線	4	B	1	67	63	○	○	○
4	203	1	大和郡山市	美濃庄町	H24.11.29	国道24号	4	-	1	68	66	-	-	-
5	203	2	大和郡山市	下三橋町	H24.11.29	国道24号	4	C	1	69	66	○	○	○
6	203	3	大和郡山市	藤原町	H24.11.29	県道奈良・大和郡山・斑鳩線	2	B	1	67	61	○	○	○
7	205	1	橿原市	葛本町	H24.11.12	国道24号	2	C	1	69	66	○	×	×
8	205	2	橿原市	五井町	H24.11.12	国道166号線	2	C	1	70	65	○	○	○
9	205	3	橿原市	菖蒲町	H24.11.12	県道多武峰見瀬線	2	A	1	65	57	○	○	○
10	208	1	御所市	大字蛇穴390	H25.2.13	一般国道24号	1	B	1	75	72	×	×	×
11	209	1	生駒市	鹿ノ台北2丁目	H24.11.19	市道鹿ノ台中央大通り線	2	A	0	61	55	×	○	×
12	209	2	生駒市	ひかりが丘1丁目	H24.11.12	市道高山北田原線	1	B	0	65	57	○	○	○
13	209	3	生駒市	北田原町	H24.11.12	国道163号	2	C	1	73	72	×	×	×
14	209	4	生駒市	北大和5丁目	H24.11.19	市道押熊真弓線	2	A	0	63	58	×	×	×
15	209	5	生駒市	北大和1丁目	H24.11.12	市道真弓芝線	2	A	0	66	57	×	×	×
16	209	6	生駒市	白庭台2丁目	H24.11.12	市道奈良阪南田原線	2	A	0	71	62	×	×	×
17	209	7	生駒市	真弓3丁目	H24.11.19	市道奈良阪南田原線	2	A	0	70	63	×	×	×
18	209	8	生駒市	あすか野北2丁目	H24.11.12	市道西村線	2	A	0	67	59	×	×	×
19	209	9	生駒市	生駒台南	H24.11.14	市道俵口上線	2	A	0	65	60	×	×	×
20	209	10	生駒市	俵口町	H24.11.12	県道奈良生駒線	4	B	1	74	71	×	×	×
21	209	11	生駒市	辻町	H24.11.12	国道168号	4	C	1	70	62	○	○	○
22	209	12	生駒市	谷田町	H24.11.12	県道生駒停車場宛木線	2	C	1	67	62	○	○	○
23	209	13	生駒市	東生駒1丁目	H24.11.14	市道大谷線	2	A	0	70	66	×	×	×
24	209	14	生駒市	元町1丁目	H24.11.12	県道生駒停車場宝山寺線	2	C	1	59	54	○	○	○
25	209	15	生駒市	中菜畑2丁目	H24.11.14	国道168号(老分バイパス)	4	B	1	67	60	○	○	○
26	209	16	生駒市	東生駒1丁目	H24.11.14	県道大阪枚岡奈良線	2	B	1	70	65	○	○	○
27	209	17	生駒市	さつき台2丁目	H24.11.14	市道菜畑壱分線	2	A	0	67	60	×	×	×
28	209	18	生駒市	萩の台3丁目	H24.11.14	市道壱分乙田線	2	A	0	64	58	×	×	×
29	210	1	香芝市	五位堂2350(五位堂駅北側ロータリー)	H24.11.30	真美ヶ丘幹線	2	C	0	55	52	○	○	○
30	210	2	香芝市	真美ヶ丘6丁目4(香芝高校交差点)	H24.11.30	中和幹線	4	A	1	65	59	○	○	○
31	210	3	香芝市	旭ヶ丘1丁目31(旭ヶ丘団地東入口交差点)	H24.11.30	国道168号線	2	C	1	63	61	○	○	○
32	210	4	香芝市	穴虫98-1(奈良中央信用金庫前交差点)	H24.11.30	中和幹線	4	B	1	62	52	○	○	○
33	210	5	香芝市	下田西1丁目1450(下田交差点)	H24.11.30	国道168・165号線	2	C	1	60	49	○	○	○
34	211	1	葛城市	北花内172-2	H24.11.12	国道24号	2	B	1	70	67	×	×	×
35	212	1	宇陀市	榛原萩原	H24.11.8	国道165号	2	C	1	67	61	○	○	○
36	361	1	川西町	結崎830-49先	H25.1.9	県道天理・王寺線	2	A	1	64	58	○	○	○
37	424	1	上牧町	服部台4丁目	H24.9.13	西名阪自動車道	4	B	1	59	57	○	○	○
38	427	1	河合町	西穴閣	H25.1.24	県道大和高田斑鳩線	2	B	1	62	61	○	○	○

※近接空間について位置する場合は1、そうでない場合は0とする。

表 3-3-13 工場振動に係る特定施設

施 設 名		規 模 又 は 能 力 等
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレス以外のすべてのもの
	機械プレス	すべてのもの
	せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上であるもの
	鍛造機	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上であるもの
圧縮機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
土石用 鉋物用	破 碎 機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
	摩 碎 機	
	ふ る い	
	分 級 機	
織 機		原動機を用いるもの
コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上であるもの
コンクリート管製造機械		原動機の定格出力の合計が10キロワット以上であるもの
コンクリート柱製造機械		
木材加工 機械	ドラムバーカー	すべてのもの
	チップパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であるもの
印刷機械		原動機の定格出力が2.2キロワット以上であるもの
ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機		カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が30キロワット以上であるもの
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
鋳造型機		ジョルト式であるもの

表 3-3-14 工場振動に係る規制基準（敷地境界線上）

（単位：デシベル）

区域の区分	時間の区分 昼間 （午前 8 時～午後 7 時）	夜間 （午後 7 時～翌日午前 8 時）
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域・その他の地域	60	55
第 2 種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域	65	60

（注） 学校・保育所・病院・診療所（患者収容施設を有するもの）・図書館・特別養護老人ホームの敷地の 50m の区域内の基準は、上表より 5 デシベルを減じる。

区域の区分は、平成 8 年 4 月 1 日から変更した。

なお、本表は振動規制法、奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3-3-15 特定建設作業及び規制基準（振動）

特定建設作業	(1) くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 (2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 (3) 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。） (4) ブレーカ（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。）		
規制基準 （敷地境界線上）	振動レベル （敷地境界）	75 デシベル	
		第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
	作業時間帯	午前 7 時～午後 7 時	午前 6 時～午後 10 時
	作業時間	1 日 10 時間以内	1 日 14 時間以内
	作業期間	当該作業の場所において連続して 6 日を超えないこと	
作業禁止日	日曜日その他の休日		

（注） 基準には除外規定がある。第 1 号区域・第 2 号区域は、表 3-3-7 のとおり。

なお、本表は振動規制法、奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3-3-16 道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分 \ 時間の区分	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～翌日午前 8 時)
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域・その他の地域	65	60
第 2 種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域	70	65

(注) 区域の区分は、平成 8 年 4 月 1 日から変更した。

表 3-3-17 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準

(1) 規制地域

奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町の全域

(2) 規制基準

① 敷地境界線（法第4条第1項第1号の規制基準）

（単位：ppm）

特定悪臭物質の種類	規制地域の区分		
	一般地域	順応地域	その他の地域
ア　ン　モ　ニ　ア	1	2	5
メ　チ　ル　メ　ル　カ　プ　タ　ン	0.002	0.004	0.01
硫　化　水　素	0.02	0.06	0.2
硫　化　メ　チ　ル	0.01	0.05	0.2
二　硫　化　メ　チ　ル	0.009	0.03	0.1
ト　リ　メ　チ　ル　ア　ミ　ン	0.005	0.02	0.07
ア　セ　ト　ア　ル　デ　ヒ　ド	0.05	0.1	0.5
プ　ロ　ピ　オ　ン　ア　ル　デ　ヒ　ド	0.05	0.1	0.5
ノ　ル　マ　ル　ブ　チ　ル　ア　ル　デ　ヒ　ド	0.009	0.03	0.08
イ　ソ　ブ　チ　ル　ア　ル　デ　ヒ　ド	0.02	0.07	0.2
ノ　ル　マ　ル　バ　レ　ル　ア　ル　デ　ヒ　ド	0.009	0.02	0.05
イ　ソ　バ　レ　ル　ア　ル　デ　ヒ　ド	0.003	0.006	0.01
イ　ソ　ブ　タ　ノ　ー　ル	0.9	4	20
酢　酸　エ　チ　ル	3	7	20
メ　チ　ル　イ　ソ　ブ　チ　ル　ケ　ト　ン	1	3	6
ト　ル　エ　ン	10	30	60
ス　チ　レ　ン	0.4	0.8	2
キ　シ　レ　ン	1	2	5
プ　ロ　ピ　オ　ン　酸	0.03	0.07	0.2
ノ　ル　マ　ル　酪　酸	0.001	0.002	0.006
ノ　ル　マ　ル　吉　草　酸	0.0009	0.002	0.004
イ　ソ　吉　草　酸	0.001	0.004	0.01

- (注) 1 この表において ppm とは大気中における含有率が百万分の一をいう。  
 2 一般地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画において定められている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区の地域・地区並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条の規定により歴史的風土保存区域に指定されている地域をいう。  
 3 順応地域とは、2及び4に規定する地域以外の地域をいう。  
 4 その他の地域とは、2に規定する地域以外の地域で農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により農業振興地域に指定されている地域をいう。

② 排出口（法第4条第1項第2号の規制基準）

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに①に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第2条に規定する方法により算出して得た流量

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

q：流量 (Nm<sup>3</sup> / 時)

He：補正された排出口の高さ (m)

Cm：①に掲げる規制基準の値 (ppm)

(補正された排出口の高さが5 m未満となる場合は適用されない)

③ 排水水（法第4条第1項第3号の規制基準）

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第4条に規定する方法により、排水水中の濃度を算出する

$$C_{Lm} = K \times Cm$$

C<sub>Lm</sub>：排水水中の濃度 (mg / l)

K：係数で、下の表を参照 (mg / l)

C<sub>m</sub>：①に掲げる規制基準の値 (ppm)

特定悪臭物質名	排水水量 (m <sup>3</sup> / s)	K の 値
メチルメルカプタン	0.001 以下	16
	0.001 以上 0.1 以下	3.4
	0.1 以上	0.71
硫 化 水 素	0.001 以下	5.6
	0.001 以上 0.1 以下	1.2
	0.1 以上	0.26
硫 化 メ チ ル	0.001 以下	32
	0.001 以上 0.1 以下	6.9
	0.1 以上	1.4
二 硫 化 メ チ ル	0.001 以下	63
	0.001 以上 0.1 以下	14
	0.1 以上	2.9

表 3-4-1 環境基準水域類型指定状況

水 域	範 囲	類型	達成 期間	環境基準点	告 示	
大 和 川	大和川上流	桜井市初瀬取入口より上流	A 生物 B	イ イ	初瀬取入口	S.45.9.1. 閣 議 決 定 生物について H.18.6.30. 環 告 示
	大和川中流	桜井市初瀬取入口から 大阪府堺市浅香山まで	C 生物 B	ハ イ	藤 井	
	佐保川(1)	三条高橋より上流	B	ロ	三 条 高 橋	
	佐保川(2)	三条高橋から大和川合流点まで	C	ロ	額田部高橋	S.54.2.23. 県 告 示
	秋篠川	全 域	C	ハ	佐保川合流点前	
	菩提川	全 域	C	ハ	佐保川合流点前	
	曾我川(1)	高取川合流点より上流	C	イ	曾我川橋	
	曾我川(2)	高取川合流点から 大和川合流点まで	C	ハ	小柳橋	S.55.6.6. 県 告 示
	葛城川	全 域	C	ハ	枯木橋	
	高田川	全 域	C	ハ	里合橋	
	布留川(1)	みどり橋より上流	A	イ	みどり橋	
	布留川(2)	みどり橋から大和川合流点まで	C	ハ	大和川合流点前	
	寺川(1)	立石橋より上流	A	イ	立石橋	S.57.2.23. 県 告 示
	寺川(2)	立石橋から大和川合流点まで	C	ハ	吐田橋	
	飛鳥川(1)	神道橋より上流	A	イ	神道橋	
	飛鳥川(2)	神道橋から大和川合流点まで	C	ハ	保田橋	
	岡崎川	全 域	C	ハ	大和川合流点前	
	富雄川(1)	芝より上流	B	イ	芝	
富雄川(2)	芝から大和川合流点まで	C	ハ	弋鳥橋	S.58.2.22. 県 告 示	
竜田川	全 域	C	イ	竜田大橋		
葛下川	全 域	C	ハ	だるま橋		
紀 の 川	紀の川(1)	津風呂川合流点より上流	A A 生物 B	イ イ	檜井不動橋	S.47.11.6. 環 告 示 生物について H.22.9.24. 環 告 示
	紀の川(2)	津風呂川合流点から河口まで	A 生物 B	イ イ	大川橋	
	秋野川	全 域	B	ハ	秋野川流末	H.5.4.2. 県 告 示
	丹生川	全 域	A	イ	丹生川流末	
	大迫ダム 貯水池	全 域	湖沼 AⅢ 生物 B	イ イ	大迫ダム ダムサイト	H.15. 3.27 環 告 示 生物について H.22. 9. 24. 環 告 示
淀 川	宇陀川上流	新大東橋より上流	A A	イ	新大東橋	S.52.2.1. 県 告 示
	宇陀川中流	新大東橋から室生ダム湖まで（本郷川、井の谷川、町並川、香酔川および池谷川を含み室生ダム湖を除く）	A	イ	高倉橋	H.5.4.2. 県 告 示
	宇陀川下流	室生ダム湖ダムサイトから三重県境まで（北川を含む）	A	イ	辻堂橋	

水 域	範 囲	類型	達成 期間	環境基準点	告 示	
淀 川	黒 木 川	全 域	A A	イ	宇陀川合流点前	S.52.2.1. 県 告 示
	中 山 川	全 域	A	イ	宇陀川合流点前	
	笠 間 川	全 域	A	ロ	宇陀川合流点前	
	芳野川上流	岩脇橋より上流	A A	イ	岩 脇 橋	
	芳野川下流	岩脇橋から宇陀川合流点まで	A	イ	木 綿 橋	H.5.4.2. 県 告 示
	宇賀志川	全 域	A A	イ	芳野川合流点前	S.52.2.1. 県 告 示
	四郷川上流	和田井堰より上流	A A	イ	和 田 井 堰	S.22.3.9. 県 告 示
	四郷川下流	和田井堰から芳野川合流点まで	A	イ	岩 崎 橋	
	母 里 川	全 域	A	イ	芳野川合流点前	S.52.2.1. 県 告 示
	内 牧 川	全 域	A A	イ	宇陀川合流点前	
	天 満 川	全 域	A	イ	室生ダム湖 合 流 点 前	
	宮 川	全 域	A A	イ	室生ダム湖 合 流 点 前	
	鰻 守 川	全 域	A A	イ	室生ダム湖 合 流 点 前	
	深 谷 川	全 域	A A	イ	室生ダム湖 合 流 点 前	
	大 野 川	全 域	A A	イ	宇陀川合流点前	
	室 生 川	全 域	A A	イ	島谷取水口	
	高 寺 川	全 域	A A	イ	宇陀川合流点前	S.52.2.1. 県 告 示
	仮 屋 川	全 域	A A	イ	宇陀川合流点前	
	滝 谷 川	全 域	A A	イ	宇陀川合流点前	
	室生ダム湖	全 域	湖沼 A	イ	県営水道取 水 口 付 近	
	笠 間 川	全域 ただし奈良県の区域に属する水域	A	イ	笠間川流末	H.5.4.2. 県 告 示
	遅 瀬 川	全 域	A	イ	金 比 羅 橋	
	布 目 川	全域 ただし奈良県の区域に属する水域 で布目ダム湖を除く	A	イ	鷲 千 代 橋	
白 砂 川	全域 ただし奈良県の区域に属する水域	A	イ	白砂川流末		
布目ダム湖	全 域	湖沼 AⅡ 全窒素 を除く	ハ	布目ダム湖 取 水 口	H.16.4.2. 県 告 示	

水 域	範 囲	類 型	達 成 期 間	環 境 基 準 点	告 示	
新 宮 川	熊野川上流	芦廼瀬川合流点より上流ただし猿谷ダム湖、風屋ダム湖を除く	A A	イ	上野地小原橋	S.52.12.6. 県 告 示
	熊野川下流	芦廼瀬川合流点から和歌山県境まで	A	ロ	二津野ダム湖取水口	
	北山川上流	池原ダム湖ダムサイトより上流ただし池原ダム湖を除く	A A	イ	北山大橋	
	北山川下流	池原ダム湖ダムサイトから下流で奈良県の区域に属する水域	A A	ロ	小口橋	
	洞 川	全 域	A A	ロ	持影橋	
	川原樋川	全 域	A A	イ	川原樋取水口	
	猿谷ダム湖	全 域	湖沼 A※	ロ	猿谷ダム湖取水口	
	風屋ダム湖	全 域	湖沼 A※	ロ	風屋ダム湖取水口	
	池原ダム湖	全 域	湖沼 A	ロ	池原ダム湖取水口	
坂本ダム湖	全 域	湖沼 A	ロ	坂本ダム湖取水口		

- (注) 達成期間 「イ」は、直ちに達成  
「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成  
「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成  
暫定目標 5年以内で可及的すみやかに達成  
類 型 「※」は、SSについてのみ1月～6月及び10月～12月B-ロ、7月～9月C-ロ

表 3-4-2 水質汚濁に係る環境基準

〔水質汚濁に係る環境基準について昭和 46 年環境庁告示第 59 号〕

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
ひ 素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2 - ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1 - ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
シス-1,2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1 - トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2 - トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,4 - ジオキサソ	0.05 mg/ℓ 以下

(注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

(2) 生活環境保全に関する環境基準

① 河川（湖沼を除く）

ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN / 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN / 100 ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000 MPN / 100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/ℓ 以上	—

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作をおこなうもの

水産1級：ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ・フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	LAS
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特 B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下

(備考) 基準値は年間平均値とする。

LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

② 湖沼(天然湖及び貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖)

ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素 量 (DO)	大腸 菌群 数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN / 100ml 以下	水域類型ごとに 指定する水域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN / 100ml 以下	
B	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/ℓ 以上	—	

(注) 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作

または、前処理等を伴う高度の浄水操作をおこなうもの

水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値		該 当 水 域
		全 窒 素	全 リン	
I	自然環境保全及び II 以下の欄に 掲げるもの	0.1 mg/ℓ 以下	0.005 mg/ℓ 以下	水域類型ごとに 指定する水域
II	水道 1 級 水産 1 種 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	0.2 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	
III	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	0.4 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下	
IV	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に 掲げるもの	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下	
V	工業用水 2 級 環境保全	1 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下	

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。  
2 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）

水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

ウ) 河川のイ) に同じ

表3-4-3 地下水質測定結果総括表 (平成24年度)

項目名	概況調査数	検出数	うち基準値超過数	継続監視調査数	検出数	うち基準値超過数	環境基準値	最大検出濃度
カドミウム	69	5	0	0	0	0	0.003	<0.001
全シアン	69	0	0	0	0	0	ND	<0.1
鉛	71	10	3	0	0	0	0.01	0.098
六価クロム	69	0	0	0	0	0	0.05	0.02
ヒ素	69	15	0	1	1	1	0.01	0.017
総水銀	69	0	0	0	0	0	0.0005	<0.0005
PCB	69	0	0	0	0	0	ND	<0.0005
アルキル水銀	0	0	0	0	0	0	ND	ND
ジクロロメタン	69	0	0	0	0	0	0.02	<0.0002
四塩化炭素	69	0	0	0	0	0	0.002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	69	1	0	0	0	0	0.002	0.0003
1,2-ジクロロエタン	69	0	0	0	0	0	0.004	<0.0002
1,1-ジクロロエチレン	69	0	0	0	0	0	0.1	<0.0002
1,2-ジクロロエチレン	69	3	0	0	0	0	0.04	0.0093
1,1,1-トリクロロエタン	69	0	0	0	0	0	1.0	0.0002
1,1,2-トリクロロエタン	69	0	0	0	0	0	0.006	<0.0002
トリクロロエチレン	69	3	0	0	0	0	0.03	0.0056
テトラクロロエチレン	69	0	0	0	0	0	0.01	<0.0002
1,3-ジクロロプロペン	69	0	0	0	0	0	0.002	<0.0002
チウラム	69	0	0	0	0	0	0.006	<0.001
シマジン	69	0	0	0	0	0	0.003	<0.0003
チオベンカルブ	69	0	0	0	0	0	0.02	<0.002
ベンゼン	69	5	0	0	0	0	0.01	0.0002
セレン	69	0	0	0	0	0	0.01	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	69	66	1	5	4	1	10	22
ふっ素	69	47	0	0	0	0	0.8	0.3
ほう素	69	51	0	0	0	0	1.0	0.45
1,4-ジオキサン	69	0	0	0	0	0	0.05	<0.005

(注) ・環境基準値及び最大検出濃度 単位：mg/ℓ、ND：不検出  
 例：<0.1→検出下限値0.1未満であったことを示す。  
 ・アルキル水銀は総水銀が検出された場合にのみ測定。

関係資料  
第3部

表 3-4-4 異常水質発生状況

番号	状 況	場 所	発生年月日
1	油 流 出	大和郡山市額田部 (大和川水系大井出川)	平成 24 年 4 月 6 日
2	染 料 流 出	斑鳩町神南 (大和川水系竜田川)	平成 24 年 4 月 27 日
3	染 料 流 出	桜井市川合 (大和川水系寺川流入水路)	平成 24 年 5 月 9 日
4	油 流 出	川上村大滝 (紀の川水系大滝ダム)	平成 24 年 5 月 18 日
5	油 流 出	生駒市北田原町 (淀川水系穴虫川)	平成 24 年 5 月 16 日
6	油 流 出	奈良市大和田町、大和郡山市城町 (大和川水系富雄川)	平成 24 年 5 月 22 日
7	不 法 投 棄	安堵町窪田 (大和川水系岡崎川)	平成 24 年 5 月 28 日
8	白 濁 水	香芝市穴虫 (葛下川支川竹田川)	平成 24 年 6 月 4 日
9	油 流 出	生駒市辻町 (大和川水系竜田川支川)	平成 24 年 6 月 6 日
10	白 濁 水	天理市前裁町 (大和川水系布留川北北流)	平成 24 年 6 月 11 日
11	油 流 出	広陵町百済 (葛城川支川広瀬川流入水路)	平成 24 年 6 月 15 日
12	油 流 出	天理市備前町 (大和川水系西門川)	平成 24 年 6 月 18 日
13	赤 色 濁 水	宇陀市榛原赤瀬 (淀川水系天満川支川)	平成 24 年 6 月 25 日
14	油 流 出	斑鳩町興留 (大和川水系三代川)	平成 24 年 7 月 3 日
15	白 濁 水	生駒市北佐越 (淀川水系天野川支川)	平成 24 年 8 月 4 日
16	油 流 出	生駒市北田原町 (淀川水系穴虫川)	平成 24 年 8 月 20 日
17	油 流 出	田原本町宮古 (大和川水系かんでん川)	平成 24 年 9 月 19 日
18	油 流 出	五條市上野町 (上野公園内池)	平成 24 年 10 月 9 日
19	魚 へ い 死	大和高田市市場 (大和川水系葛下川)	平成 24 年 10 月 9 日
20	油 流 出	桜井市大豆越 (周辺水路)	平成 24 年 10 月 23 日
21	油 流 出	王寺町葛下 (大和川水系葛下川)	平成 24 年 12 月 3 日
22	魚 へ い 死	生駒市南田原町 (淀川水系宮の前川)	平成 24 年 12 月 10 日
23	魚 へ い 死	大和高田市吉井等 (大和川水系葛城川支流住吉川)	平成 24 年 12 月 21 日
24	油 流 出	桜井市初瀬 (大和川水系初瀬川)	平成 25 年 1 月 28 日
25	油 流 出	天理市勾田町 (大和川水系布留川南流)	平成 25 年 2 月 4 日
26	油 流 出	川西町吐田 (大和川水系寺川)	平成 25 年 2 月 26 日
27	油 流 出	大和高田市東中 (大和川水系高田川)	平成 25 年 2 月 28 日
28	汚 水 流 入	広陵町萱野 (大和川水系曾我川支流)	平成 25 年 2 月 21 日
29	発 泡	宇陀市榛原福地 (淀川水系宇陀川支流香酔川)	平成 25 年 3 月 2 日

表 3-4-5 浄化槽設置整備事業（奈良県浄化槽設置整備補助事業）の概要

市町村名	設置事業実施期間	設置基数	市町村名	設置事業実施期間	設置基数
奈良市	平成3年～（実施中）	1,636	曾爾村	平成2年～（実施中）	381
天理市	平成13年～（実施中）	36	御杖村	平成3年～（実施中）	500
橿原市	平成12年～（実施中）	473	高取町	平成13年～（実施中）	181
桜井市	平成17年～（実施中）	75	吉野町	平成10年～（実施中）	339
五條市	平成7年～（実施中）	673	大淀町	平成15年～（実施中）	223
生駒市	平成3年～（実施中）	1,553	下市町	平成12年～（実施中）	188
葛城市	昭和63年～平成4年	24	十津川村	平成6年～（実施中）	442
宇陀市	平成3年～（実施中）	1,502	下北山村	平成1年～（実施中）	309
山添村	平成2年～（実施中）	876	上北山村	平成7年～平成17年	183
平群町	平成2年～（実施中）	258	川上村	平成23年～（実施中）	57
斑鳩町	平成2年～（実施中）	486	東吉野村	平成6年～（実施中）	237
				計	10,632

※ 設置基数は、平成24年度末までの実績累計。

表 3-4-6 農業集落排水事業の実績

（平成25年3月31日現在）

地区名	市町村名	採択年度	完了年度	計画戸数	計画(定住)人口	備考
二階堂（小島）	天理市	昭和49年度	昭和54年度	—	—	流域下水道に接続
二階堂（合場）	天理市	昭和49年度	昭和62年度	—	—	流域下水道に接続
滝	五條市	昭和55年度	昭和58年度	37	180	
長引	奈良市	昭和59年度	昭和61年度	55	240	
尾山	奈良市	昭和61年度	平成2年度	106	515	
石打	奈良市	昭和63年度	平成3年度	140	590	
竹内	葛城市	平成元年度	平成5年度	—	—	流域下水道に接続
切幡	山添村	平成3年度	平成7年度	55	240	
三ヶ谷	山添村	平成4年度	平成7年度	69	230	
椿尾	奈良市	平成5年度	平成13年度	(64)	(294)	中畑地区に接続
香東	吉野町	平成5年度	平成8年度	93	303	
中畑	奈良市	平成6年度	平成13年度	314	1,235	椿尾を含む
藤井	天理市	平成6年度	平成8年度	28	120	
田原	奈良市	平成7年度	平成16年度	444	1,455	
南部	宇陀市	平成8年度	平成13年度	—	—	公共下水道に接続
長滝	天理市	平成8年度	平成10年度	32	120	
東部第1	奈良市	平成9年度	平成18年度	670	1,796	
福貴畑	平群町	平成9年度	平成19年度	95	347	
広瀬	山添村	平成11年度	平成12年度	45	150	
福住	天理市	平成13年度	平成19年度	543	1,457	
東部第2-1	奈良市	平成16年度	平成21年度	289	1,520	
萱原・仁興	天理市	平成19年度	平成22年度	86	300	
東部第2-2	奈良市	平成21年度	平成26年度	364	1,270	

表 3-4-7 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法による業種別特定事業場数

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

水濁法 施行令第 一の号 番号	業 種 名	特定事業場（水濁法第 5 条第 1 項及び第 2 項の届出）				特定事業場（瀬戸内海法第 5 条第 1 項の許可）				総合計	
		一日当 たりの平均 排水量 50 ㎡以上の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	一日当 たりの平均 排水量 50 ㎡未満の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	合 計	一日当 たりの平均 排水量 50 ㎡以上の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	一日当 たりの平均 排水量 50 ㎡未満の 事業場		うち、 有害物質 使用特定 事業場
1	鋳 業			1		1					1
1の2	畜 産 農 業			77		77	1			1	78
2	畜産食料品製造業			14		14					14
3	水産食料品製造業										
4	保存食料品製造業			8		8	3			3	11
5	味噌・調味料製造業			23		23					23
6	小麦粉製造業			1		1					1
7	砂糖製造業			1		1	1			1	2
8	製 あ ん 業			7		7	2			2	9
9	米菓・こうじ製造業			22		22					22
10	飲料製造業			89		89					89
11	有機質肥料製造業			1		1	2			2	3
12	動植物油脂製造業			5		5					5
13	イースト製造業										
14	でん粉製造業			6		6	1			1	7
15	水あめ製造業			1		1					1
16	めん類製造業			76		76	3			3	79
17	豆腐製造業			179		179	3			3	182
18	インスタントコーヒー製造業										
18の2	冷凍食品製造業			2		2					2
18の3	たばこ製造業										
19	紡績業・繊維製品製造業			27	2	27	29			29	56
20	洗 毛 業			2		2					2
21	化学繊維製造業										
21の2	製 材 業			1		1					1
21の3	合 板 製 造 業			5		5					5
21の4	パーティクルボード製造業			1		1					1
22	木材薬品処理業			3		3					3
23	製 紙 業										
23の2	印刷業・出版業			19	6	19	1			1	20
24	化学肥料製造業			9		9					9
25	か性ソーダ製造業										
26	無機顔料製造業			1		1	2			2	3
27	無機化学工業製品製造業			2		2	1			1	3
28	アセチレン誘導品製造業										
29	コールタール製造業			1		1					1
30	発 酵 工 業										
31	メタン誘導品製造業										
32	有機顔料製造業										
33	合成樹脂製造業			4		4					4
34	合成ゴム製造業										
35	有機ゴム薬品製造業						1			1	1
36	合成洗剤製造業			1		1					1
37	石油化学工業										
38	石 け ん 製 造 業						3	1		3	3
39	硬化油製造業										
40	脂肪酸製造業										
41	香料製造業										
42	ゼラチン・にかわ製造業			2		2					2
43	写真感光材料製造業			1		1					1
44	天然樹脂製品製造業										
45	木材化学工業			1		1					1

水濁法 施行令 別表第 一の号 番号	業 種 名	特定事業場（水濁法第5条第1項及び第2項の届出）				特定事業場（瀬戸内海法第5条第1項の許可）				総合計		
		一日当 たりの平均 排水量50 ㎡以上の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	一日当 たりの平均 排水量50 ㎡未満の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	合 計	一日当 たりの平均 排水量50 ㎡以上の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	一日当 たりの平均 排水量50 ㎡未満の 事業場		うち、 有害物質 使用特定 事業場	合 計
46	有機化学工業製品製造業			11	1	11	1		1		2	13
47	医薬品製造業						3				3	3
48	火薬製造業											
49	農薬製造業											
50	試薬製造業											
51	石油精製業											
51の2	工業用ゴム製品製造業			1		1	1	1			1	2
51の3	医療用ゴム製品製造業											
52	皮革製造業			60		60						60
53	ガラス製品製造業			4	2	4						4
54	セメント製品製造業			14		14			1		1	15
55	生コンクリート製造業	6		73		79	2		1		3	82
56	有機質砂かべ材製造業											
57	人造黒鉛電極製造業											
58	窯業原料精製業			1		1						1
59	砕 石 業			11		11						11
60	砂利採取業			13		13	3				3	16
61	鉄 銅 業			1		1						1
62	非鉄金属製造業			3	1	3	2				2	5
63	金属製品製造業			9	1	9	1	1			1	10
63の2	空きびん卸売業											
63の3	石炭火力発電所											
64	ガ ス 供 給 業											
64の2	水 道 施 設			40	8	40	4				4	44
65	酸・アルカリ表面処理施設	2	2	25	11	27	19	9			19	46
66	電気メッキ施設			11	2	11	6	3			6	17
66の2	旅 館 業	6		551		557	13		1		14	571
66の3	共 同 調 理 場	2		7		9	1		1		2	11
66の4	弁 当 製 造 業			3		3	1				1	4
66の5	飲 食 店	4		12		16	23		1		24	40
66の6	飲食店（軽食）											
66の7	飲食店（料亭等）											
67	洗 たく 業	1	1	257	35	258	1				1	259
68	写 真 現 像 業			74	16	74	2	1			2	76
68の2	病 院			8	5	8	6				6	14
69	と 畜 業											
69の2	中 央 卸 売 市 場											
69の3	地 方 卸 売 市 場											
70	廃 油 処 理 施 設											
70の2	自動車分解整備事業											
71	自動式車両洗浄施設			257		257	1				1	258
71の2	試験研究機関			80	6	80	2	1	2	2	4	84
71の3	一般廃棄物処理施設			38		38	3	2			3	41
71の4	産業廃棄物処理施設			3		3						3
71の5	トリクロロエレン、テトラクロロエレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	5	5	14	14	19						19
71の6	トリクロロエレン、テトラクロロエレン又はジクロロメタンによる蒸留施設			2	2	2						2
72	し 尿 処 理 施 設	44		67	13	111	76				76	187
73	下水道終末処理施設	8				8						8
74	特定事業場から排出される水の処理施設											
—	指定地域特定施設	140		293		433						433
合計		218	8	2536	125	2754	224	19	8	2	232	2986

表 3-4-8 上乗せ基準の設定状況

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

対 象 水 域	有害物質についての規制の概要	生活環境項目についての規制の概要	生活環境項目に関して1日当りの平均排水量が50未満の特定事業場を規制対象としているもの
全ての公共用水域	<p>(対象物質) カドミウム、シアン、有機リン、6価クロム、砒素、総水銀、ポリ塩化ビフェニル</p> <p>(対象事業場) 有害物質を使用する一部の特定事業場（新增設に限る）</p> <p>(許容限度) カドミウム 0.01mg/ℓ 6価クロム 0.05mg/ℓ 砒素 0.05mg/ℓ シアン、有機リン、総水銀、ポリ塩化ビフェニルについては検出されないこと</p>	<p>(対象物質) BOD、SS</p> <p>(対象事業場) 日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場</p> <p>(許容限度) 新設事業場 BOD 25 (20) SS 90 (70) 既設事業場 BOD 70 (50) SS 100 (80) 染色業・浄化槽は別基準</p>	<p>(排水量の裾切り) 10m<sup>3</sup>/日以上</p> <p>(対象事業場) 汚濁負荷が著しい一部の特定事業場（新增設に限る）又は、風致地区等一部の地域で新增設される特定事業場</p>

「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」

表3-4-9 平成24年度ゴルフ場使用農薬調査結果

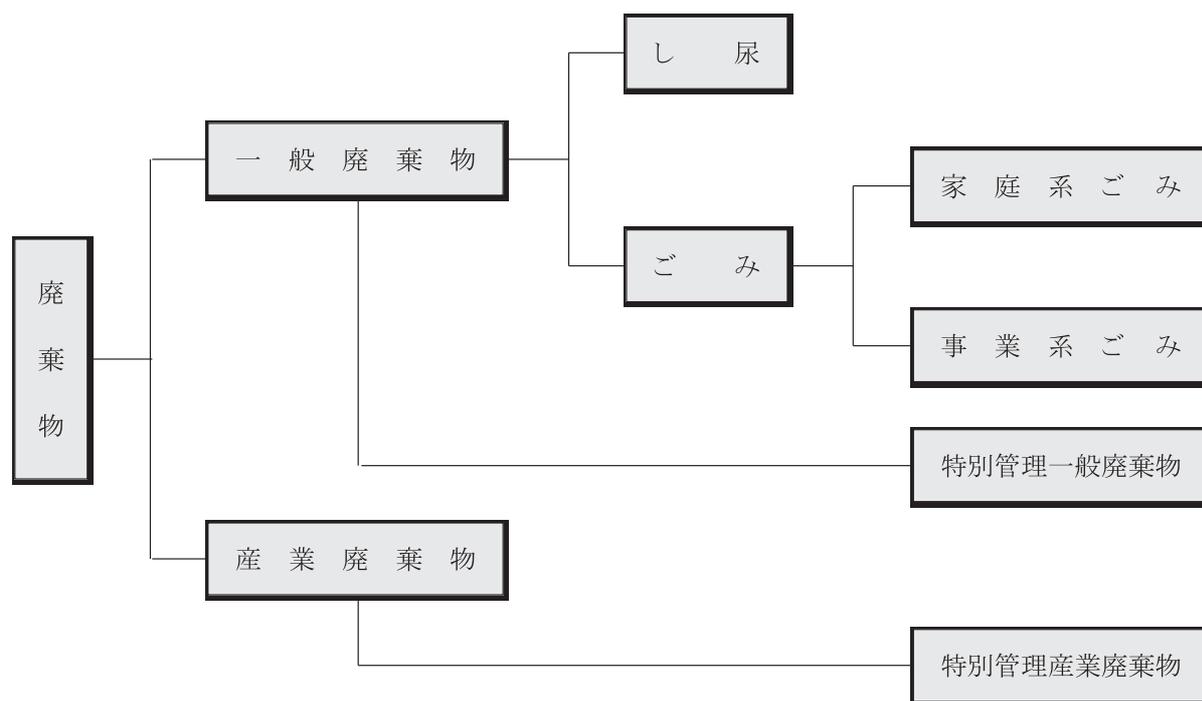
	農薬名	調査ゴルフ場数	指針値超過ゴルフ場数	環境省暫定指針値 (mg/l)	調査検体の検出範囲 (mg/l)	検出数 / 調査検体数
殺虫剤	アセフェート	24	0	0.063	<0.01	0 / 37
	イソキサチオン	24	0	0.08	<0.001	0 / 37
	エトフェンプロックス	11	0	0.82	<0.002	0 / 11
	クロルピリホス	24	0	0.02	<0.001	0 / 37
	ダイアジノン	24	0	0.05	<0.001	0 / 37
	トリクロルホン	13	0	0.05	<0.001	0 / 26
	ピリダフェンチオン	24	0	0.02	<0.001	0 / 37
	フェニトロチオン	24	0	0.03	<0.001	0 / 37
	ペルメトリン	24	0	1	<0.01	0 / 37
殺菌剤	アゾキシストロビン	24	0	4.7	<0.002	0 / 37
	イソプロチオラン	24	0	2.6	<0.001	0 / 37
	イプロジオン	24	0	3	<0.002	0 / 37
	エトリジアゾール	13	0	0.04	<0.001	0 / 26
	オキシ銅	13	0	0.4	<0.004	0 / 26
	キャプタン	13	0	3	<0.001	0 / 26
	クロロタロニル	24	0	0.4	<0.002	0 / 37
	クロロネブ	24	0	0.5	<0.001	0 / 37
	チウラム	24	0	0.2	<0.002	0 / 37
	トルクロホスメチル	24	0	2	<0.001	0 / 37
	フルトラニル	24	0	2.3	<0.001	0 / 37
	プロピコナゾール	24	0	0.5	<0.001	0 / 37
	ベンシクロン	24	0	1.4	<0.004	0 / 37
	メタラキシル・メタラキシルM	24	0	0.58	<0.001	0 / 37
	メプロニル	24	0	1	<0.001	0 / 37
除草剤	アシュラム	24	0	2	<0.001~0.009	5 / 37
	ジチオピル	24	0	0.095	<0.001	0 / 37
	シデュロン	24	0	3	<0.002	0 / 37
	シマジン	24	0	0.03	<0.001	0 / 37
	テルブカルブ	24	0	0.2	<0.001	0 / 37
	トリクロピル	24	0	0.06	<0.001	0 / 37
	ナプロパミド	24	0	0.3	<0.001	0 / 37
	ハロスルフロンメチル	24	0	2.6	<0.001~0.002	1 / 37
	ピリブチカルブ	24	0	0.23	<0.001	0 / 37
	ブタミホス	24	0	0.2	<0.001	0 / 37
	フラザスルフロン	24	0	0.3	<0.002	0 / 37
	プロピザミド	24	0	0.5	<0.001~0.004	5 / 37
	ベンスリド	13	0	1	<0.002	0 / 26
	ペンディメタリン	24	0	1	<0.001	0 / 37
	ベンフルラリン	24	0	0.8	<0.001	0 / 37
メコプロップ・メコプロップP	24	0	0.47	<0.001	0 / 37	
						11/1399

関係資料  
第3部

表 3-5-1 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 基 準
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05mg 以下であること
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下であること
1,2 -ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004mg 以下であること
1,1 -ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること
シス- 1,2 -ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04mg 以下であること
1,1,1 -トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 mg 以下であること
1,1,2 -トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること
1,3 -ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1 リットルにつき 1mg 以下であること

図 4-1-1 廃棄物の分類



関係資料  
第4部

表 4-1-1 ごみ処理の状況

(各年度 3 月 31 日現在)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計区域 画内 処人 理口	収 集 人 口 ( 人 )	1,427,714	1,422,362	1,420,895	1,417,151	1,411,454
	自 家 処 理 人 口 ( 人 )	0	0	0	0	0
	計 ( 人 )	1,427,714	1,422,362	1,420,895	1,417,151	1,411,454
年 間 発 生 量 ( ト ン )		522,182	502,550	490,375	481,895	475,295
発 生 内 訳	計 画 収 集 ( ト ン )	434,432	414,627	408,765	400,572	450,909
	直 接 搬 入 ( ト ン )	58,513	61,699	55,086	55,268	52,600
	集 団 回 収 ( ト ン )	29,237	26,224	26,524	26,055	24,386
年 間 処 理 量 ( ト ン )		492,951	476,326	463,851	455,873	453,979
処 理 内 訳	直 接 焼 却 ( ト ン )	409,312	402,955	390,894	381,283	381,344
	直 接 埋 立 ( ト ン )	4,059	3,015	2,627	2,642	2,508
	直 接 資 源 化 ( ト ン )	20,438	19,208	17,615	18,343	16,842
	中 間 処 理 ( ト ン )	59,142	49,585	54,852	53,605	53,285

※計画処理区域内人口は、各年度 10 月 1 日現在

表 4-1-2 ごみ処理(焼却処理)施設の整備状況

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

設置主体名	所在地	能力 (t/日)	処理方式	竣工年月
奈良市	奈良市左京 5-2	360	全連	S 60.8
		120	全連	S 57.3
大和高田市	大和高田市今里川合方 23	150	全連	S 61.3
大和郡山市	大和郡山市九条町 80	180	全連	S 60.11
天理市	天理市嘉幡町 189	220	全連	S 57.3
橿原市	橿原市川西町 1038-2	255	全連	H 15.4
桜井市	桜井市浅古 485-1	150	全連	H 14.11
五條市	五條市北山町 932	70	准連	H 6.9
御所市	御所市栗阪 975	72	准連	H 6.9
生駒市	生駒市俵口町 2116-91	220	全連	H 3.3
葛城市	葛城市笛堂 282	52	准連	S 48.4
宇陀市	宇陀市大宇陀区岩清水 1820	27	機バ	H 9.8
東宇陀環境衛生組合	宇陀市室生区大野 3783	20	機バ	H 8.6
平群町	平群町椿井 1737	35	機バ	H 4.3
三郷町	三郷町勢野 2141	40	准連	H 2.3
斑鳩町	斑鳩町幸前 207	40	機バ (休止中)	S 57.3
安堵町	安堵町笠目 326-1	20	機バ	H 3.10
田原本町	田原本町西竹田 279	60	准連	S 60.11
明日香村	明日香村畑 678	6	機バ	H 14.3
上牧町	香芝市上中 3350	15	機バ	S 46.3
香芝・王寺環境施設組合	香芝市尼寺 615	150	全連	S 57.2
河合町	河合町山坊 683-1	30	機バ	S 52.2
吉野広域行政組合	吉野町立野 767-2	25	機バ	H 4.6
南和広域衛生組合	大淀町芦原 185	40	准連	H 6.3
下市町	下市町新住 1010	20	機バ (休止中)	S 61.6
十津川村	十津川村高滝 190-1	10	機バ	H 4.8
上下北山衛生一部事務組合	下北山村下池原 798-2	5	機バ	H 15.3
計	27 施設			2,392 t/日

※処理方式欄の「全連」は連続焼却式、「准連」は准連続焼却式、「機バ」は機械化バッチ焼却式。

表 4-1-3 ごみ燃料化施設の整備状況

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

設置主体名	所在地	能力 (t/日)	処理方式	竣工年月
広陵町	広陵町古寺 81	35	RDF・炭化	S 19.2

表4-1-4 粗大ごみ処理施設の整備状況

(平成23年3月31日現在)

設置主体名	所在地	能力 (t/日)	処理方式	竣工年月
奈良市	奈良市左京5-2	100	破 碎	H 1. 3
大和高田市	大和高田市今里川合方23	30	併 用	S 58. 3
天理市	天理市嘉幡町189	50	併 用	S 52. 3
五條市	五條市北山町932	25	破 碎	H 6. 9
御所市	御所市栗阪975	15	併 用	H 6. 9
三郷町	三郷町勢野2141	9	圧 縮	H 2. 3
田原本町	田原本町西竹田279	15	併 用	S 60.11
河合町	河合町山坊683-1	6	併 用	H 3. 3
香芝・王寺環境施設組合	香芝市尼寺615	30	併 用	S 57. 6
吉野広域行政組合	吉野町立野767-2	13	併 用	H 5. 5
南和広域衛生組合	大淀町芦原185	8	併 用	H 6. 3
計	11施設			301 t/日

※処理方式欄の「併用」は可燃性及び不燃性粗大ごみを破碎(粉碎)する施設

「圧縮」は不燃性粗大ごみを破碎・圧縮する施設

「破碎」は原則として家具等可燃性粗大ごみを破碎することにより、容易に焼却できるよう処理する施設

表4-1-5 廃棄物再生利用(リサイクル)施設の整備状況

(平成23年3月31日現在)

設置主体名	所在地	能力 (t/日)	処理方式	竣工年月
橿原市	橿原市東竹田町1-1	47	破碎・圧縮 機械選別	H 14. 3
桜井市	桜井市浅古485-1	30	破碎・圧縮 機械選別	H 15. 3
五條市	五條市北山町932	7	圧縮機 選別	H 16. 3
葛城市	葛城市当麻120	4.2	破碎・減容 機械選別	H 15. 2
広陵町	広陵町古寺81	10	破碎・圧縮 機械選別	H 19. 2
南和広域衛生組合	大淀町芦原185	4	磁手 選別	H 6. 3
計	6施設			102 t/日

表 4-1-6 大阪湾フェニックス利用の状況

年 度	一 般 廃 棄 物		産 業 廃 棄 物	
	市町村数	搬入量 (トン)	事業所	数搬入量 (トン)
平 成 15 年 度	25	45,186	13	1,442
平 成 16 年 度	25	42,425	11	1,661
平 成 17 年 度	25	39,932	11	1,585
平 成 18 年 度	26	38,494	11	1,798
平 成 19 年 度	26	36,706	34	3,130
平 成 20 年 度	26	39,071	33	4,645
平 成 21 年 度	26	40,834	15	2,827
平 成 22 年 度	26	40,369	12	3,747
平 成 23 年 度	26	40,696	15	4,100
平 成 24 年 度	27	40,322	30	3,064

表 4-1-7 し尿処理の状況

(各年度 3 月 31 日現在)

区 分			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総 人 口 (人)			1,427,714	1,442,362	1,420,895	1,417,151	1,411,454
計 画 処 理 区 域 内 人 口	水 人 洗 化 口	公 共 下 水 道 (人)	884,039	907,972	918,974	937,027	950,550
		浄 化 槽 (人)	411,334 + 5,088 (コミプラ)	391,335 + 6,455 (コミプラ)	382,254 + 5,416 (コミプラ)	374,029 + 6,715 (コミプラ)	364,960 + 4,880 (コミプラ)
	収 集 人 口 (人)		126,373	115,816	113,509	98,937	90,643
	自 家 処 理 人 口 (人)		880	764	742	443	421
	計 (人)		1,427,714	1,422,362	1,420,895	1,417,151	1,411,454
年 間 収 集 量 (kl)			279,733	269,599	261,050	249,455	238,407
処 理 内 訳	施 設 処 理 (kl)		279,340	269,209	260,592	249,013	237,072
	海 洋 投 入 (kl)		0	0	0	0	0
	そ の 他 処 理 (kl)		393	390	458	442	1,335

※計画処理区域内人口は、各年度 10 月 1 日現在  
浄化槽人口にはコミュニティプラント人口を含む

表 4-1-8 し尿処理施設の整備状況

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

設置主体名	所在地	能力 ( <i>kl</i> /日)	処理方式	竣工年月
奈良市	奈良市大安寺西 2 丁目 281	90	高負荷 膜分離	H 15. 3
大和郡山市	大和郡山市本庄町 316	66	高負荷	H 5. 3
天理市	天理市嘉幡町 189	57	高負荷	H 4. 10
橿原市	橿原市東竹田町 148 - 1	96	高負荷 限外膜 膜分離	H 19. 3
桜井市	桜井市浅古 485 - 2	70	高負荷 限外膜	H 3. 3
五條市	五條市二見 5 丁目 4 - 2	76	嫌	S 53. 3
生駒市	生駒市北田原町 2476 - 8	80	高負荷 膜分離	H 13. 3
斑鳩町	斑鳩町神南	40	好希釈	S 52. 3
田原本町	田原本町黒田 50 - 1	50	標脱	S 58. 3
下市町	下市町新住 1010	25	高負荷	H 23. 3
十津川村	十津川村高滝 190 - 1	6	高負荷 膜分離	H 22. 4
山辺環境衛生組合	山添村遅瀬 2384	20	高負荷	S 63. 3
宇陀衛生一部事務組合	宇陀市大宇陀区和田 262	35	高負荷	S 63. 3
上下北山衛生一部事務組合	下北山村下池原	3	好	S 46. 3
葛城地区清掃事務組合	御所市僧堂 333	240	高負荷 膜分離	H 15. 3
計	15 施設			954 t/日

※処理方式欄の「嫌」は、嫌気性消化・活性汚泥処理方式  
「好」は、好気性消化・活性汚泥処理方式  
「好一」は、好気性処理のうち一段活性汚泥処理方式  
「標脱」は、好気性処理のうち標準脱窒素処理方式(旧低二段)  
「好希釈」は、好気性処理のうち希釈ばっ気活性汚泥処理方式  
「高負荷」は、生物学的脱窒素処理方式のうち高負荷脱窒素処理方式  
「膜分離」は、膜分離処理方式  
「限外膜」は、限外ろ過膜処理方式

表 4-1-9 地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）の整備状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

設置主体名	所在地	能力 ( $\text{m}^3/\text{年}$ )	処理方式	竣工年月
大和郡山市	大和郡山市矢田山町	342,911	標準活性汚泥方式	S 44
三郷町	三郷町南畑	9,131	標準活用汚泥方式	S 50
	三郷町勢野	117,430		S 54
	三郷町勢野 4 丁目	29,941		S 61
計	4 施設	499,413 $\text{m}^3/\text{年}$		

表 4-1-10 浄化槽の設置状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

設置基数 [基]	単独処理浄化槽	76,459
	合併処理浄化槽	28,723
	計	105,182

表 4-1-11 浄化槽設置届出状況（最近 5 年間）

設置基数 [基]	平成 19 年度	1,683
	平成 20 年度	1,485
	平成 21 年度	1,354
	平成 22 年度	1,338
	平成 23 年度	1,191
	平成 24 年度	1,131

表 4-1-12 産業廃棄物の種類

種 類	内 容	
法 律	(1) 燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残渣
	(2) 汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で でる泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動 植物性原料使用工業の排水処理汚泥、ビルビット汚泥、カーバイト かす赤泥、炭酸カルシウムかすなど
	(3) 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、 タールピッチ、タンクスラッジ、硫酸ピッチなど
	(4) 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などの酸性廃液
	(5) 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状 のすべての合成高分子系化合物
政 令	(1) 紙 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、 パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本 業、印刷物加工業から生じる紙、板紙のくず
	(2) 木 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたも のに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パ ルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の 流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのため に使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビ フェニルが染み込んだものに限る。
	(3) 織 維 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、 衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、 羊毛くず等の天然繊維くず
	(4) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずる、あめかす、 のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	(5) 動物性固定不要物	と畜場において、と殺または解体された獣畜及び食鳥処理場におい て、処理された食鳥にかかる固形状の不要物
	(6) ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	(7) 金 属 く ず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	(8) ガラスくず等	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリートくず（(9) を除く）など
	(9) 鉱 さ い	高炉、平炉、電気炉などの残渣、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱 石、不良石炭、粉かす
	(10) が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去にともなって生ずるコンクリートの破 片、レンガの破片その他これに類する不要物
	(11) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなど のふん尿
	(12) 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなど の死体
	(13) ば い じ ん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚でい、廃油、廃酸、 廃アルカリ、廃プラスチック類、に掲げるものでPCBが塗布され た紙くず若しくはに掲げるものでPCBが付着し、又は封入された 金属くずの焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設 によって集められたもの
	(14) 上記(1)～(6)及び(1)～(12)に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

関係資料  
第4部

種 類		内 容
政 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 令	(1) 廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類等の燃えやすい廃油
	(2) 廃 酸	水素イオン濃度指数 (pH) が2.0以下の著しい腐食性を有する廃酸
	(3) 廃 アルカリ	水素イオン濃度指数 (pH) が12.5以上の著しい腐食性を有する廃アルカリ
	(4) 感染性産業廃棄物	病院、診療所等の医療関係機関等から発生する血液、使用済みの注射針などの、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物、又はこれらのおそれのある産業廃棄物
	(5) 特定有害産業廃棄物	以下に掲げる産業廃棄物
	① 廃 PCB 等	廃 PCB や PCB を含む廃油
	② PCB 汚染物	PCB が塗布、染み込んだ紙くず PCB が染み込んだ木くず、繊維くず PCB が付着、封入された廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず
	③ PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したものであって環境省令に定める基準に適合しないもの
	④ 廃 石 綿 等	建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等の用具・器具、大気汚染防止法の特定ばいじん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿及びその事業場から排出されるプラスチックシート等の用具・器具
	⑤ 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん又は政令 に掲げる産業廃棄物のうち、一定のものであって、有害物質（*）についての、厚生省令で定める基準に適合しないもの （*） アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物	

表 4-1-13 産業廃棄物の種類別排出及び処理状況 (平成 22 年度推計値) (単位:千トン/年)

種 類	排 出 量		再生利用量		中間処理による減量化量		最終処分量	
	量	割合	量	割合	量	割合	量	割合
燃 え 殻	0	100%	0	0	0	0%	0	100%
汚 泥	799	100%	95	12%	674	84%	30	4%
廃 油	12	100%	3	28%	9	71%	0	1%
廃 酸	8	100%	3	40%	5	60%	0	0%
廃 アルカリ	3	100%	1	19%	2	81%	0	0%
廃プラスチック類	46	100%	30	66%	4	10%	11	24%
紙 く ず	7	100%	7	99%	0	1%	0	0%
木 く ず	43	100%	38	90%	3	7%	1	3%
織 維 く ず	2	100%	0	15%	1	75%	0	10%
動植物性残さ	8	100%	2	26%	5	68%	0	6%
ゴ ム く ず	0	100%	0	0%	0	0%	0	100%
金 属 く ず	22	100%	20	92%	0	0%	2	8%
ガラス陶磁器くず	48	100%	28	59%	15	32%	4	9%
鉍 さ い	6	100%	1	23%	0	0%	4	77%
が れ き 類	352	100%	333	95%	0	0%	19	5%
動物ふん尿	178	100%	178	100%	0	0%	0	0%
そ の 他	5	100%	2	32%	2	44%	1	24%
合 計	1,539	100%	743	48%	722	47%	74	5%

表 4-1-14 産業廃棄物の業種別排出及び処理状況 (平成 22 年度推計値)

種 類	排 出 量		再生利用量		中間処理による減量化量		最終処分量	
	量	割合	量	割合	量	割合	量	割合
農 業	179	100%	178	100%	0	0%	1	0%
鉍 業	3	100%	3	100%	0	0%	0	0%
建 設 業	411	100%	386	94%	4	1%	21	5%
製 造 業	216	100%	141	65%	59	27%	16	7%
電気・水道業	698	100%	20	3%	651	93%	27	4%
情報通信業	0	100%	0	100%	0	0%	0	0%
運 輸 業	2	100%	1	49%	0	21%	1	30%
卸・小売業	22	100%	12	54%	3	16%	7	30%
医療・福祉	4	100%	0	6%	3	76%	1	17%
サービス業	3	100%	2	57%	0	8	1	36%
合 計	1,539	100%	743	48%	722	47%	74	5%

表4-2-1 奈良県内の公共施設等における新エネルギーの導入状況 (平成25年1月1日現在)

(1) 新エネルギーの導入状況(クリーンエネルギー-自動車以外)

種 類	事業主体名	所 在 地 (市町村名)	施 設 名 称	発電設備容量 (kW)	熱利用設備容量 (kcal)	導 入 年 度	設 備 概 要
太陽光発電	奈良県	奈良市	県立図書館	20		平成23年度以前	図書館 20kw
			奈良県立大学(外灯)			平成23年度以前	ソーラー外灯
			奈良文化会館			平成23年度以前	時計塔(三面太陽電池時計)
			誓多林公衆トイレ	0.0097		平成23年度以前	ソーラー外灯(0.0097kw)
			奈良県工業技術センター (なら産業活性化プラザ)	40		平成23年度以前	発電:最大発電量 40kw×1基 蓄電はなし 充電はしていない
			自発光式線形誘導標	0.0172		平成23年度以前	4.3w×4基
			自発光式反射板	1.85		平成23年度以前	0.37kw×5基
			自発光式道路標(センター線)	0.0039		平成23年度以前	0.30w 3.3v 93mA 13個
			自発光式路側表示板	0.1		平成23年度以前	
			自発光式障害物表示灯	0.039		平成23年度以前	太陽電池容量13w×3基
			奈良公園			平成23年度以前	時計塔(二面太陽電池時計)
			奈良公園 8基 L=24m			平成23年度以前	交通誘導標
			大和高田市	自発光式視線誘導標			平成23年度以前
		大和郡山市	矢田山遊びの森子ども交流館	4.5		平成23年度以前	太陽光発電 4.5kw
		桜井市	プリンカーライト			平成23年度以前	中和幹線 5基(側道と本道の分岐点に設置)
		御所市	自発光式照明灯	0.085		平成24年度	85W(出力)×1基 バッテリー容量12V 38Ah以上/PL
		葛城市	葛城山園地公衆トイレ			平成23年度以前	ソーラー外灯
		宇陀市	二上山園地公衆トイレ			平成23年度以前	80A IH×20、バッテリー
		宇陀市	室生園地公衆トイレ	4.5		平成23年度以前	自動式 202V 4.5kw
		御杖村	視線誘導標 (宇陀市・宇陀郡内7ヶ所80個)	0.0132		平成23年度以前	多結晶 出力:0.165W×80基 蓄電池容量:1.2Ah 耐熱用ニッカド電池
		御杖村	自発光式道路標 (菟田野区 18個)	0.00042		平成23年度以前	単結晶太陽光モジュール 出力0.42w 電圧8.0v 10φ LED黄色6個 二次電源 ケパシタ
		河合町	畜産技術センター (みつえ高原牧場)(電気牧槽)	0.0028		平成23年度以前	太陽光発電モジュール2.8W、1.2V 電容器2次電圧5300V(断線器)
		吉野町	自発光式道路標(センター線)			平成23年度以前	
		大淀町	自発光式電光掲示板			平成23年度以前	17基
		天川村	自発光式電光掲示板			平成23年度以前	2基
		下北山村	龍泉寺前公衆トイレ	0.59		平成23年度以前	太陽光発電590W
		上北山村	自発光式電光掲示板			平成23年度以前	3基
	川上村	前鬼公衆トイレ	1		平成23年度以前	太陽電池モジュール1KWバッテリー120AH.12V×10個	
	奈良県水道局	御所市	奈良県御所浄水場	790		平成23年度以前	太陽光発電10KW
	奈良県教育委員会	奈良市	奈良東養護学校(太陽電池時計)	0.1		平成23年度以前	0.1kw
			奈良朱雀高校(太陽電池時計)	0.002		平成23年度以前	0.002kw
			奈良高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能
			西の京高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能
			登美ヶ丘高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能
			平城高校(太陽電池時計)	0.002		平成23年度以前	0.002kw
			山辺高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	ニカド電池(3.6V 1300mAh)
			奈良東養護学校: ジュラシック・ファーム「わくわく」	0.11		平成23年度以前	太陽電池 単結晶出力110w 蓄電池容量105Ah×2
			奈良養護学校	80		平成23年度以前	
			大和高田市	高田高校(太陽電池時計)			平成23年度以前
		大和郡山市	郡山高校(太陽電池時計)	0.05		平成23年度以前	0.05kw
		橿原市	橿原高校(太陽電池時計)	0.16		平成23年度以前	0.08kw×2基
		五條市	五條高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能
		御所市	青翔高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能
		御所市	青翔高校(裏門照明灯)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能
		御所市	御所実業高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能
		生駒市	奈良北高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能
		香芝市	香芝高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能
		宇陀市	大字陀高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能
		宇陀市	榛生昇陽高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能
		斑鳩町	法隆寺国際高校(太陽電池時計)	0.05		平成23年度以前	0.05kw
田原本町		磯城野高校(太陽電池時計)	0.08		平成23年度以前	0.08kw	
高取町		高取国際高校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能	
上牧町		西和養護学校(太陽電池時計)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能	
王寺町		王寺工業高校(太陽電池時計)	0.5		平成23年度以前	0.5kw	
大淀町		大淀高校(太陽電池時計)	0.1		平成23年度以前	0.1kw	
十津川村		十津川高校(ソーラー照明、ソーラー電波時計)			平成24年度	照明:蓄電池容量12V-114Ah 出力120W	
奈良県警察本部		奈良県	道路標識(自発光式)181個	0.0057		平成23年度以前	出力5.7w 蓄電池容量8.8Ah名称:路側式自発光標識
奈良市		奈良市	道路標識(路側可変式)56個			平成23年度以前	名称:路側式可変標識
		奈良市	認定こども園都祁保育園	10		平成23年度以前	太陽電池モジュール(56枚)、発電量表示パネル、出力10kw、電圧200v
		奈良市	中央消防署	10		平成23年度以前	太陽電池モジュール(56枚)、接続箱、パワーコンディショナ、表示装置 出力10kw
		奈良市	都祁行政センター	10		平成23年度以前	太陽電池モジュール(56枚)、太陽電池モニターモジュール(1枚)、パワーコンディショナ(10kw1台)、表示装置(1台)
		奈良市	梅の郷月ヶ瀬温泉施設	20		平成23年度以前	
	奈良市	奈良市保健所・教育総合センター	10		平成23年度以前		
	奈良市	奈良市南福祉センター	10		平成23年度以前	10kw×1基	
	奈良市	奈良市水道局	40		平成23年度以前	太陽電池モジュール(224枚)1枚当たり発電能力180W、パワーコンディショナ、地絡過電圧継電器、表示用モニター	
	奈良市	市立奈良病院	10		平成24年度	太陽電池モジュール(56枚)、パワーコンディショナ、日時計、気温計、データ収集装置、表示装置 出力10kw	

種 類	事業主体名	所在地 (市町村名)	施設名称	発電設備容量 (kW)	熱利用設備容量 (kcal)	導入年度	設 備 概 要	
太陽光発電	奈良市教育委員会	奈良市	椿井小学校	10		平成23年度以前		
			済美小学校	10		平成23年度以前		
			奈良市立富雄第三小中学校	10		平成23年度以前		
	大和高田市	大和高田市	総合福祉会館	25		平成23年度以前	モジュール:195W×130枚=25.35kW パワコン:10kW×3台	
			土庫こども園	5		平成23年度以前	モジュール:180W×28枚=5.04kW パワコン:5.5kW×1台	
	天理市	天理市	天理市上下水道局	20		平成23年度以前	結晶系20kW 太陽電池モジュール 接続箱 インバーター 集積装置 表示装置	
	天理市教育委員会	天理市	二階堂小学校体育館	2.1		平成23年度以前	2.1kW (37.5W×56枚)	
			井戸堂小学校	5		平成23年度以前	多結晶5kW 太陽電池モジュール、インバーター、接続箱、連結制御盤、表示装置	
			樺本小学校	5.5		平成23年度以前	太陽電池モジュール(30枚)、接続箱、パワーコンディショナ、信号変換箱、表示装置	
	橿原市	橿原市	橿原市宮香久山墓園	0.255		平成23年度以前	シリコン太陽電池最大出力51W 蓄電池容量150Ah 照明蛍光灯18W 設置基数5基	
			橿原市浄化センター	53		平成23年度以前	太陽電池容量 53kW以上	
			橿原市観光交流センター	9		平成23年度以前	太陽電池容量 9kW	
			橿原市第3こども園	5		平成23年度以前	太陽電池容量 5kW	
	桜井市	桜井市	桜井小学校	20		平成23年度以前	発電:最大発電量 10kW×2基、太陽光電池モジュール、インバーター、接続装置 売電:余剰電力を売電	
	五條市教育委員会	五條市	水道局庁舎	0.175		平成23年度以前	太陽光電池モジュール インバーター 175w	
			五條西中学校	50		平成23年度以前	単結晶50kW 太陽電池モジュール、インバーター、蓄電池、接続箱、連結制御盤、データ収集装置	
			五條小学校屋内運動場	50		平成24年度	太陽光電池モジュール、パワーコンディショナ、日射計、気温計、計測監視装置、表示装置	
	御所市	御所市	葛小学校	10		平成23年度以前	単結晶10kW 太陽光モジュール、接続箱、パワーコンディショナ、データ収集装置	
			老人保健施設 優楽	5		平成23年度以前	太陽電池34.2㎡(114㎡×30枚) 最大出力5kW	
	生駒市教育委員会	生駒市	RAKU-RAKU はうす	3		平成23年度以前	単結晶 出力:3kW 太陽光電池モジュール、インバーター	
			北コミュニティセンター I S T A	30		平成23年度以前	多結晶シリコン太陽電池 太陽電池容量30kW インバーター容量30kW	
			南コミュニティセンター	4		平成24年度	結晶系太陽電池 容量4kW インバーター容量4kW 蓄電池用カラーモニター	
	生駒市教育委員会	生駒市	俵口小学校	10		平成23年度以前	単結晶10kW 太陽光発電モジュール インバーター 接続箱 データ収集装置	
	香芝市教育委員会	香芝市	市役所庁舎	60		平成23年度以前	シリコン系 多結晶60kW 太陽光モジュール、系統連系盤、接続箱、気象計測機器(日射系)、インバーター、データ計測装置	
	香芝市教育委員会	香芝市	香芝市立香芝北中学校	50		平成23年度以前	単結晶50kW 太陽電池モジュール、系統連系盤、接続箱、気象計測機器(日射計)、インバーター、データ計測装置、蓄電池	
	葛城市教育委員会	葛城市	歴史博物館	20		平成23年度以前	太陽電池容量 20kW相当 インバーター容量 20kW(10kW×2)	
	宇陀市教育委員会	宇陀市	宇陀市役所	40		平成23年度以前	多結晶太陽電池 三相三線式200V 40kW(120wp×336枚)	
	宇陀市教育委員会	宇陀市	大宇陀幼稚園	10		平成23年度以前	交流三相三線式200V 10kW	
	平群町教育委員会	平群町	平群中学校	19.798		平成23年度以前	太陽電池容量19.798kW パワーコンディショナ容量20kW(10kW×2)	
			平群北小学校			平成23年度以前	太陽電池式FM電場時計	
	三郷町	三郷町	福祉保健センター	28.8		平成23年度以前	単結晶 180w、太陽光モジュール、パワーコンディショナ、データ収集装置	
			太陽電池案内板音声発生機(上宮遺跡公園)			平成23年度以前	太陽電池案内板音声発生機	
			総合保険福祉会館「生き生きプラザ斑鳩」町指定避難場所(20ヶ所)	5		平成23年度以前	太陽光モジュール 5kW インバーター 5kW	
	三宅町	三宅町	三宅町保健福祉施設あざさ苑	8		平成23年度以前	避難場所の出入り口(太陽電池式)	
			三宅小学校	8		平成23年度以前	8kW×2基	
				8		平成23年度以前	8kW×2基	
	田原本町	田原本町	はせがわ展望公園 第5号(すいせんの丘)	0.53		平成23年度以前	電圧4.5V 530mAh 蓄電池容量 4.0Ah	
			はせがわ展望公園 第4号(えのき広場)	0.45		平成23年度以前	電圧6.8V 450mAh 蓄電池容量 1,000mAh	
			はせがわ展望公園 第3号(みちろき広場)	0.45		平成23年度以前	電圧6.8V 450mAh 蓄電池容量 1,300mAh	
			はせがわ展望公園 第7号(森と泉の広場)	0.7		平成23年度以前	電圧6.0V 700mAh	
	曾爾村教育委員会	曾爾村	曾爾小学校(太陽電池時計)			平成23年度以前	多結晶シリコン素子	
	上牧町教育委員会	上牧町	上牧小学校	25		平成23年度以前	50基	
上牧町教育委員会	上牧町	上牧第三小学校	25		平成23年度以前	屋上設置 太陽電池容量25kW インバーター容量30kW(10kW×3台)		
		上牧第二中学校	25		平成23年度以前	屋上設置 太陽電池容量25kW インバーター容量30kW(10kW×3台)		
			25		平成23年度以前	屋上設置 太陽電池容量25kW インバーター容量30kW(10kW×3台)		
広陵町	広陵町	広陵町総合保健福祉会館	5		平成23年度以前	太陽光発電モジュール 発電容量:5kW 集熱面積:0.96㎡×40枚		
大淀町教育委員会	大淀町	大淀中学校	50		平成23年度以前	校舎屋上設置(10kW×5基)、余剰電力売電 太陽光発電モジュール、パワーコンディショナ、計測監視装置、パネル		
東吉野村教育委員会	東吉野村	東吉野村立東吉野中学校	10		平成23年度以前	10kW 太陽光発電モジュール、パワーコンディショナ、計測監視装置等		
		東吉野小学校	40		平成23年度以前	40kW 太陽光発電モジュール、パワーコンディショナ、計測監視装置等		
太陽光発電 計				1,851	0	-	-----	
小水力発電	奈良県水道局	大和郡山	水道管理センター	80		平成23年度以前	管路内設置型水車 公称最大出力80kW	
			奈良市	奈良県桜井浄水場	197		平成23年度以前	管路内設置型水車 最大出力197kW
			下北山村	小又川発電所	98		平成23年度以前	98kW
			東吉野村	ふるさと村			平成23年度以前	水車発電システム
小水力発電 計				375	0	-	-----	
バイオマス発電	生駒市	生駒市	衛生処理場「エコパーク2」	70		平成23年度以前	し尿・浄化槽汚泥の処理過程から出る汚泥を生ゴミと混ぜ発酵させることによりバイオガスが発生させる。バイオガスを燃料として発電機とボイラーを運転。発電機 420V 70kW ボイラー 最高使用圧力 0.98MPa(10kg/cm2) 最大蒸発量(換算値)0.6t/hr	
廃棄物発電・熱利用	橿原市	橿原市	クリーンセンターかしはら	5,000		平成23年度以前	焼却炉 85t/日×3基 蒸気ボイラー(最大発電量 5000kW)×1基 廃熱ボイラー(最大蒸気発生量 38t/h)×3基	
			桜井市	桜井市グリーンパーク(桜井市一般廃棄物処理センター) 焼却炉(廃棄物発電)	1,990		平成23年度以前	焼却炉75t/日×2基 蒸気ボイラー1基 廃熱ボイラー2基 三相交流同期発電機 容量2,487kW 出力1,990kW×1基
バイオマス・廃棄物発電 計				7,060	0	-	-----	
風力発電	奈良県教育委員会	奈良市	奈良養護学校:風と太陽と花の家	0.8		平成23年度以前	風力発電装置 出力400w×2 蓄電池容量 200Ah×2	
			御所市	御所実業高校(風力発電設備)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能
			田原本町	磯城野高校	0.0003		平成23年度以前	風車、発電機 出力0.3w 鉛蓄電池容量50A
			王寺町	王寺工業高校(風力発電装置)			平成23年度以前	規模が小さいため、発電量測定不能
			野迫川村	野迫川村 鶴姫風力発電施設「みらい・ゆめ・まほう」	60		平成23年度以前	発電出力40kW 1基、10kW 2基
風力発電 計				61	0	-	-----	
太陽熱利用	大和高田市	大和高田市	大和高田市立病院			平成23年度以前	集熱面積:465.6㎡(1.94㎡×240枚) 蓄熱槽容量:20m3	
			大和高田市立病院			平成23年度以前	正面ロータリーソーラー街路灯2基	
	上牧町	上牧町	保健福祉センター			平成23年度以前	平板型選択吸収膜付 保有水量 1.5% 有効集熱面積 1.94㎡ 最高使用圧力 10kg/cm2 本体寸法 1,030×2,030×96mm 重量(満水時)*	
太陽熱利用 計				0	0	-	-----	

関係資料  
第4部

種 類	事業主体名	所 在 地 (市町村名)	施 設 名 称	発電設備容量 (kW)	熱利用設備容量 (kcal)	導 入 年 度	設 備 概 要
バイオマス熱利用	奈良市	奈良市	奈良市衛生浄化センター		919,780	平成23年度以前	メタン発酵槽よりの発生ガスをメタン発酵槽等の加温用熱源として利用
	東吉野村	東吉野村	ふるさと村		36,000	平成23年度以前	薪ストーブ3基
廃棄物熱利用	大和高田市	大和高田市	クリーンセンター		340,000	平成23年度以前	170,000kcal/h×2基
	大和郡山市	大和郡山市	大和郡山市クリーンセンター 清掃センター/九条スポーツセンター		6,609,000	平成23年度以前	蒸気-水熱交換器：能力 2,203,000kcal/h×3基 蒸気式吸収式冷凍機：45US/RT
	生駒市	生駒市	清掃センター		1,000,000	平成23年度以前	500,000kcal/h×2基
	香芝市	香芝市	ごみ焼却（美濃園）		12,900	平成23年度以前	温水発生器2基、6,450kcal/h×2基
	三郷町	三郷町	清掃センター		100,000	平成23年度以前	50,000kcal/h×2基
	田原本町	田原本町	清掃工場		400,000	平成23年度以前	200,000kcal/h×2基
バイオマス燃料精製	奈良県教育委員会	田原本町	磯城野高校			平成23年度以前	バイオディーゼル燃料精製装置 製造能力MAX60L/バッチ
バイオマス燃料製造	東吉野村	東吉野村	ふるさと村			平成23年度以前	1束 100円で買い上げ
バイオマス・廃棄物熱利用等 計				0	9,417,680	-	-----
コージェネレーション	奈良市	奈良市	奈良市大宮児童館		9.8	平成23年度以前	
			奈良市西部生涯学習センター屋内施設		200	平成23年度以前	
			奈良市総合福祉センター		70	平成23年度以前	70kw×1
	生駒市	生駒市	老人保健施設 優楽		9.8	平成23年度以前	9.8kw×1
野迫川村	野迫川村	ホテルのせ川		30	平成23年度以前	コージェネレーション設備30kw 1基 客室個別空調設備31台 本館ビル暖房システム改善改善設備4台	
コージェネレーション 計				320	0	-	-----
合 計				9,666	9,417,680	-	-----

## (2) 新エネルギーの導入状況(クリーンエネルギー自動車)

種類	事業主体名	導入台数		導入年度別内訳		用途(導入済みのみ)
		合計	平成23年度以前	平成24年度		
電気自動車	奈良市	3	2	1		
	橿原市	1		1		
	広陵町	1		1		
電気自動車 計		5	2	3		
プラグインハイブリッド車	葛城市	1	1			乗用車1台
プラグインハイブリッド車 計		1	1	0		
ハイブリッド車	奈良県	95	95			乗用車95台
	奈良市	14	14			
	大和高田市	1	1			
	天理市	3	3			乗用車2台、塵芥車1台
	橿原市	5	5			
	桜井市	2		2		
	五條市	5	4	1		乗用車5台
	御所市	2	2			乗用車2台
	香芝市	2	2			塵芥車2台
	葛城市	1	1			乗用車1台
	宇陀市	2	1	1		乗用車2台
	山添村	1	1			乗用車1台
	平群町	1	1			乗用車1台
	三郷町	2	1	1		乗用車1台、塵芥収集車1台
	斑鳩町	2	2			乗用車1台、塵芥収集車1台
	安堵町	1	1			
	川西町	1	1			乗用車1台
	三宅町	1	1			乗用車1台
	明日香村	1	1			
	王寺町	2	2			ステーションワゴン1台 清掃車1台
	広陵町	2	1	1		
	吉野町	3	3			
	黒滝村	3	3			乗用車3台
天川村	3	3			乗用車3台	
十津川村	2	2			乗用車2台	
下北山村	1	1			乗用車1台	
上北山村	2	1	1		乗用車2台	
川上村	2	2			乗用車2台	
東吉野村	1	1				
ハイブリッド車 計		163	156	7		
天然ガス自動車	奈良県	1	1			乗用車1台
	奈良市	57	57			乗用車4台、パッカー車53台(24年度)
	大和郡山市	9	9			パッカー車5台 学校給食配送車4台(委託業者所有)
	橿原市	1	1			
	桜井市	1	1			
天然ガス自動車 計		69	69	0		
バイオディーゼル燃料自動車	大和高田市	1	1			1tダンプ車 1台
	橿原市	2	2			ゴミ収集車2台
	香芝市	2	2			市公共バス1台、塵芥ダンプ1台
	田原本町	2	2			ゴミ収集車1台、ショベルカー1台
バイオディーゼル燃料自動車 計		7	7	0		
合 計		245	235	10		

表 7-1-1 公害苦情調査結果 (平成 23 年度)

(単位：件)

市町村名	受 理			解 決				種 類 別 苦 情 件 数 (新規受理・移送件数を対象)										
	新規 受理	移送	繰越	解決	移送	繰越	その他	典 型 7 公 害							典型7公害以外			
								大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	合計	廃棄 物投	その他	合計
奈良市	145	0	2	112	1	6	28	49	17	1	37	1	0	34	139	1	5	6
大和高田市	12	0	0	12	0	0	0	3	3	0	5	1	0	0	12	0	0	0
大和郡山市	95	0	0	94	0	0	1	13	1	0	0	0	0	1	15	0	80	80
天理市	60	0	0	51	4	0	5	15	5	0	1	0	0	4	25	33	2	35
橿原市	45	0	0	45	0	0	0	20	11	0	3	3	0	8	45	0	0	0
桜井市	124	0	0	124	0	0	0	24	6	0	1	1	0	3	35	87	2	89
五條市	106	0	0	101	4	0	1	14	9	1	4	0	0	7	35	63	8	71
御所市	33	0	0	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	17	33
生駒市	24	0	0	24	0	0	0	9	7	0	7	0	0	1	24	0	0	0
香芝市	47	0	0	43	0	4	0	16	4	0	8	0	0	1	29	17	1	18
葛城市	67	0	0	52	0	0	15	9	6	0	2	0	0	0	17	31	19	50
宇陀市	43	0	0	42	0	0	1	4	3	0	0	0	0	1	8	35	0	35
市合計	801	0	2	733	9	10	51	176	72	2	68	6	0	60	384	283	134	417
山添村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平群町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三郷町	12	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
斑鳩町	13	0	0	13	0	0	0	5	3	0	2	0	0	3	13	0	0	0
安堵町	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7
川西町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三宅町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田原本町	8	0	0	5	3	0	0	3	4	0	0	1	0	0	8	0	0	0
曾爾村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御杖村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高取町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明日香村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上牧町	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
王寺町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広陵町	9	0	0	7	0	0	2	3	2	0	1	0	0	1	7	0	2	2
河合町	10	0	0	8	0	0	2	0	0	0	1	0	0	8	9	0	1	1
吉野町	13	0	0	13	0	0	0	5	2	0	1	0	0	0	8	4	1	5
大淀町	23	0	0	23	0	0	0	6	0	0	0	0	0	2	8	9	6	15
下市町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黒滝村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野迫川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十津川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川上村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東吉野村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡部計	96	0	0	70	3	0	23	22	11	0	5	1	0	14	53	25	18	43
市町村計	897	0	2	803	12	10	74	198	83	2	73	7	0	74	437	308	152	460
県機関全体	50	0	0	50	0	0	0	0	40	0	1	0	0	9	50	0	0	0
県全体	947	0	2	853	12	10	74	198	123	2	74	7	0	83	487	308	152	460

表 7-1-2 種類別の苦情 (新規受理) 件数の推移 (最近 5 年間)

(単位: 件)

年 度	典 型 7 公 害								典 型 7 公害 以外 の 苦 情	合 計
	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌 汚染	地盤 沈下	小計		
平成 19 年度	217	157	82	8	154	3	0	621	539	1160
平成 20 年度	229	178	62	4	116	3	0	592	560	1152
平成 21 年度	248	164	85	9	123	3	0	632	528	1160
平成 22 年度	221	118	93	7	102	0	0	541	441	982
平成 23 年度	198	123	74	7	83	2	0	487	460	947

表 7-1-3 典型 7 公害の発生源別苦情 (新規受理) 件数 (平成 23 年度)

(単位: 件)

	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌 汚染	地盤 沈下	合 計	
								件数	割合
焼 却 ( 施 設 )	21	0	1	0	1	0	0	23	4.7%
産 業 用 機 械 作 動	6	1	10	1	2	0	0	20	4.1%
産 業 排 水	0	17	0	0	2	0	0	19	3.9%
流 出 ・ 漏 洩	1	48	0	0	7	1	0	57	11.7%
工 事 ・ 建 設 作 業	7	3	32	3	2	1	0	48	9.9%
飲 食 店 営 業	1	5	4	0	6	0	0	16	3.3%
カ ラ オ ケ	0	0	2	0	0	0	0	2	0.4%
移 動 発 生 源 (自動車・鉄道・航空機)	0	0	1	2	1	0	0	4	0.8%
廃 棄 物 投 棄	2	1	0	0	2	0	0	5	1.0%
家 庭 生 活	1	12	9	0	26	0	0	48	9.9%
焼 却 ( 野 焼 き )	152	0	0	0	8	0	0	160	32.8%
自 然 系	0	8	1	0	2	0	0	11	2.3%
そ の 他	5	8	9	1	16	0	0	39	8.0%
不 明	2	20	5	0	8	0	0	35	7.2%
合 計	198	123	74	7	83	2	0	487	

表7-1-4 奈良県公害審査会の処理事件の概要

(平成25年3月31日現在)

事 件 名	事 件 の 概 要	処 理 状 況
昭和56年(調)第1号事件 (昭和56年3月14日受付)	奈良市土地改良清美事業の第2工区について、施設が完成すると有害物質を含む排水により土壌、河川が汚染され、稲作被害等が予想されるので、当該事業の差し止めを求める。	平成5年4月5日 調停成立
昭和58年(調)第1号事件 (昭和58年6月30日受付)	西吉野村一般廃棄物最終処分場について、公害問題を防止する完全な方策がとられ、さらに無公害が確認され、かつ、申請人が事業の遂行に同意しない限り、現在中止している工事を再開せず、当該事業計画の中止を求める。	昭和61年11月8日 調停成立、一部取下
昭和59年(調)第1号事件 (昭和59年1月2日)	昭和58年(調)第1号事件への参加申立て	昭和61年11月8日 調停成立
平成元年(あ)第1号事件 (平成元年3月27日受付)	被申請人工場に設置されているプラスチック破砕機等の稼働及び駐車場に早朝から出入りする車の騒音、振動により、工場に隣接する申請人らは各種の生活妨害を受けているので、工場操業の差し止めを求める。	平成元年10月27日 あっせん打切り
平成2年(調)第1号事件 (平成2年10月29日受付)	本件ゴルフ場完成後、計画どおり農薬、化学肥料を使用した場合、申請人らはそれが原因の大気汚染、水質汚濁に暴露され、農薬等は飲料水や農作物を通じて人体に吸収されるので、本件ゴルフ場において農薬、化学肥料を使用しないことを求める。	平成4年1月25日 調停成立、一部取下
平成2年(調)第2号事件 (平成2年12月25日受付)	平成2年(調)第1号事件への参加申立て	〃
平成3年(調)第1号事件 (平成3年1月30日)	昭和56年(調)第1号事件への参加申立て	平成5年4月5日 調停成立
平成3年(調)第2号事件 (平成3年3月18日)	〃	〃
平成3年(調)第4号事件 (平成3年7月8日受付)	〃	〃
平成3年(調)第5号事件 (平成3年9月2日受付)	〃	〃
平成3年(調)第6号事件 (平成3年9月12日受付)	本件産業廃棄物投棄場における水路の現状回復、農地への汚水及び土砂等の流出防止措置、流出した土砂の除去並びに流出する汚水の水質管理に万全を期し有害物質の流出がある場合はその除去のため必要な措置を講じることを求める。	平成5年3月26日 調停打切り
平成4年(調)第1号事件 (平成4年12月18日受付)	昭和56年(調)第1号事件への参加申立て	平成5年4月5日 調停成立
平成6年(調)第1号事件 (平成6年3月14日受付)	本件処分場について安定5品目、自社物以外の産業廃棄物の投棄をしないこと、遮水シートの設置、申請人らの処分場への立入り等を認めるとともに、水質検査の結果についての書面を交付することを求める。	平成6年11月29日 調停成立
平成8年(調)第1号事件 (平成8年3月6日受付) 平成9年(調)第1号事件 (参加申立て) (平成9年2月24日受付)	本件処分場について、廃棄物の崩落防止のための危険防止措置をとるとともに、産業廃棄物を処分場から搬出撤去することを求める。	平成9年4月22日 調停打切り

事 件 名	事 件 の 概 要	処 理 状 況
平成11年（調）第1号事件 （平成11年11月24日受付）	本件処分場周辺の汚染土壌等の除去、コンクリート擁壁の撤去及び搬入廃棄物の撤去、コンクリート側溝の設置、飲料水の確保等を求める。	平成15年2月7日 調停成立
平成12年（調）第1号事件 （平成12年4月12日受付）	申請人所有の土地等に被申請人が不法に埋め立てた産業廃棄物の撤去を求める。	平成12年8月24日 取下
平成15年（調）第1号事件 （平成15年8月26日受付） 平成17年（調）第1号事件 （参加申立て） （平成17年4月20日受付）	本件焼却施設の建設等にかかる一切の資料を開示するとともに、施設の稼働に伴う大気汚染による申請人らの健康及び生活上の被害を根絶するため、施設の操業を停止し、移転することを求める。	平成17年12月26日 調停成立
平成20年（調）第1号事件 （平成20年2月27日受付）	本件処分場の西側境界に設置したコンクリート側溝の原状回復、西側境界の明示、境界線西側でのボーリング調査、本件処分場の西側に所有する土地を産業廃棄物処分場として使用しないことを求める。	平成20年9月3日 取下
平成20年（り）第1号事件 （平成20年9月3日受付）	平成11年（調）第1号事件の義務履行勧告申出	

## 【環境用語の解説】

### ア

**ISO14001シリーズ** ISO (International Organization for Standardization: 国際標準化機構、本部: スイスのジュネーブ) は、1947年に設立された、電気関係を除く標準化のための非政府組織で、世界135か国が加盟している。

ISO14000シリーズは、ISOが作成を進めている「環境に配慮した企業活動の進め方の基準」に関する一連の規格で、平成8年9月1日以降19の規格が発行されている。

**アイドリング** 自動車が停止しており、エンジンが動いている状態をいう。不要なアイドリングは無駄な燃料が消費され、NO<sub>x</sub>等を含むガスが排出されるため大気汚染の原因となっている。

**赤潮** プラクトンの大増殖により、水が赤褐色などの色になる現象をいう。赤潮などの発生は、しばしば魚介類の大量死をもたらし、漁業をはじめとする産業に多くの被害を与える。

**悪臭** 物質特有のにおいを持っている化合物は40万種にも達するといわれているが、悪臭を発生する物質を化学的にみると、窒素や硫黄を含む化合物のほか、低級脂肪酸などがあげられる。悪臭防止法では22の物質を規制物質として定めている。環境省では、現在指定されている悪臭物質以外の悪臭物質の追加指定についても調査検討を行っている。

**アスベスト** 石綿ともいわれる天然の繊維状鉱物。建築物の断熱材や吸音材、自動車のブレーキライニングに使われてきたが、現在では、原則として製造等が禁止されている。また、労働

安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物処理法などで予防や飛散防止等が図られている。

### イ

**硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)** 石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、三酸化硫黄(SO<sub>3</sub>)、硫酸ミストなどの硫黄酸化物の総称。大気汚染の主役と考えられているものの大部分を占めている二酸化硫黄は、呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られる。

**一酸化炭素(CO)** 主に可燃物中の炭素が不完全燃焼により酸素と化合したもの。主な発生源は自動車であり、炭素を含む燃料が不完全燃焼することによって発生する。血液中のヘモグロビンと結合して、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。

**一般環境大気測定局** 大気汚染防止法第22条に基づき、大気汚染の状況を常時監視している測定局のこと。

**一般廃棄物** 一般廃棄物とは、廃棄物のうち産業廃棄物を除く廃棄物であり、一般家庭から排出されるごみ・粗大ごみ・し尿等、さらにオフィス等から排出されるごみ(一般廃棄物)まで含まれる。一般廃棄物に関する事務は原則として市町村の事務とされている。

### ウ

**ウィーン条約** 正式には「オゾン層保護のためのウィーン条約」という。1985年3月、オーストリアのウィーンにおいて採択され、88年9月に発効した。オゾン層を保護するために、5種の特定フロンと3種のハロンの生産量及び消費量の段階的削減、開発途上国に対する特別の

配慮などについて規定されている。わが国は1988年9月に加盟した。

**上乘せ基準** 汚濁物質等の排出の規制に関して、都道府県が条例で定める基準であって、国が定める基準よりも厳しいものをいう。

なお、いわゆる「上乘せ」は、基準値そのものを厳しくするもののほか、規制対象施設の範囲を広げるもの、規制対象項目を広げるもの（「横だし」と呼ばれる。）をも含めて使われる場合がある。

## 工

**エコ・ステーション** 電気自動車に電気を供給する充電設備や、天然ガス自動車に天然ガスを供給する充電設備など、低公害車に燃料を供給する設備を設置している施設。

**エコマーク** 環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。消費者が環境的によりよい商品を選択するときの基準となるように導入され、1990年2月にスタートした。メーカーや流通業者の申請を受けて、(財)日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけることが許される。環境保全効果だけでなく、製造工程でも公害防止に配慮していることが必要。エコマークの許可された商品は、100%古紙のトイレットペーパーや流しの三角コーナー用の漉紙など、1992年5月現在で、2071製品にのぼっている。このようなマークはドイツ、北欧、カナダ、フランス、韓国、EC、オランダでも導入されている。

**エコロジー** 生物集団間及びそれを取りまく無機的環境との関連を研究する学問。日本語では「生態学」と訳される。エネルギーや物質循環などの環境要因もその研究対象とされ、最近で

は自然科学的分野のみならず、社会科学的分野及び人文科学的分野からのアプローチも求められており、生物学の一分野として捉えきれない学際的な学問領域として発展してきている。

## オ

**オキシダント(Ox)** 大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線により光化学反応をおこして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)、過酸化物等の酸化性物質の総称である。光化学スモッグの原因物質であり、濃度が高くなると目やのどに刺激を感じたり、頭痛がする。

**汚染者負担の原則(PPP: Polluter Pays Principle)** PPP: Polluter Pays Principleの欄を参照

**オゾン層** 地球上のオゾン(O<sub>3</sub>)の大部分は成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。このオゾン層が近年、フッ素化合物などの人工化学物質によって破壊されていることが明らかになってきた。フッ素化合物(総称フロン)は冷蔵庫、エアコンの冷媒、電子部品製造時の洗浄剤、スプレーの噴射剤に使用されてきたが、使用后、大気中に放出されると、対流圏では分解されず、成層圏に到達し、太陽光により分解されるが、その際に生ずる塩素原子がオゾン破壊する。

フロンと同様にオゾン破壊するものに消火剤用ハロン、洗剤用トリクロロエタン、それに四塩化炭素などがある。オゾン層の破壊により増加する紫外線はUV-B(280~320nm)である。この紫外線はエネルギー量は少ないが、人間の健康に大きな悪影響を及ぼす。例えば白内障、皮膚ガンの増加、皮膚免疫機能の低下などである。植物に対しても成長阻害、葉の色素の

形成阻害が起きる。

**オゾン層保護法** 正式には「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」という。1988年5月、わが国において、ウィーン条約及びモントリオール議定書の的確かつ円満な実施を確保するために制定された。

**汚泥** 工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機質の多分に混入した泥のみではなく、無機性のももの含む。

**温室効果ガス** 大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象を温室効果という。赤外線を吸収する気体（温室効果ガス）には、二酸化炭素（炭酸ガス）、フロン、メタンなどがある。

## 力

**化学的酸素要求量（COD：Chemical Oxygen Demand）** 水中の有機物質などが過マンガン酸カリウムによって化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量。数値が大きくなるほど汚濁している。湖沼や海域の水質汚濁の一般指標として用いられる。

**拡大生産者責任** 生産者は、製品の製造・流通・使用段階だけでなく、製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで環境負荷軽減の責任を負うという考え方。廃棄されてゴミになった商品のリサイクルや処理・処分費用は生産者が負担することになり、製品価格への上乗せも考えられるが、リサイクルしやすい製品や処理・処分時に環境負荷が低い製品開発が進み、より効率的で低コストな廃棄物処理が実現すると考えられる。英訳（Extended Producer Respon-

sibility）の頭文字を取ってEPRとも呼ばれる。

**家電リサイクル** 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）は、家庭用電気機器のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機のリサイクルを義務づけている。機器の使用者は、その再商品化費用を「リサイクル券」の購入により負担し、製造業者等がその機器に使用していた資材の再商品化を実施する。

**活性汚泥** 多数の好気性（呼吸時に酸素を必要とする）細菌、原生動物などの生物を主体とする粘質の小片（フロック）を含んだ汚泥をいい、有機物の吸着性、分解性に優れ、また自体も沈殿しやすいため下水の生物的処理に用いられる。

**環境影響評価** 開発行為が空気・水・土・生物等の環境に及ぼす影響の程度と範囲、その防止策について、事前に予測と評価を行い、地域住民の意見を反映し、環境に与える影響を少なくするようにすることである。

**環境基準** 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。公害対策を進めていく上で、行政上の目標として定められているものであり、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、ダイオキシン類について定められている。国民の健康を適切に保護できる、十分に安全性を見込んだ水準で定められていることから、この基準を超えたからといって、すぐに健康に悪い影響が表れるというものではない。水質に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」「生活環境の保全に関する環境基準」、騒音に係る環境基準には、「騒音に係る環境基準」「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」「航空機騒音に係る環境基準」がある。

**環境基本法** 環境に関する分野について、国の政策の基本的な方向を示す法律。平成 5 年 11 月 19 日に公布・施行された。この環境基本法の制定により公害対策基本法は廃止された。「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的強調による地域環境保全の積極的推進」を 3 つの基本理念とし、国や地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、諸施策等について記述されている。

**環境教育・環境学習** 自然と人間活動の関わりについて理解と認識を深め、責任のある行動がとれるよう国民の学習を推進すること。

**環境月間** 昭和 48 年から、毎年、6 月 5 日からの 1 週間を「環境週間」としていたが、平成 3 年からは、6 月を「環境月間」として環境省、関係省庁、地方公共団体、民間団体等によって各種の普及啓発事業が行われている。

**環境の日** 環境基本法第 10 条において、6 月 5 日を「環境の日」とすることが定められている。この日は、国連の「世界環境デー」でもある。

**環境マネジメントシステム（EMS）** 組織が自ら環境方針を設定し、計画を立案し（Plan）、それを実施・運用し（Do）、点検・是正を行い（Check）、見直す（Action）という一連の行為により、環境負荷の低減を継続的に実施できる仕組みをいう。

## キ

### 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

地球温暖化問題に対する公式の政府間の検討の場として、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）の共催により 1988 年 11 月に設置された。地球温暖化に対する化学的知見の

充実、環境や社会経済に与える影響評価、対策の方向などの検討を行っている。約 1000 人へのぼる世界中の科学者、専門家の参加による検討作業の結果、1995 年 12 月に第二次評価報告書等をまとめ、地球温暖化対策に必要な基礎的認識の形成に大きな役割を果たしている。

**気候変動枠組条約** 気候に対して危険な人為的な影響を及ぼさないような水準に、大気中の温室効果ガス（二酸化炭素など）の濃度を安定化させることを目的として、地球温暖化に対する世界的な取組の枠組を設定するもの。地球サミット中に日本を含む 155 か国が署名。平成 6 年 3 月発効。

**規制基準** 工場等から排出される汚水、ばい煙及び発生する悪臭・騒音等についての限度を定めた基準であり、この数値は、人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などに影響を及ぼす限界などを考慮して定められ、具体的数値は各法令に定められている。

**規制地域** 悪臭防止法、騒音規制法及び振動規制法においては、悪臭・騒音及び振動の発生を規制する地域を都道府県知事が指定するという指定地域制度をとっている。指定地域は、公法上・行政上の規制を行うことにより、公害問題を公益的な見地から解決する必要があると認められる地域のことである。

**京都議定書** 平成 9 年に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で採択された。先進国に温室効果ガスを削減する数値目標の達成を義務づけるとともに、国際的に協調して、目標を達成するための仕組みも導入した。

**許容限度** 自動車 that 一定条件で運行する場合に発生する騒音の大きさの限度。道路交通騒音低

減のための自動車単体への規制である。環境大臣が許容限度を定め、国土交通大臣は、車両の保全基準を定める法令・規制の中でこの限度値が守られるように考慮しなければならない。

**近隣騒音** 飲食店等の営業騒音、拡声器使用の商業騒音、家庭の電化製品や楽器、ペットの鳴き声などが原因の生活騒音を総称している。特に生活騒音については、工場騒音等と異なり規制が難しいことから、解決策として各人の生活マナー向上や近隣への気遣いが不可欠である。

## ク

**グリーン購入** 商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく『環境』の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。

## ケ

**K値規制** 大気汚染防止法において定められた硫黄酸化物を排出するばい煙発生施設に対する排出基準。これは、施設の排出口から排出された硫黄酸化物について、それが拡散したときの周辺の地上における濃度を考慮して排出基準を定めるものであり、 $q = K \times 10 - 3 \text{ He}^2$  という式で表される（ $q$ ：硫黄酸化物の量、 $K$ ：地域ごとに定められる値、 $\text{He}$ ：補正された排出口の高さ）。

K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

## コ

**公害** 環境基本法でいう「公害」とは、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下の典型7公害のことである。

**公害防止管理者** 「特定工場における公害組織の整備に関する法律」に定められた特定工場において、公害の防止に関する業務のうち技術的事項を管理する者。事業内容が、①製造業、②電気供給業、③ガス供給業、④熱供給業のいずれかの業種に属する特定工場を設置している者は、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設、振動発生施設及びダイオキシン類発生施設の区分ごとに、それぞれ異なる公害防止管理者を選任しなければならない。

**公害防止協定** 公害防止の一つの手段として、地方公共団体又は住民と企業の間締結される協定。これは、法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示等を内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な公害防止対策の手段として広く利用されている。

**光化学スモッグ** 大気中の窒素酸化物や炭化水素は、太陽からの強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）、アルデヒド類などの酸化性物質となるが、これらを総称してオキシダントと呼ぶ。これらの物質からできたスモッグが光化学スモッグであり、日差しが強く、気温が高く、風が弱い日中に発生しやすくなる。粘膜への刺激、呼吸器への影響など人に対する影響のほか、農作物などの植物に影響を与える。

**公共用水域** 河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用に解放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域。

**こどもエコクラブ** 地域において環境に関する活動を行う小・中学生のグループの総称。全国の小・中学生の継続的な環境活動を支援するた

め、環境省が平成7年度から委託事業で始めた。



## サ

**再生紙** OA化の進行とともにオフィスから排出される紙ごみが増加し、焼却炉の過負荷が問題となっており、自治体や企業の中には古紙回収・再生紙利用を積極的に進めるところも出てきた。最近では、OA用の再生紙も出てきて、品質は向上してきているが、まだ問題は残っている。人手不足から回収業者が減ってきており、再生紙の利用を増やすには、効率的な古紙回収システムの整備等を進め、コストの低減を図ることが望まれている。

**産業廃棄物** 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類その他政令で定められた20種類をいう。産業廃棄物に関する事務は原則として都道府県及び政令で定める市の事務とされている。

**産業廃棄物税** 循環型社会の形成を目指し資源の有効利用を図り、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量その他その適正な処理を推進するために創設された法定外目的税。県では、最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税している。税は民間事業者の排出抑制への取組支援、不法投棄撲滅等の適正処理の推進、その他循環型社会推進事業に役立っている。

**酸性雨** 化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の降下物のことであり、通常pHが5.6以下のもの。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与えるなど、国境を越えた国際的な問題となっている。

**資源有効利用促進法** 正式には、「資源の有効な利用の促進に関する法律」といい、旧「再生資源の利用の促進に関する法律」を改正したもので、企業が回収した製品などを再利用するリサイクル対策強化と、廃棄物の発生を抑制するリデュース、製品や部品などを再利用するリユースの「3R」を新たに導入。使用後の廃棄量が多い製品について、省資源・長寿命化の設計・製造、修理体制の充実などを事業者が義務づけ、部品等の再使用が容易な製品設計・製造、使用済製品から取り出した部品の再使用、分別回収のための表示なども定めている。また、スラグ、汚泥等を削減するため、事業者が副産物の有効利用を促進し、計画的にリサイクルを行うように義務づけた。

**自然公園** 自然公園とは、自然公園法に基づいて指定された国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいい、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養の場として役立っていることを目的としている。

わが国の自然公園は、公園当局が土地を所有し、これを一体的に整備管理する、いわゆる営造物公園とは異なり、土地の所有に関係なく一定の素質条件を有する地域を公園として指定し、風致景観の保護のため公用制限を行う、いわゆる地域制の公園である。

**指定文化財** 文化財保護法などにより、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群のうち、とくに重要なもので保護の必要のあるものをいう。指定文化財は、現状の変更の規制を受け、その修理や管理についても、法・条例の規定により実施されることとなる。

**自動車排出ガス測定局** 「大気汚染防止法」に基づき、都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。このため設置される測定局のうち、道路周辺に配置されたものを自動車排出ガス測定局という。

**循環型社会** 平成12年6月に、循環型社会の形成に向けた基本的な枠組みとなる法律として、「循環型社会形成推進基本法」が制定された。循環型社会とは、まず廃棄物等の発生が抑制され、次に循環資源の循環的な利用（再使用・再生利用・熱回収）が促進され、及びやむを得ず廃棄物として処分するものの適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会から脱却し、「最適生産・最適消費・最少廃棄」社会への変換が求められている。

**循環資源** 廃棄物処理法に規定された廃棄物、及び収集、廃棄された物品、または人の活動に伴い副次的に得られた物品のうち、有用なもの。

**浄化槽** 生活排水のうち、し尿（水洗トイレ汚水）と、台所や風呂、洗濯などの生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理する装置。し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」（生活雑排水は未処理で放流）と、生活雑排水もあわせて処理する「合併処理浄化槽」の2種類があるが、平成13年度の浄化槽法の改正等によって、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では浄化槽といえば合併処理浄化槽を意味するようになってきている。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなり、下水道の整備等と並んで、浄化槽の普及が求められている。

**振動レベル** 振動の加速度レベルに人体の振動感覚に近い周波数補正を加えた振動の大きさ。

単位はデシベル（dB）。振動はその方向によって人体への影響が異なるが、振動規制法では、公害の対象となる振動の周波数域では人体が鉛直方向の振動をより強く感じるとして、鉛直振動の大きさのみを規制対象としている。

**新エネルギー** 石炭・石油などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。新エネルギーには、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーも含まれる。

**森林環境税** 多様な公益的機能を有する森林を県民全体の環境資源として保全するための新たな取組を推進するため、県民税の特例として平成18年4月から導入。県民税の超課税方式で徴収し、個人は年額500円、法人は現行の県民税均等割の税額の5%相当額が税額となる。

税の用途は、施業放置林を対象とした強度な間伐等の整備、荒廃している里山林の整備、森林育成への県民意識の醸成を図る森林環境教育の推進などである。

## ス

**水質総量規制** 閉鎖性水域の水質環境基準を確保するために、排出される汚濁物質の総量を全体的に削減する制度。現在、対象となる閉鎖性水域は、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3水域が指定されており、この3水域及びこれらに流入する河川等へ排出している事業所（工場や下水処理場など）が規制対象になっている。

総量規制で対象とする項目は、化学的酸素要求量（COD）・窒素・りんが指定されている。

**水質総量規制基準** 指定地域内事業場（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3水域の流域に立地する一定規模以上の事業場）から排出される汚濁負荷量について定める許容限度で、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量について、業種ごとに知事が定める一定の濃度と工程排水の積から算定される。

**水素イオン濃度（pH）** 水（溶液）の酸性またはアルカリ性の程度を示す指標であり、pH7は中性を示し、それ以上の数値はアルカリ性、それ以下の数値は酸性を示す。

## セ

**生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical Oxygen Demand）** 溶存酸素の存在下で、水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量。数値が大きくなるほど汚濁している。河川の水質汚濁の一般指標として用いられる。

**生分解性プラスチック** 微生物の働きによって水と二酸化炭素に分解されるプラスチックのこと。生ゴミ袋やコップなどのコンポスト資材、マルチフィルムや育苗ポットなどの農業土木資材、生鮮食料品用トレーなどの食品包装容器にはすでに利用されている。今後はリサイクルの難しい分野への普及が期待されている。

**ゼロ・エミッション（zero emission）** 最終処分される廃棄物をゼロにしようとする試み。工場から排出される廃棄物の発生量を徹底的に減らし、リサイクルすることでゼロ・エミッションを達成すれば、環境に配慮している企業イメージをアピールできる。また、省資源・省エネルギーにつながるため、コスト削減のメリットがある。国連大学が1994年に提唱した研究構想。

## ソ

**騒音レベル** 騒音の大きさ。単位はデシベル（dB）で、音圧レベルのうち、特に人間の聴覚に影響を与える周波数に重みをつけた補正（A特性補正という。）を行ったものを騒音レベルと呼ぶ。騒音測定値の正確性を期するため、騒音規制法では計量法に合格した騒音計の使用が定められている。

## タ

**ダイオキシン類** ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称であり、農薬の製造や物の燃焼等の過程において非意図的に生成し、その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBには14種類の異性体が存在し、その有害性はこれら異性体の中で最強の毒性を有する2、3、7、8、-TCDDの毒性に換算し、毒性等量（TEQ）として表示される。

**大腸菌群数** 大腸菌のほとんどの種はひとの健康に有害なものではないが、これが多数存在する場合には、同時に赤痢菌、防疫菌、チフス菌などの病原菌が存在する可能性がある。このことから、汚濁の有無の間接的指標として利用されている。

**多量排出事業者「廃棄物処理法」及び「奈良県産業廃棄物処理計画作成指導要綱」**において、①年間50トン以上の産業廃棄物を発生させる事業所を有する事業者、②資本金4千万円以上の建設業者であって県内で工事を行うもの、③年間50トン以上の特別管理産業廃棄物を発生

させる事業所を有する事業者、④許可病床数 150 床以上の病院を、多量排出事業者として規定。

## チ

**地球温暖化** 二酸化炭素、メタン、一酸化炭素などの温室効果気体の増加によって地球の気温が高まること。気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が1990年にまとめた報告は、21世紀中に全球平均表面気温は、1.4℃～5.8℃上昇し、海水の膨張などにより21世紀末には9cm～88cm上昇するとともに、降水強度の増加、夏季の揚水、熱帯サイクロンの強大化などの異常気象が起きることにより、生態系や人間社会に対する影響を指摘している。

**地球温暖化防止京都会議 (COP3)** 気候変動枠組条約に基づき地球温暖化対策を進めるため、この条約を結んでいる国々が集まり、具体的な対策を協議している。1997年(平成9年)12月1日から11日まで京都で第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議)が開催され、2008年から2012年までに、日本、アメリカ、EU(ヨーロッパ連合)など先進国(39カ国)全体で二酸化炭素、メタンなど6種類の温室効果ガスの総排出量(二酸化炭素換算)を1990年に比べ5%削減する京都議定書が採択された。

**窒素酸化物 (NOx)** 空気中や燃料中の窒素分の燃焼などによって生成され、酸性雨や光化学スモッグの原因となる。このうち、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)は高濃度で呼吸器に悪影響を与えるため、環境基準が設定されている。主な発生源は、自動車、工場の各種燃焼施設、ビルや家庭の暖房器具など広範囲にわたる。発生時には、一酸化窒素(NO)が大部分を占めるが、大気中で一部が酸化され、二酸化窒素となる。そのため、大気汚染の原因物質としては、一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物としている。広

くは、亜酸化窒素(N<sub>2</sub>O)や硝酸ミスト(HNO<sub>3</sub>)などが含まれる。

## テ

**低公害車** 従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ディーゼル・電気ハイブリッド自動車・低燃費かつ低排出ガスガソリン車などをいう。低公害車普及は、地球温暖化対策や、大都市の大気汚染の改善のための抜本的な対策の一つとして期待されており、海外の動向ともあいまって今後は技術開発、制度面の整備が急速に進み、普及が拡大するものと思われる。我が国でも国土交通省、経済産業省、環境省が低公害車購入に対する補助、低公害車フェアの開催などの施策を行っている。

**デポジット制度** 製品本来の価格に容器の預かり金(deposit)を上乗せして販売し、容器を所定の場所に戻したときに預かり金を返却する制度。現在、ビール瓶や一升瓶などのガラス瓶容器は全国規模のデポジット制度が確立されている。

**天然ガス自動車** 都市ガスの原料である天然ガス(タクシーなどで使われているLPガスとは別のもの)を圧縮して積み込みエンジンに吹き込んで燃やす自動車。走行性能はガソリン車とほぼ同じだが、黒煙を全く出さず、窒素酸化物や地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量も今までの車より少ない低公害車である。現在、世界で約410万台の天然ガス自動車が使われている。

**天然記念物** わが国にとって学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物(それらの存する地域を含む)であって、その保護保存を主務官庁から

指定されたもの。



**登録文化財** 建設後 50 年を経過し、現在、重要文化財等の指定を受けていない建築物・土木構造物（橋、ダム、堤防等）・その他の工作物を国の登録台帳に登録して保存を図るもの。登録文化財制度は、大幅な現状変更等に届出を必要とするだけで、所有者の自主的な保護に期待する制度であり、文化財を活用しながら保存していこうとする、やわらかな仕組みをいう。平成 8 年の文化財保護法の一部改正により導入された。

**特定建設作業** 建設工事として行われる作業のうち、著しく騒音・振動を発生するとして政令で指定した作業をいう。騒音規制法では杭打ち機や削岩機、ショベルカーなどを使用する 8 種類の作業を、振動規制法ではブレーカーなどを使用する 4 種類の作業を指定している。

**特定施設** 水質汚濁防止法では、「人の健康及び生活環境に被害を生じるおそれのある程度の物質を含む汚水又は廃液を排出する施設であって政令で定めるもの」、騒音規制法・振動規制法では「工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって政令で定めるもの」を特定施設と定めている。大気汚染防止法ではこれに相当するものとして、ばい煙発生施設と粉じん発生施設が定められている。工場又は事業場が特定施設等を設置しようとするときは、事前に都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない。

**特定有害産業廃棄物** 廃 PCB・PCB 汚染物・PCB 処理物、廃石綿等及び燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん又はそれらを処分するために処理したものうち、

環境省令で定める有害物質等の基準に適合しないもの。3 ng-TEQ/g を超えるダイオキシン類を含む廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻、廃ガス洗浄施設の汚泥及びこれらを処分するために処理したもの。

**特定有害物質** 農用地の土壤に含まれることに起因して、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、または農作物等の生育が阻害されるおそれがある物質であって、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」に基づき、政令で指定されたものをいう。現在、カドミウム及びその化合物、銅及びその化合物並びに砒素及びその化合物が指定されている。

**都市公園** 都市公園法に定められた公園または緑地のことであり、国または地方公共団体が設置するもので都市計画施設であるもの、あるいは地方公共団体が都市計画区域内に設置するもの。



**パークアンドライド** マイカーを自宅の最寄り駅周辺の駐車場に駐車（パーク）し、電車等により乗り換えて（ライド）通勤等を行う方法。通勤等の目的で車を利用している人に対し、自宅の最寄り駅からは公共交通機関に転換させることにより、都心やその周辺部での交通混雑の緩和、交通公害の抑制や違法路上駐車削減を図ることを目的としている。特に、マイカーを自宅の最寄り駅周辺の駐車場に駐車し、電車に乗り換える場合をパークアンドレイルライドといい、マイカーを自宅の最寄りのバス停周辺の駐車場に駐車し、バスに乗り換える場合をパークアンドバスライドという。また、最寄り駅まで家族にマイカーで送ってもらい、最寄り駅から公共交通機関に乗り換えることをキスアンドライドという。

**バーゼル条約** 正式には「有害廃棄物の越境移動及びその規制に関するバーゼル条約」という。1989年3月、スイスのバーゼルでUNEPによって採択された。①有害廃棄物の越境移動の禁止、②自国内処分の原則、③越境移動の際の事前通報及び同意を得る義務、④違法な越境移動の際の再輸入措置、⑤開発途上国への技術協力について規定されている。

**ばい煙** 燃料その他の物の燃焼に伴って発生するいおう酸化物、ばいじん（ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子）及び政令で指定される有害物質（窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素並びに鉛及びその化合物）の総称。

**バイオマス** バイオ（生物）・マス（体）のこと。樹木、草などがこれにあたる。一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。

**排出基準** 大気汚染防止法では、工場などのばい煙について排出基準が定められている。いおう酸化物については、着地濃度によってK値規制という特殊な形で規制される。ばいじんについては、施設の種類及び規模ごとに排出口における濃度について許容限度を定める。有害物質については、同じく排出口での濃度について有害物質の種類と施設の種類ごとに許容限度を定める。有害物質のうち窒素酸化物については、特定地域について総量規制もある。また、ばいじん及び有害物質については、都道府県が条例により厳しい上乘せ基準を定めることができる。

**排水基準** 特定施設を設置する工場または事業場が、公共用水域に排水を出す場合、その排水に対して適用される基準。排水基準には、国が定めた基準（一律基準）と、都道府県がそ

の地域の実態に応じて条例で定めたより厳しい基準（上乘せ基準）があり、基準違反に対しては罰則が課せられる。

**ハイブリッド自動車** 通常走行時はエンジンで走行し、停止・発進の際に余剰動力を発電機や油圧で回収・利用する自動車で、省エネルギー効果があるほか、NOxや黒煙の排出も低減されるという特徴がある。現在、ハイブリッドシステムのコンパクト化が進み、低公害車としての普及が進んできている。

**パソコンリサイクル** 資源有効利用促進法においてパソコンの回収、再資源化が製造業者に義務づけられている。平成15年10月以降販売された家庭系パソコンについては、リサイクル料金が価格に含まれ、それ以前のもの及び事務系パソコンについては、排出時にリサイクル料金を支払う。

## フ

**浮遊物質量（SS：Suspended Solids）** 水中に懸濁している物質の量のことであり、数値が大きいほど、水質汚濁が著しい。

**浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）** 浮遊粉じんのうち、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。燃料や廃棄物の燃焼によって発生したものや、砂塵、森林火災の煙、火山灰などがある。大気中に長時間滞留し、肺や器官に沈着するなどして呼吸器に影響を与える。

**フロン** メタン、エタンなどの炭化水素の水素原子の一部、または全部をフッ素原子と塩素原子で置換したフルオロカーボンの略称。大気中に放出、蓄積されたフロロンが、太陽の紫外線によって分解された塩素元素を生じ、地球のオゾ

ン層を破壊する。様々な種類があり、従来からフロン11、12、113、114、115の5種類が特定フロンとされている。

**粉じん** 物の破碎や選別などの機械的処理により発生、又は飛散する物質。一般粉じんと特定粉じんとがあるが、特定粉じんとしてはアスベストのみが指定されている。



**閉鎖性水域** 地形等により水流の出入りが悪い内湾、湖沼等の水域をいう。



**ポリ塩化ビフェニル（PCB）** 絶縁性、不燃性等の特質を有する主に油状の物質であり、トランス、コンデンサ等の電気機器を始め幅広い用途に使用されてきたが、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造は行われていない。

PCB廃棄物については、長期にわたり処分されていない状況にあるため、確実かつ適正な処理を推進することを目的として、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定（平成13年6月）され、環境事業団（平成16年4月1日より日本環境安全事業株式会社）による拠点処理施設（全国5ヶ所）の整備及び廃PCBの処理が進められている。



**マニフェスト制度（システム）** 廃棄物処理法では、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の種類、数量や、処理業者名、取扱上の注意事項などを記載した「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を交付し、産業廃棄物の処理の流れを自ら把握、管理すると

もに、最終処分されたことを確認することとされている。これにより、不法投棄の防止など適正処理を確保することを目的とした制度のこと。新たに、電子情報を活用する電子マニフェスト制度も導入された。



**モントリオール議定書** 正式には「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」という。1987年9月、カナダのモントリオールで開かれた外交官会議で採択され、1989年1月に発効したオゾン層破壊物質に関する議定書。1989年5月、フィンランドのヘルシンキで開催された第1回締約国会合において、1999年末までに特定フロンを全廃するヘルシンキ宣言が採択された。わが国は1988年9月に加盟した。1996年の第7回締約国会合で、代替フロン（HCFC）等の規制の強化が図られることとなった。



**要請限度** 市町村長は、道路交通騒音及び道路交通振動規制の測定値がある一定の数値を超過し、道路沿いの生活環境が著しく悪化していると認める時は、道路管理者や都道府県公安委員会に対して騒音（振動）低減策を講じるよう要請できる。この超過限度値を要請限度といい、車線数や沿道の土地利用状況により、それぞれ限度値が定められている。

**容器包装リサイクル** 容器包装リサイクル法\*において家庭ごみの6割の容積を占める容器包装廃棄物の資源化及び減量化を図るため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、事業者には再資源化を義務づけている。県内すべての市町村が、何らかの形で容器包装廃棄物のリサイクルを行っている。（※容器包装に係る分別

収集及び再商品化の促進等に関する法律)

## レ

**溶存酸素 (DO : Dissolved Oxygen)** 水中に溶解している酸素のこと。数値が小さいほど、水質汚濁が著しい。

## ラ

**ラムサール条約** 正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。1972年2月、イランのラムサールで採択された。この条約は、水鳥の生息地として、国際的に重要な湿地とそこに生息する動植物の保全及び湿地の適正な利用を目的としている。わが国は1980年10月に加盟した。

## リ

**リサイクル (再利用 Recycling)** 焼却してその熱エネルギーを利用するサーマルリサイクルと、素材 (材料) として再利用するマテリアルリサイクル、熱あるいは化学反応により分解し、燃料又は化学原料として再利用するケミカルリサイクルがある。

## ル

**類型指定** 環境基準は、地域の状況に応じて騒音の大きさが分けられている。この種類を類型といい、類型指定とは、都道府県知事が都市計画の用途地域等を参考としながら、それぞれの類型を当てはめる地域を指定することをいう。

水質汚濁の環境基準については、環境大臣又は都道府県知事が河川、湖沼、海域ごとに、利水目的に応じて水域類型 (ランク付け) をあてはめるが、この類型あてはめのために水域を指定することを類型指定という。

**レッドデータブック** 国際自然保護連合 (IUCN) が世界各国の専門家の協力によって作成した絶滅のおそれのある種のリストや、生態、圧迫要因等を取りまとめた資料集。

わが国においても、環境庁 (現環境省) が専門家の協力を得て、1991年、「日本の絶滅のおそれのある野生生物 (レッドデータブック)」脊椎動物編と無脊椎動物編を、2000年に植物Ⅰ (維管束植物) と植物Ⅱ (維管束植物以外) を発刊し、その後2006年までに各分類群毎の改訂版を順次発刊している。

また、奈良県においても、県内各地域の自然特性を明らかにし、県民に郷土愛の高揚や自然保護思想の普及啓発を図るため、平成15～19年度の5ヶ年間で作成作業をすすめている。

## ワ

**ワシントン条約** 正式には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」という。1973年3月、アメリカのワシントンで採択され、1975年に発効した。ワシントン条約における規制とは、絶滅のおそれのある野生動植物約1,000種を、その程度に応じて、附属書のⅠ～Ⅲにリストイングし、政府の発給した許可証のないものは取り引きしないというものである。わが国は1980年8月に加盟した。

## その他

**NPO (民間非営利組織 Non-Profit Organization)** 利益を得ることを目的とする組織である企業とは異なり、利益を関係者に分配しない、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体のこと。

ボランティアは、「個人」に注目した言葉で、

NPO は、「団体」に注目した言葉。NPO 法人とは、「特定非営利活動法人」の通称で、特定非営利活動促進法に基づき、所轄庁が認証した法人を呼ぶ。

**PPP (Polluter Pays Principle)** 汚染者負担の原則。汚染物質を排出している者は、それによって環境が汚染されることを防止するための費用を自らが負担すべきであるという考え方。

**P R T R (Pollutant Release and Transfer Register)** 化学物質の環境への排出量、廃棄物に含まれての移動量等を事業者の報告や推計に基づいて行政庁が把握し、集計し、公表する制度。

**3 R (Reduce, Reuse, Recycle)** 3 Rとは、リデュース (Reduce 発生抑制)、リユース (Reuse 再使用)、リサイクル (Recycle 再生利用) について、3つの頭文字をとって表したもの。

リデュースは、再利用しやすい製品の設計や、過剰包装の抑制等により、廃棄物の発生を減らすこと。

リユースは、使用済みの製品等について、全部又は一部をそのまま繰り返し使用すること。

リサイクルは、使用済みの製品等について、原材料等として再利用すること。

**6つの「R」(Reduce, Reuse, Recycle, Refuse, Repair, Rental)** リデュース、リユース、リサイクルの、いわゆる「3 R」にリフューズ、リペアー、レンタルの3つを加えた、6つの頭文字をとって表したもの。奈良県循環型社会構築構想において示されている。

リフューズは、ごみを増やすことになるものを受け取らないこと。

リペアーは、修理して同じ製品を長く使うこと。

レンタルは、買わなくても済むものを借りて済ますこと。

平成 25 年度版

2013

# 環 境 白 書

---

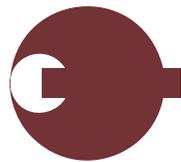
発行 奈良県景観・環境局環境政策課

〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL 0742-27-8502

FAX 0742-22-1668

E-mail [kankyo@office.pref.nara.lg.jp](mailto:kankyo@office.pref.nara.lg.jp)

---



# 奈良県

景観・環境局環境政策課  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県の環境情報サイト

**エコなら** 

<http://eco.pref.nara.jp>



奈良県エコキャラクター  
「な～らちゃん」

☆この冊子は再生紙を使用しています



環境負荷が少ない  
植物油インキを  
使用しています